

生物多様性国家戦略 2023-2030 の 実施状況の中間評価

令和 8 年 2 月

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

目次

はじめに	1
中間評価の構成と実施方法	3
第1部 5つの基本戦略と国別目標の進捗状況	5
1. 基本戦略1 生態系の健全性の回復	5
(1) 状態目標 1-1 全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している	5
(2) 状態目標 1-2 種レベルでの絶滅リスクが低減している	10
(3) 状態目標 1-3 遺伝的多様性が維持されている	12
(4) 行動目標 1-1 陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する	13
(5) 行動目標 1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する	17
(6) 行動目標 1-3 汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を50%削減等）に資する施策を実施する	21
(7) 行動目標 1-4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する	26
(8) 行動目標 1-5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める	28
(9) 行動目標 1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する	30
2. 基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決	32
(1) 状態目標 2-1 国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している	32
(2) 状態目標 2-2 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている	34
(3) 状態目標 2-3 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している	36
(4) 行動目標 2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する	38
(5) 行動目標 2-2 森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する	40
(6) 行動目標 2-3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める	43
(7) 行動目標 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する	45
(8) 行動目標 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する	47
3. 基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現	49

(1)	状態目標 3-1 生物多様性の保全に資する ESG 投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている	49
(2)	状態目標 3-2 事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる	51
(3)	状態目標 3-3 持続可能な農林水産業が拡大している	54
(4)	行動目標 3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する	57
(5)	行動目標 3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める ...	60
(6)	行動目標 3-3 遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する	62
(7)	行動目標 3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる	64
4.	基本戦略 4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）	67
(1)	状態目標 4-1 教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている	67
(2)	状態目標 4-2 消費行動において、生物多様性への配慮が行われている	69
(3)	状態目標 4-3 自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている	71
(4)	行動目標 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する	72
(5)	行動目標 4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる	74
(6)	行動目標 4-3 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す	76
(7)	行動目標 4-4 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する	78
(8)	行動目標 4-5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する	81
5.	基本戦略 5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進	83
(1)	状態目標 5-1 生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている	83
(2)	状態目標 5-2 世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様	

性保全のための資金が確保されている	86
(3) 状態目標 5-3 我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の 施策に反映され、生物多様性の保全が進められている	88
(4) 行動目標 5-1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた 関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニ タリング等を実施する	89
(5) 行動目標 5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決 定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提 供を行う	92
(6) 行動目標 5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を 進めるための計画策定支援を強化する	94
(7) 行動目標 5-4 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資 源動員の強化に向けた取組を行う	96
(8) 行動目標 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める	98
第2部 行動計画の進捗状況	100
1. 具体的施策の進捗状況の総括	100
2. 具体的施策の点検結果	106
第3部 総括	188

はじめに

生物多様性国家戦略は、「生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」）」に基づき、生物多様性条約の各締約国が策定する戦略である。我が国では、1995年に初めて策定して以降、継続的にその内容を見直し、2002、2007、2010、2012年及び2023年の計6回に亘り策定を重ねてきた。なお、2008年に生物多様性基本法（平成20年法律第58号）が施行されて以降、生物多様性国家戦略は同法第11条に基づき政府が策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられている。

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部において、「愛知目標」の後継となる生物多様性に関する新たな世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」（以下「新枠組」）が採択された。我が国は、新枠組に対応した「生物多様性国家戦略2023-2030」（以下「国家戦略2023-2030」）を令和5年3月に策定（閣議決定）し、2030年までに達成すべき短期目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げた。なお、生物多様性条約の締約国である196の国と地域のうち、新枠組に沿って生物多様性国家戦略を策定又は改定した国と地域は2025年9月末時点で55の国と地域に留まり、我が国における策定はスペインに次いで2か国目である¹。

国家戦略2023-2030は、「第1部 戦略」、「第2部 行動計画」の2部から構成されている（図0-1参照）。第1部では、「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組の柱として5つの基本戦略を掲げ、各基本戦略の下に、2030年までに達成すべき状態を示す状態目標と、状態目標を達成するために実施すべき行動を示す行動目標を定めている。この状態目標と行動目標は、生物多様性条約の下では我が国が新枠組を踏まえて定めた国別目標として位置づけられる。第2部では、第1部で掲げた行動目標の達成に向け、2030年度までに取り組む施策を記載している。

今回の国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価は、同戦略において、「本戦略の実施状況の点検・評価に当たっては、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に実施することとする。具体的には、グローバルレビューに向けて各国に提出が求められる国別報告書を作成するタイミングに合わせ、指標や個別施策の実施状況の周期的な点検や、本戦略の中間評価や最終評価を行う。」とされていることに基づき実施するものである。

「国際的な報告・評価のプロセス」に関しては、令和7年2月に開催された生物多様性条約COP16の再開会合において、新枠組の世界的な達成に向けて、その進捗状況を的確に把握・評価するべく、計254個の指標²を含むモニタリング枠組やレビューの仕組み等について合意された。このレビューの仕組みの一環として、生物多様性条約の各締約国は、新枠組を踏まえて策定した生物多様性国家戦略の実施状況について、合意されたモニタリング枠組に基づき、令和8年2月末までに第7回

¹ 生物多様性条約COP16の決定CBD/COP/DEC/16/1のAnnex Iを参照して記載。2024年10月31日時点で、新枠組に沿って策定又は改定した生物多様性国家戦略を生物多様性条約事務局に提出済みの国及び地域と、提出日が記載されている。

² 生物多様性条約COP16の決定CBD/COP/DEC/16/31のAnnex Iにおいて締約国に使用を求めるヘッドライン指標及びバイナリー（選択回答式）指標の一覧が、Annex IIにおいて使用は任意とされているコンポーネント（構成要素）指標及びコンプリメンタリー（補完）指標の一覧が示されている。

国別報告書として報告することが求められている。これを踏まえ、今回の中間評価の構成や評価項目は、第7回国別報告書への活用を見据えて、同報告書様式に一部対応させている。

なお、2026年秋にアルメニアで開催される生物多様性条約 COP17 において、各締約国から提出される国別報告書等を踏まえ、新枠組の進捗状況を把握・分析するグローバルレビューが行われる予定である。また、国家戦略 2023-2030 においては、本中間評価やグローバルレビューに関して、「中間評価・最終評価等を踏まえた指標や個別施策の見直しやグローバルレビューの結果等を踏まえた本戦略自体の見直しについても必要に応じて検討する。」とされている。



注:「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組の柱として5つの基本戦略が掲げられ、基本戦略ごとに2030年までに達成すべき状態を示す「状態目標」と、状態目標を達成するために実施すべき行動を示す「行動目標」が設定され、更に行動目標ごとに関連施策が掲載されている。

図0-1 生物多様性国家戦略 2023-2030 の構成

中間評価の構成と実施方法

今回の中間評価は、原則として、国家戦略 2023-2030 の策定日である 2023 年 3 月 31 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間を対象に行った。

「第 1 部 5 つの基本戦略と国別目標の進捗状況」では、国家戦略 2023-2030 の「第 1 部 戦略」に対応させて、5 つの基本戦略（[1] 生態系の健全性の回復、[2] 自然を活用した社会課題の解決、[3] ネイチャーポジティブ経済の実現、[4] 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）、[5] 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進）並びに基本戦略の下に定めた計 15 の状態目標及び計 25 の行動目標（計 40 の国別目標）のそれぞれについて、以下を踏まえて進捗状況を総合的に評価³するとともに、主な成果や課題、今後の方針等についてとりまとめた。

- （1）各状態目標及び行動目標の進捗状況を把握するために設定されている関連指標群の推移等。
なお、関連指標には、前述の新枠組の進捗状況の把握・評価のために設定された指標のうち、ヘッドライン指標の全部と、コンポーネント指標とコンプリメンタリー指標の一部を含む。また、関連指標については、第 1 部において、各状態目標及び行動目標の「②主な成果や進捗状況」及び「③主な課題や今後の方針」の項目の文中において山括弧<>付きで表記するとともに、「④関連指標」の項目においてデータをグラフ化する等して示した。
- （2）状態目標については、その達成に向けた状況に関して、2020 年を基準年（ただし、データの利用可能性に応じて 1～3 年程度前後する。）とする短期トレンドを総合的に評価した「生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価 2028（JBO4 : Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言」（以下「JBO4 中間提言⁴」）
- （3）行動目標については、本中間評価における「第 2 部 行動計画の進捗状況」の内容

「第 2 部 行動計画の進捗状況」では、国家戦略 2023-2030 の「第 2 部 行動計画」に対応させて、行動目標毎に掲げた計 392 の具体的施策について、取組状況、成果、課題、今後の方針等を取りまとめ、進捗状況を点検した。

「第 3 部 総括」では、上記の第 1 部と第 2 部の結果から国家戦略 2023-2030 全体の進捗状況を集約して示すとともに、主な成果や今後の課題等について記した。

なお、本中間評価については、2025 年 11 月 4 日～2025 年 12 月 3 日にパブリックコメントを実

³ 第 7 回国別報告書の様式に合わせて、状態目標及び行動目標（国別目標）の進捗状況については「達成」、「目標達成に向けて順調」、「進展したが、その程度は不十分」、「大きな進展なし」、「該当なし／適用不可」、「不明」の 6 段階で評価を行っている。なお、「大きな進展なし」の評価としている場合は、状況や取組に進展が見られない場合のほか、目標から後退している場合も含まれる。

⁴ 右記 URL 参照。 <https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/jbo.html>

施の上、とりまとめた。

第1部 5つの基本戦略と国別目標の進捗状況

国家戦略 2023-2030 において「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組の柱として位置付けられる 5 つの基本戦略、並びに各基本戦略の下に設定されている状態目標及び行動目標（国別目標）のそれぞれについて、関連指標群の推移等を踏まえた進捗状況の中間評価結果は以下の通りである。

1. 基本戦略1 生態系の健全性の回復

基本戦略1 まとめと評価

状態目標は、生物多様性の三つのレベル（生態系、種、遺伝子）に沿って設定され、それぞれの健全性を回復させることを内容とするところ、生態系及び種のレベルについては、一部の生態系タイプ又は絶滅危惧種⁵で改善傾向も見られたものの、全体的には大きな進展はなかった。遺伝子のレベルについては現状では評価ができておらず、評価方法の確立が課題である。

行動目標は、陸域及び海域の30%以上の保全（30by30目標）や希少野生動植物の保護等をはじめとする生物多様性を保全する取組とともに、汚染や侵略的外来種、気候変動の影響等の生物多様性の損失の直接的な要因に対処するための取組を内容とするところ、それぞれ一定の進展があった。

（1） 状態目標 1-1 全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

森林生態系について、コンプリメンタリー指標である〈土地全体に対する森林の割合〉は概ね維持傾向にある。また、高山帯の自然草原に生育する維管束植物の植被率・種数等が維持傾向にあるほか、自然林や二次林においては樹木の地上部現存量が増えている。

陸水域生態系について、〈陸水域生態系（湖沼）モニタリングサイト毎の水生植物の種数〉、〈陸水域生態系（湖沼）モニタリングサイト毎の淡水魚類の種数〉、〈陸水域生態系（湿原）モニタリングサイト毎の湿原植物の種数〉は減少傾向のサイトがある一方で、増加傾向のサイトもあった。また、〈陸水生態系を構成するガンカモ類の種数〉は概ね維持傾向にある。なお、JBO4 中間提言では、主要汚染物質の検出状況等の生息環境は改善傾向にあるものの、湖沼については、富栄養化の

⁵ 環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類と評価されている種。

状況が改善傾向であるとしており、総合的に判断して、進展したが、その程度は不十分（信頼性：低い）と評価している。

③ 主な課題や今後の方針

農地生態系について、＜農地生態系を構成する種の増減率＞は、ニホンアカガエルの卵塊数の増減率、ヤマアカガエル/エゾアカガエルの卵塊数の増減率、ゲンジボタルの記録個体数の増減率、ヘイケボタルの記録個体数の増減率はいずれも減少傾向にあった。なお、JBO4 中間提言では、総合的に判断して、大きな進展なし（信頼性：低い）と評価している。

都市生態系について、JBO4 中間提言では、創出された緑地の質を捉えた指標の設定が困難であったため、傾向は不明と評価している。

藻場生態系について、＜沿岸・海洋生態系（藻場）面積＞は1時点のみの指標であり、今後比較可能なデータを収集することが重要である。＜沿岸・海洋生態系（アマモ場）モニタリングサイト毎のアマモ場平均被度の変化＞は概ね減少傾向にあり、＜沿岸・海洋生態系（藻場）モニタリングサイト毎の藻場平均被度の変化＞は増加傾向のサイトがある一方で、被度が0%になったサイトもいくつかあり、減少傾向のサイトが目立った。なお、JBO4 中間提言では、モニタリングサイト1000における藻場の被度、種組成等はサイトごとのばらつきも大きく、全国的な傾向は不明と評価している。

干潟・砂浜生態系について、＜沿岸・海洋生態系（干潟）面積＞は1995年以降調査が行われておらず、今後比較可能なデータを収集することが重要である。＜沿岸・海洋生態系（干潟）を構成するシギ・チドリ類の最大個体数の経年変化＞は概ね減少傾向にあり、＜沿岸・海洋生態系（干潟）モニタリングサイト毎の干潟の底生生物確認種数＞は増加傾向のサイトがある一方で、減少傾向のサイトもあった。なお、JBO4 中間提言では、干潟・砂浜生態系については、大きな進展なし（信頼性：低い）と評価している。

サンゴ礁生態系について、＜沿岸・海洋生態系（サンゴ礁）モニタリングサイトにおけるサンゴ被度＞は2020年以降維持傾向にある。なお、JBO4 中間提言では、サンゴ被度は維持傾向であるものの、白化したサンゴを確認した地点の割合が増加傾向にあることから、目標から後退したが、その程度は限定的（信頼性：高い）と評価している。

生態系ネットワークについては、＜生態系の連続性・生態系ネットワーク指数＞は現時点では解析中であり、引き続き検討を進める。

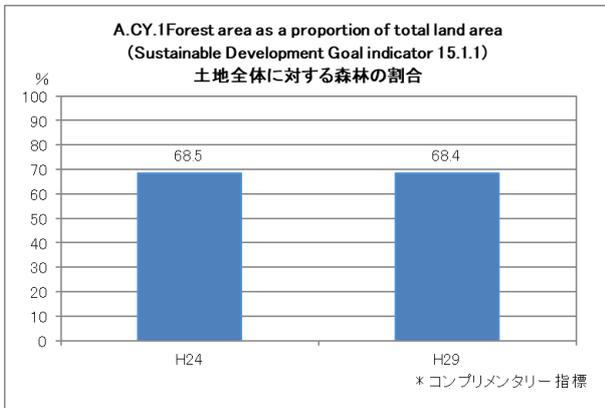
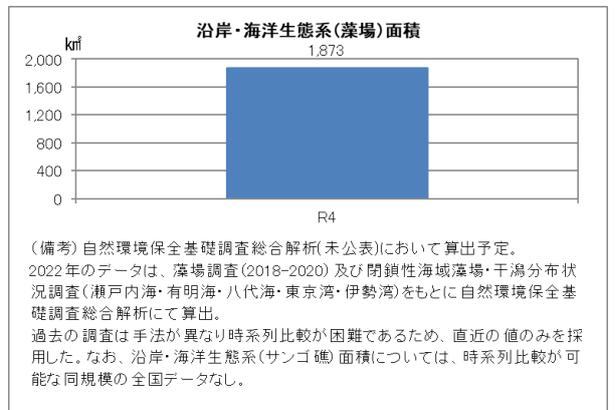
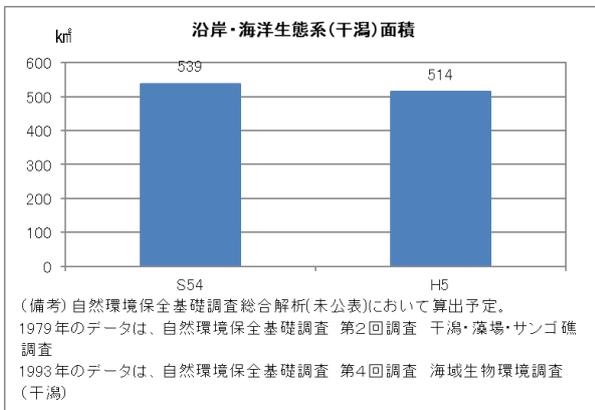
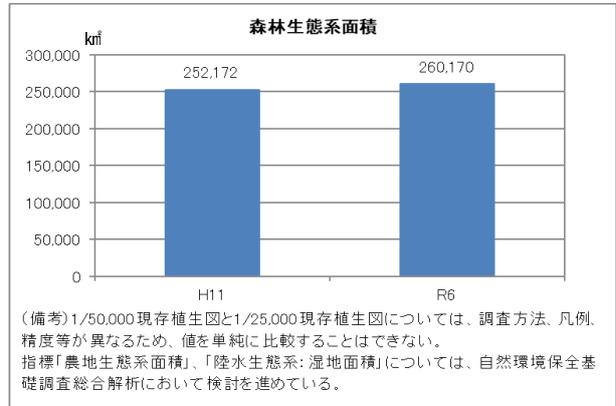
また、生態系全体に関して、ヘッドライン指標である＜自然生態系の面積＞、＜生態系レッドリスト＞は算出できておらず、引き続き検討を進める。

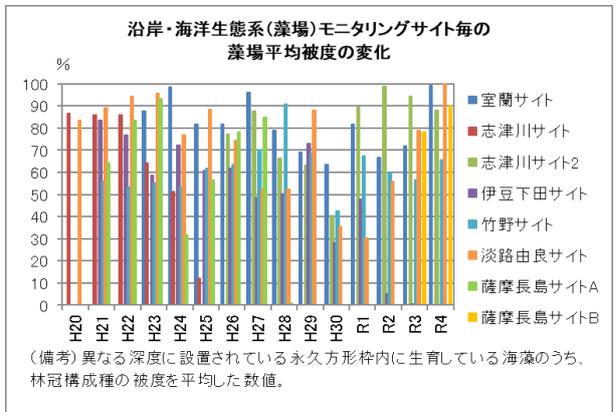
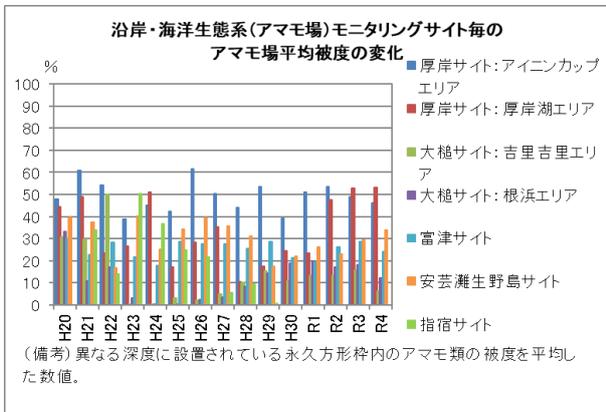
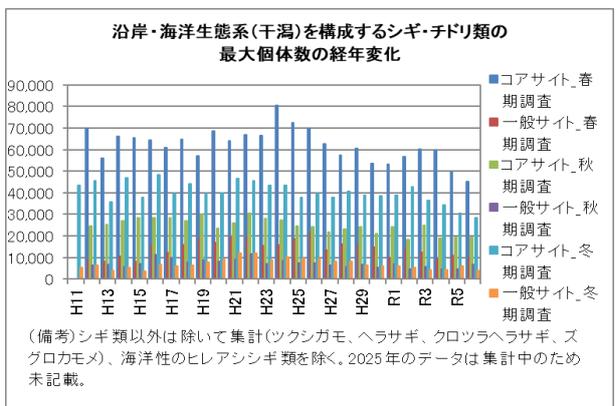
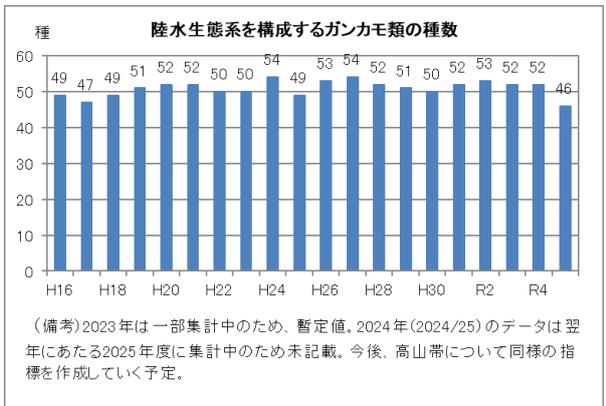
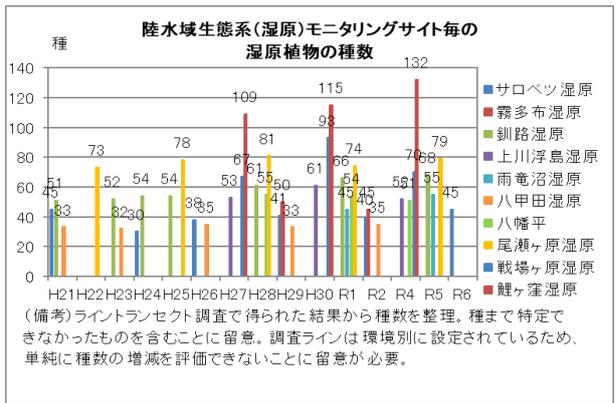
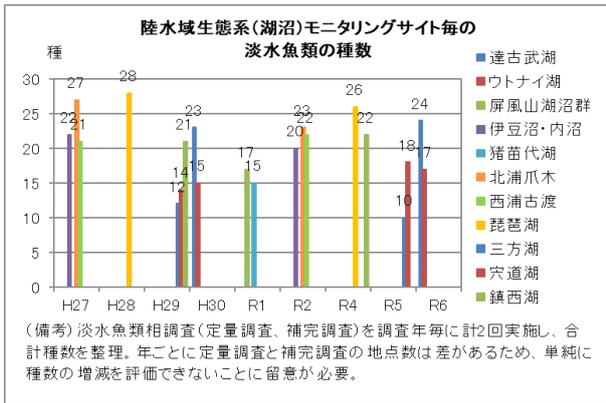
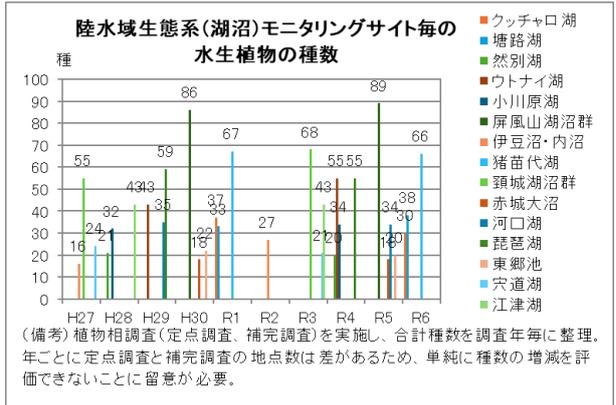
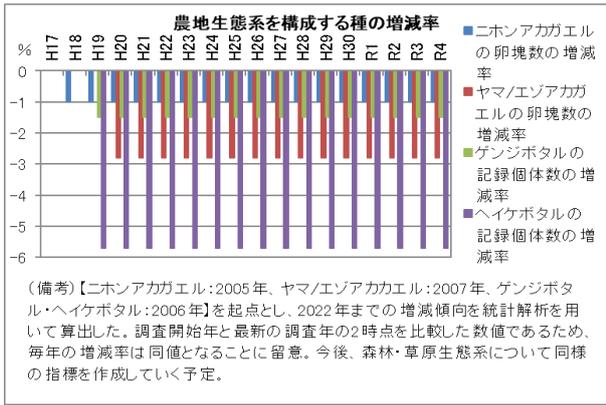
加えて、その他の国別指標として、現存植生図より＜森林生態系面積＞を算出しているが、その評価上の課題として、2時点のデータがあるものの、調査方法等が異なることから単純比較することができないため、今後比較可能なデータの収集について検討する。

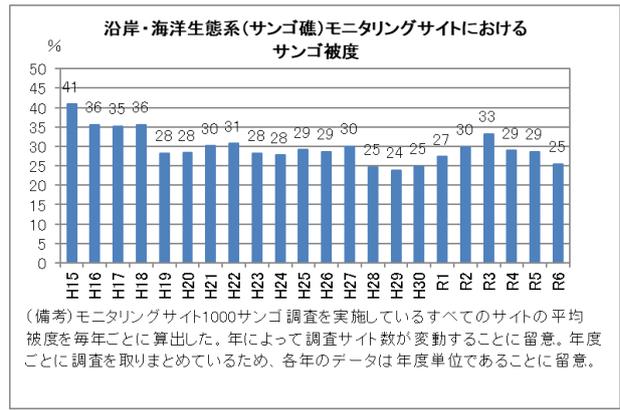
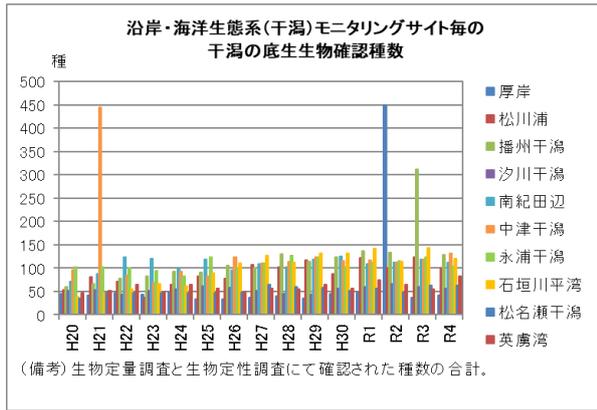
JBO4 中間提言では、本目標の評価及び達成に向けては、評価に際してのデータギャップへの対応に加え、多様な主体の参画の下で自然環境を保全・再生・創出する活動の重要性が増している

している。

④ 関連指標







生態系の連続性・生態系ネットワーク指数

データ不足

(状況の説明) 自然環境保全基礎調査総合解析(未公表)で算出を予定しているものの、現在解析中であり、現時点では数値の報告ができないため。

(備考) 自然環境保全基礎調査総合解析(未公表)において、算出予定。
 ※1 ECA(Equivalent Connected Area) 解析
 一定の距離内に存在するパッチ同士を連続しているとみなして総面積を算出し、生態系の連続性を表す指標として用いた。各生態系のポリゴンデータを100m×100mでラスタ化後再ポリゴン化し、4段階の移動可能距離(100m, 500m, 1km, 5km)にあり連続していると見なされるパッチの面積を算出。
 ※2 指標は移動可能距離1kmとした場合の全国のECA面積とする想定。

(2) 状態目標 1-2 種レベルでの絶滅リスクが低減している

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

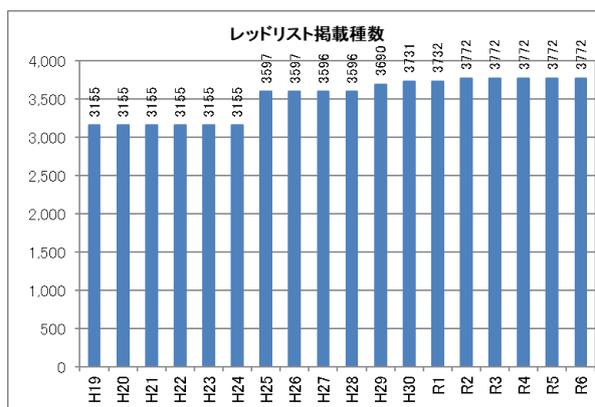
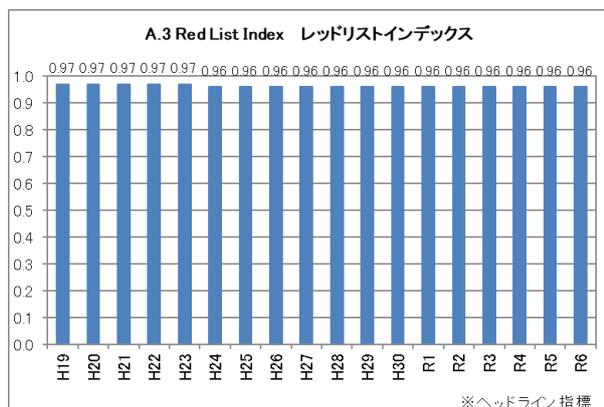
ヘッドライン指標である<レッドリストインデックス>等は維持傾向にある。JBO4 中間提言では、アマミノクロウサギ、トキ、コウノトリといった一部の絶滅危惧種の個体数は回復傾向にあり、これらの種のレッドリストにおけるカテゴリは、今後変更される可能性があるとしている。

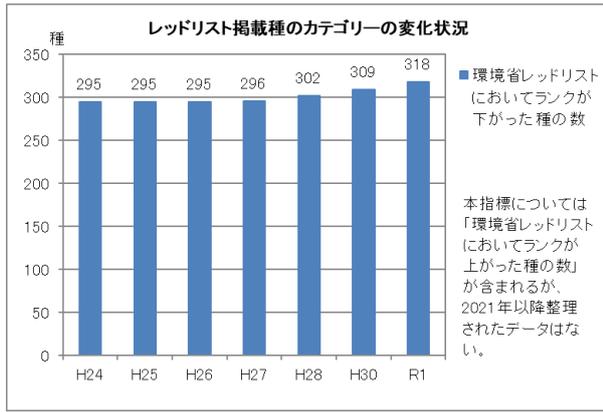
③ 主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である<レッドリストインデックス>やその他の指標である<レッドリスト掲載種数><レッドリスト掲載種のカテゴリの変化状況>は 2020 年以降変化していない。これは 2020 年から 2024 年の間にレッドリストが更新されていないことに起因しており、レッドリストの更新に向けて現在評価作業を進めている。2025 年から順次公表予定の最新のレッドリストに基づき、今後改めて評価を実施する。

JBO4 中間提言では、本目標の評価及び達成に向けては、絶滅リスク低減に向けた取組とモニタリングの実施が引き続き求められるとしている。

④ 関連指標





(3) 状態目標 1-3 遺伝的多様性が維持されている

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

JBO4 中間提言を取りまとめる過程で、本目標に係る指標データの把握を行った。

③ 主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である〈有効集団サイズが500を超える種内の個体群の割合〉は算出されておらず、指標の算出に向けた検討を実施する。

JBO4 中間提言では、遺伝的多様性については、ヘッドライン指標を含めて経年的な傾向を捉える指標が不足していることから、傾向は不明と評価している。また、本目標の評価及び達成に向けては、経年的な変化の追跡可能性及び評価対象とする種群の代表性を特に考慮した指標開発などの科学的知見の蓄積とともに、それらに基づいた対応策の実施が求められるとしている。

④ 関連指標

A.4 The proportion of populations within species with an effective population size > 500
有効集団サイズが500を超える種内の個体群の割合

データ不足

(状況の説明) 現時点で算出されたデータはない。

* ヘッドライン指標

(4) 行動目標 1-1 陸域及び海域の 30%以上を保護地域及び OECM により保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

保護地域や保護地域以外の場所で生物多様性の保全に資する地域（Other Effective area-based Conservation Measures, 以下「OECM」）の広がりについて、ヘッドライン指標である＜保護地域と OECM の面積割合＞は、陸域では、2023 年 3 月時点では 20.5%であったが、2025 年時点で 21.0%となっている。＜保護地域面積（陸域、海域）＞は陸域において 2020 年以降は増加傾向にある。＜OECM 面積（陸域、海域）＞は自然共生サイト⁶の制度が開始され、2024 年度より数値の把握がなされるようになった。

保護地域の管理の有効性について、＜公園計画の前回点検から 10 年未満の国立公園地域（計画）数＞や＜管理運営計画の前回更新または新規策定から 10 年未満の国立公園地域（管理運営計画区）数＞は毎年一定数あり、＜国立公園において保全・管理に当たる自然保護官等の人数＞は増加傾向にある。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・国立公園について、2024 年度には、35 か所目の国立公園として日高山脈襟裳十勝国立公園の新規指定、阿蘇の草原を中心に阿蘇くじゅう国立公園の大規模拡張を行った。また、2021 年度以降、利尻礼文サロベツ国立公園、富士箱根伊豆国立公園、吉野熊野国立公園において、海域公園地区の新規指定および拡張を行った。

・沖合海底自然環境保全地域を適切に管理するため、海山・熱水噴出域・海溝等に存在する特異な生態系において、画像や環境 DNA 等の解析により、地域指定当初における自然環境の状況に関する基礎調査を行うとともに、保護区内の環境変化を把握するためのモニタリング調査を継続的に実施した。

・2022 年度より、「30by30 目標」の達成にむけた「30by30 ロードマップ」の各種施策を実行的に進めるための有志連合として、環境省が産官学民の団体とともに「生物多様性のための 30by30 ア

⁶「民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域」として、所管省庁により認定される区域。自然共生サイトから保護地域との重複を除外した部分を OECM として国際データベースに登録している。法に基づかない任意の認定制度として令和 5 年度より環境省が正式に認定を開始。令和 7 年度 4 月に「地域生物多様性増進法」を施行し、環境省・農水省・国交省が法に基づいた認定を開始。

ライアンス」を発足した。各主体における 30by30 目標達成に向けた活動の実施を促しており、本アライアンスへの参加者は 2025 年 6 月末時点で、1054 者に達した。

- ・令和 5 年度より自然共生サイト認定制度を開始し、2024 年度末までに全国 328 か所を認定した。
- ・「生物多様性見える化システム」の運用を 2025 年 4 月に開始し、保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等を地図上で確認できる機能及び自然共生サイトの取組内容等が確認できる機能を公開した。

③ 主な課題や今後の方針

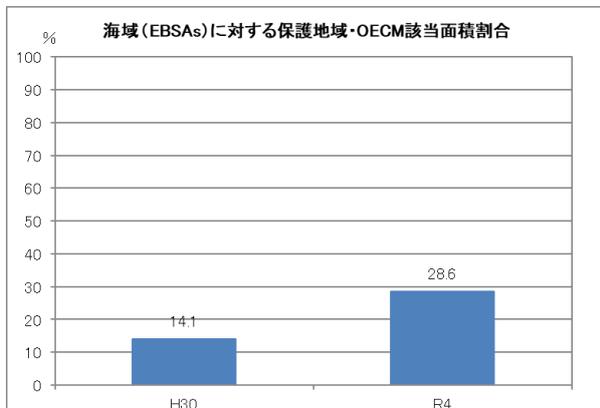
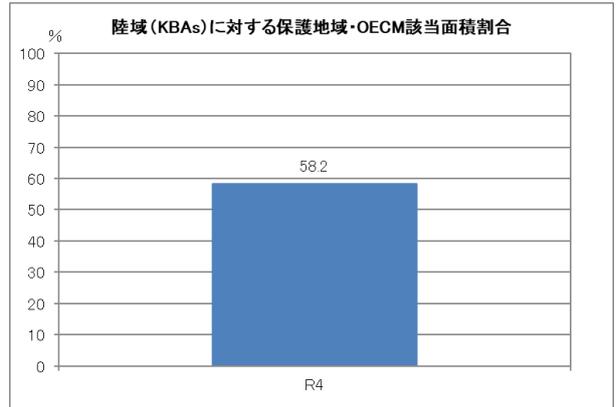
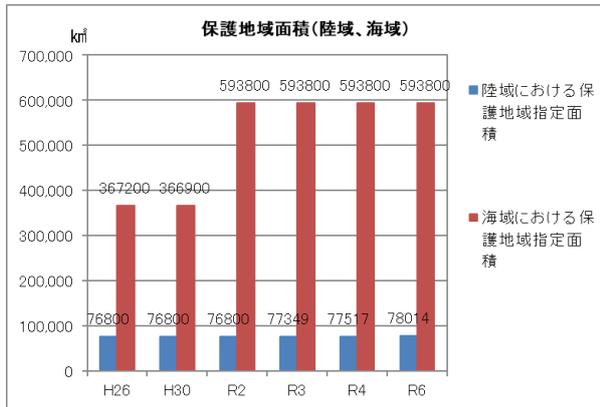
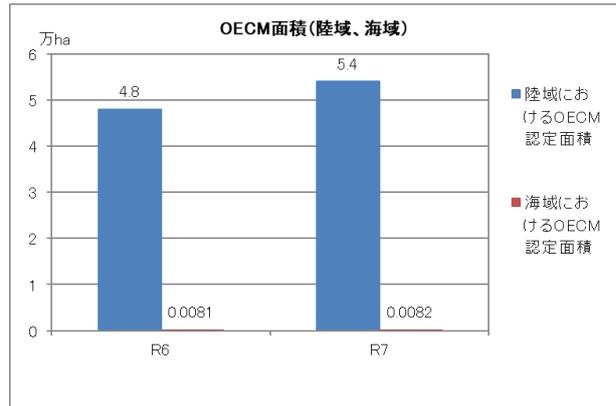
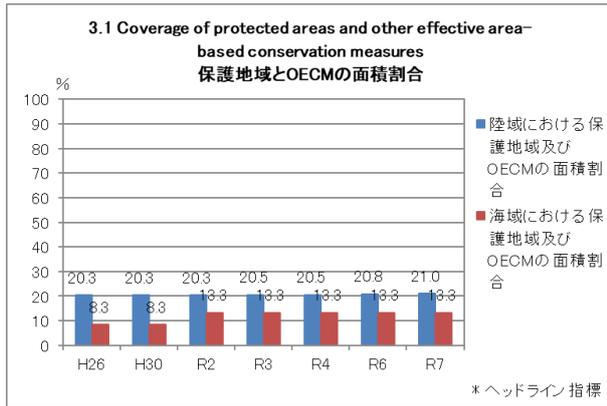
保護地域や OECM の広がりについて、ヘッドライン指標である＜保護地域と OECM の面積割合＞は、海域では、保護地域の拡大や OECM の設定に向けた検討を進めているものの、2021 年から変わらず 13.3%となっており、今後目標達成に向けた取組を推進する。＜保護地域面積（陸域、海域）＞は海域において 2020 年以降変化はなく、今後目標達成に向けた取組を推進する。＜OECM 面積（陸域、海域）＞は数値の把握がされ始めたばかりであり、今後継続的な把握に努める。また、＜陸域（KBAs）に対する保護地域・OECM 該当面積割合＞、＜海域（EBSAs）に対する保護地域・OECM 該当面積割合＞は 2020 年以降比較可能な更新値を算出できておらず、今後継続的な数値の把握に努める。

OECM の管理の有効性について、＜自然共生サイト認定後に更新されたサイト数＞は制度が導入されたばかりでまだ更新事例はなく、今後把握可能となる予定である。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・国立公園について、基礎情報の収集整理を継続するとともに、自然環境や社会条件等の調査及び土地所有者等との調整を進める。
- ・沖合海底自然環境保全地域について、今後も継続的なモニタリング調査を実施する。
- ・「生物多様性のための 30by30 アライアンス」の参加者に対する取組事例の発信と情報連携により、各主体における 30by30 目標達成に向けた活動の実施を促す。
- ・自然共生サイトについて、地域生物多様性増進法に基づく認定を 2025 年度から開始する。早期に 500 以上の自然共生サイトを認定する。
- ・「生物多様性見える化システム」について、自然共生サイトにおける活動やモニタリング記録を入出力できる機能や、地域ごとの保全目標や現況を確認できる機能等の設計・開発を進める。本システム上の様々な情報を活用しながら、自然共生サイトの認定促進等を図り、ネイチャーポジティブな地域づくりの推進に貢献する。

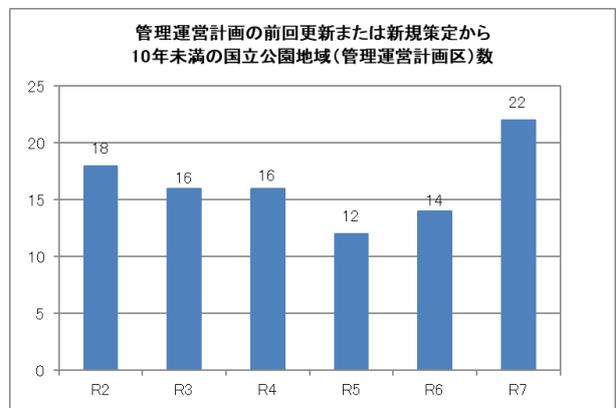
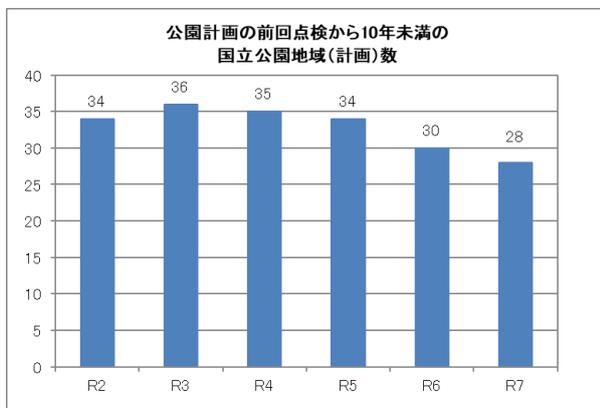
④ 関連指標

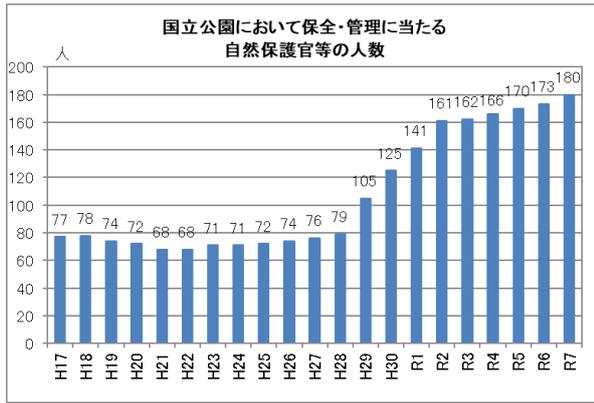


自然共生サイト認定後に更新されたサイト数

データ不足

(状況の説明)更新は5年後であり、現在の更新件数はないため。





(5) 行動目標 1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の 30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

劣化した生態系の再生に係る指標である〈公益的機能の一層の発揮のため自然状況等を踏まえて天然林に移行することとされている人工林の面積うち、天然林に移行した人工林の面積割合(累計)〉、〈自然再生推進法の取組箇所面積〉、〈特に重要な水系における湿地再生割合〉はいずれも増加傾向にあり、また、〈都市域における水と緑の公的空間確保量〉についても 2025 年度目標値である 15.2m²/人には届いていないものの、2023 年度時点で 14.2m²/人と増加傾向にあることから、進展が見られる。

生態系ネットワーク形成については、〈水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数〉は増加傾向にあり、特に〈取組方針・目標を定めている「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数〉は 18 となり 2030 年度目標値である 17 を既に達成していることから、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・2025 年 3 月に、中央環境審議会において今後の環境影響評価の在り方に関する答申が取りまとめられ、その中で必要性に言及された「工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直し」及び「環境影響評価図書の制度的な継続公開」を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が 2025 年 6 月に成立・公布された。また、同答申では、戦略的環境影響評価の実現や、環境影響評価法や条例の対象とならない小規模な事業についての事業者の自主アセスメントの推進に向けた取組の必要性等についても述べられている。

・森林整備事業等により、間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、再造林を支援し、地域の実情に応じた多様な森林づくりを推進している。

・2024 年 3 月に生物多様性を高めるための具体的な森林管理手法を示した「生物多様性を高めるための林業経営の指針」をとりまとめ、2025 年 3 月に生物多様性保全の取組に係る PDCA サイクル実施を森林経営計画の作成を通じて行うことができるようになるなど取組が進展している。

・緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協

定の締結や、市民緑地認定制度や 2024 年の都市緑地法改正により創設した優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）により、民間主体による緑化を推進している。

・河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」や自然再生事業等により、湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進している。また、「生態系ネットワーク協議会」等の枠組により、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体と連携し、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組による流域の生態系の保全・創出を推進している。

・自然再生事業や生態系維持回復事業等を着実に実施している。また、2025 年 4 月に施行された地域生物多様性増進法に基づき、民間や地域による生物多様性を回復する活動を自然共生サイトでの活動として認定し促進している。

③ 主な課題や今後の方針

劣化した生態系の再生について、劣化地の定義の検討や、自然再生事業等の実施を進めたものの、劣化や再生の定義を含め再生割合の計測についての手法を開発はなされておらず、ヘッドライン指標である再生が行われている面積も算出できていない。今後評価に向けて手法開発を推進する。

生態系ネットワーク形成については、生態系ネットワークの形成に貢献する場所の OECM の設定面積は数値の把握がされたばかりであり、今後継続的な把握に努める。緑の回廊の面積は大きな変化がなく、引き続き取組を推進する。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・2025 年 6 月に成立した「環境影響評価法の一部を改正する法律」の施行に向けた準備を進める。また、2025 年 3 月の今後の環境影響評価の在り方に関する中央環境審議会答申等を踏まえて、より一層効果的な環境影響評価制度の実現が図られるよう、対応を進めていく。

・引き続き、森林整備事業等により地域の実情に応じた多様な森林づくりを推進する。

・「森林の生物多様性を高めるための取組」を位置付けた森林経営計画の作成を推進する。

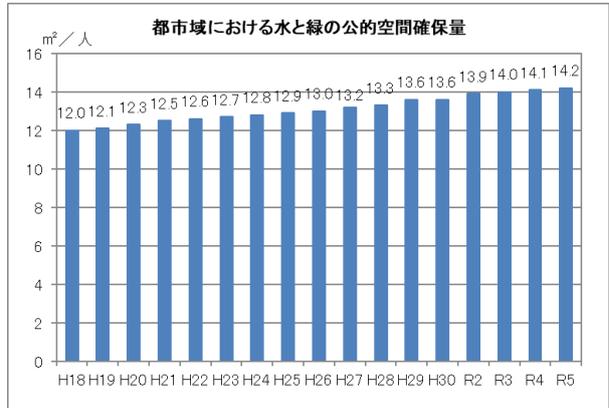
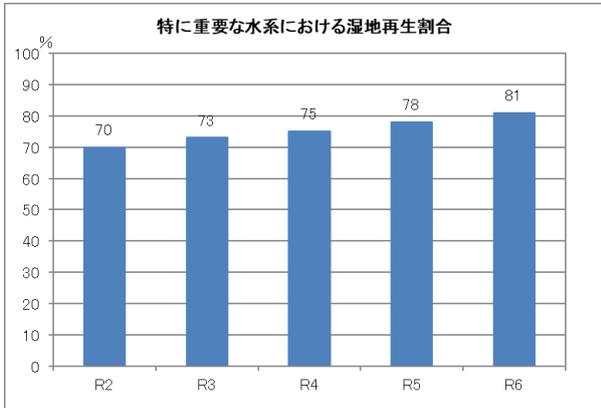
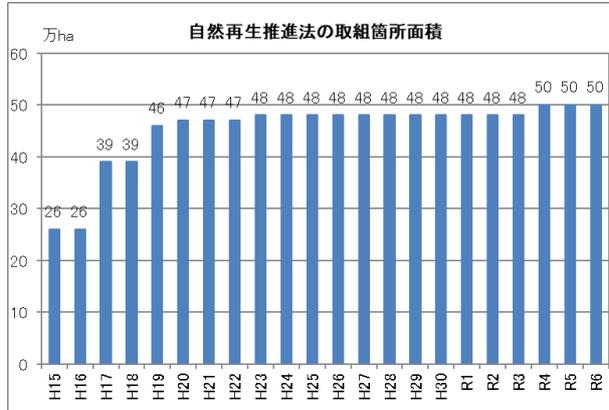
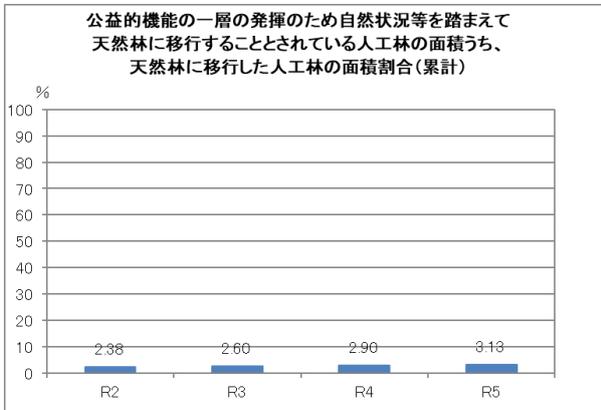
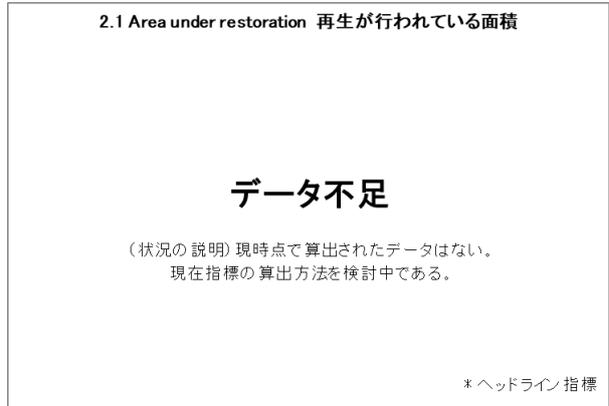
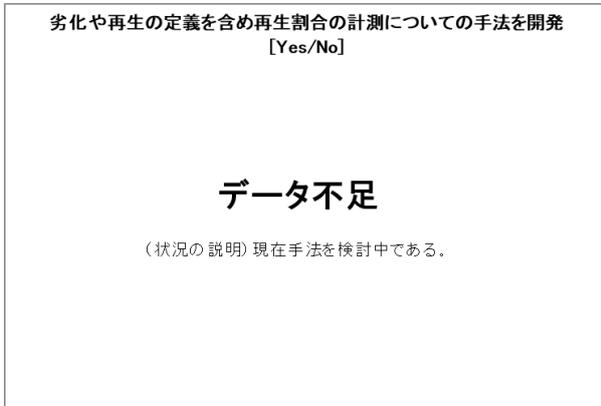
・緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用による建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を引き続き推進する。市民緑地契約や緑地協定の締結や、市民緑地認定制度や優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）のインセンティブ充実等により、民間主体による緑化を引き続き推進する。

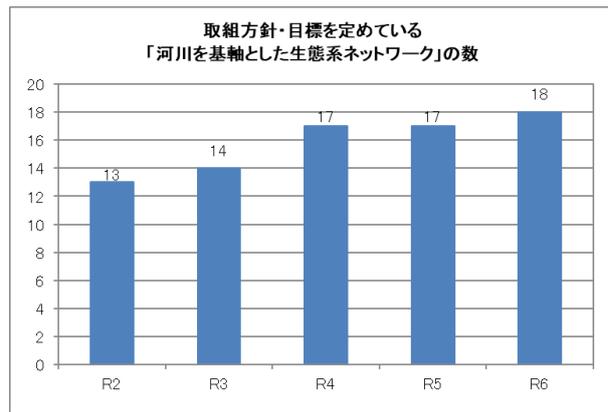
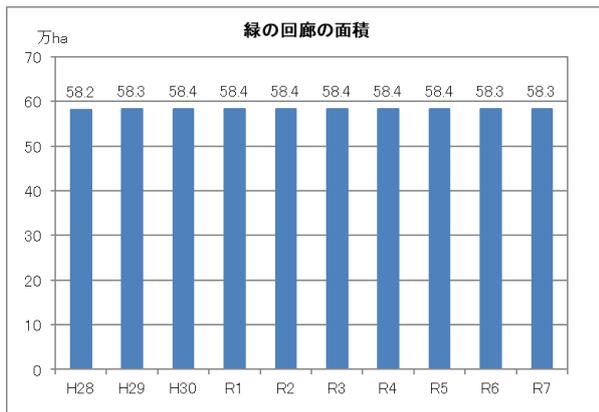
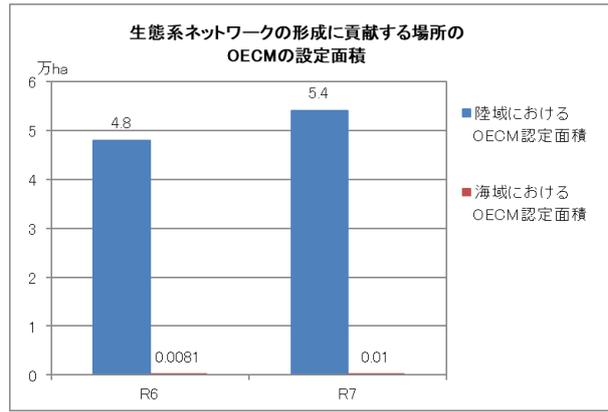
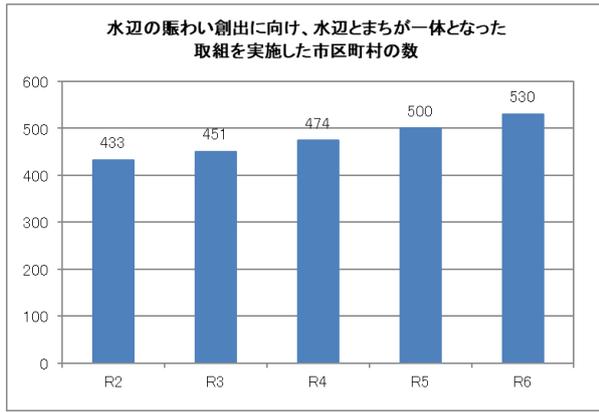
・「多自然川づくり」をより一層推進するとともに、引き続き、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の流域の主体と連携し、生態系ネットワーク形成による流域の生態系の保全・創出を推進する。

・引き続き、自然再生事業や生態系維持回復事業等を着実に実施するとともに、民間や地域を支援しつつ、生物多様性を回復する活動について地域生物多様性増進法に基づく認定を進めることで、自然環境や生態系が劣化している場所において、その再生や回復に向けた取組を地域と連携して推

進する。

④ 関連指標





(6) 行動目標 1-3 汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を 50%削減等）に資する施策を実施する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

汚染の削減について、＜赤潮発生件数＞は減少傾向にある地点が見られ、＜類型指定水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の達成状況（河川、湖沼、海域）＞も高水準を維持している。また、＜海岸漂着物等地域対策推進事業における海岸漂着物等の回収量＞は毎年度一定の回収量があり、＜海岸漂着物等地域対策推進事業の実施主体数（都道府県）＞、＜海岸漂着物処理推進法の基本方針に基づく地域計画の策定数（都道府県）＞は高水準を維持し、＜使用済プラスチックの有効利用＞は増加傾向にある。さらに、＜高度処理実施率＞、＜合流式下水道改善率＞、＜汚水処理人口普及率＞は増加傾向にあり、進展が見られる。

侵略的外来種による負の影響の防止・削減について、ヘッドライン指標である＜侵略的外来種の定着率＞は増加傾向にはあるものの、現時点では 50%以下に抑えられており、＜ヒアリの定着地点数＞も 0 を維持している。＜特定外来生物の根絶宣言数＞は増加傾向にあり、＜外来生物法に基づく防除の公示・確認・認定件数＞のうち外来生物法に基づく防除の公示件数や＜地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の策定数＞は増加傾向にあり、また、＜外来生物法に基づく防除の公示・確認・認定件数＞のうち外来生物法に基づく防除の確認・認定件数は毎年一定数あり、外来種防除や規制に関する取組の広がりが見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・全国での鳥類鉛汚染のモニタリングを実施するとともに、モデル地域において鉛弾規制の効果測定、段階的導入の調整を実施した。

・2018年に改正された農薬取締法に基づき、水域・陸域の生活環境動植物を対象とする農薬の影響評価を充実させるとともに、最新の科学的知見を踏まえた既登録農薬の再評価を新たに進めている。これらの評価に基づき、必要に応じ、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定や改定を進めている。

・2025年3月、長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入について、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会で了承を得た。

・マイクロプラスチックについては、2019年に策定したモニタリング手法の調和のための国際的な

ガイドラインを2023年に改定したうえで、2024年5月にガイドラインに沿ったデータを国内外から収集し可視化するためのデータベース（Atlas for Ocean Microplastics(AOMI)）を公表した。また、マイクロプラスチックが生物生態系に与える影響を把握するために、2021年から生物生態系影響のリスク評価手法の検討を開始している。国内のマイクロプラスチック対策については、実態把握、影響評価や代替素材開発支援に加え、様々な分野の業界団体や関係省庁等と連携しつつ、発生・流出抑制対策の検討を進めている。

- ・短期の海洋生分解性プラスチックに関する技術・安全性評価手法の確立を行い、新素材を開発するとともに国際標準化規格への提案、発行までを完了させた。
- ・漁具等の漁業分野における海洋ごみ対策として、使用済漁具の計画的処理を推進するための指針を策定し、海洋に流出した漁具による環境への負荷を最小限に抑制するため、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具開発・改良等の支援や漁網のリサイクル推進に対する支援を行っているほか、海岸漂着物等地域対策推進事業や漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業による海洋ごみや海岸漂着物等の回収・処理を推進している。
- ・特定外来生物の水際対策強化・初期防除強化について、ヒアリについては、全国の港湾や空港、植物防疫所といった水際での調査や防除を徹底し、国内への定着を阻止することができている。
- ・定着した特定外来生物の対応のための支援について、条件付特定外来生物に指定されたアメリカザリガニ・アカミミガメについては、規制内容や手続きについての普及啓発を行うとともに、防除の手引きや防除マニュアルを作成し技術的に支援した。「特定外来生物防除等対策事業」交付金により、地方公共団体が主体となって取り組む防除事業を財政的に支援した。
- ・奄美大島におけるフィリマンゲースについて、2024年9月3日に根絶を宣言した。

③ 主な課題や今後の方針

汚染の削減について、ヘッドライン指標である〈沿岸富栄養化指数〉は算出されておらず、指標の算出に向けた検討を実施する。〈アオコの発生日数〉は2020年以降に低水準となったが近年増加しており、〈赤潮発生件数〉も地点によっては増加傾向にある。

侵略的外来種による負の影響の防止・削減について、ヘッドライン指標である〈侵略的外来種の定着率〉は、水際対策や初期防除の強化等に取り組んでいるものの、増加傾向にある。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・鳥類鉛汚染について、全国でのモニタリングから汚染の実態把握及び影響評価を進めるとともに、モデル地域での段階的規制、試行の調整を引き続き実施する。管理捕獲、有害捕獲等への規制の影響、非鉛弾の確保やその対策の検討も行う。
- ・引き続き、生活環境動植物に対する農薬の影響に係る評価を着実に進める。
- ・パブリックコメントや関係者とのリスクコミュニケーションの経路等を経て、実効性を担保しつつ、長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入を進める。
- ・マイクロプラスチックについては、特に東南アジアやアフリカ、南アメリカ周辺のモニタリングデータが不足している。モニタリングデータの更なる収集に向け、データの利活用の重要性の理解

促進が必要である。また、マイクロプラスチックの生物生態系への影響については、いまだリスク評価手法の検討段階であり、引き続き有識者を交えて議論を進めていく予定である。国内のマイクロプラスチック対策については、引き続き、実態把握、影響評価や代替素材開発支援に加え、関係する業界団体や関係省庁等と連携しながら発生・流出抑制対策の検討を進める。

- ・長期の海洋生分解性プラスチックの生分解性評価法の ISO⁷化提案を 1 件以上、安全性試験法の ISO 化提案を 1 件以上行う。また、新技術・新素材を 1 件以上開発する。

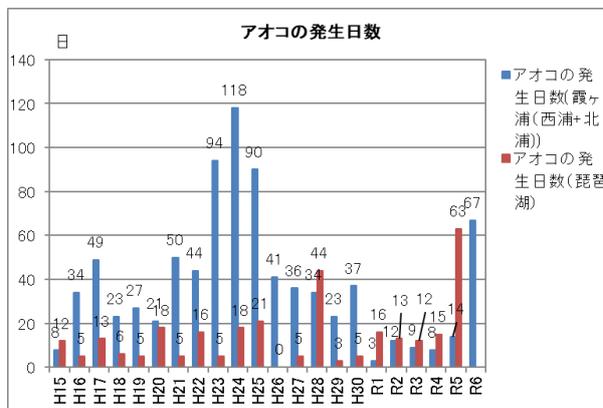
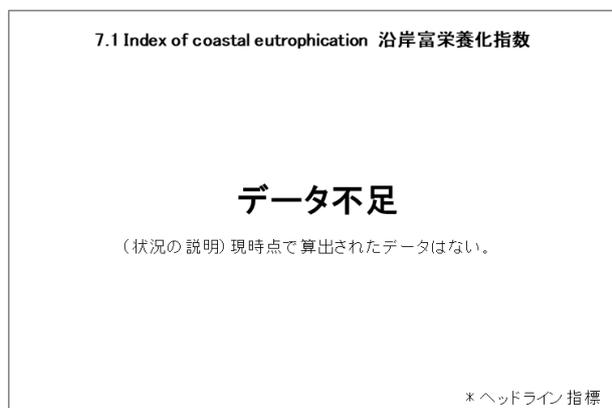
- ・漁具等の漁業分野における海洋ごみ対策として、引き続き、海洋に流出した漁具による環境への負荷を最小限に抑制するため、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具開発・改良等の支援や漁網のリサイクル推進に対する支援を行っていくほか、海岸漂着物等地域対策推進事業や漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業による海洋ごみや海岸漂着物等の回収・処理を推進する。

- ・ヒアリについては引き続き水際での調査・防除の徹底により国内への定着を防ぐとともに、国際連携や新規技術の社会実装を進め、中長期的な侵入リスクの低減を図る必要がある。

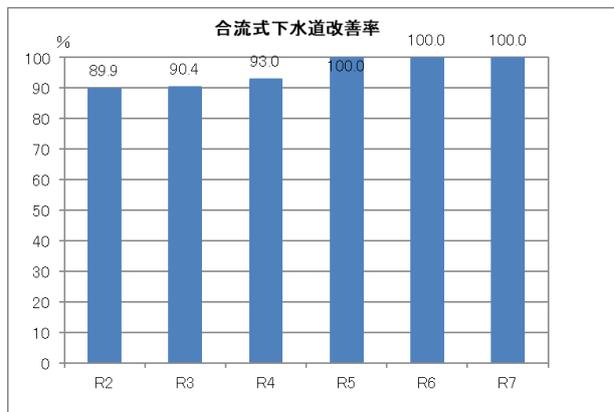
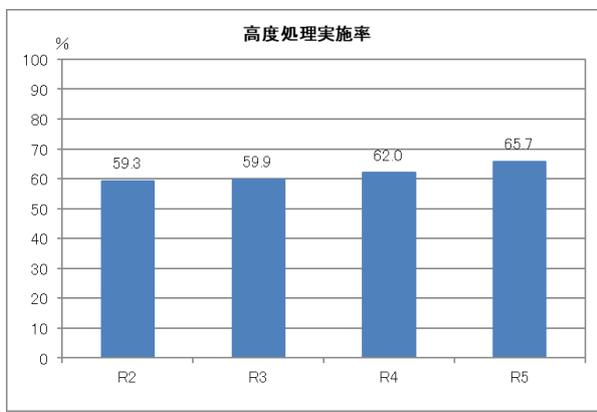
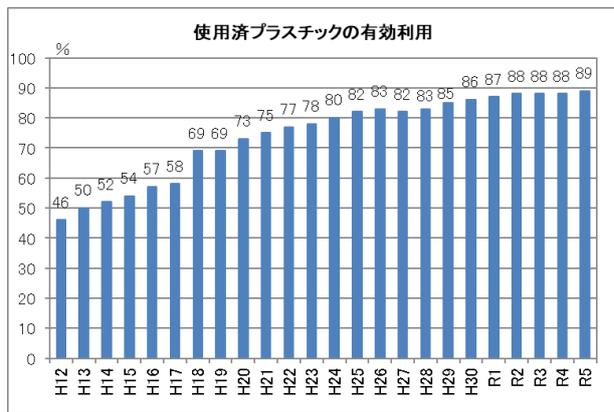
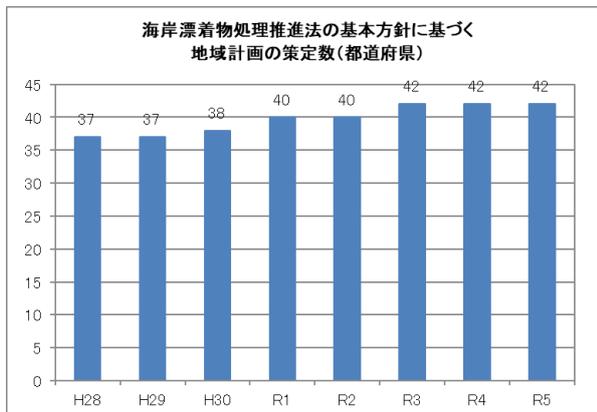
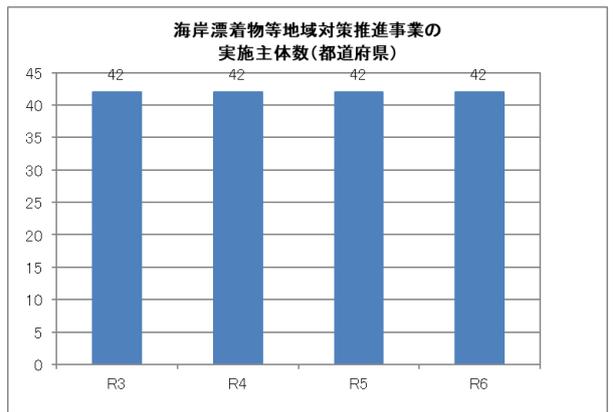
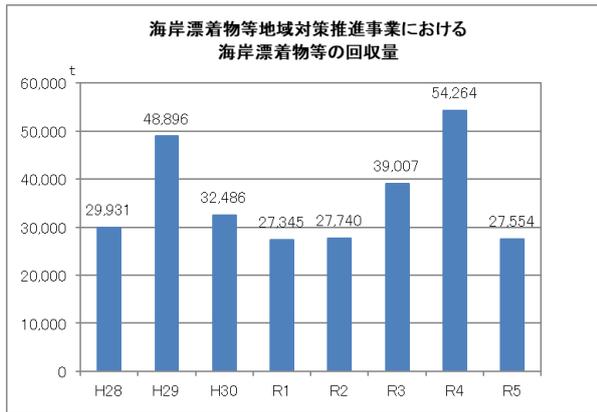
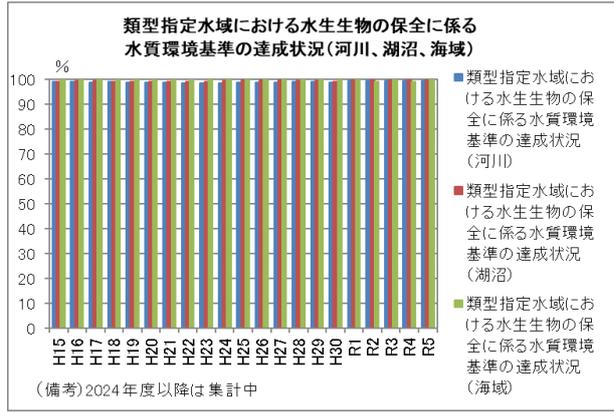
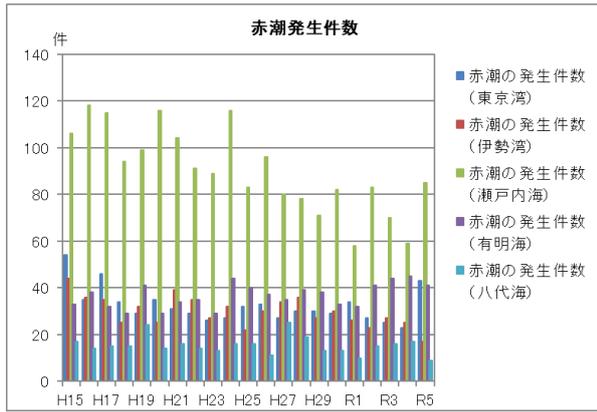
- ・地方公共団体による特定外来生物防除事業について、引き続き財政的・技術的支援を行い、被害の拡大を阻止する必要がある。

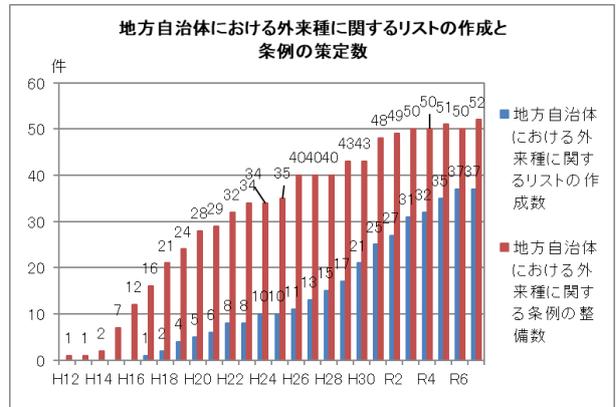
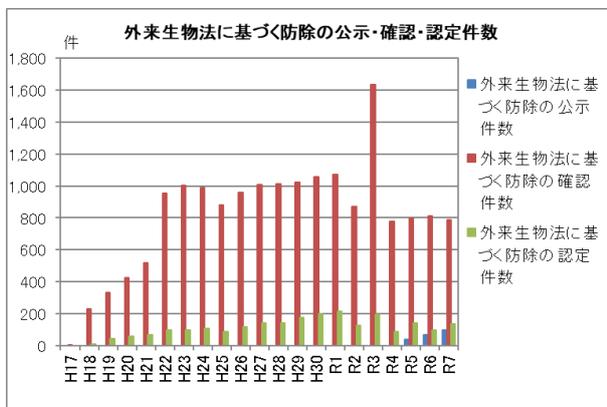
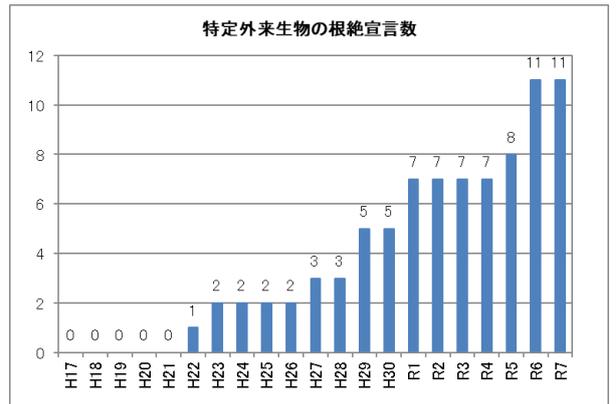
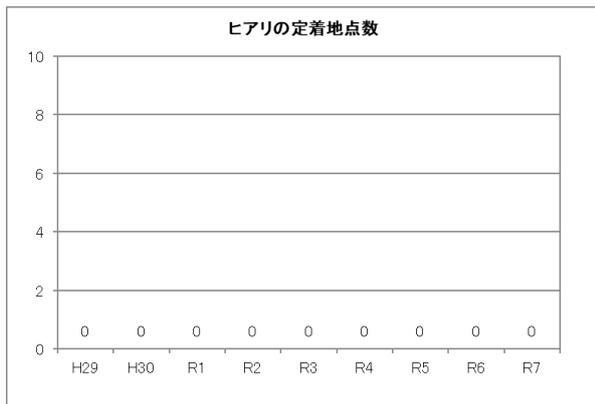
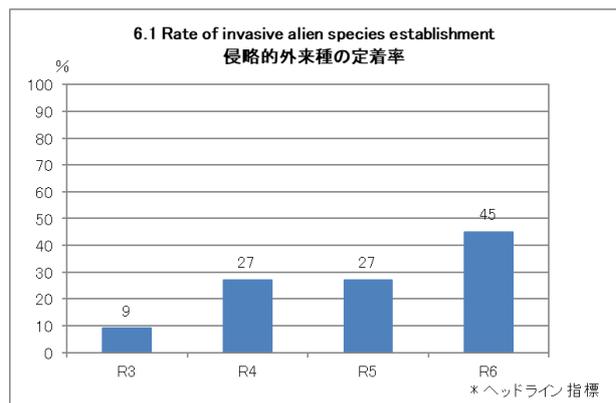
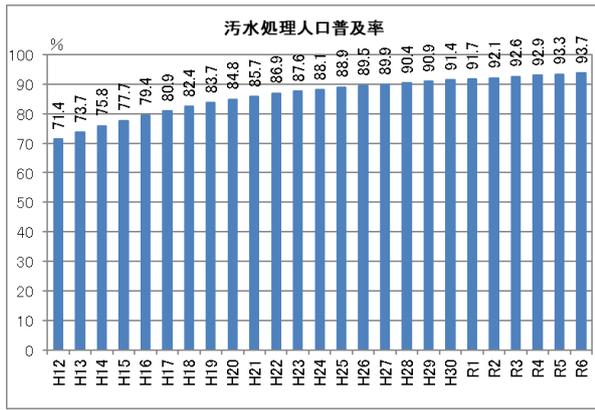
- ・奄美大島のマングースについては、再侵入防止のためのモニタリングを継続的に行う必要がある。また、沖縄島北部のマングースについても、完全排除間近であることから、集中的な防除を継続する必要がある。

④ 関連指標



⁷ 国際標準化機構 (International Organization for Standardization) のこと。





(7) 行動目標 1-4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

<気候変動による生態系影響への調査項目数>は毎年度一定数あり、<サンゴ礁生態系保全に資する取組の数>や<海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数>はいずれも増加傾向にあり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループを開催し、次期気候変動影響評価に向けた科学的知見の収集・整理や重大性評価の尺度等に関する検討を行った。
- ・2024年に「モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版」を公表し、国立公園等の保護地域を含む自然生態系への気候変動の影響についてとりまとめた。また、「生物多様性分野における気候変動への適応」のパンフレットを用いて、適応策の実施における生物多様性への負の影響の回避・最小化を含め、適応策の考え方等について普及を図っている。

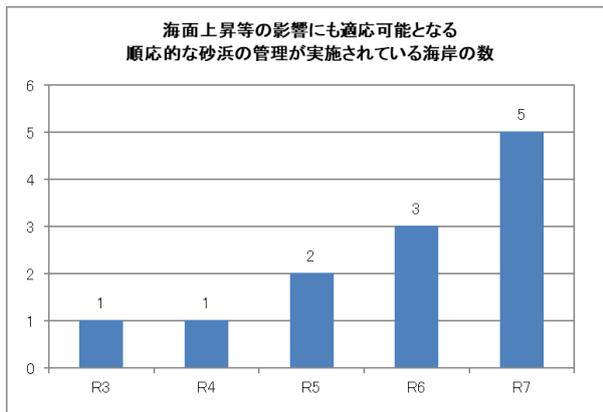
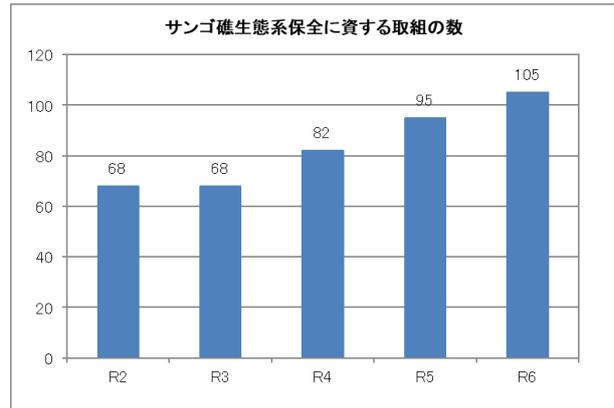
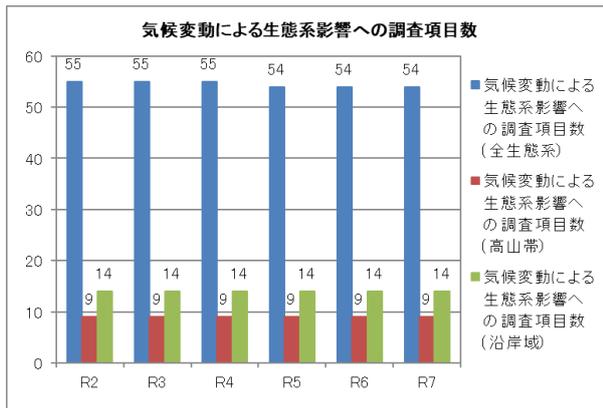
③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては特に課題は見られないが、引き続き継続的な数値の把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・2025年度に予定している次期気候変動影響評価に向けて検討を進める。
- ・引き続きモニタリングサイト1000を通して、国立公園等の保護地域を含む自然生態系への気候変動の影響の把握を行う。また、気候変動の影響を含め複合的な要因による生物多様性の損失及び劣化に対しては更なる対応が求められ、効果的な保護地域・OECMの設定・管理強化等の各種施策を通じて引き続き生物多様性の保全に取り組む。

④ 関連指標



(8) 行動目標 1-5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

＜絶滅危惧種のうち「国内希少野生動植物種」に指定されている種の割合＞は増加傾向にあり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・「環境省第5次レッドリスト」について、評価作業が終了した一部の分類群（植物・菌類）について、2024年度末に公表した。また、絶滅の危険度や法規制による対策効果等を勘案して種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を推進し、2025年6月時点で、計458種を指定済みである。
- ・保護増殖事業について、それぞれの種の特性や生息・生育状況を踏まえ、地方公共団体や保全団体、研究者、動植物園等と連携し、2025年6月時点で79種・亜種を対象に58計画策定している。
- ・2024年10月に、モニタリングサイト1000による20年間の調査結果をとりまとめ、普通種の現状及び経年変化について公表した。
- ・環境指標となりうる代表的な昆虫類を選定した「都市緑地・里地里山の良好な環境に見られる指標昆虫全国20選」及び地方版を選定し、その基礎的な情報を整理した。これらの指標昆虫を自然共生サイトの生物多様性の価値のモニタリングに活用できるよう、モニタリング手法を開発し、そのマニュアルや動画等を作成した。

③ 主な課題や今後の方針

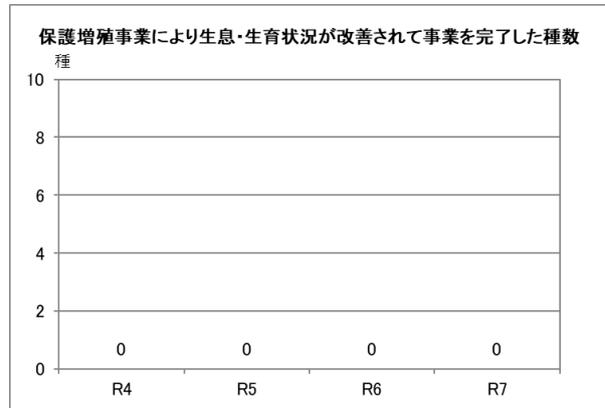
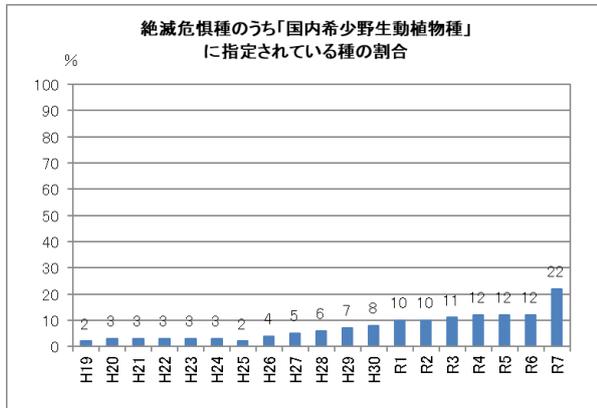
＜保護増殖事業により生息・生育状況が改善されて事業を完了した種数＞は現時点では0種であるが、生息・生育状況の改善を図ることで複数の種において絶滅のおそれが低減しており、これらの種を中心に保護増殖事業が完了する事例の創出を目指している。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・環境省第5次レッドリストについては、引き続き評価作業の終了した分類群から、順次公表する。
- ・2025年6月に公表された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書」の指摘等も踏まえて、保護増殖事業完了の考え方について検討する必要がある。
- ・引き続き、モニタリングサイト1000により、普通種を含めた定量的な調査を継続していく。

- ・指標昆虫のモニタリングマニュアル等の普及啓発を図る。

④ 関連指標



(9) 行動目標 1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

<遺伝子組換え生物による生物多様性影響の発生件数>は0件を維持している。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・カルタヘナ法の適切な施行については、現状、我が国において遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響の発生は報告されていない。ゲノム編集技術を利用して得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならない生物の使用等についても、当該使用等に関して収集した情報において、生物多様性影響のおそれがある案件についての報告はない。また、カルタヘナ議定書の情報共有プラットフォームであるバイオセーフティクリアリングハウス BCH に対応する国内のホームページとして、日本版バイオセーフティクリアリングハウス J-BCH を運用しており、議定書や国内法に関する情報、国内で使用が承認された遺伝子組換え生物のデータベース等を提供している。
- ・保護増殖事業対象種のうち、生殖細胞等の保存がされている動物種は 2022 年時点で 5 種、日本産絶滅危惧種のうち自生地情報を持つ種の保存数は 2022 年時点で 475 種となっている。植物については、新宿御苑の種子保存施設としての機能拡充を図るため、国内の専門家からヒアリングを行い、必要な施設及び設備について導入の検討を行っている。

③ 主な課題や今後の方針

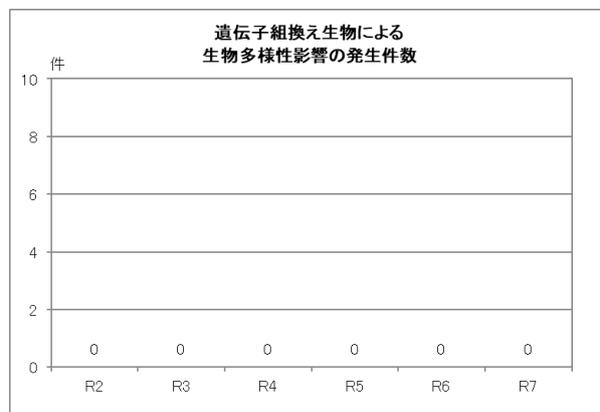
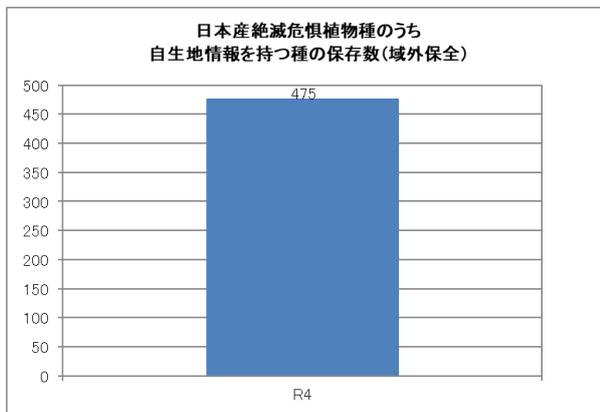
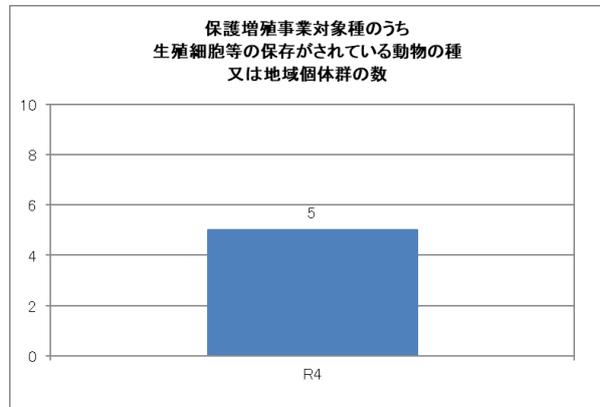
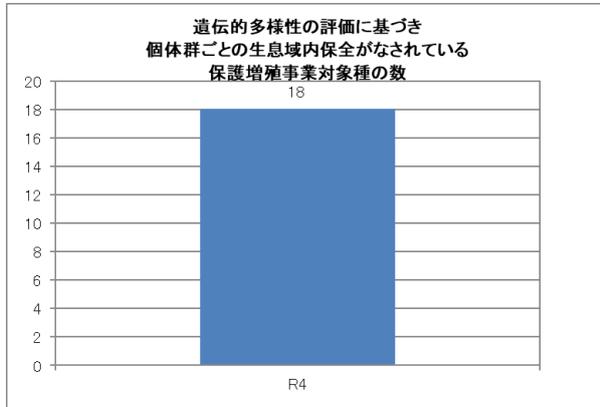
<遺伝的多様性の評価に基づき個体群ごとの生息域内保全がなされている保護増殖事業対象種の数>、<保護増殖事業対象種のうち生殖細胞等の保存がされている動物の種又は地域個体群の数>、<日本産絶滅危惧植物種のうち自生地情報を持つ種の保存数（域外保全）>は数値の把握が始まったばかりであり、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・引き続き、カルタヘナ法の適切な施行や、ゲノム編集技術を利用して得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならない生物についての情報収集に取り組むとともに、これらの施策に関する普及啓発に取り組んでいくことで、遺伝子組換え技術等を利用して得られた生物による生物多様性への影響の防止を図る。
- ・絶滅のおそれの高い種や個体群に関して、今後、動物については、国立研究開発法人国立環境研究所、公益社団法人日本動物園水族館協会、大学等関係機関とも連携し、生殖細胞の凍結保存等を

進める。植物については、新宿御苑の種子保存施設としての機能拡充を図るため、必要な施設及び設備について導入の検討を進める。

④ 関連指標



2. 基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決

基本戦略2 まとめと評価

状態目標は、健全な生態系から得られる自然の恵み（以下「生態系サービス」）の向上、気候変動対策と生物多様性保全のシナジー構築・トレードオフ緩和、及び生態系からの負の影響の軽減の観点から鳥獣被害の緩和等を内容とするところ、いずれも部分的に改善傾向も見られたものの全体的には大きな進展はなかった。

行動目標については、生態系が有する機能の可視化や活用の推進のための取組は順調に進捗しており、自然を活かした地域づくり、生態系の保全を通じた気候変動緩和・適応、及び野生鳥獣との軋轢緩和に関する取組にはそれぞれ一定の進展があった一方、再生可能エネルギーの導入における生物多様性への配慮については大きな進展はなかった。

(1) 状態目標 2-1 国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

JBO4 中間提言では、生態系サービスは総合的に判断して、大きな進展なし（信頼性：低い）と評価している。なお、生態系サービスは、自然によりもたらされるものであるが、特に供給サービスや文化的サービスについては人間がそれを利活用する必要があることで発揮されることに留意が必要である。具体的には、供給サービスについては、人手不足（管理不足）等の社会経済状況の変化や、気候変動等の複数の要因が複雑に関係していると推察され、評価に困難を伴うが、木材の区分は増加傾向、淡水や原材料、薬用資源の区分は維持傾向、農産物や特用林産物、水産物の区分は後退傾向にあるといったように区分によって傾向が異なり、総合的には大きな進展なし（信頼性：低い）と評価している。また、調整サービスについては2時点以上の比較が現状では難しいこと等により評価できた機能は気候の調節や災害の緩和、生物学的コントロールと、全体の半数にあたる3区分に留まり、それらは維持又は後退傾向にあり、総合的には大きな進展なし（信頼性：低い）と評価している。

③ 主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である〈生態系によって提供されるサービス〉については、環境経済勘定一

態系勘定（SEEA-EA）に準拠した評価手法を開発中であり、当該手法に基づいた評価を今後実施する。

JBO4 中間提言では、文化的サービスについて、宗教・祭りや観光・レクリエーションの区分は維持傾向である一方、教育や景観、食文化の区分は後退傾向にあることから、総合的には、後退したが、その程度は限定的（信頼性：低い）と評価している。また、本目標の評価及び達成に向けては、評価に課題がある項目における指標開発を進めるとともに、あらゆる分野の取組に生物多様性の保全と持続可能な利用を組み込み、生態系サービスの持続的な享受を実現することが必要としている。

④ 関連指標

<p>B.1 Services provided by ecosystems 生態系によって提供されるサービス</p> <p>データ不足</p> <p>（状況の説明）現時点ではSEEA-OF/EAに準拠した自然資本の生態系の評価手法を開発中のため、提出できるデータはない。</p> <p>* ヘッドライン指標</p>
--

(2) 状態目標 2-2 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

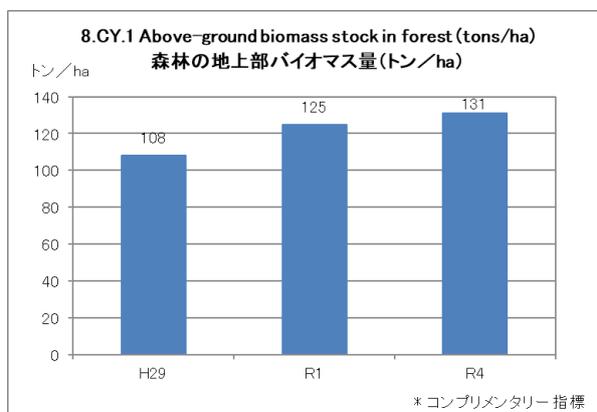
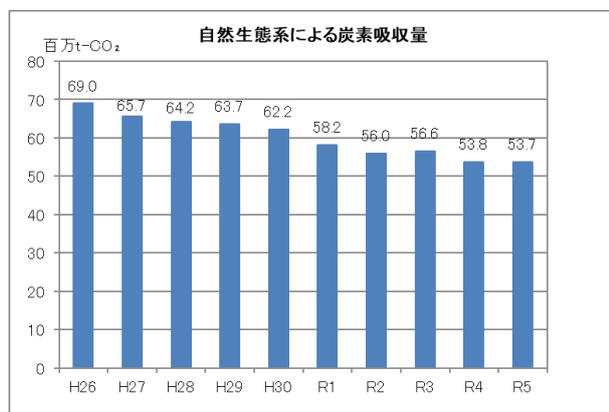
コンプリメンタリー指標である〈森林の地上部バイオマス量〉並びに国別指標である〈田んぼダムの取組面積〉、〈適切に保全されている海岸防災林等の割合〉及び〈森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させる保安林の面積〉については増加傾向にあり、進展が見られた。

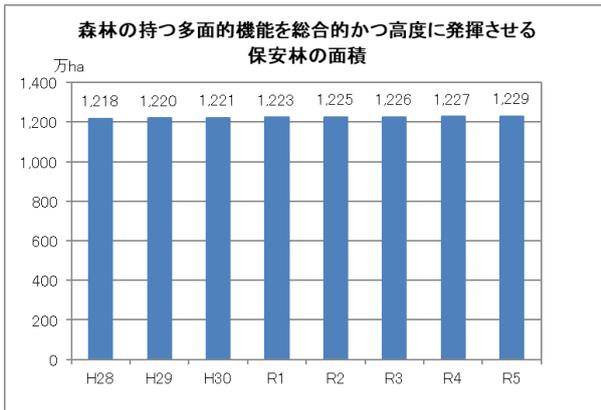
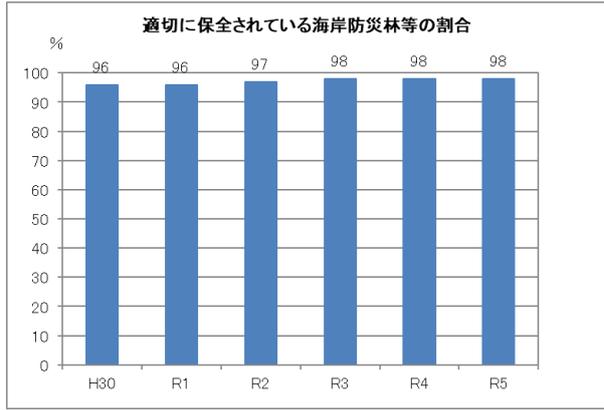
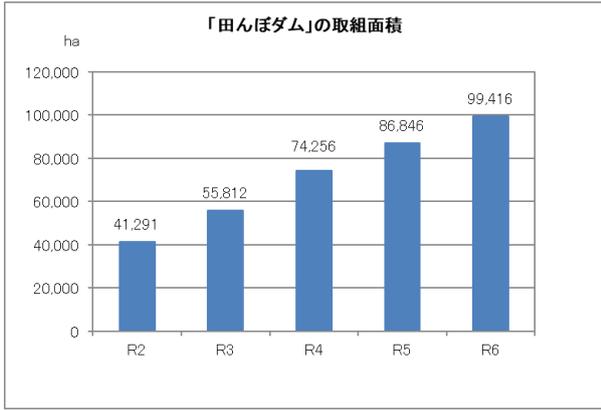
③ 主な課題や今後の方針

〈自然生態系による炭素吸収量〉については、減少傾向が続いており、今後更なる取組の推進に努める。〈太陽光発電による土地改変〉については、データを取得できておらず、研究機関等と連携して今後指標の開発に取り組む。

JBO4 中間提言では、本目標の評価及び達成に向けては、シナジー・トレードオフ関係の解明や評価手法の確立を行うとともに、自然生態系による炭素吸収の促進や、自然環境の保全に支障をきたす形での再生可能エネルギーの導入の抑制等、本目標に強く結びつくような対策の推進が重要としている。

④ 関連指標





太陽光発電による土地改変

データ不足

(状況の説明) 現時点では指標を開発中のため、提出できるデータはない。

(3) 状態目標 2-3 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

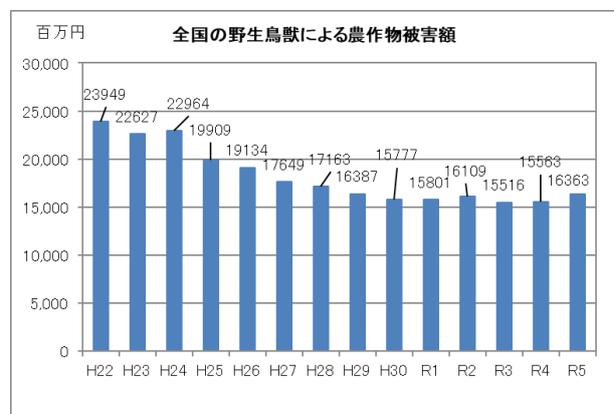
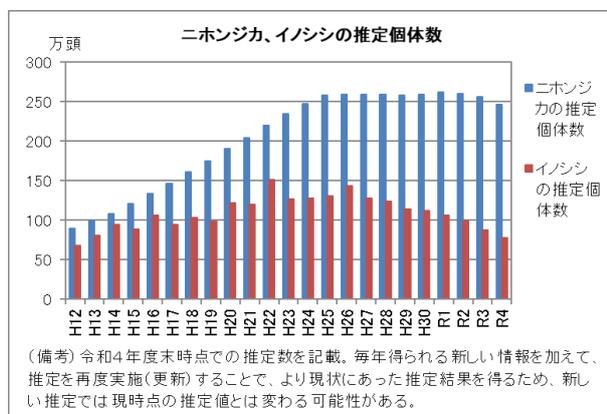
野生鳥獣との適切な距離の確保については、農林水産業や生態系等に深刻な影響を及ぼすくニホンジカ及びイノシシの推定個体数>は 2020 年以降減少傾向であり、改善傾向が見られた。ただし、ニホンジカの推定個体数は依然として高い水準にあることに留意が必要である。<野生鳥獣に関する感染症により、種の存続を脅かす野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響が確認された数>については 2022 年を除き確認されておらず、低水準が維持されている。

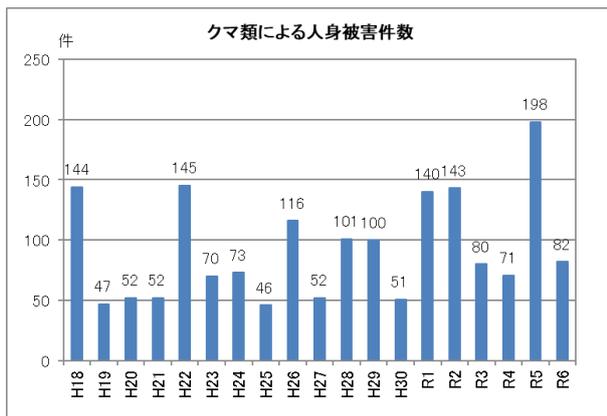
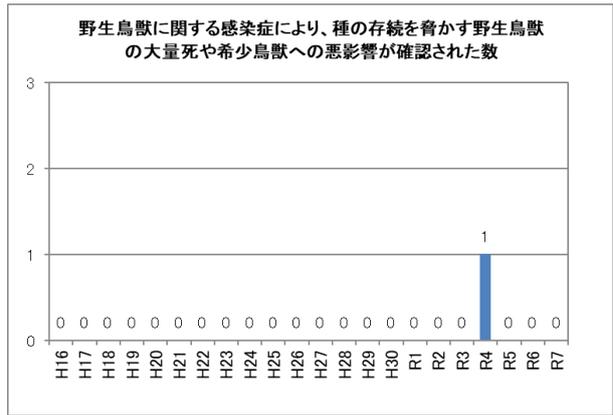
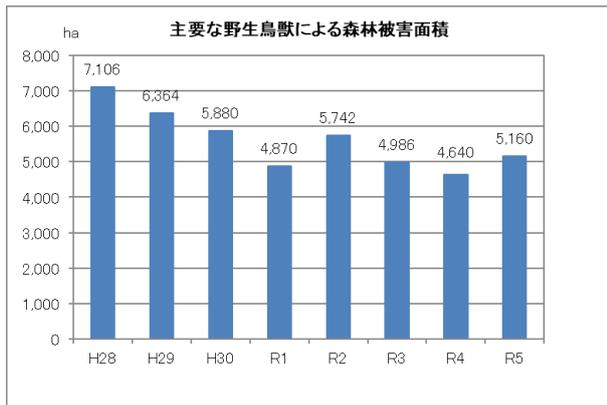
③ 主な課題や今後の方針

鳥獣被害の緩和については、<全国の野生鳥獣による農作物被害額>が依然として高い水準であるとともに、<主要な野生鳥獣による森林被害面積>は 2020 年以降横ばい傾向であり、また、<クマ類による人身被害件数>は増加傾向にあることから、今後更なる取組の推進に努める。

JBO4 中間提言では、本目標は生物多様性の直接的な損失要因のうち第 2 の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）との関連も強く、その評価及び達成に向けては、直接要因への働きかけも含めた更なる統合的な取組の推進が重要となるとしている。

④ 関連指標





(4) 行動目標 2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

生態系が有する機能の可視化に関する指標である〈生態系保全・再生ポテンシャルマップの全国規模ベースマップのダウンロード数〉については、指標の数値が得られた年が限られるものの、増加傾向にあり、また、〈生物多様性見える化システムのアクセス数〉については、生物多様性見える化システムを 2025 年 4 月に運用を開始しており、進展が見られる。生態系が有する機能の活用に関する指標である〈グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数〉についても、増加傾向にあり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・気候変動適応計画において、自然を活用した解決策（Nature-based Solutions, 以下「NbS」）を適応策としても活用することの意義や調査研究及び地域実装を推進する方針を定め、これらに関する調査研究を進めた。
- ・流域全体での生態系を活用した防災・減災（以下「Eco-DRR」）を推進する目的で 2023 年 3 月に公表した、Eco-DRR のポテンシャルがあり生態系を保全・再生することが効果的と考えられる場所を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成・活用方法の手引きと、全国規模のベースマップ等を活用して、計画策定等に取り組む自治体等に対する技術的な支援を進めた。
- ・グリーンインフラに関する国土交通省の取組をまとめた「グリーンインフラ推進戦略 2023」及び自治体による取組促進に向けた「グリーンインフラ実践ガイド」を 2023 年に作成し、また 2024 年には企業等による取組や投資促進に向けた「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」を公表した。グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員数は 2025 年 3 月末時点で 2,045 会員となり、2020 年の設立時の 5 倍まで増加している。

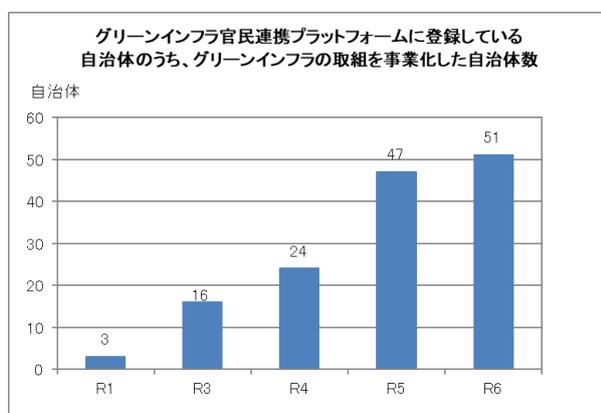
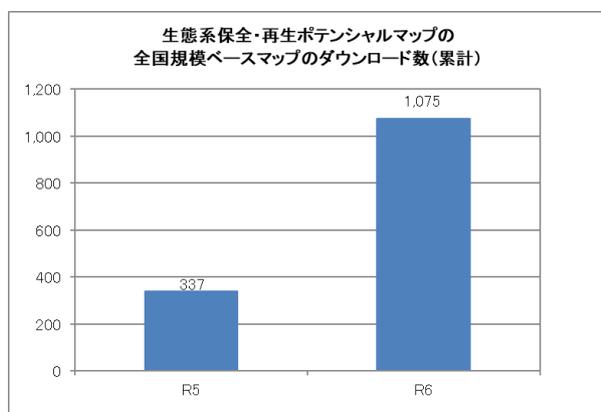
③ 主な課題や今後の方針

〈生態系保全・再生ポテンシャルマップの全国規模ベースマップのダウンロード数〉、〈生物多様性見える化システムのアクセス数〉について、生態系保全・再生ポテンシャルマップ及び生物多様性見える化システムをそれぞれ 2023 年及び 2025 年に運用を開始したばかりであり、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・気候変動の適応・緩和や、防災・減災、健康等の社会課題の解決に資するためにも、NbSの基本的考え方や具体的な取組事例等を取りまとめた自治体・企業向け手引き及びNbSの取組を自己評価するツールを公表し、普及することで地域実装を進める。
- ・「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成・活用方法の手引きと全国規模のベースマップ等を用いて、計画策定等に取り組む自治体等に対する技術的な支援を引き続き進める。
- ・グリーンインフラの社会実装に向け、これまでとは段差のついたグリーンインフラの量的拡大・普遍化を目指す。特に、(i)国民的な機運・理解の醸成、(ii)多様な効果の見える化、(iii)官民の取組を促進する環境整備、(iv)資金調達の円滑化、(v)新技術・DXの活用、(vi)国際展開の6つを重点的な柱として、関連施策を強力に推進していく。

④ 関連指標



(5) 行動目標 2-2 森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

自然を活用した地域づくりについて、地方公共団体の取組に関する指標である〈生態系サービス・包括的福利や文化継承・地域づくり（生態系を活用した防災・減災含む）に関する目標を設定した生物多様性地域戦略の数・割合〉及び〈地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査において「地域循環共生圏に関する取組を実施している」と回答した地方公共団体数〉、国立公園の保護と利用の好循環により優れた自然を守り地域活性化を図る「国立公園満喫プロジェクト」の推進に関する指標である〈国立公園満喫プロジェクト地域協議会の設置公園の割合〉、〈ステップアッププログラム等が策定された国立公園数〉及び〈「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」⁸を満たす自然体験コンテンツが存在する国立公園数〉、エコツーリズムに関する指標である〈エコツーリズム推進全体構想認定数が1以上の都道府県数〉は、いずれも増加傾向にあり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・ 8地域の国立公園の公園計画において自然体験活動計画を新たに位置づけるとともに、それら公園計画に基づき地域の協議会により作成された3箇所の自然体験活動促進計画を認定した。また、国立公園における持続可能なツーリズムと感動体験の提供により、保護と利用の好循環及び地域活性化を図るため、「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」を活用した各地域のアクティビティの高付加価値化等を推進している。
- ・ 国立公園の利用拠点の滞在環境の上質化に向けて、地域の協議会により自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画が2箇所で作成され環境大臣の認定を受けるとともに、地域の市町村等により補助事業に係る国立公園利用拠点計画が34箇所で作成されている。両計画に基づく地域の関係主体による廃屋撤去、まちなみ改善、受入環境整備等の取組を推進している。
- ・ 国立公園満喫プロジェクトの2021年以降の取組方針に沿って、同プロジェクトの全国展開を進めている。

⁸ 2025年3月の改定においてガイドラインの名称を「国立公園ならでの自然体験アクティビティガイドライン」に変更している。

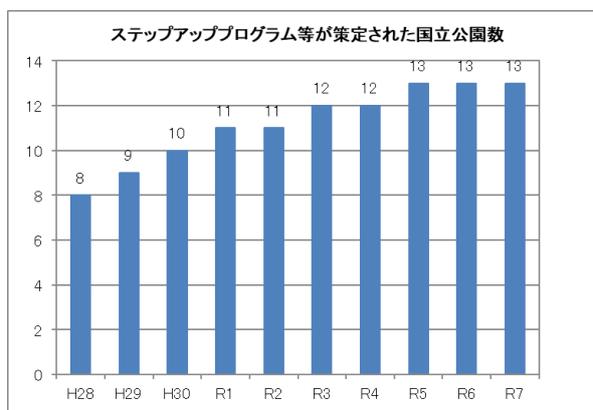
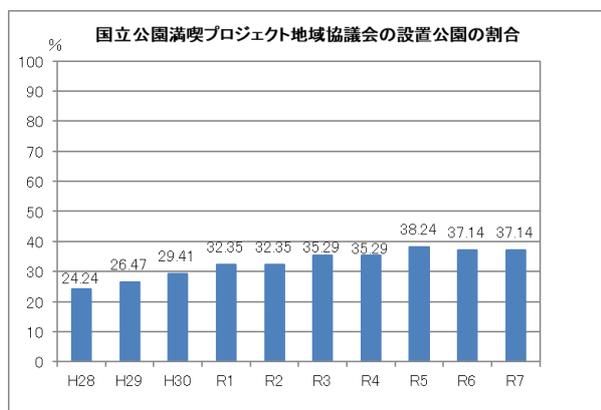
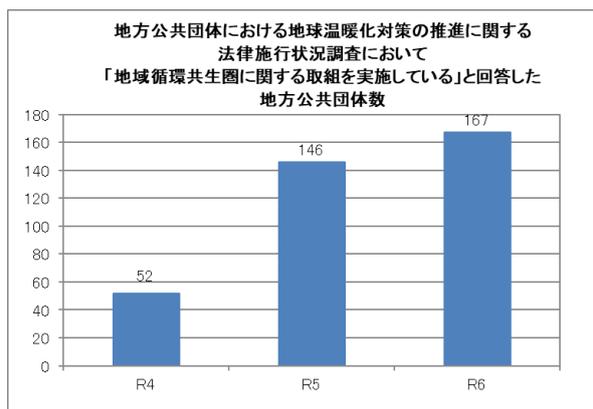
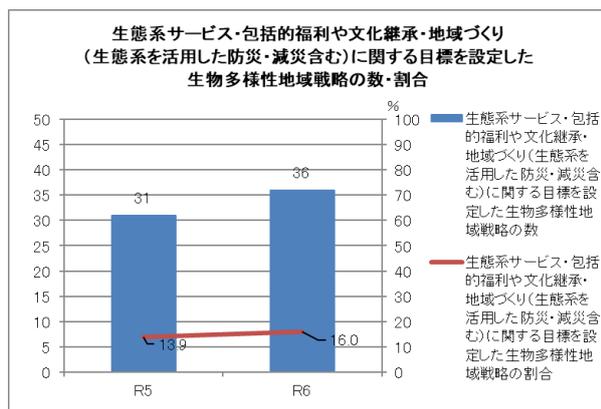
③ 主な課題や今後の方針

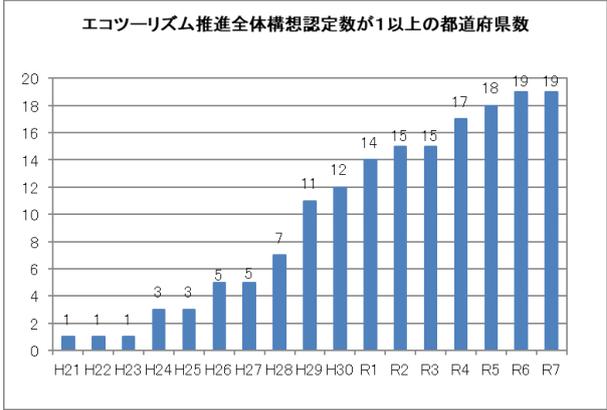
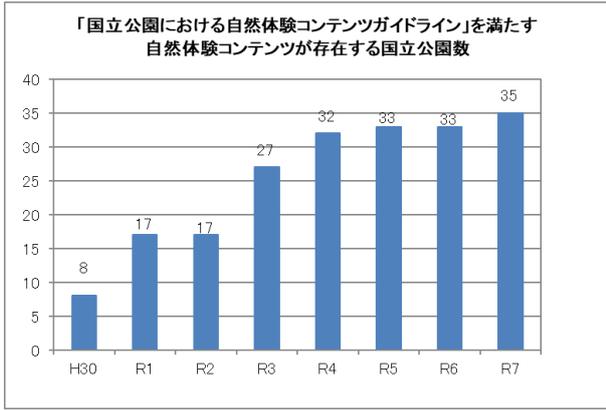
ヘッドライン指標である〈野生種の持続可能な利用による便益〉及び〈伝統的な職業に従事している人口の割合〉については、現時点で算出の方法論がないため算出できておらず、引き続き検討を進める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・ 国立公園の公園計画への自然体験活動計画の位置づけを引き続き進めるとともに、地域の協議会による自然体験活動促進計画の作成を促進する。また、各地域で提供される体験アクティビティの高付加価値化や、複数のアクティビティを組み合わせたモデルコースの作成を引き続き推進していく。
- ・ 国立公園の利用拠点の滞在環境の上質化に向けて、地域の協議会による利用拠点整備改善計画の作成や、地域の市町村等による利用拠点計画の作成を促進し、両計画に基づく地域の関係主体による廃屋撤去、まちなみ改善、受入環境整備等の取組を推進していく。
- ・ 2025年度末までに国立公園満喫プロジェクトの次期取組方針を策定予定であり、当該方針に基づき引き続き国立公園満喫プロジェクトの取組を進める。

④ 関連指標





9.1 Benefits from the sustainable use of wild species
野生種の持続可能な利用による便益

データ不足

(状況の説明) 現時点で算出の方法論がないため、提出できない。

* ヘッドライン 指標

9.2 Percentage of the population in traditional occupations
伝統的な職業に従事している人口の割合

データ不足

(状況の説明) 現時点で算出の方法論がないため、提出できない。

* ヘッドライン 指標

(6) 行動目標 2-3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

吸収源対策に係る指標である〈都市公園等の整備面積〉については、2020年度以降毎年度一定の進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・気候変動適応計画に係る実施施策のフォローアップを行い、各分野の気候変動適応施策の進捗管理を行うとともに、地方公共団体が地域の実情に応じた気候変動適応を推進できるよう、研修等を通じて「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を周知した。
- ・2024年の都市緑地法改正により、特別緑地保全地区に係る制度改正及び優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の創設を行い、都市の緑地保全及び緑化推進を通じた吸収源対策等の推進を図った。
- ・藻場・干潟の保全等における担い手の参画を促す仕組みの検討及び藻場の繁茂面積を高精度かつ効率的に把握・管理するシステムの開発を推進している。

③ 主な課題や今後の方針

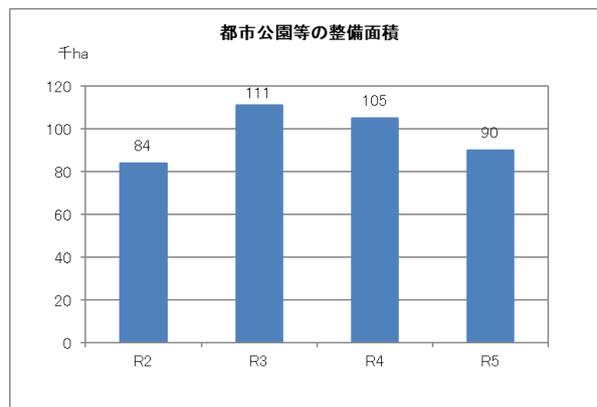
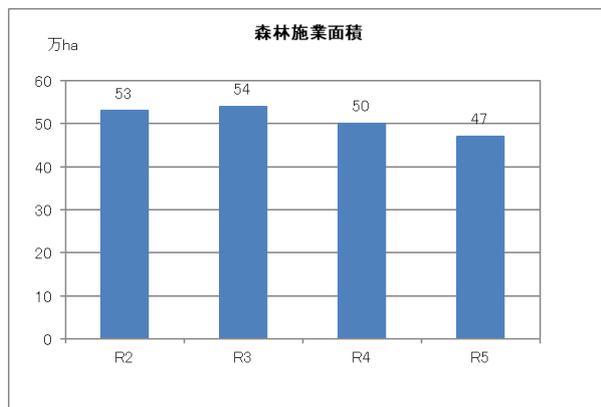
吸収源対策に係る指標である〈森林施業面積〉については、施業地が年々奥地化・高齢級化していることに加え、労務単価の上昇等もある中、必要な森林施業を確保し、年間平均70万haという2030年度の目標が達成されるよう、森林の集積・集約化の促進やコストの低減等の取組を推進する。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・2025年度に実施する気候変動影響評価の結果等を踏まえて、2026年度に気候変動適応計画の見直しを行うことを目指す。2025年度末に「地域気候変動適応計画策定マニュアル」の改定を行うとともに、研修等を通じて周知を図る。
- ・温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や、改正都市緑地法等に基づく都市の緑地の保全及び緑化の推進を図っていくとともに、吸収量の算定方法の改善、検証を引き続き実施する。また、ヒートアイランド対策の推進のため、緑化による地表面被覆の改善等を図る。
- ・ブルーカーボン生態系を活用したCO₂吸収源の拡大による2050年ネット・ゼロの実現への貢

献や生物多様性による豊かな海の実現を目指し、引き続き取組を進める。

④ 関連指標



(7) 行動目標 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

<バードストライク対策に資するガイドラインの作成や手引きの改定数>について、2年に1度程度のペースで作成・改定しており、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮した再エネ促進区域の設定を 56 自治体(2025 年 3 月時点)が行い、当該促進区域における地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入に向けた地域脱炭素化促進事業計画が 1 件(2025 年 3 月時点)認定された。
- ・再生可能エネルギー発電設備の導入に際しての適切な立地選択に係る内容を含むガイドライン等の策定に向けた検討を行うとともに、生物多様性等に関する情報を閲覧できる「生物多様性見える化マップ」の運用を 2025 年 4 月に開始した。

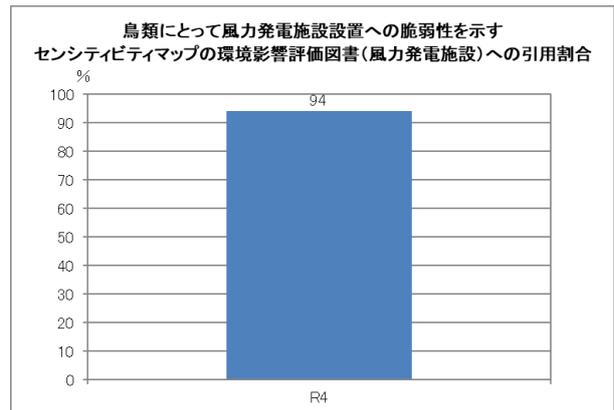
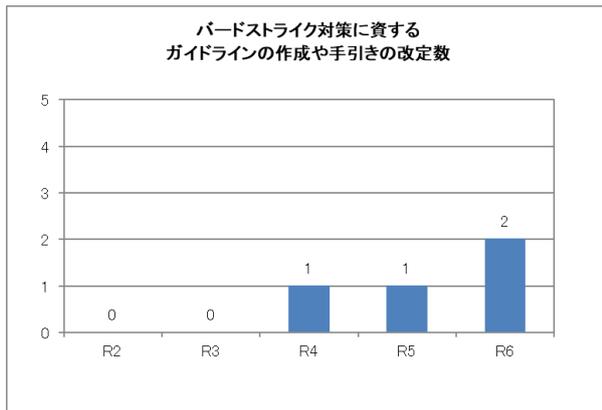
③ 主な課題や今後の方針

<鳥類にとって風力発電施設設置への脆弱性を示すセンシティブティマップの環境影響評価図書(風力発電施設)への引用割合>については、数値の把握が始まったばかりであるため、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・再エネ促進区域を設定した自治体数及び認定した地域脱炭素化促進事業計画数に定量的な課題があるため、認定事業計画数の増加に向けて、引き続き、再エネ促進区域等の設定に向けた自治体への財政的・技術的支援を実施するとともに、再エネ促進区域制度の活用に関するインセンティブ強化等の更なる対応を検討する。
- ・再生可能エネルギー発電設備の導入に際しての適切な立地選択に係る内容を含むガイドライン等のとりまとめや「生物多様性見える化マップ」のデータの付加・充実を進め、自治体や事業者、投資家を含めて広く一般に普及を図る。

④ 関連指標



(8) 行動目標 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

＜ニホンザルとクマ類の恒常的に生息する都道府県における特定鳥獣保護管理計画の作成割合＞及び＜鳥獣被害対策実施隊の隊員数＞については増加傾向にあり、また、＜関係機関が連携して全国的なサーベイランスや対策等を実施している、生物多様性保全上重要な野生鳥獣に関する感染症数＞についても各年の目標を達成しており、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・市町村が作成する被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払いや緩衝帯の整備、都道府県における広域捕獲、ICT等を活用した被害対策技術の開発・普及等を推進した。
- ・農林水産業や生態系等に深刻な影響を及ぼすニホンジカ及びイノシシの2023年度の捕獲頭数は、ニホンジカでは72万頭となり過去最多だった令和2021年度とほぼ同じ水準を維持し、イノシシでは52万頭となり2022年度よりやや減少した。
- ・ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類等の特定鳥獣による被害が拡大していることから、特定鳥獣保護管理計画を作成し、対策に取り組む都道府県は増加傾向にある。ニホンジカ及びイノシシについて第二種特定鳥獣管理計画に掲げた目標を達成出来た都道府県の割合は各年度で大きくばらつきがあるものの、長期的な傾向としては、ニホンジカでは増加傾向、イノシシでは減少傾向にある。クマ類について、人の日常生活圏への出没が増加しており、より予防的・迅速な対応が必要であることから、鳥獣保護管理法を令和7年4月に改正し、市町村長の判断により緊急的な銃猟を可能とする制度改正を行った。また、マニュアルを改定し出没への備えや出没した際の対応方針等を整理するとともに、地方公共団体に対してクマ類の出没に対応する体制の構築に向けた技術的支援を行った。

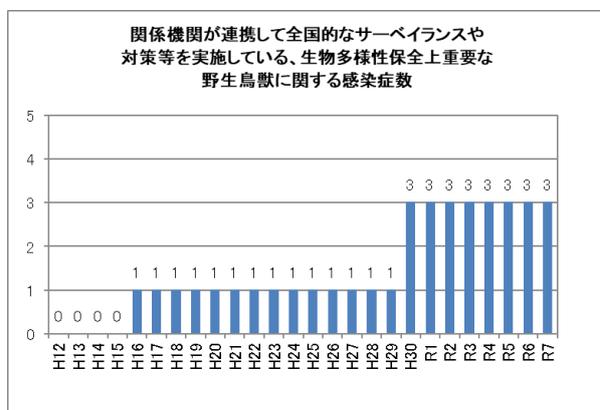
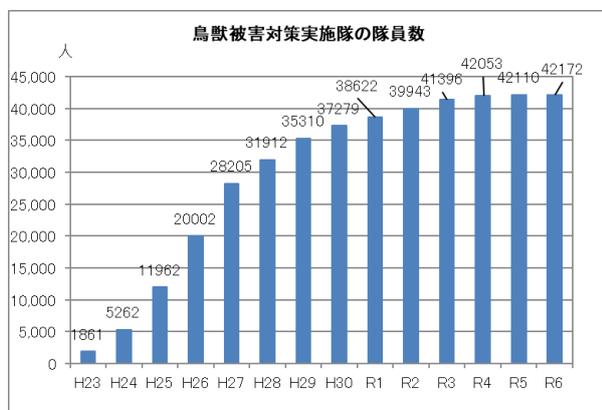
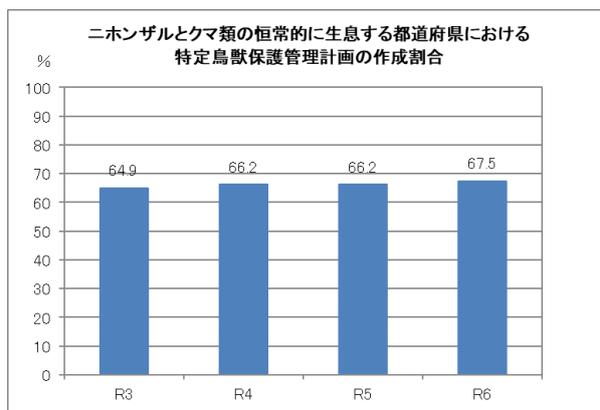
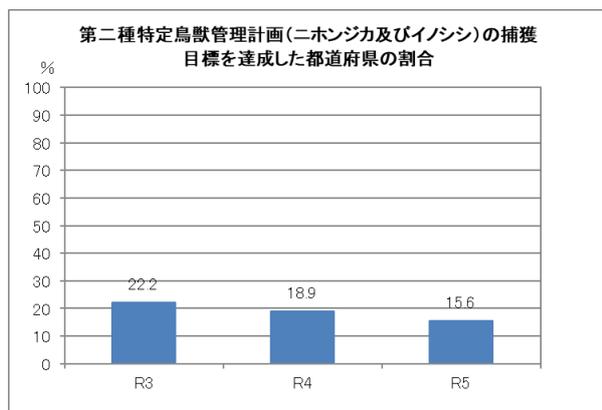
③ 主な課題や今後の方針

＜第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ及びイノシシ）の捕獲目標を達成した都道府県の割合＞は、指定管理鳥獣捕獲等事業等により、捕獲の強化を図っていたものの、減少傾向にあり、今後更なる取組の推進に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。そのため、ICT等を活用した先導的なスマート鳥獣害対策の普及、PDCAの実践による効果的かつ効率的な捕獲、都道府県が中心となった広域的な捕獲、集落単位での効率的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。
- ・2013年度に掲げたニホンジカ及びイノシシの個体数を2023年度までに半減させることを目指す半減目標の達成に至らなかったことから、目標時期を2028年度まで延長した。ニホンジカについて、人材の育成・確保やICTの活用を図りつつ、個体数を効果的・効率的に減少させるため、高密度地域での集中捕獲や県境をまたぐ広域捕獲を推進する。
- ・イノシシについては豚熱の発生等により生息数が減少したため、第二種特定鳥獣管理計画で定めた捕獲目標の達成に影響を与えている。引き続き、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインの改定や、地方公共団体に対するクマ類の出没に対応する体制構築等に向けた技術的支援を行う。さらに、多様な人間活動と自然環境を総合的な視点で捉えたランドスケープアプローチの促進や、科学的知見に基づく個体数管理の実施、里山の荒廃といった社会課題への解決など長期的な視点に立ち野生鳥獣との軋轢緩和に向けた実施体制を確保する。

④ 関連指標



3. 基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現

基本戦略3 まとめと評価

状態目標は、ネイチャーポジティブに資する経済（以下「ネイチャーポジティブ経済」）の実現に向けた内容であるところ、ESG 投融資の規模拡大と生物多様性分野への資源配分の促進については一定の進展があり、事業活動全般における生物多様性への正の貢献の増大・負の影響の軽減等、及び持続可能な農林水産業の拡大については目標達成に向けて着実に歩み始めている。

行動目標については、企業による事業活動における生物多様性への影響等の情報開示やそれを踏まえた投融資の推進、保全に貢献する技術・サービスへの支援、及び持続可能な環境保全型の農林水産業の拡大等に関する取組は順調に進捗しており、ABS⁹に関する取組には一定の進展があった。

(1) 状態目標 3-1 生物多様性の保全に資する ESG 投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし/適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

PRI（責任投資原則）と 21 世紀金融行動原則における〈生物多様性に関連する投融資原則への国内の署名機関数〉は増加傾向にあり、進展が見られる。

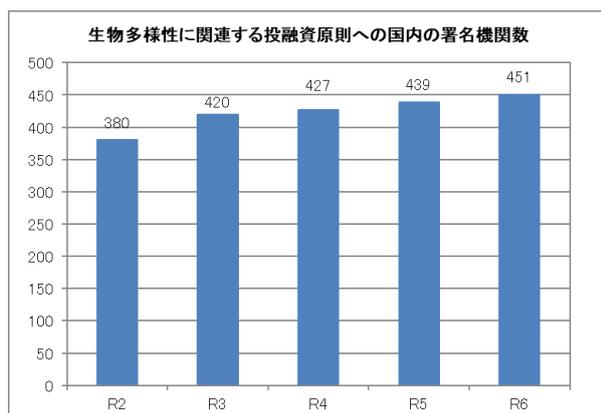
また、JBO4 中間提言では、生物多様性保全等も資金使途に含まれるグリーンボンド発行金額やグリーンローン調達金額も増加傾向にあるとしている。

③ 主な課題や今後の方針

JBO4 中間提言では、ESG 投融資及び資源配分の両方について、データの収集・蓄積を進めるとともに、生物多様性保全が主要な用途ではないものの部分的に貢献しているような事例も考慮した効率的な評価手法を確立することが必要であるとしている。また、同提言では、本目標の評価及び達成、そしてネイチャーポジティブ経済の実現に向けては、生物多様性関連の投資額や資源配分の総量を把握するとともに、その拡大を図ることが求められるとしている。

⁹ 遺伝資源の取得の機会（Access）及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Benefit-Sharing）の略称。

④ 関連指標



(2) 状態目標 3-2 事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

事業活動による生物多様性への負の影響の低減について、コンポーネント指標・コンプリメンタリー指標である<エコロジカルフットプリント>のうち国内の事業活動を通じた日本全体のエコロジカルフットプリント、コンポーネント指標である<マテリアルフットプリント>のうち国内の事業活動を通じた日本全体のマテリアルフットプリントにおいて環境負荷が低減している傾向があり、進展が見られる。

事業活動による生物多様性への正の貢献の拡大について、<環境産業（自然環境保全）の市場規模>は増加傾向にあり、進展が見られる。また、経団連自然保護協議会のアンケート結果による<生物多様性保全に配慮した製品・サービスを提供している企業の割合>も増加傾向にある。

企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進について、ヘッドライン指標である<生物多様性関連のリスク、依存及び影響を開示している企業の数>を表すものである「CDPを通じた情報開示（森林、水、生物多様性のうち、少なくともいずれかについて、環境依存、リスク及び機会の情報開示）をしている企業数」は2024年度時点で355社であり、世界各国平均である30社程度と比較すると、その10倍以上の企業が既に開示に取り組んでいる。また、経団連自然保護協議会のアンケート結果に基づく「LEAP¹⁰への取り組み状況のうち、A.自然に関連するリスクや機会への対応と情報開示をしている企業数」¹¹は増加しており、進展が見られる。加えて、同じく経団連自然保護協議会のアンケート結果も参照すると、<経営方針等へ生物多様性を組み込んだ企業割合>は横ばい又は増加傾向にあり、<生物多様性に関する取組に定量的な目標・指標を設定している企業の割合>や、自然関連財務情報開示タスクフォース（以下「TNFD」）の開示を行うと表明した<TNFDアダプター数>は総じて増加傾向にあり、進展が見られる。

¹⁰ 自然との接点、自然との依存関係、インパクト、リスク、機会など、自然関連課題の評価のための統合的なアプローチとしてTNFDにより開発。Locate（発見する）、Evaluate（診断する）、Assess（評価する）、Prepare（準備する）の略。

¹¹ TNFDの提言に基づく自然関連情報開示を行う企業数に包含される。

③ 主な課題や今後の方針

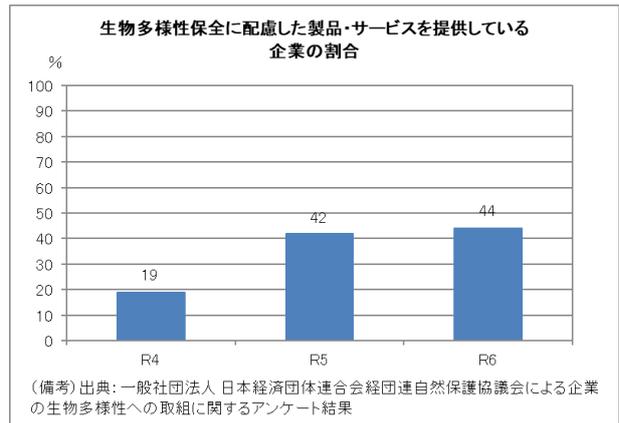
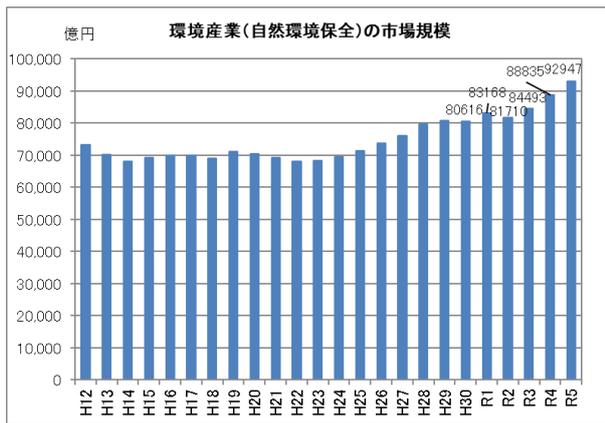
事業活動による生物多様性への負の影響の低減に関して現在用いている指標は、国内の事業活動による総生産量や天然資源の総消費量等から算定しているものであり、実際に環境負荷が生じている地域や、その自然の状況を考慮したものではないこと、また、企業毎の事業活動による生物多様性への影響を積み上げる形での評価は行えていないことから、国内外の各地域の自然の状況や企業毎の事業活動の特徴も考慮した指標の開発に取り組む。

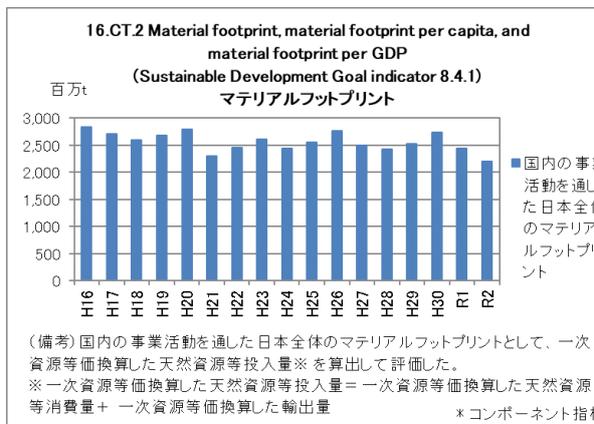
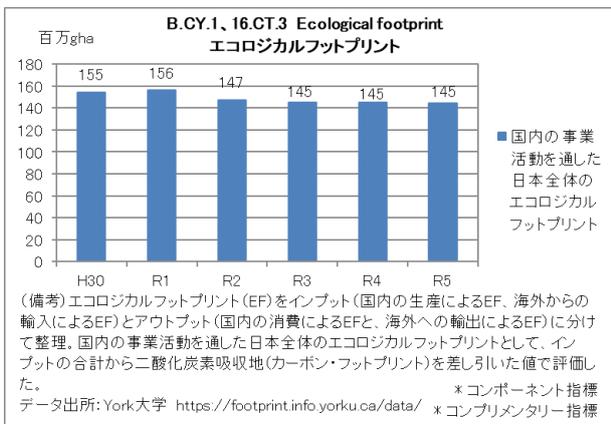
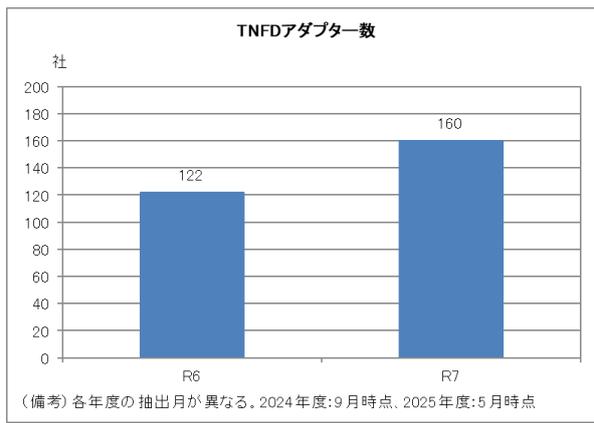
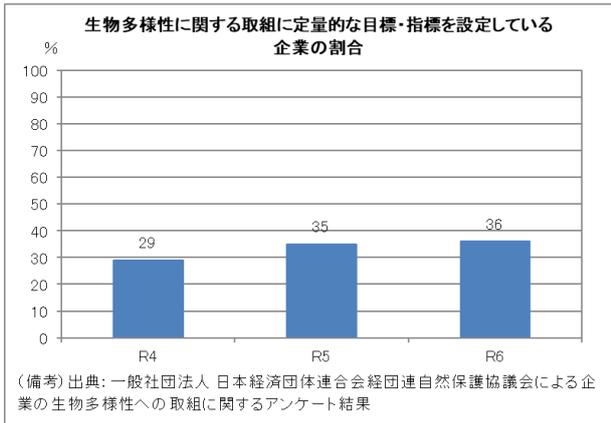
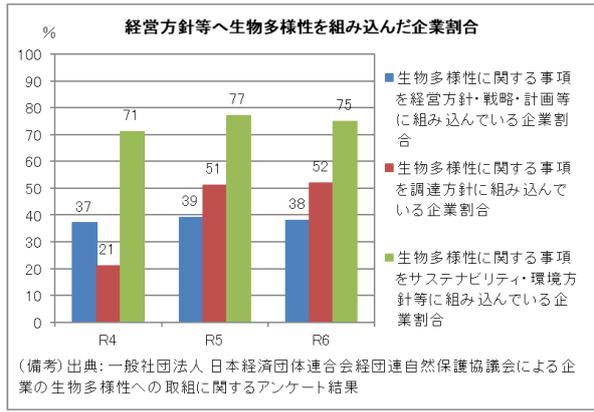
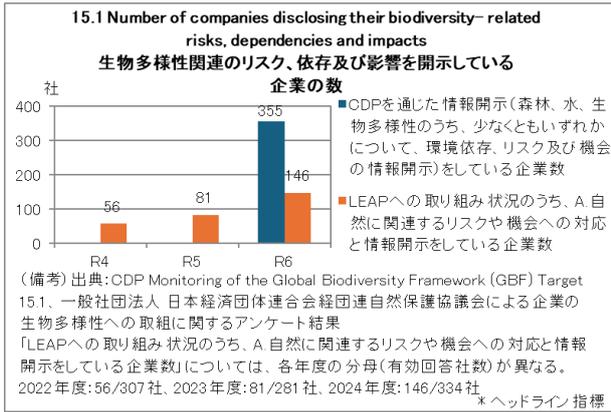
事業活動による生物多様性への正の貢献の拡大について、企業の保全への関与の観点で、現時点で総合的に傾向を評価できる指標の設定が困難である。なお、自然共生サイトのうち企業が申請者であるサイトが毎年認定されるなど関連する動きには進展が見られ、こうした企業による貢献を適切に評価できるよう、価値評価手法の具体的検討を進める。

企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進について、情報開示自体は（とくに TNFD の開示は 2023 年前後から）拡がりつつあるが、日本の企業全体の中で開示等に取り組んでいる企業数はまだ限定的であり、情報開示している企業においても戦略面での開示率や成熟度、目標設定と達成状況のモニタリングの仕組み等に関して課題があることに留意する必要がある。

JBO4 中間提言では、本目標の評価及び達成に関して、企業や金融機関の行動の推進を総合的に測る指標がまだ不足しており、今後は評価手法の開発とともに、生物多様性関連の実効性を伴う行動が、より広い産業分野と、より多くの企業や金融機関に浸透及び拡大していくことが求められるとしている。

④ 関連指標





(3) 状態目標 3-3 持続可能な農林水産業が拡大している

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

農業については、＜生物多様性に配慮した農業に取り組む農業者数＞は大きく増加している。その他、有機 JAS ほ場面積が増加傾向にあること、化学農薬使用量（リスク換算）が減少傾向にあること等、関連する動きにも進展が見られる。

林業については、ヘッドライン指標である＜持続可能な森林経営における進捗＞を構成する5つのサブ指標のうち、森林の地上部バイオマス量、法的に確立された保護地域にある森林面積の割合、独立して確認された森林管理認証制度に基づく森林面積はいずれも増加傾向にあり、長期的な森林管理計画下にある森林面積の割合は100%を維持している。また、森林面積はほぼ一定に保たれている。木材自給率の推移、我が国における＜森林経営計画等により森林施業を適切に実施する森林の面積の割合＞、FSC¹²及びSGEC¹³の認証面積の推移も増加傾向にあり、関連する動きにも進展が見られる。

水産業については、ヘッドライン指標である＜生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合＞は最大生産持続生産量（Maximum Sustainable Yield, 「MSY」）ベースの資源評価を実施した2019年以降は近年になって増加傾向にある。また、＜漁獲量のうちTAC¹⁴資源の占める割合＞も増加傾向にあり、進展が見られる。その他、MSC 認証¹⁵やMEL 認証¹⁶の取得なども増加傾向にあり、関連する動きにも進展が見られる。

③ 主な課題や今後の方針

農業及び林業については、持続可能な生産活動の拡大に向け、引き続きみどりの食料システム戦略や森林・林業基本計画に基づいて各種施策を推進する。

¹² 森林管理協議会（Forest Stewardship Council）のこと。

¹³ 一般社団法人緑の循環認証会議（Sustainable Green Ecosystem Council）のこと。

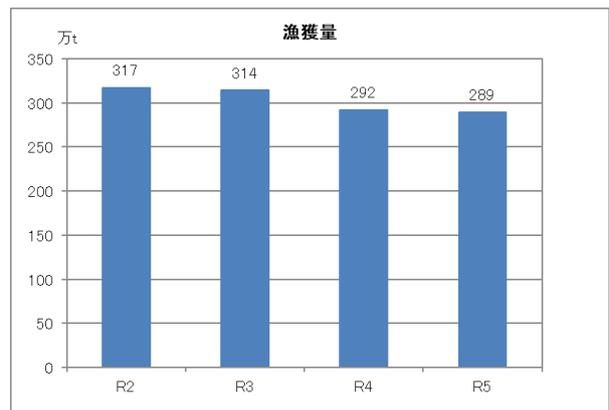
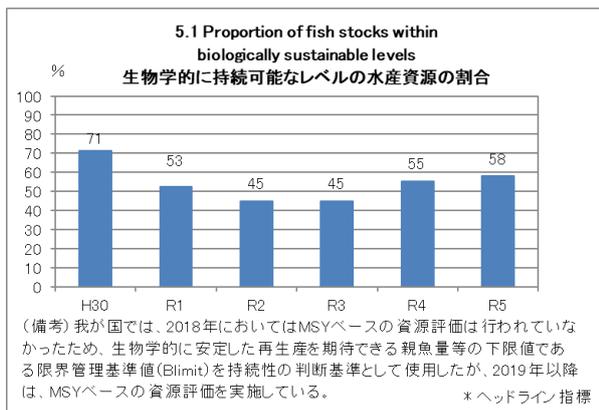
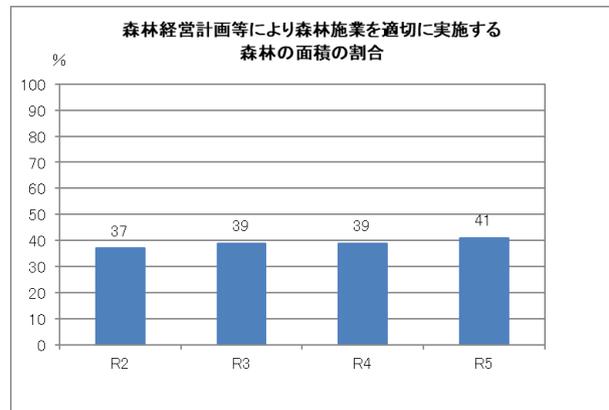
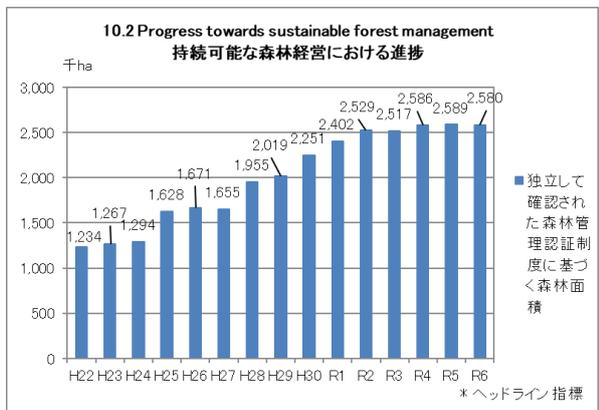
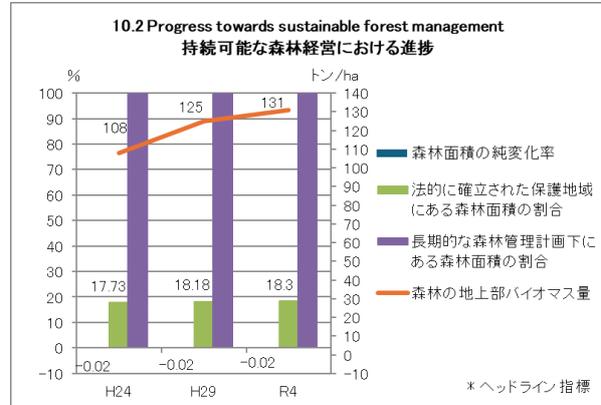
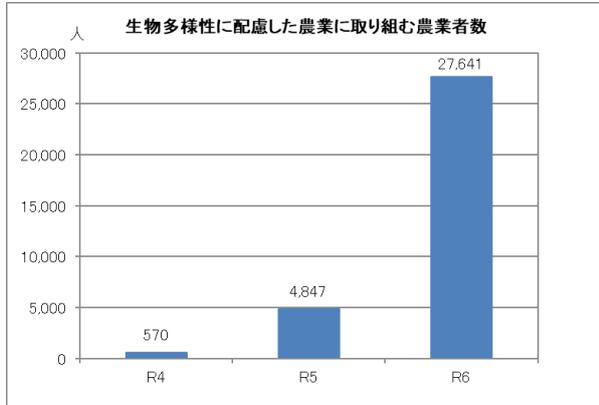
¹⁴ 漁獲可能量（Total Allowable Catch）のこと。水産資源の保存及び管理のため、水産資源ごとに一年間に採捕することができる数量の最高限度として定められる数量。

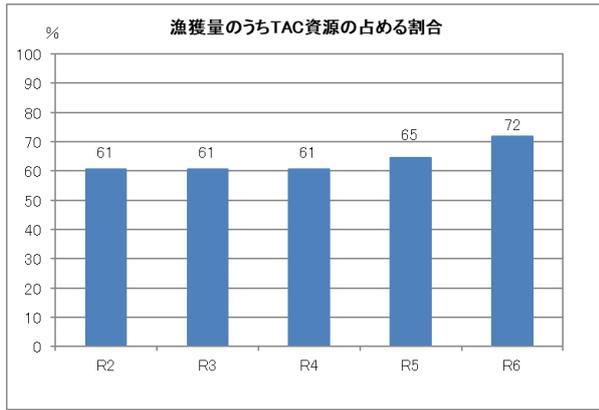
¹⁵ 海洋管理協議会（Marine Stewardship Council）による認証制度のこと。持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐCoC（Chain of Custody）認証の2種類の認証から成る認証制度。

¹⁶ 一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会（Marine Eco-Label Japan）による認証制度のこと。水産資源の持続性と環境に配慮している事業者（漁業・養殖業・流通加工業）を対象とする、日本の水産業の特徴を反映した水産エコラベル認証制度。

水産業については、関連指標のうち〈漁獲量〉は減少傾向であり、今後更なる取組の推進に努める。

④ 関連指標





(4) 行動目標 3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する

① 進捗状況の評価

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 達成 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 目標達成に向けて順調 |
| <input type="checkbox"/> 進展したが、その程度は不十分 |
| <input type="checkbox"/> 大きな進展なし |
| <input type="checkbox"/> 該当なし／適用不可 |
| <input type="checkbox"/> 不明 |

② 主な成果や進捗状況

＜企業に向けた定量評価手法及び生物多様性に関する情報開示方法等に関する情報提供の実施回数＞は毎年数回の開催があり、継続的に実施されている。また、＜金融機関・投資家に向けた定量評価手法及び生物多様性に関する情報開示方法等に関する情報提供の実施回数＞は 2025 年より開始され数値の把握がなされている。さらに、＜企業に向けた定量評価等手法に関するガイドライン等の発行実績＞、＜金融機関・投資家に向けた定量評価手法及び情報開示等手法に関するガイドライン等の発行実績＞の両方について、ガイドライン等を発行した実績があることから、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・2024～2025 年度にかけて TNFD に約 50 万ドル相当の拠出を実施し、自然データ公的ファシリテティ (NDPF) の立ち上げに向けた共同研究や、TNFD スチュワードシップカOUNシル (TNFD 運営委員会) への参加等を進め、開示における国際ルールメイキングに参画してきた。
- ・自然資本に根ざした経済が新たな成長につながるチャンスであることを示し、企業や金融機関、投資家などに実践を促すために関係 4 省庁で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定した (2024 年 3 月)。
- ・サプライチェーンにおける生物多様性への影響把握、負荷低減に関する企業の具体的な行動支援として、データ・ツール等の体系整理や資料作成・広報を進めている。
- ・開示・目標設定等に関するワークショップや支援モデル事業等の実施を通じて、ネイチャーポジティブ経営¹⁷に関する能力養成を実施している。TNFD アダプターの日本企業は既に 160 以上に達している (2025 年 6 月時点)。
- ・TNFD フォーラムメンバー数は 2025 年 6 月時点で日本企業が 311 社となり、国家戦略 2023-2030 に定めた「国際的なイニシアティブ (自然に関する科学に基づく目標設定 (SBTs for Nature, 以下「SBTN」)、TNFD 等) 及び国内のイニシアティブ (JBIB、経団連自然保護協議会等) に参加・

¹⁷ 自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題 (マテリアリティ) として位置づける経営。

賛同・認定を受けている企業の数又は割合」の 2025 年目標値である 300 社を達成した。

・地域金融機関による TNFD 提言に基づく情報開示を促進するため、2025 年 3 月 31 日に「TNFD 提言に沿った自然関連情報分析ガイダンス（金融機関向け）-2024 年度版-」を公表した。

・国土の約 2/3 を占める森林と企業活動との関わりについて、TNFD 開示のフレームワークを踏まえて適切な評価・分析を推進するため 2025 年 4 月に「森林に関する TNFD 情報開示の手引き」を公表した。

・グリーンボンド等を通じたグリーンファイナンスの拡大に向けて、グリーンプロジェクトとして整理され得るものを例示したグリーンリストの拡充等を実施した（2025 年 7 月）。

③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては特に課題は見られないが、取組が始まったばかりのものが多く、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・日本が技術力で強みを有する技術・ツール等について、TNFD や SBTN、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services, 以下「IPBES」）、ISO/TC331¹⁸等のルールメイキングの場で発信を進める。

・調達におけるネイチャーポジティブ配慮指針等（仮称）の検討・策定を行うほか、同配慮指針等を活用した、官民連携によるネイチャーポジティブなバリューチェーン構築の先行モデルの創出及び調達を通じたフットプリント低減に向けた検討等を進める。

・ビジネス分野別の自然関連リスク・機会ロングリスト等の検討・策定を進める。

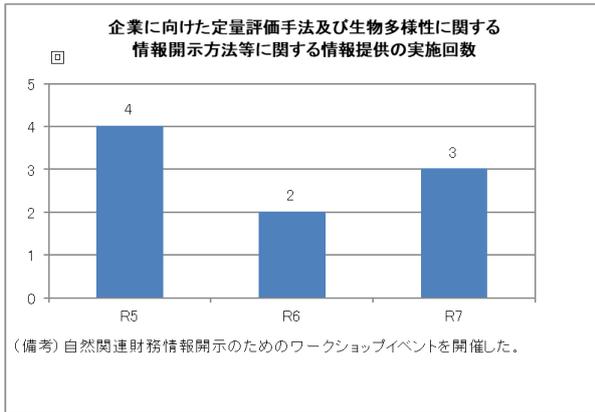
・国内外のネイチャーファイナンスの拡大・質の向上を図るための、投融資におけるネイチャーポジティブ配慮指針等（仮称）の検討・策定を行う。また、同指針も活用した、官民連携によるネイチャーファイナンスの先行モデルの創出を行う。さらに、ネイチャーフットプリントの開発と金融セクター向け活用ガイダンス（仮称）の開発支援も進める。

・「森林に関する TNFD 情報開示の手引き」の普及などを通じて、企業等による森林の多面的機能の維持・向上への取組を引続き後押しする。

・地域金融機関向けのガイダンスやグリーンリストの拡充等を継続的に検討する。

¹⁸ Technical Committee 331 のこと。「生物多様性に関するすべての組織が持続可能な開発に貢献することを促進するための原則、枠組、要求事項、ガイダンス及びサポートツールを開発するための生物多様性分野の標準化について検討をすること」をスコープとして ISO 内に設立された専門委員会。

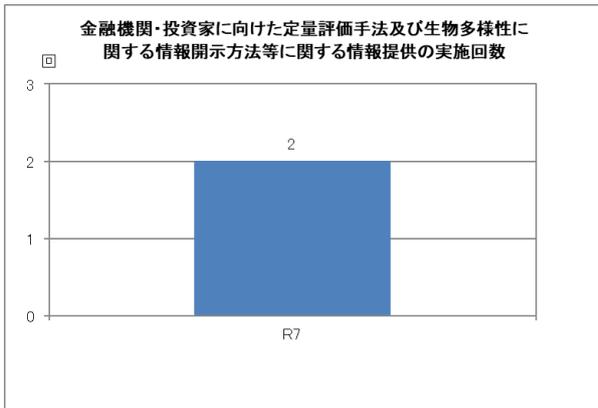
④ 関連指標



企業に向けた定量評価等手法に関するガイドライン等の発行実績
[Yes/No]

Yes

(備考) 2025年に「サステナビリティ(気候・自然関連)情報開示を活用した経営戦略立案のススメ実践ガイドVer.2.0」「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」を発行した。



金融機関・投資家に向けた定量評価手法及び情報開示等手法に関するガイドライン等の発行実績[Yes/No]

Yes

(備考) 2025年にTNFD金融機関向けガイダンスを公表した。

(5) 行動目標 3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

＜ネイチャーポジティブ経営に資する対面およびオンラインイベント等の実施回数＞は増加傾向にあり、進展が見られる。生物多様性関連のものに限定されないが、環境技術開発者でも利用者でもない信頼できる第三者機関（実証機関）が環境技術の環境保全効果等を実証した＜環境技術実証事業における実証数＞は毎年一定数の実証がなされている。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・ネイチャーポジティブ経済に資する技術普及等を目的としたマッチングイベントの開催（経団連自然保護協議会/2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）の共催）や、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームの新設など、ステークホルダー間の互助・協業の取組を推進している。
- ・国際的には、G7ANPE という情報ネットワークにおいて、日本の取組・成果に関する情報発信を実施している。

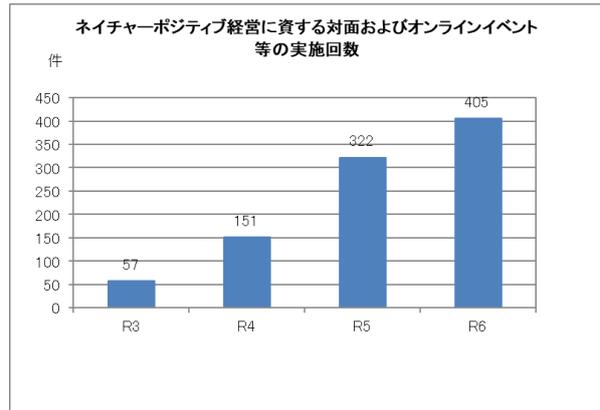
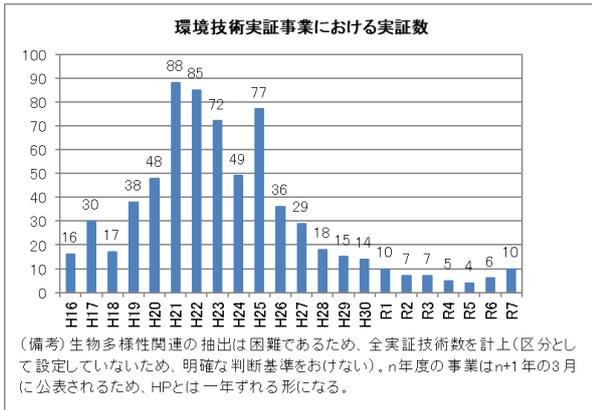
③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては特に課題は見られないが、引き続き継続的な数値の把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームの登録企業数の増加を図り、活性化を通じた互助・協業の取組を引き続き推進する。
- ・国際的なルールメイキングの場に加え、G7ANPE、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム等を通じ、引き続き情報発信を進める。

④ 関連指標



(6) 行動目標 3-3 遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

<ABS 関連事例の蓄積状況>は、ほぼ毎年一定の蓄積がある。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・海外の遺伝資源にアクセスする際の留意点、注意点等をまとめた、「遺伝資源へのアクセス手引」をまとめ、普及啓発に努めている。
- ・名古屋議定書の国内担保措置として ABS 指針（遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針）を運用している。その中で見えてきた遺伝資源の取得及び利用に係る課題について、環境省が主催する「ABS の実施に係る技術検討会」等で共有し議論した。
- ・特定の産業や学術分野における名古屋議定書の実施についての事例収集や情報共有を進めている。

③ 主な課題や今後の方針

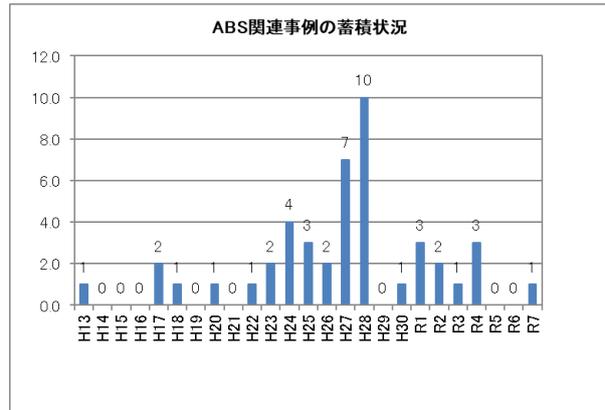
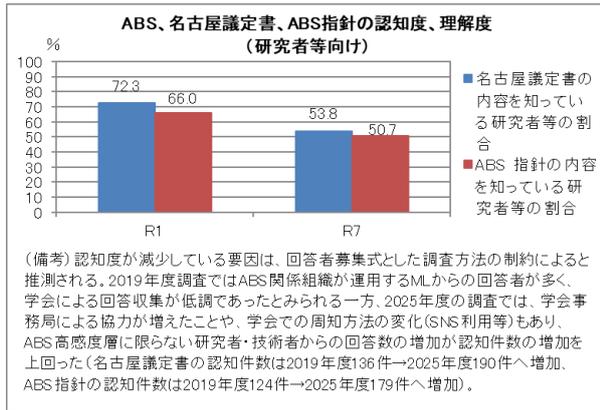
<NITE バイオテクノロジーセンター遺伝資源国内取得書発給数>¹⁹は 2020 年以降減少傾向であり、引き続き取組の推進に努める。<ABS、名古屋議定書、ABS 指針の認知度、理解度（研究者等向け）>は 2019 年度から 2025 年度にかけて減少したものの、全体の回答数とともに認知・理解していると回答した数も増加しており、回答者募集式の調査方法の制約によると推測され、評価方法の改善とともに取組を推進していく。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・遺伝資源の提供国の ABS に関する国内制度を遵守するよう促すため、引き続き遺伝資源取得者に対して ABS 指針等について普及啓発を行う。
- ・引き続き、諸外国の法令や制度等の情報収集・分析を行い、その成果等についてウェブサイトを通じた情報提供を進める。

¹⁹「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（ABS 指針）第 5 章の規定に基づき、2017 年付けで独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）を認定発給機関として認定している。

④ 関連指標



C.1 Monetary benefits received in accordance with applicable internationally agreed access and benefitsharing instruments
国際的に合意されたアクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従い受領された金銭的利益

関連なし

(状況の説明) 日本は提供国措置を講じていないので該当しない。

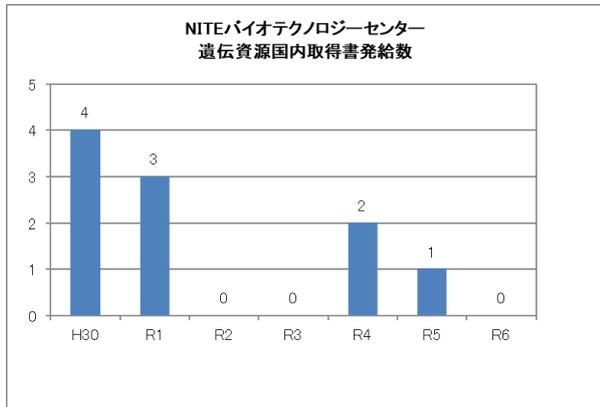
* ヘッドライン 指標

C.2 Non-monetary benefits arising from applicable international access and benefit-sharing instruments
国際的なアクセスと利益配分(ABS)に関する文書から生じる非金銭的利益

関連なし

(状況の説明) 日本は提供国措置を講じていないので該当しない。

* ヘッドライン 指標



(7) 行動目標 3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

ヘッドライン指標である<生産的かつ持続可能な農業が行われている農地面積の割合>は、2015年以降、1～5のスコア中の「4」を維持しており、<有機農業の取組面積>は増加している。また、<化学農薬使用量（リスク換算）>、<化学肥料使用量>も減少傾向にあり、持続可能な環境保全型の農林水産業の拡大に向け進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・みどりの食料システム戦略に掲げる、2050年までに目指す姿や、2030年目標の実現に向けて、農林水産大臣を本部長とするみどりの食料システム戦略本部を年2回開催し、KPIの進捗管理を行っている。
- ・みどりの食料システム法に基づく取組として、全都道府県で作成された基本計画に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者として、全都道府県で合計28,000経営体以上が認定されている（2025年5月時点）。
- ・農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する環境負荷低減の取組を評価し、星の数でラベル（愛称：みえるらべる）表示し、消費者に分かりやすく伝える「見える化」の取組を2024年から本格運用しており、販売店舗は全国1000店舗以上となった。
- ・合法伐採木材等の流通及び利用拡大の取組を強化するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）を改正し、川上・水際の本材関連事業者の合法性確認の義務化等を措置した（2025年4月施行）。
- ・地域漁業管理機関において、各加盟国等と協力しつつ、脆弱な生態系への影響評価を踏まえた適切な保存管理措置の導入や実施に取り組んでいる。
- ・2023年度までにTAC資源を主な漁獲対象とする11漁法・資源の大臣許可漁業にIQ（漁獲割当て）管理を導入した。

③ 主な課題や今後の方針

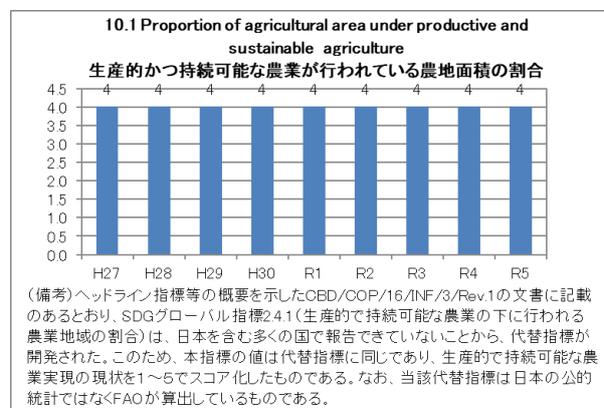
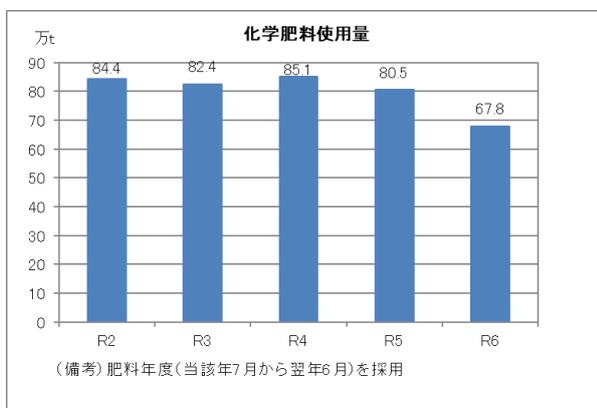
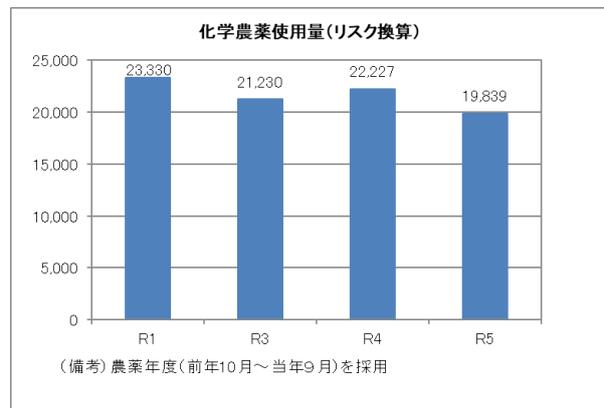
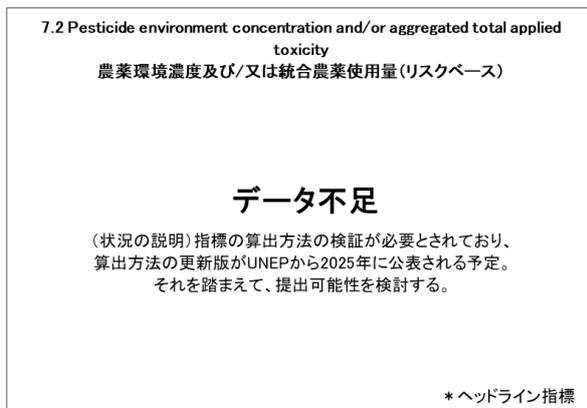
ヘッドライン指標である<農薬環境濃度及び/又は統合農薬使用量（リスクベース）>について、

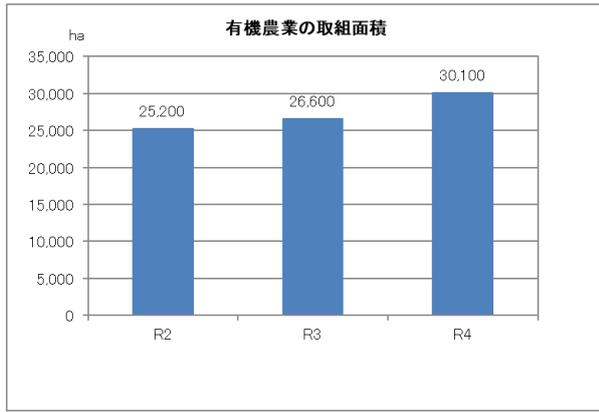
現時点で算出できておらず、2025年に公表される予定の算出方法の更新版を踏まえて提出可能性を検討する。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・化学農薬使用量の低減については、2030年目標を達成しているものの、リスクの低い農薬への代替等の取組の効果だけでなく、資材費上昇による買い控え傾向も寄与したと考えられることから、引き続き対策を進めていく必要がある。
- ・化学肥料使用量の低減については、今後取組の定着と普及に向けて、国内資源利用の一層の拡大、施肥低減技術や適正施肥等の取組を推進する。
- ・環境負荷低減の取組の「見える化」について、現在は米や野菜等24品目を対象にしているが、畜産物など対象品目の拡大についても検討を進める。
- ・改正クリーンウッド法の実効性向上のために引き続き、木材関連事業者等への研修の実施、関係者との意見交換会の開催、イベント出展等の合法伐採木材等の普及啓発に対する支援を実施する。
- ・引き続き、地域漁業管理機関において、科学的な根拠に基づく適切な保存管理措置の導入や実施に貢献する。
- ・IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。

④ 関連指標





4. 基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

基本戦略4 まとめと評価

状態目標は、社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく上で必要な国民一人一人の価値観の形成と行動変容の促進に関する内容であるところ、消費行動における生物多様性への配慮については一定の進展があったが、生物多様性を重要視する価値観の形成や保全活動への参画については大きな進展はなかった。

行動目標は、生物多様性を重視する価値観を持った人づくりや、生物多様性に正の貢献をする行動を後押しするための各種取組を内容とするところ、それぞれ一定の進展があった。

(1) 状態目標 4-1 教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

<生物多様性の言葉の認知度>については、世論調査では2020年以降増加傾向にある。ただし、世論調査未実施年に補足的に行っているインターネットによる生物多様性認知度調査では2020年以降低下傾向にあることに留意が必要である。

③ 主な課題や今後の方針

<自然に対する関心度>については、世論調査では2020年以降低下傾向にある。ただし、世論調査未実施年に補足的に行っているインターネットによる生物多様性認知度調査では2020年以降増加傾向にあることに留意が必要である。

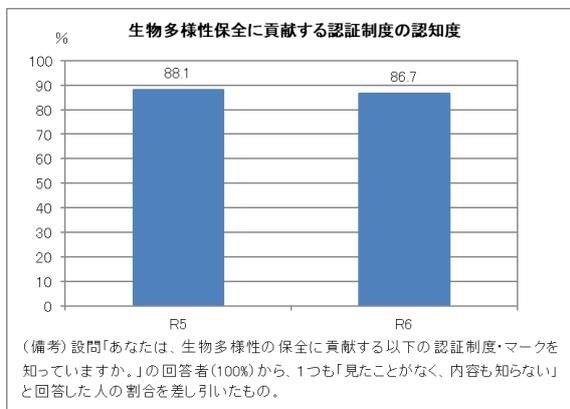
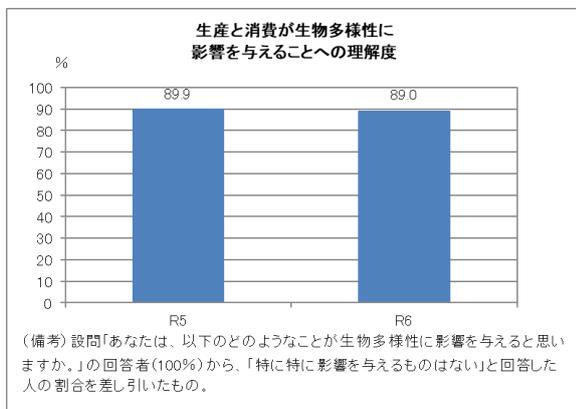
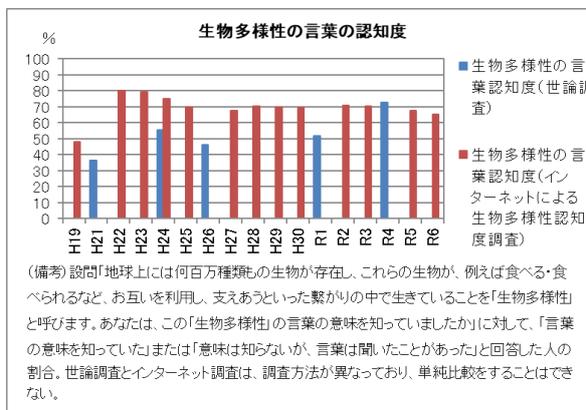
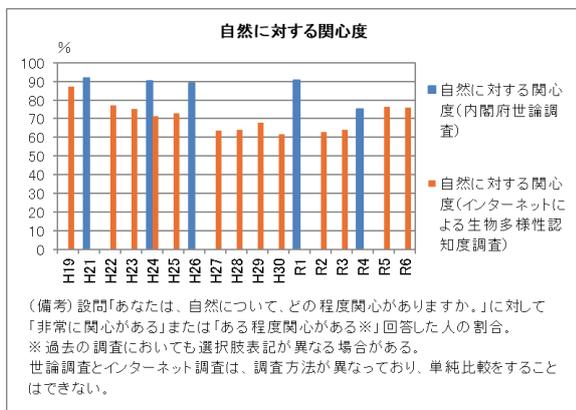
<生物多様性の言葉の認知度>及び<自然に対する関心度>については、調査手法によって回答の傾向が異なっていたことから、調査対象者の属性や回答環境等の調査手法間の違いも考慮し、実態把握の精度を高める必要がある。

また、生物多様性に関する認知・認識についてより深く掘り下げた<生産と消費が生物多様性に影響を与えることへの理解度>、<生物多様性保全に貢献する認証制度の認知度>はいずれも数値の把握が始まったばかりであり、今後継続的な把握に努める。

JBO4 中間提言では、目標の達成に向けては、国民一人一人の関心・意識を喚起する取組の強

化が求められるとしている。

④ 関連指標



(2) 状態目標 4-2 消費行動において、生物多様性への配慮が行われている

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし/適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

選択的消費については、＜週1回以上有機食品を利用する消費者の割合＞は増加傾向にある。

負荷削減については、コンポーネント指標・コンプリメンタリー指標である＜エコロジカルフットプリント＞のうち国内の消費活動を通じた1人あたりのエコロジカルフットプリントや、コンポーネント指標である＜マテリアルフットプリント＞のうち国内の消費活動を通じた1人あたりのマテリアルフットプリントから環境負荷が低減している傾向が見られる。

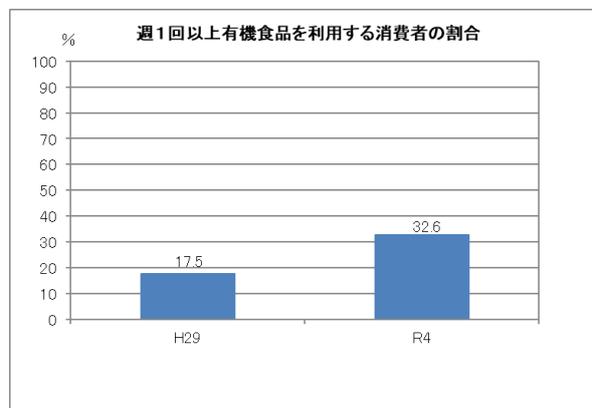
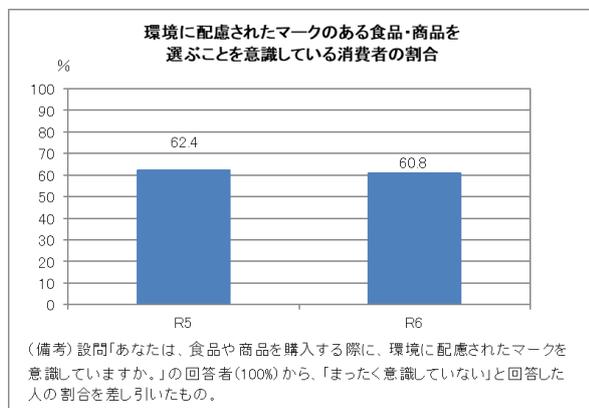
③ 主な課題や今後の方針

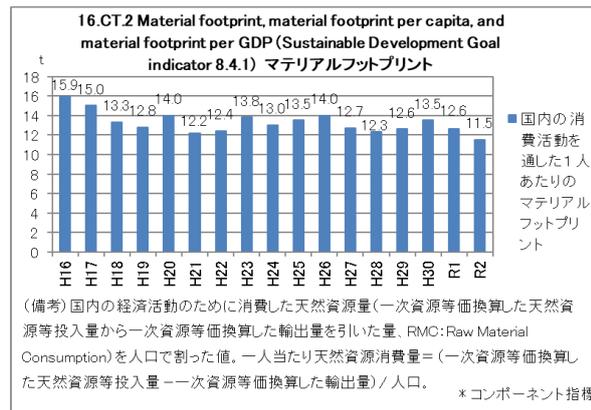
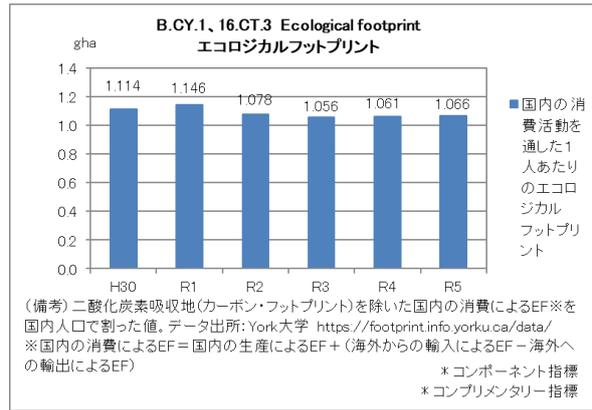
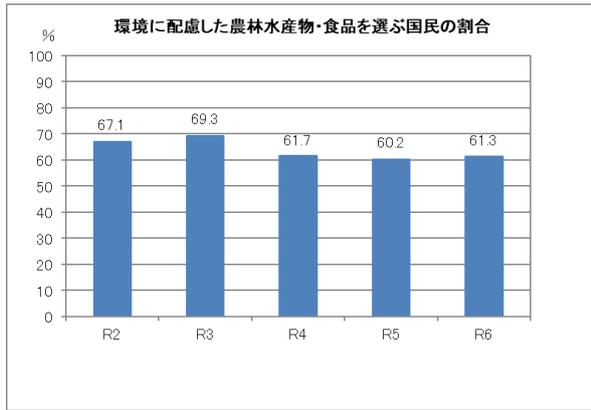
選択的消費については、＜環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶことを意識している消費者の割合＞、＜環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合＞は減少傾向にある。

負荷削減については、JBO4 中間提言では、現在用いている負荷削減に係る指標データは、個人の消費行動の変化だけではなく、社会システムの変化や事業者の努力による貢献も反映している可能性があることから、個人の選択的消費の結果として負荷がどの程度削減したかを測る指標の開発が必要であるとしている。

同提言では、本目標の達成に向けては、国民一人一人の消費行動における生物多様性への配慮が更に深まるよう取組の強化が求められるとしている。

④ 関連指標





(3) 状態目標 4-3 自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている

① 進捗状況の評価

<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 目標達成に向けて順調 <input type="checkbox"/> 進展したが、その程度は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> 大きな進展なし <input type="checkbox"/> 該当なし／適用不可 <input type="checkbox"/> 不明

② 主な成果や進捗状況

モニタリングサイト 1000 里地調査のサイトのうち外来種の防除・駆除活動が行われたサイトの割合が増加傾向にあり、関連する動きに進展が見られる。

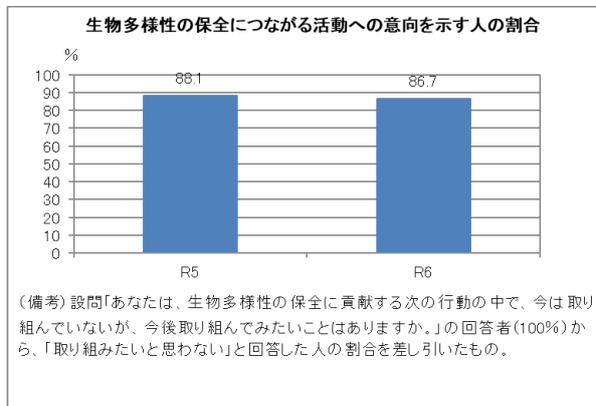
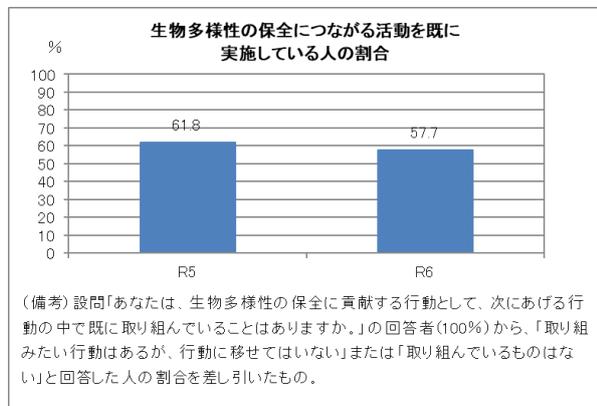
③ 主な課題や今後の方針

<生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合>、<生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合>は減少しているが、数値の把握が始まったばかりであり、今後継続的な把握が求められる。この他、自然や環境を守るためのボランティア活動としての行動者率も減少傾向にあり、関連する取組を推進する。

また、本目標に関して、活動への参加による直接的な貢献の他にも寄付による間接的な貢献も考えられるが、JBO4 中間提言では、寄付については、生物多様性関連の金額の抽出や集計範囲の設定が難しく、傾向を評価するためのデータの収集・蓄積や指標の開発が必要であるとしている。

同提言では、本目標の達成に向けては、活動への参加による直接的な貢献と寄付による間接的な貢献の両方の行動を促す取組の推進が引き続き求められるとしている。

④ 関連指標



(4) 行動目標 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

＜教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修における教職員等の参加者数＞、＜「体験の機会」利用者数＞は 2020 年度に一度落ち込んだものの、それ以降順調に増加している。＜人材認定等事業登録制度の登録事業数＞も最近は微増に留まっているが、おおよそ増加傾向にある。また、＜自然共生サイトのうち、学校や園庭のビオトープが認定されたサイト数及び面積＞は増加しており、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・学校や地域で環境教育を実践・推進するリーダー人材の育成、自然体験活動等を提供する「体験の機会」の認定、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境教育の推進に関する情報の整備・発信等の取組を着実に推進しており、一部は 2030 年の目標値を達成している。
- ・ESD 活動支援センター（全国・地方）をハブとしたネットワークを構築することにより、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development、以下「ESD」）の事例の共有や情報発信、人材の育成支援などを通じた、地域に根ざした ESD の普及を推進している。
- ・環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進するため、関係省庁と連携協力し、市町村等がエコスクールとして整備する学校を、「エコスクール・プラス」として、2025 年に 32 校認定した。²⁰

③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては特に課題は見られず、取組が始まって間もないものを含め、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

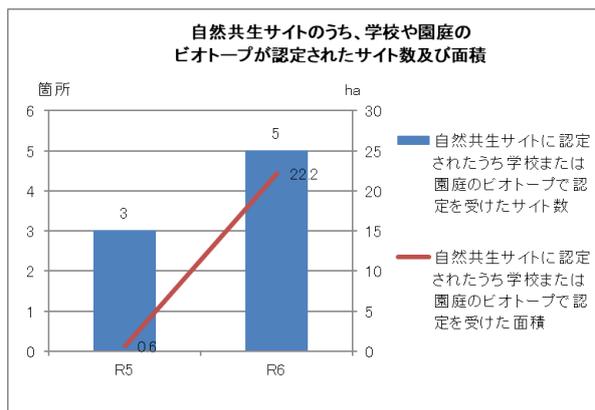
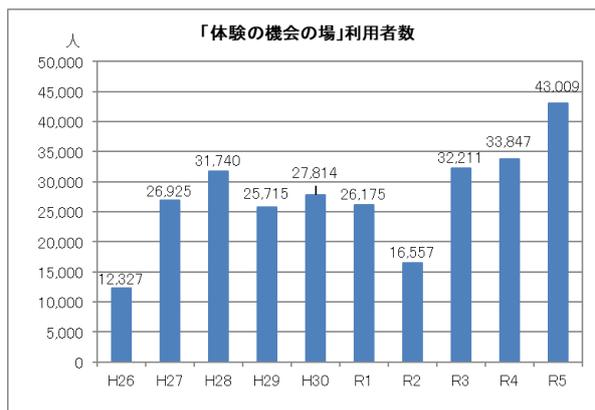
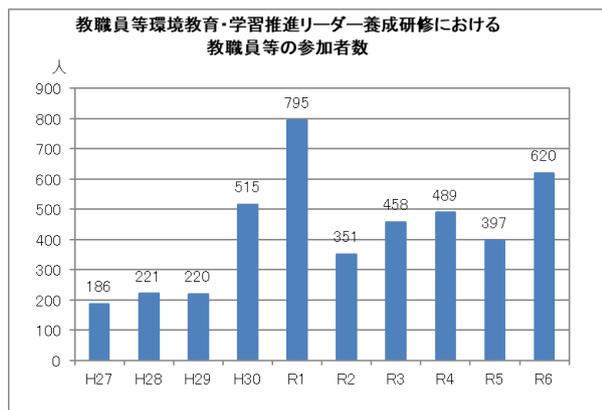
- ・人材認定等事業登録制度の登録事業数は微増に留まっており、環境教育等促進法の諸制度の更なる活用について検討を進める。
- ・全国 ESD フォーラムや地方 ESD フォーラム等のイベントを対面・Web の併用で開催しており、

²⁰ 1997 年度～2016 年度までは「エコスクールパイロット・モデル事業」と称しており、その期間において合計 1663 校を認定している。

簡易に参加できる Web に比し、対面参加はより明確なモチベーションが影響するため、それらの参加者の確保、増加が今後の課題である。

・環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進や環境教育の参考になる取り組み事例やアイデアの横展開等を実施し、引き続き環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を推進する。

④ 関連指標



(5) 行動目標 4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

ヘッドライン指標である〈市街地の中で公共に解放されている緑地や親水空間の平均占有率〉は2020年度以降増加傾向にある。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・国立公園、国定公園及び国民公園等において、利用者が安全かつ快適に自然を体験できるよう、自然環境保全のための整備を行った。また、自然環境の保護と利用の好循環を図り、各地域が固有の自然資源を磨き上げて、活力のある地域を創出するため、自然公園等の利用に必要な施設の整備と適切な管理を行うとともに、自然公園等施設の国土強靱化対策を進めた。
- ・国立公園等の魅力等に関してホームページやパンフレット等を活用して国内外向けに情報発信した。うち国内向け情報発信サイトでは、訪問者（アクティブユーザー）数が2023年度から2024年度にかけて39%増加し、海外向け情報発信サイトの訪問者（ユニークユーザー）数は2023年度から2024年度にかけて41%増加した。
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する28の国立施設において、自然体験をはじめとした多様な体験活動を提供した（2024年度総利用人数約244万人）。
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（1973年法律第105号）において動物愛護週間（9月20日～26日）が設けられており、国、地方公共団体及び関係団体が協力して、全国各地で各種行事を実施している。

③ 主な課題や今後の方針

〈自然体験教育活動推進事業の実施地域数〉は、毎年継続して行われているものの、増加傾向ではなく、更なる取組の推進に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・当初の整備から約30年が経過し、国立公園、国定公園及び国民公園等の施設の老朽化が進んでいるため、利用者の安全を確保するために施設改修が必要である。また、少子高齢化や外国人観光客の増加、国民のメンタルヘルスやウェルビーイングへの関心の高まりなどの社会情勢の変化に伴

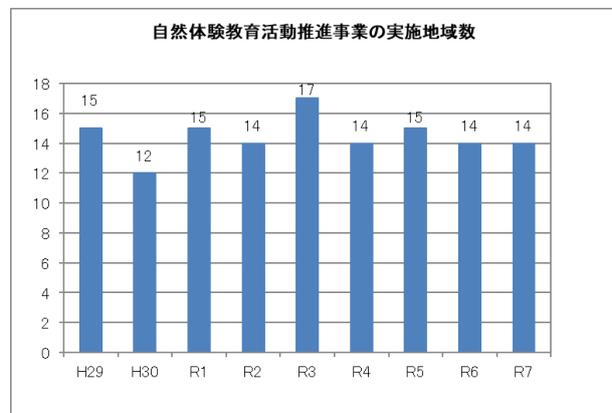
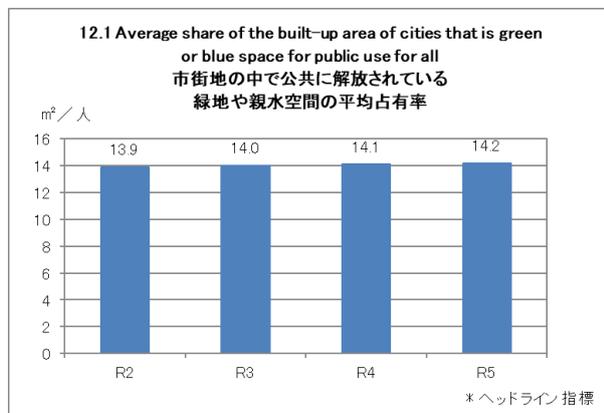
い、国立公園、国定公園及び国民公園等の利用形態や求められるサービスが変化しており、それらのニーズへの対応が求められている。また、近年激甚化する災害に対して自然公園等の防災・減災機能を強化する必要がある。

- ・国立・国定公園への誘客の推進等に係る国内外向けプロモーション戦略方針に基づき、国立公園等の魅力等に関してホームページ、公式 SNS を活用し、また、各種関係機関等と連携して、国内外向け情報発信を引き続き行う。

- ・引き続き、青少年の体験活動の機会と場の提供の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成する。

- ・人と動物の共生する社会の実現に向け、引き続き、動物愛護週間を契機に各種行事を実施し、広く国民に動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めていく。

④ 関連指標



(6) 行動目標 4-3 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

<MY 行動宣言数の推移>、<森里川海プロジェクトに賛同している団体の数>は 2025 年 5 月時点でそれぞれ 828 人・808 団体に達している。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・産官学民の発信力をもつステークホルダーからなるプラットフォーム、「2030 生物多様性枠組実現日本会議 (J-GBF)」において、2023 年 10 月からネイチャーポジティブ宣言の呼びかけを開始し、2025 年 6 月末現在で延べ 952 者、団体が宣言を実施した。
- ・J-GBF 行動変容 WG において、消費者・生活者の行動変容を促し得る研究成果等を「行動変容ヒント集」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載し、ネイチャーポジティブに資する商品・サービスの展開を支援した。

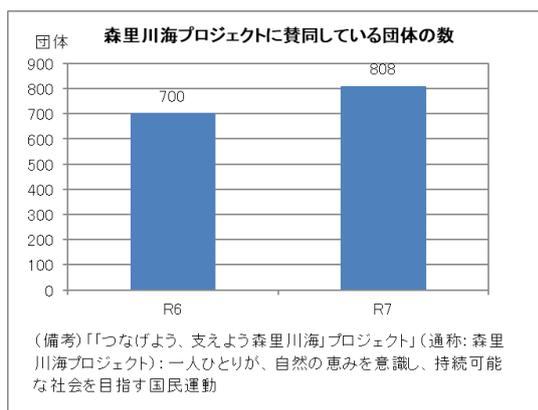
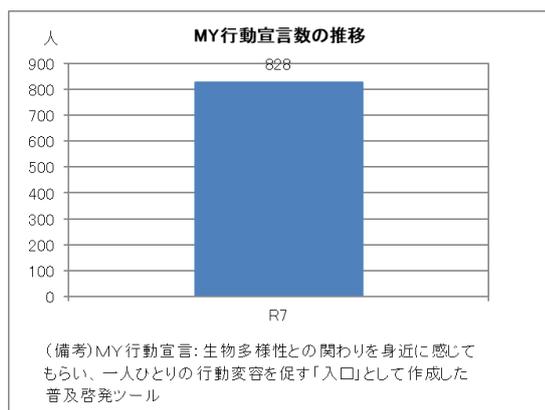
③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては、数値の把握が始まったばかりであるため、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・引き続き、ネイチャーポジティブ宣言を各ステークホルダーに呼び掛けていくとともに、企業と地域の連携、ネイチャーポジティブ宣言者同士の横連携を促す。
- ・ネイチャーポジティブ配慮商品・サービスの価値を見せる売り場づくり等の好事例の創出及び消費者・バリューチェーン上の企業・他の小売店等への横展開を進める。

④ 関連指標



(7) 行動目標 4-4 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

<家庭系食品ロス量>は年々減少しており、<使用済プラスチック（一般系）の有効利用>の割合は増加しており、進展が見られる。また、生物多様性に配慮した選択に関係する<国内における森林認証面積>²¹や<国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証件数>は増加傾向にある。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・事業系食品ロスは 2022 年度の実績値において半減目標である「2030 年度までに 2000 年度比 5 割減の 273 万トン」を 8 年前倒して達成した。さらなる事業系食品ロスの削減に向けて、2025 年 3 月に食品リサイクル法の基本方針において 2030 年までに 2000 年度比で 6 割減とする新たな目標を設定した。2025 年 3 月に食品リサイクル法の省令を改正し、食品関連事業者が食品廃棄物の発生の抑制を実施するにあたり、未利用食品の寄附、賞味期限の延長、納品期限の緩和等について努力義務化した。商慣習の見直しを食品関連事業者に呼びかけてきた結果、納品期限緩和を行う事業者は 339 事業者まで拡大した。

・普及啓発のみならず、mottECO（モッテコ）、フードドライブ等の具体的な食品ロス削減の行動を通して、消費者等の行動変容を促進した。

・フードバンク等に対し、その立ち上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポートを実施した。

・自治体等の支援（計画策定支援、対策事例・手引き等）を通して、地域力を活かした対策を強化した。

・プラスチック資源循環促進法に基づき、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの、プラスチックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進した。

・飲料用 PET ボトルの回収率は 9 割以上であり、欧米と比較しても高水準で推移している。

²¹ 森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針を踏まえ、2025 年 3 月に生物多様性保全の取組に係る PDCA サイクルの実施が森林経営計画の作成を通じて行われるものとなり、「森林経営計画等により森林施業を適切に実施する森林の面積の割合」も「国内における森林認証面積」と同様に生物多様性に配慮した取組を示すものとなっている。

・農畜産業においては、廃プラスチックの排出抑制・資源循環利用に向けて、都道府県協議会等の活動や農業用廃プラスチックリサイクル事業者の現状・問題点等を調査し、課題の整理や優良事例の発信に努めている。

③ 主な課題や今後の方針

＜家庭系食品ロス量＞は減少しているものの、目標に掲げる食品ロスの半減に向け、引き続き取組の推進に努める。また、生物多様性に配慮した選択に係る＜国等におけるグリーン購入の実績＞は、2020年以降大きな変化がない。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・事業系食品ロスの更なる削減に向け、食品業界における需要予測の精緻化といったDXの推進をはじめとする新たな技術・仕組みの導入、納品期限の緩和等の商慣習の見直し、食品企業による未利用食品の寄附等の食品関連事業者の取組を推進する。

・家庭系食品ロス発生量は233万トンであり、半減目標である「2030年度までに2000年度比5割減の216万トン」まであと17万トンと着実に減少している。家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を更に講じるとともに、消費者等の行動変容を促進し、社会に定着させることが必要である。

・引き続き、フードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポートを実施する。

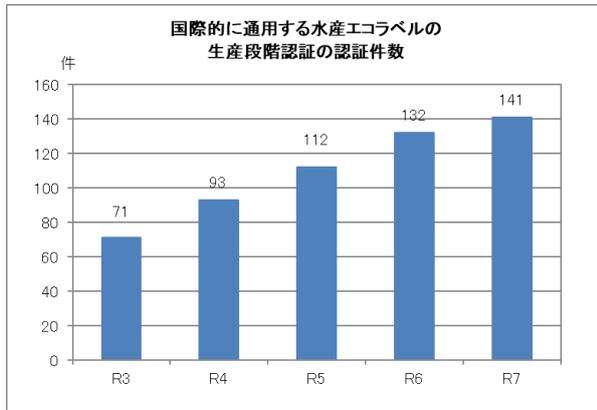
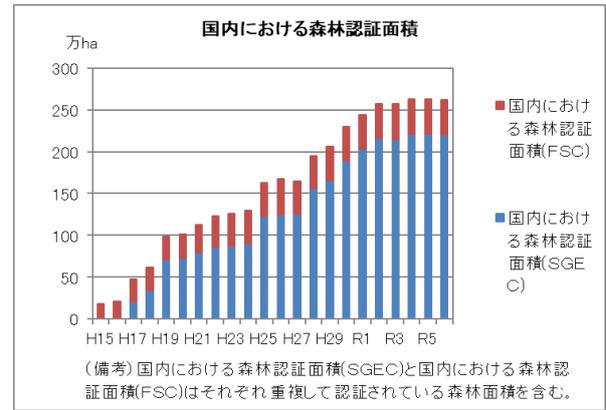
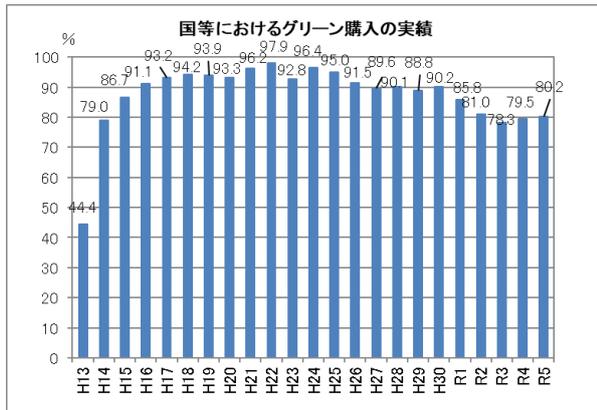
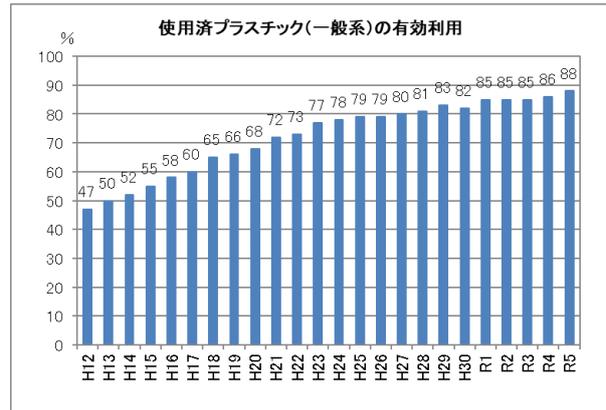
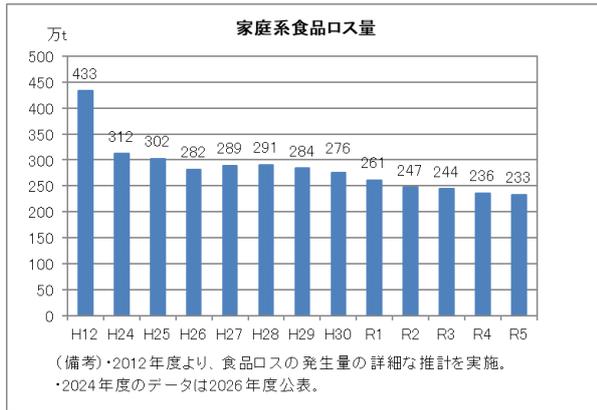
・自治体等の支援（計画策定支援、対策事例・手引き等）を通して、地域力を活かした対策を更に強化する。

・リサイクル事業等の促進のため、プラスチック資源循環促進法に基づく自治体・事業者の認定件数を増やす活動を継続する。徐々に認定件数は増えているが、まだ十分ではないため、引き続き、プラスチック資源循環の取組に係る全体（メーカー・リテラー・ユーザー・自治体・リサイクラーの連携）の支援を強化していく。

・飲料用PETボトル以外の食品容器包装についても、食品等事業者による再生プラスチック利用拡大等の取組により、食品産業におけるプラスチック資源循環を推進する。

・農畜産業においては、引き続き排出抑制・資源循環利用に係る実態調査を実施し、優良事例の横展開を通じた新たなリサイクルの導入等のリサイクル率向上に向けた取組を推進する。

④ 関連指標



(8) 行動目標 4-5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

地方公共団体や民間団体等に対して〈生物多様性保全推進支援事業により支援した事業数〉は着実に増加している。〈自然共生サイトのうち、地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場として認定されたサイト数及び面積〉も増加している。〈ナショナル・トラストによる保全地域の箇所数及び面積〉は、箇所数に大きな変化はないものの、面積が増加しており、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・2023年度より自然共生サイト認定制度を開始し、2024年度までに「伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値」を有するサイトとして30か所を認定した。
- ・国立公園制度100周年記念事業の一環として、2031年までにすべての国立公園において聞き書き集「国立公園ものがたり」を制作することとし、2024年度は4つの国立公園において制作した。
- ・2022年度から、地域固有の多様な食文化の保護・継承や輸出促進を目的に、伝統食のデータベース化を推進した。こうした取組の成果として、2024年度には郷土料理や伝統料理を「月1回以上」食べる国民の割合が56.1%に達し、食文化の定着が進んでいる。これにより、農山漁村の活性化や生物多様性の保全にも貢献している。

③ 主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である〈先住民及び地域社会の伝統的領域における土地利用の変化と土地所有権〉については、現時点で算出の方法論がなく算出ができていない。〈地域生物多様性増進法の運用実績〉のうち地域生物多様性増進活動支援センター数は、2025年度より地域生物多様性増進法が施行されたことに伴い数値が把握され始めたばかりであり、今後継続的な把握に努める。

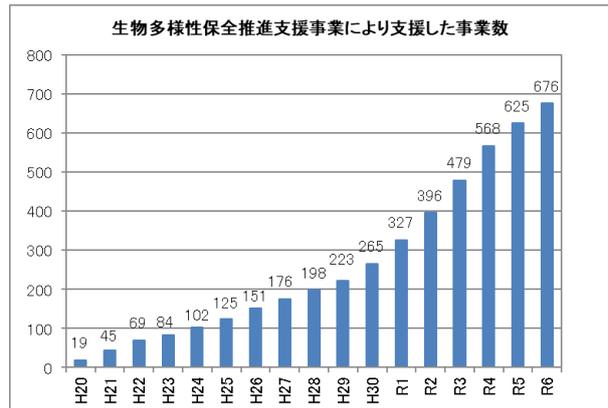
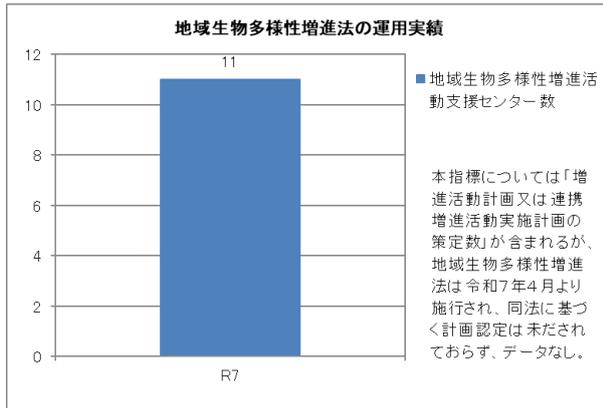
さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・自然共生サイトについて、「伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値」を有する計画を引き続き認定していく。
- ・各国立公園における聞き書き集「国立公園ものがたり」の制作を継続し、国立公園に対する地域

の誇りや保全意識の向上を引き続き図る。

・国内では、食の嗜好やライフスタイルの変化により、和食文化や伝統食の継承が難しくなっている。共働き世帯の増加等の将来的な社会構造の変化を考慮すると、家庭における子や孫世代への継承は、現在以上に困難になることが見込まれる。このため、伝統ある優れた地域の食文化を次世代に継承していくため、各地域・団体に選定された伝統食のデータベース化を推進し、早期の完成を目指す。

④ 関連指標

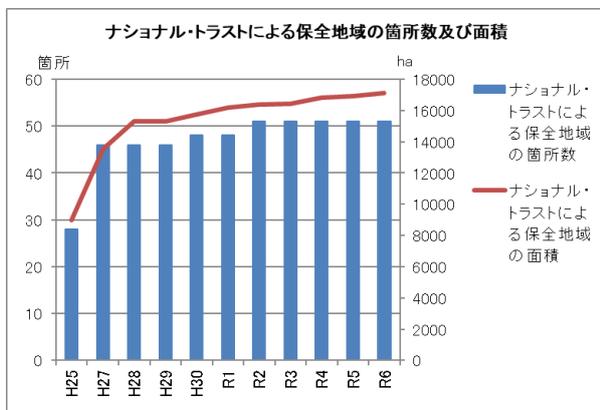
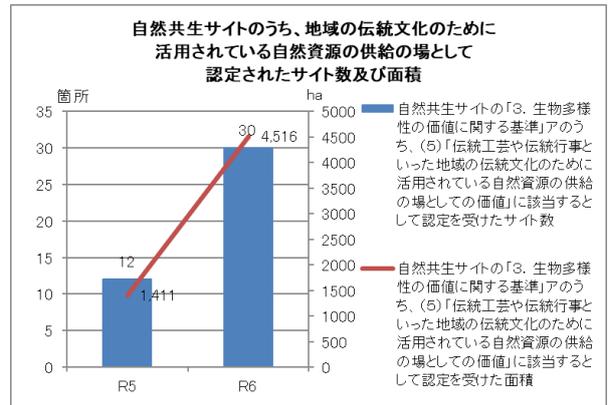


22. Land-use change and land tenure in the traditional territories of indigenous peoples and local communities
先住民及び地域社会の伝統的領域における土地利用の変化と土地所有権

データ不足

(状況の説明) 現時点で算出の方法論がないため、提出できない。

* ヘッドライン指標



5. 基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

基本戦略5 まとめと評価

状態目標は、国内外における生物多様性保全の基盤整備に向けた内容であるところ、国内の情報基盤の整備等については目標達成に向けて着実に歩み始めており、世界的な生物多様性保全のための資金の確保、及び我が国の支援による途上国の能力構築等については一定の進展があった。

行動目標については、国際協力に関する取組は順調に進捗しており、国内での学術研究の推進や長期的なモニタリングの実施、地域における計画策定支援、及び国内外での資源動員の強化等に関する取組にはそれぞれ一定の進展があった一方、国内の現場での取組を支える専門人材の育成等に係る取組については大きな進展がなかった。

- (1) 状態目標 5-1 生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

情報基盤の整備と活用について、〈生物多様性地域戦略データベースアクセス数〉は増加傾向であり、進展が見られる。〈モニタリングサイト 1000 ダウンロード数・アクセス数〉は 2024 年度に実態に即すよう算出方法を変更し増加している。〈河川水辺の国勢調査ダウンロード数・アクセス数〉は増加傾向にあり、進展が見られる。〈自然環境保全基礎調査ダウンロード数・アクセス数〉は毎年度一定数のアクセス・ダウンロードがあり、2023 年度は特に多い。また、日本における地球規模生物多様性情報機構 (GBIF) データベースへの登録数が増加傾向にあり、関連する動きにも進展が見られる。

計画策定については、〈生物多様性地域戦略を策定した地方公共団体の割合〉は増加傾向にあり、進展が見られる。

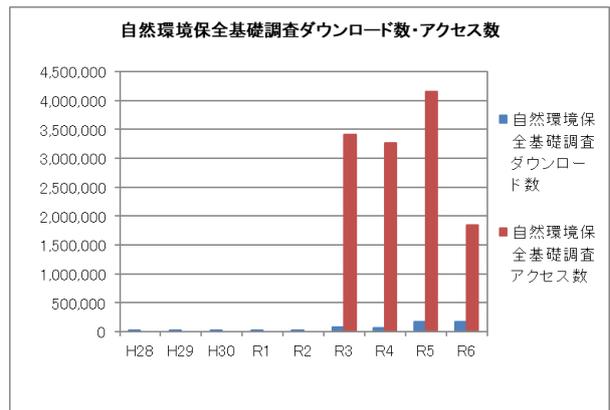
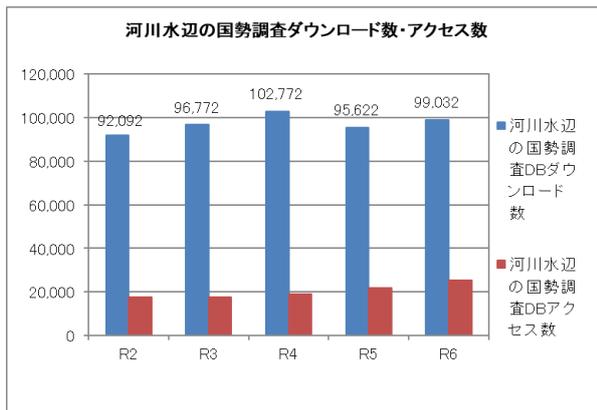
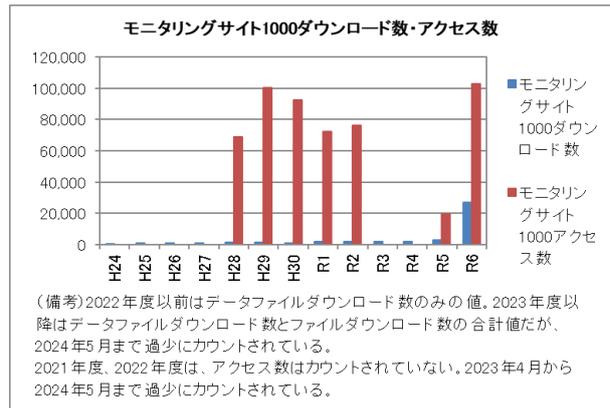
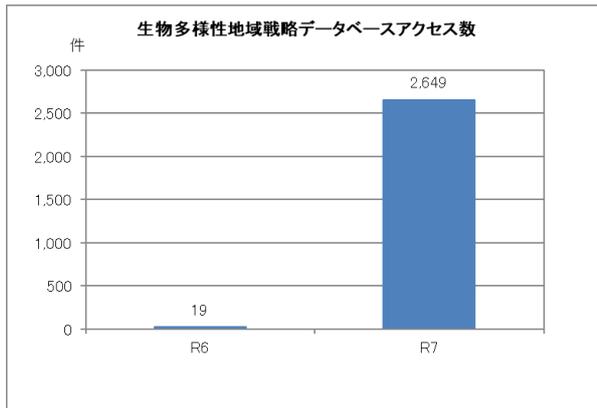
③ 主な課題や今後の方針

情報基盤の整備と活用について、本中間評価に際しても、国別目標によってはデータや評価手法の不足が認められたことから、研究機関、研究者及び学術団体、その他関係機関等と連携して、観測技術・体制の強化を伴いつつ生物多様性に係る観測を継続するとともに、評価手法の高度化や、情

報基盤の一層の充実に取り組む。

計画策定については、ヘッドライン指標である＜生物多様性保全のための空間計画に含まれる陸域および海域の割合＞は現時点で算出の方法論がないため、算出できていない。今後評価に向けて手法開発を推進する。＜生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定を踏まえ、生物多様性地域戦略を策定した地方公共団体の割合＞は数値の把握が始まったばかりであり、今後継続的な把握に努める。

④ 関連指標

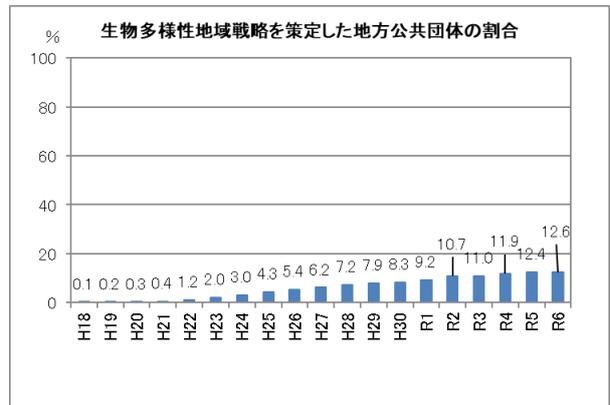


1.1 Percentage of land and sea area covered by biodiversity-inclusive spatial plans
生物多様性保全のための空間計画に含まれる陸域および海域の割合

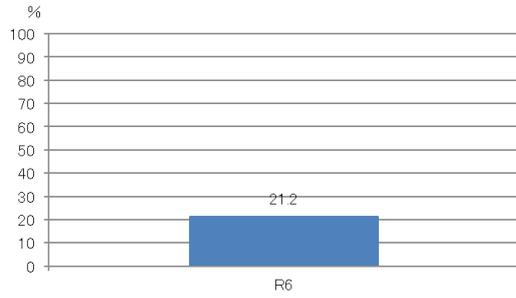
データ不足

(状況の説明) 現時点で算出の方法論がないため、提出できない。

* ヘッドライン指標



生物多様性国家戦略2023-2030の策定を踏まえ、
生物多様性地域戦略を改定した地方公共団体の割合



(2) 状態目標 5-2 世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

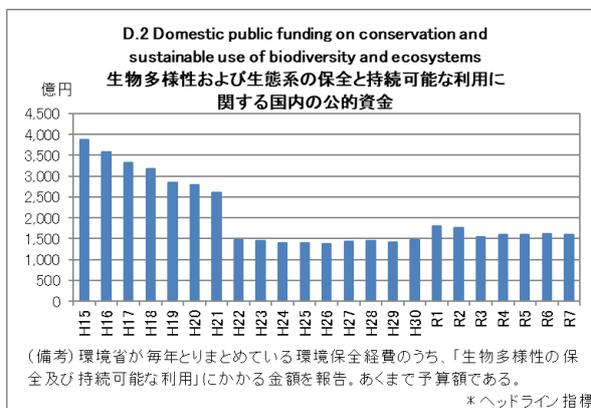
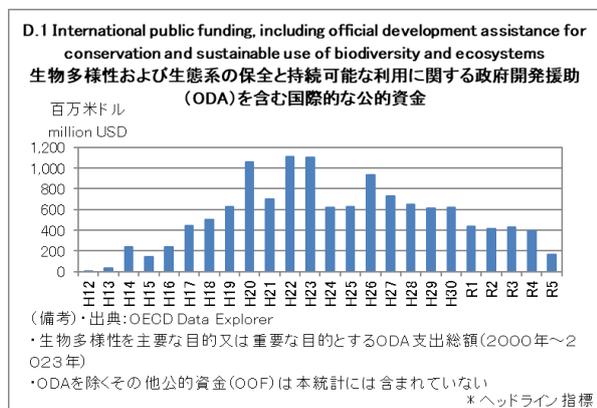
ヘッドライン指標である「生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する国内の公的資金」は 2020 年以降増加傾向にあり、進展が見られる。ヘッドライン指標である「生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する民間資金（国内および国際的なもの）」については 2024 年度から数値の把握を始めた。

③ 主な課題や今後の方針

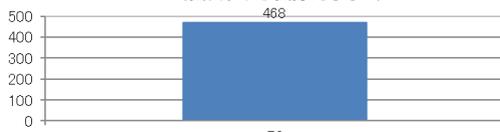
ヘッドライン指標である「生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する政府開発援助（ODA）を含む国際的な公的資金」は 2020 年以降減少傾向にあり、今後更なる取組の推進に努める。

JBO4 中間提言では、公的資金、民間資金のいずれについても、生物多様性保全に必要とされる資金規模に対して、現時点でどれほど資金を確保できているかを評価するための指標の収集・蓄積が必要であるとしている。また、同提言では、本目標の達成に向けては、生物多様性の保全に必要な資金の確保が図られることが望まれるとしている。

④ 関連指標



D.3 Private funding (domestic and international) on conservation and sustainable use of biodiversity and ecosystems
生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する民間資金
(国内および国際的なもの)



(備考) UNEP「State of Finance for Nature 2023」の方法論をベースに、日本における生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する民間資金を推計※した金額は、約468億円。(2022年度または2023年度の款値)
 ※推計した項目: 生物多様性オフセットとクレジット、インパクト投資、環境保護NGO、クレジット市場、農家の投資、開発援助委員会(DAC)、地球環境ファミリー(GEF)、GREEN CLIMATE FUND(GCF)等が動員する民間資金。
 ※PES、オフセット・クレジット、慈善活動については現時点で把握できるデータはなく、算出していません。
 *ヘッドライン指標

(3) 状態目標 5-3 我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

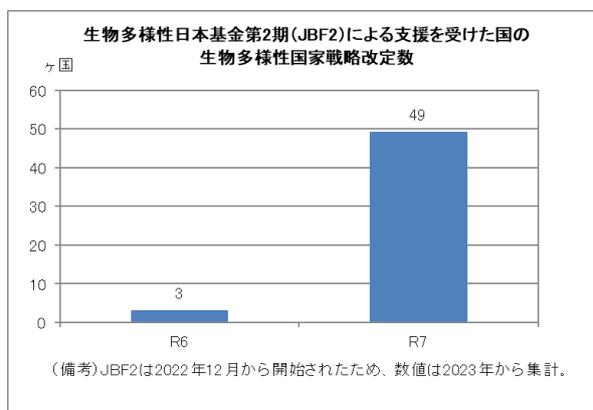
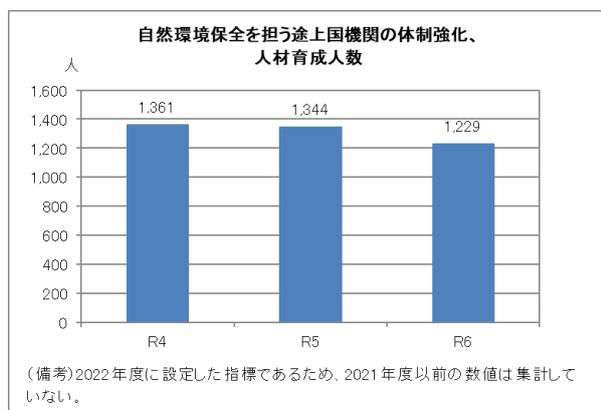
JICA による技術協力や有償資金協力等を通じ、自然環境保全を担う途上国機関の体制強化と人材育成を進めており、＜自然環境保全を担う途上国機関の体制強化、人材育成人数＞は毎年一定数の進展がある。＜生物多様性日本基金第2期（JBF2）による支援を受けた国の生物多様性国家戦略改定数＞が2023年から集計され始め、2024年に増加している。その他、自然環境保全分野の途上国支援プロジェクト数が2020年以降増加傾向にあり、進展が見られる。

③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては特に課題は見られず、データの把握が始まって間もないものを含め、今後継続的な把握に努める。

JBO4 中間提言では、本目標の評価及び達成に向けては、各国の施策等への反映について把握を進めるとともに、引き続き必要な支援の充足に向けて取り組むことが望まれるとしている。

④ 関連指標



(4) 行動目標 5-1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等について、コンプリメンタリー指標である<日本における GBIF データ累計登録数>は、着実に増加している。また、<水辺の国勢調査の実施河川数・ダム数>のうち水辺の国勢調査の実施ダム数は 2020 年以降約 2 倍に増加している。

生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究の推進について、<環境研究総合推進費のうち生物多様性等に関する実施課題数（累計）>は増加しており、<環境研究総合推進費のうち自然資本の経済価値評価など生物多様性と社会経済の統合に関する実施課題数（累計）>もわずかではあるが増加している。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・2023 年 3 月に策定したマスタープランに基づき自然環境保全基礎調査を実施している。これまでの調査結果を用いて 2023～2025 年度に総合解析を実施し、日本全体の自然環境の現状や変化状況・傾向を分かりやすく体系的に示すため、取りまとめを行っている。

・モニタリングサイト 1000 について、毎年、全国のモニタリングサイトにおいて定量的な調査を実施し、調査データや調査報告書を公表している。2024 年には、20 年間の調査結果をとりまとめた「モニタリングサイト 1000 第 4 期とりまとめ報告書概要版」を公表した。これらの調査結果は、国や地方自治体による環境行政、民間企業が行う環境アセスメント調査、研究者の学術論文の作成、市民団体の教育・普及活動などに活用されている。

・全国の森林の状態と変化の動向を把握するため、5 年を 1 期として、全国の森林から抽出した定点において、立木や下層植生等を調査する「森林生態系多様性基礎調査」について、第 6 期（2024～2028 年度）の調査を実施中である。また、モンテリオール・プロセス参加国と協力し、FAO 林業委員会や東京で開催した国際シンポジウムを通じ、生物多様性の保全における同プロセスの基準と指標の役割や生物多様性の保全と調和した林業経営とそのモニタリングの重要性について発信した。

・環境研究総合推進費について、2025 年 6 月時点で実施中の研究課題数は 194 課題となっている。気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確

保等、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施している。

・2030年までのネイチャーポジティブの実現に向けた見通しや課題等に関する中間レビュー結果をJBO4中間提言として2025年中に取りまとめるべく、有識者らにより検討されている。

・野生昆虫類による花粉媒介サービスのうち、果樹および果菜類における主要な送粉昆虫10種類の識別が可能なAI画像判別器を開発した。

③ 主な課題や今後の方針

強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等について、〈全国的な自然環境のセンサ調査実施数・範囲（対象生態系と生物分類群）〉、〈長期的かつ定量的な調査を実施する地点数（モニタリングサイト1000）〉、〈水辺の国勢調査の実施河川数・ダム数〉のうち水辺の国勢調査の実施河川数は、維持傾向にあるものの、減少している年もあり、長期的な基礎調査・モニタリング等を構築するためにも、今後も継続してこれらの数を維持もしくは増加させるための取組を推進する。

ヘッドライン指標である〈昆明・モンリオール生物多様性枠組のモニタリングのための生物多様性情報に関する指標〉について、算出できておらず、引き続き検討を進める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・自然環境保全基礎調査について、マスタープランに基づいて調査を実施しているが、一部の調査についてはスケジュールどおりに実施できていない。2027年度に予定している中間評価等を踏まえて次期計画の検討を行うことを考えている。

・モニタリングサイト1000について、全国に設置した約1,000か所のモニタリングサイトにおいて、定量的な調査を今後も継続するため、調査員確保や人材育成に取り組んでいく。

・「森林生態系多様性基礎調査」について、第6期の調査を継続して実施する。引き続き、モンリオール・プロセスの活動に参加し、持続可能な森林経営及びそのモニタリングに関する議論の中で生物多様性の保全に資する我が国の知見を共有し、国際的な議論に貢献する。

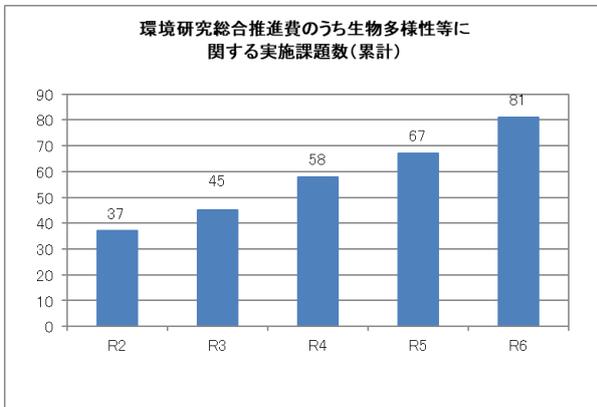
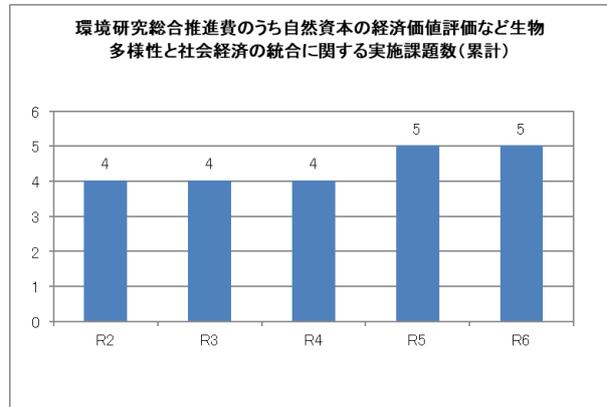
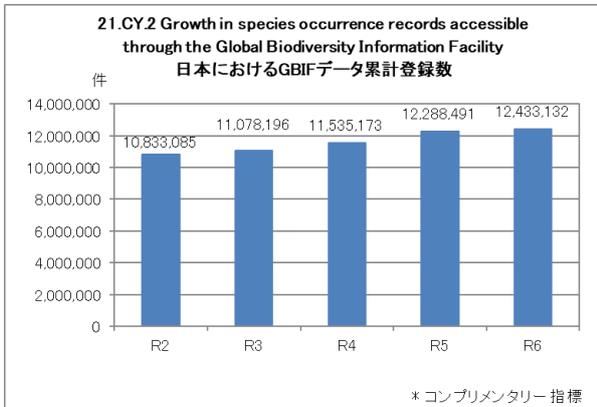
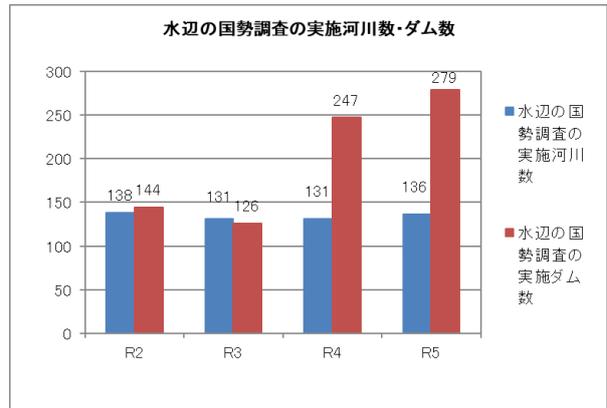
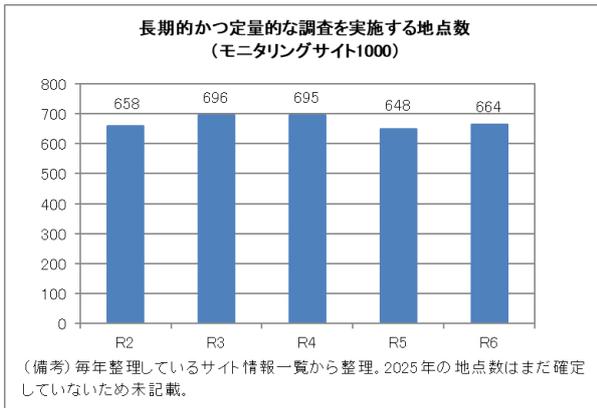
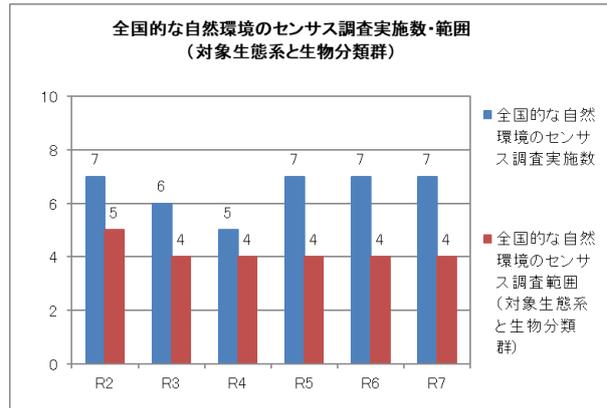
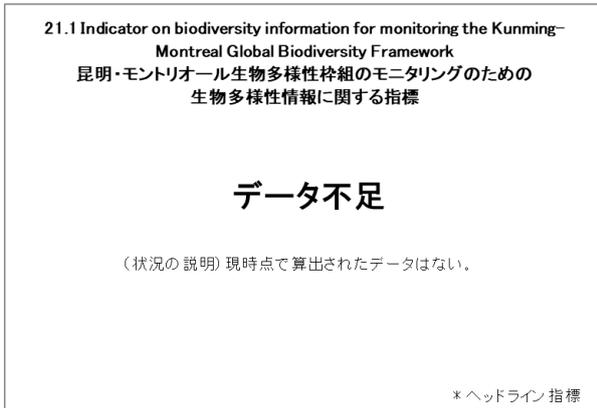
・環境研究総合推進費について、2023年度に終了した51課題の事後評価(2024年度評価実施)は、全ての課題がS、A又はBとなり²²、上位2段階(S、A評価)の比率は96%(49/51課題)となった。2019-2023年度の実績平均値(93%)と同程度を確保している。引き続き、高い水準を維持するために研究課題のフォロー等を行う。

・JBO4中間提言のとりまとめにあたって評価指標の不足が明らかになりつつあることを踏まえて、2028年度に予定されているJBO4本体のとりまとめに資する目的で、研究機関、研究者及び学術団体、その他関係機関等と連携して、データ解析基盤の開発とともに新たな指標の開発を進める。

・送粉昆虫の訪花頻度などから果樹・果菜類の着果率を推定するアルゴリズムを構築しており、今後、開発した画像判別器を利用して、撮影した昆虫の写真から着果率を直接推定する技術の開発を進める。

²² 評価が高い方から順にS、A、B、C、Dの5段階で評価している。

④ 関連指標



(5) 行動目標 5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う

① 進捗状況の評価

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 達成 |
| <input type="checkbox"/> 目標達成に向けて順調 |
| <input type="checkbox"/> 進展したが、その程度は不十分 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 大きな進展なし |
| <input type="checkbox"/> 該当なし／適用不可 |
| <input type="checkbox"/> 不明 |

② 主な成果や進捗状況

主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。なお、本目標については改善傾向を示す関連指標はない。

- ・「生物多様性地域戦略データベース」により、生物多様性地域戦略に係る情報の可視化を図った。
- ・「いきものログ」に登録された生物多様性情報を GBIF 等へ継続して共有している。GBIF への累計データ登録数については 1,112,942 件であり目標を達成している。
- ・新たな河川環境情報図の整備や新技術による環境調査などの検討を進めており、環境調査では、航空写真等を活用した植生図作成や環境 DNA を用いた魚類調査を、河川水辺の国勢調査に導入することを予定している。また、河川生態学術研究など河川環境に関する調査・研究について学識経験者や各種機関と連携して推進するとともに成果の活用を図っている。
- ・海洋生物に関する多様なデータの収集・選別技術やビッグデータ生成・解析技術の高度化を順調に進めている。

③ 主な課題や今後の方針

<市民参加型調査を実施している関係主体（国・地方公共団体、企業・団体、NPO 等）の数>や<生物多様性情報の情報源情報（メタデータ）の登録件数>は減少傾向にあり、今後更なる取組の推進に努める。

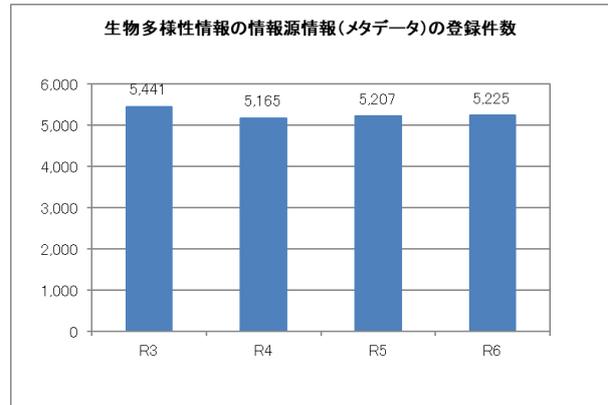
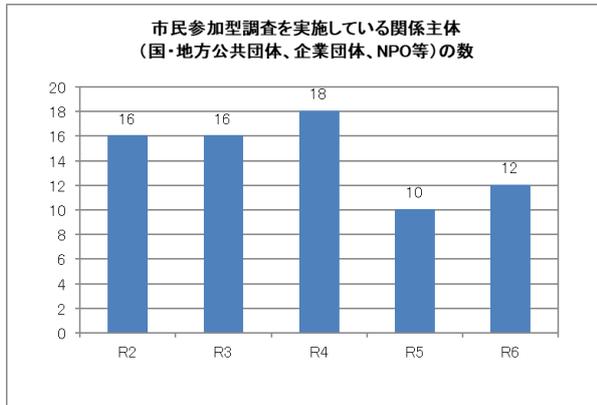
さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・作成した生物多様性地域戦略データベースを維持し、また、その内容を更新し、データベースの活用を促す。
- ・引き続き、GBIF 等への生物多様性情報の共有、「いきものログ」の運営を続け、我が国の生物分布に関するデータの安定・継続的な収集と把握の促進を継続する。
- ・環境情報の把握では多大な労力を要することから、新たな河川環境情報図の整備や新技術による環境調査の実施などにより、河川環境管理の高度化・効率化を図る。また、河川生態学術研究など河川環境に関する調査・研究について学識経験者や各種機関と連携して推進するとともに成果の活

用を図る。

・様々な取り組みにより海洋生物に関する多様なデータは順調に蓄積されているところであり、今後は社会課題等のニーズを踏まえて社会実装の在り方などの検討を進め、引き続き社会実装に向けて研究開発等に取り組む。

④ 関連指標



(6) 行動目標 5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

<生物多様性地域戦略策定の手引き改定>は 2023 年度に行われた実績がある。また、<生物多様性国家戦略 2023-2030 を踏まえた生物多様性地域戦略の策定・改定に際し、技術的支援等を実施した地方公共団体数>は 2023 年度以降毎年度一定数あり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・地方公共団体が、生物多様性の保全をはじめとする各種地域課題の解決に向け、実践的な生物多様性地域戦略を策定・改定するにあたり、必要となる情報の提供や専門家派遣等の技術的支援・伴走支援を行っている。

・「第六次国土利用計画（全国計画）」を 2023 年 7 月に策定し、国土利用の基本方針として「健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理」の方向性を示した。また、「国土利用計画（市町村計画）策定の手引き」を 2025 年 4 月に策定し、市町村計画の策定・改定を促進した。さらに、管理構想について、都道府県、市町村及び地域の各レベルにおいて、策定の支援や人材育成研修の実施等に取り組んだ。

・生物多様性に関する会議における、女性の参加比率の向上に努めている。また、オンラインを積極的に活用するなど検討会等の開催形態や参画方法について配慮している。

③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては、取組が始まって間もないものを含め、今後継続的な把握に努める。

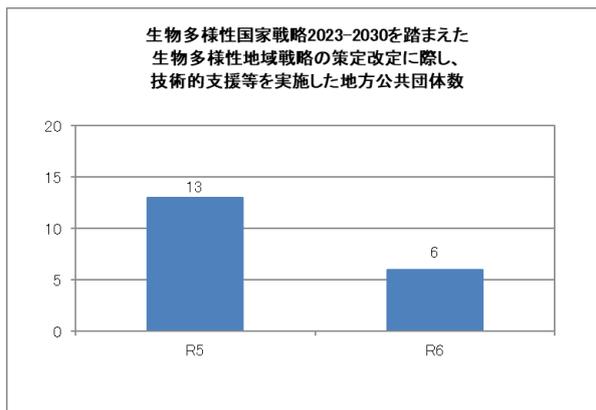
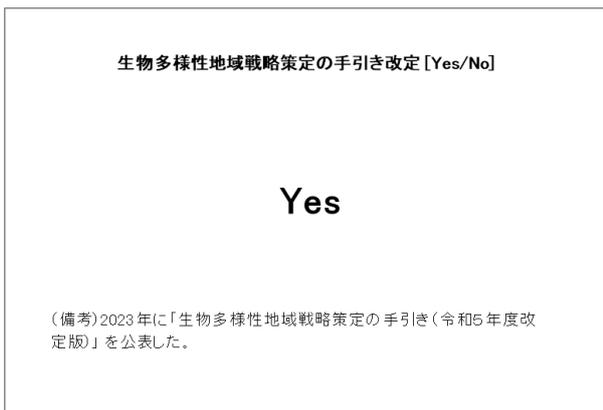
さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

・地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定数の増加に向けて、技術的支援等を継続する。

・国土利用計画（都道府県計画、市町村計画）やそれらの実行計画となる管理構想については、取組意欲の喚起等が課題となっており、引き続き、都道府県及び市町村に対して国土利用計画の策定・改定を促すとともに、都道府県、市町村及び地域の管理構想の取組の普及促進を図る。

・引き続き、生物多様性に関する会議における女性の参加比率の向上に努めるとともに、検討会等の開催形態や参画方法について配慮を進める。

④ 関連指標



(7) 行動目標 5-4 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

資源動員の強化に向けた取組のベースとなる〈国内における資源動員の算出〉はなされている。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

- ・自然共生サイトを法制化する「地域生物多様性増進法」が 2025 年 4 月から施行され、自然共生サイトに対して支援を行った者に対して「支援証明書」を国が発行する制度の本格運用を 2025 年 8 月から開始した。また、土地所有に係る負担軽減については、長期的な保全をしやすくするべく、「生物多様性維持協定」が締結された一定の土地について、相続税・贈与税の評価額を 20%減額することとなった。
- ・「昆明・モンテリオール生物多様性枠組基金」に拠出を行ったほか、生物多様性日本基金を通じて生物多様性条約事務局及び国連開発計画への継続的な拠出、また SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ事務局への継続的な拠出を行い、これらの資金を通じ、世界的な生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進した。

③ 主な課題や今後の方針

ヘッドライン指標である〈生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するために設けられた正のインセンティブ〉、〈生物多様性にとって有害な補助金やその他インセンティブの価額〉は算出できておらず、引き続き検討を進める。有益な奨励措置の増加と優良事例の情報発信等に取り組むとともに、国内の補助金を含む各種奨励措置について生物多様性に有害なものがある場合にはその在り方の見直しを検討する。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

- ・自然共生サイトについて、国内企業に対する支援証明書制度の制度普及を行うとともに、保全活動が継続的かつ効果的に行われるためのインセンティブについての検討を行う。
- ・我が国からの継続的な拠出を行うべく国民及び関係者の理解促進を図ること、また民間を含めた全てのソースからの資源動員を推進することが課題であり、今後も、拠出の効果について積極的な情報発信を推進する。

④ 関連指標

18.1 Positive incentives in place to promote biodiversity conservation and sustainable use

生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するために
設けられた正のインセンティブ

データ不足

(状況の説明) 現時点で算出されたデータはない。

* ヘッドライン指標

国内における資源動員の算出[Yes/No]

Yes

(備考) 2024年に以下3つのヘッドライン指標を算出している。

- ・生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する政府開発援助(ODA)を含む国際的な公的資金
- ・生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する国内の公的資金
- ・生物多様性および生態系の保全と持続可能な利用に関する民間資金(国内および国際的なもの)

18.2 Value of subsidies and other incentives harmful to biodiversity
生物多様性にとって有害な補助金やその他インセンティブの価値

データ不足

(状況の説明) 現時点で算出されたデータはない。

* ヘッドライン指標

(8) 行動目標 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

① 進捗状況の評価

- 達成
- 目標達成に向けて順調
- 進展したが、その程度は不十分
- 大きな進展なし
- 該当なし／適用不可
- 不明

② 主な成果や進捗状況

＜生物多様性日本基金第2期（JBF2）により支援した国の数＞、＜生物多様性日本基金を通じ生物多様性条約事務局が主催した能力構築等の会議開催累積数＞、＜生物多様性日本基金を通じCOMDEKS（SATOYAMA イニシアティブ推進プログラム）により支援した途上国の数＞、＜GBIF に対して日本から登録されたデータの累計登録数＞はいずれも増加傾向であり、進展が見られる。

さらに、主な具体的施策の取組状況や成果は下記のとおりである。

・国連大学サステナビリティ高等研究所とともに、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップを推進するとともに、生物多様性日本基金第2期（JBF2）を通じて SATOYAMA イニシアティブ推進プログラム（COMDEKS）フェーズ4を国連開発計画、経団連自然保護協議会とともに2023年に開始し、SATOYAMA イニシアティブの現場におけるランドスケープレベルのプロジェクトを推進した。SATOYAMA イニシアティブの参加国数、団体数及び協力活動数はいずれも増加しており、各国への SATOYAMA イニシアティブの普及が進んでいる。

・JICA による技術協力を通じ、開発途上国における持続可能な森林経営や生物多様性保全への取組を推進した。

・IPBES の取り組みである技術支援機関（TSU）の活動（シナリオ・モデルタスクフォース）を支援した。また、作成されたアセスメントレポートの翻訳や一般向けセミナーの開催等、日本国内における普及啓発を実施した。

・生物多様性日本基金第2期を通じて、生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAP）ダイアローグの開催支援等を実施し、昆明・モンテリオール生物多様性枠組の途上国等における実施に貢献した。

③ 主な課題や今後の方針

関連指標に関しては、取組が始まって間もないものを含め、今後継続的な把握に努める。

さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。

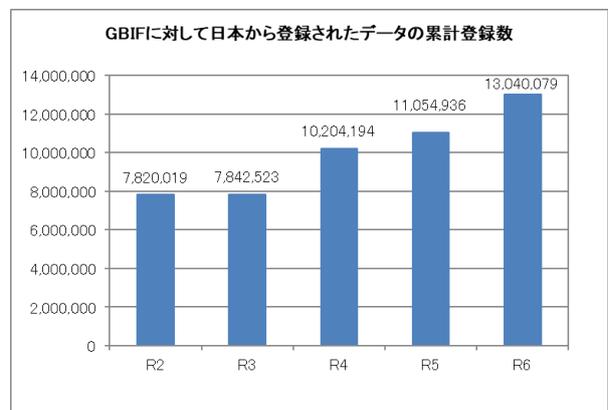
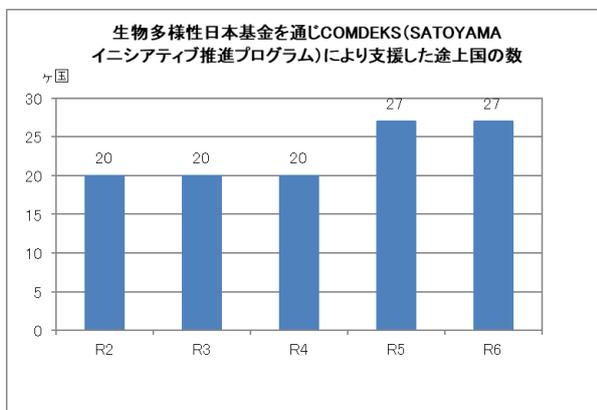
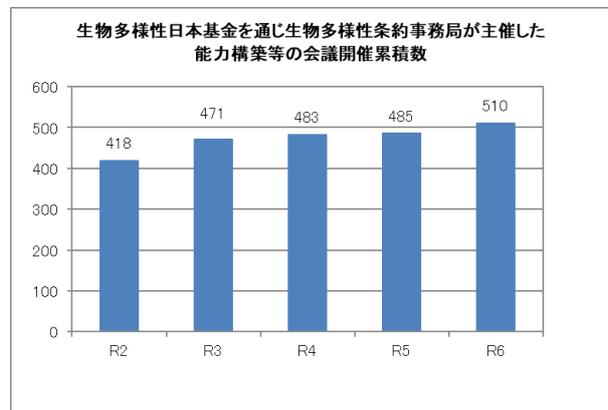
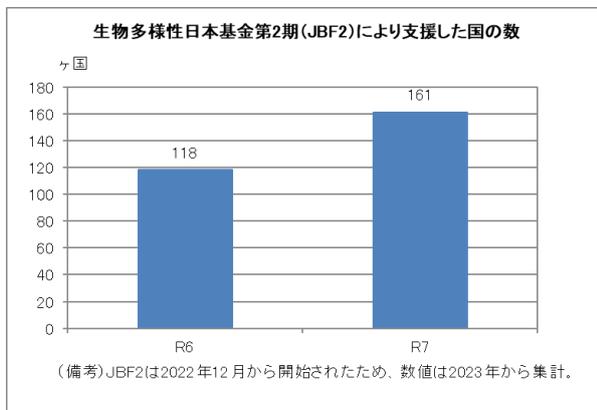
・二次的自然環境の持続可能な利用と保全に関する国際的な理解の醸成については一定の進展はあったものの引き続き継続的な取組が必要であり、各種会議等の場を通じて二次的自然環境の持続可能な利用と保全の重要性についてインプットを行うとともに、各国政府に対して個別に働きかけを行う。

・JICAによる技術協力を通じ、開発途上国における持続可能な森林経営や生物多様性保全への取組を引き続き推進する。

・引き続き、IPBES総会への出席やアセスメント文書へのインプット、技術支援機関（TSU）の日本国内の組織によるホスト、国内における普及啓発を推進し、IPBESの活動に貢献する。

・生物多様性日本基金第2期が2028年に終期を迎える予定である中で、昆明・モンテリオール生物多様性枠組の目標年である2030年まで途上国へ継続的な支援を行うこと、及び2030年以降の枠組に向けた議論に貢献していくことが課題であり、必要な予算を確保できるよう関係者の理解を促進する。

④ 関連指標



第2部 行動計画の進捗状況

第2部では、国家戦略2023-2030の第2部行動計画で掲げた392の具体的施策について、進捗評価、取組状況と成果、課題と今後の方針等を施策ごとに点検した。

1. 具体的施策の進捗状況の総括

具体的施策を5つの項目から評価した進捗状況の結果を基本戦略ごとにとりまとめた。

表2-1 基本戦略1に対応する第2部の具体的施策の進捗状況

評価区分・内容		中間評価施策数 (割合)						計
		行動目標 ※						
		1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	
既に達成済み		1	4	3	0	0	1	9 (7.2%)
a+ 既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	1	4	2	0	0	1	8 (6.4%)
a 既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成し、終了した場合	0	0	1	0	0	0	1 (0.8%)
b 進捗中	一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成していない場合	22	34	44	2	9	5	116 (92.8%)
c 検討中	施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
d その他	施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
計		23	38	47	2	9	6	125 (100%)

※各行動目標の内容は下記のとおりである。

行動目標 1-1 陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

行動目標 1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する

行動目標 1-3 汚染の削減(生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする)や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減(侵略的外来種の定着率を50%削減等)に資する施策を実施する

行動目標 1-4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する

行動目標 1-5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める

行動目標 1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

表2-2 基本戦略2に対応する第2部の具体的施策の進捗状況

評価区分・内容		中間評価施策数 (割合)					計
		行動目標 ※					
		2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	
既に達成済み		0	3	0	0	0	3 (4.0%)
a+ 既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	0	3	0	0	0	3 (4.0%)
a 既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成し、終了した場合	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
b 進捗中	一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成していない場合	8	34	11	4	15	72 (96.0%)
c 検討中	施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
d その他	施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
計		8	37	11	4	15	75 (100%)

※各行動目標の内容は下記のとおりである。

行動目標 2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する

行動目標 2-2 森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する

行動目標 2-3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める

行動目標 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

行動目標 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

表2-3 基本戦略3に対応する第2部の具体的施策の進捗状況

評価区分・内容		中間評価施策数 (割合)				計
		行動目標 ※				
		3-1	3-2	3-3	3-4	
既に達成済み		0	0	0	2	2 (4.7%)
a+既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	0	0	0	0	0 (0.0%)
a既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成し、終了した場合	0	0	0	2	2 (4.7%)
b進捗中	一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成していない場合	6	4	4	27	41 (95.3%)
c検討中	施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0	0	0	0	0 (0.0%)
dその他	施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0	0	0 (0.0%)
計		6	4	4	29	43 (100%)

※各行動目標の内容は下記のとおりである。

行動目標 3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する

行動目標 3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める

行動目標 3-3 遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する

行動目標 3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

表2-4 基本戦略4に対応する第2部の具体的施策の進捗状況

評価区分・内容		中間評価施策数 (割合)					計
		行動目標 ※					
		4-1	4-2	4-3	4-4	4-5	
既に達成済み		0	1	0	0	1	2 (4.7%)
a+既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	0	1	0	0	1	2 (4.7%)
a既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成し、終了した場合	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
b進捗中	一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成していない場合	8	14	5	8	6	41 (95.3%)
c検討中	施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
dその他	施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
計		8	15	5	8	7	43 (100%)

※各行動目標の内容は下記のとおりである。

行動目標 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する

行動目標 4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる

行動目標 4-3 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す

行動目標 4-4 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する

行動目標 4-5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

表2-5 基本戦略5に対応する第2部の具体的施策の進捗状況

評価区分・内容		中間評価施策数 (割合)					計
		行動目標 ※					
		5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	
既に達成済み		2	0	0	1	1	4 (3.8%)
a+既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	2	0	0	1	1	4 (3.8%)
a既に達成済み	施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成し、終了した場合	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
b進捗中	一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標/目標を達成していない場合	29	22	5	5	41	102 (96.2%)
c検討中	施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
dその他	施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
計		31	22	5	6	42	106 (100%)

※各行動目標の内容は下記のとおりである。

行動目標 5-1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する

行動目標 5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う

行動目標 5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する

行動目標 5-4 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う

行動目標 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

2. 具体的施策の点検結果

具体的施策の進捗状況を個別に全て点検し、その結果を一覧表にとりまとめた。記載内容は以下のとおりである。

■ 施策番号

国家戦略 2023-2030 に記載している施策番号。以下のとおり施策ごとに番号を記載している。

(例) 行動目標 1-1 の 1 つめの施策 → 1-1-1

行動目標 1-2 の 1 つめの施策 → 1-2-1

■ 施策名

国家戦略 2023-2030 に記載している施策の名称。

■ 施策の概要

国家戦略 2023-2030 に記載している施策の概要。

■ 重点

国家戦略 2023-2030 に記載している重点施策に該当する場合、「○」をつけている。

■ 進捗評価

国家戦略 2023-2030 の策定時（令和 5 年 3 月）以降の施策の進捗状況を、次の 5 つで記載している。

- ・ a+既に達成済み：施策が戦略期間内に掲げる指標の目標値/目標を達成した（取組が十分に進捗している場合を含む）が、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合
- ・ a 既に達成済み：施策が戦略期間内に掲げる指標の目標値/目標を達成し、終了した場合
- ・ b 進捗中：一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標の目標値/目標を達成していない場合
- ・ c 検討中：施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合
- ・ d その他：施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合

■ 施策の取組状況と成果

進捗状況の評価の根拠となった取組と成果を記載している。

■ 課題と今後の方針

施策の進捗に当たっての課題や今後の方針、特記事項等を記載している。

■指標/目標

国家戦略 2023-2030 の具体的施策に記載している内容。

■当初の値と目標値

国家戦略 2023-2030 の具体的施策に記載している内容。

■点検値

現時点での値が示せる施策について、基本的には令和7年6月末時点で数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載している。

■予算事業名

当該施策に関する予算事業名を記載している。

■関係制度・法令名称

当該施策に関する関係制度・法令名称を記載している。

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
	<p>国立・国立公園等の管理強化</p> <p>国立公園等の生物多様性保全上重要な国立公園等のニホンジカによる深刻な生態系被害を受けている又は受ける可能性がある高い地域において、国立公園内の自然の風景地の保護のため必要な事業を行い、保全を図る。【環境省】</p> <p>国立・国立公園等の管理強化</p> <p>民間山小屋の持つ公益的機能を高めるため、環境整備支援(山小屋トイレ整備等)を行い、国立公園等の山岳地域の優れた景観の保持、衛生環境の維持及び自然環境の保全と適正利用を図る。【環境省】</p> <p>国立・国立公園等の管理強化</p> <p>国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点から保護の必要性が高い民有地について、これらの地域の保護管理の強化を図る。【環境省】</p> <p>国立・国立公園等の管理強化</p> <p>既存の保護地において、法令や制度等に基づき適切な管理、調査等を着実に実施するとともに、必要に応じて新たな指定や区域の見直し等を行う。【環境省、農林水産省、文部科学省、国土交通省】</p>	<p>b 進捗中</p>	<p>2024年度は22の国立公園(新)において国立公園等シカ対策を実施した。</p> <p>国立・国立公園において山小屋トイレ整備等を導入した施設数(2030年度)</p>	<p>国立公園等シカ対策事業</p>	<p>自然公園法</p>						
1-1-4	<p>国立・国立公園等の管理強化</p> <p>山岳環境保全対策支援事業(山岳トイレ)</p> <p>国立・国立公園等の管理強化</p> <p>特定民有地買上事業費</p>	<p>山岳環境保全対策支援事業(山小屋トイレ整備等)を行い、国立公園等の山岳地域の優れた景観の保持、衛生環境の維持及び自然環境の保全と適正利用を図る。【環境省】</p> <p>国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点から保護の必要性が高い民有地について、これらの地域の保護管理の強化を図る。【環境省】</p> <p>既存の保護地において、法令や制度等に基づき適切な管理、調査等を着実に実施するとともに、必要に応じて新たな指定や区域の見直し等を行う。【環境省、農林水産省、文部科学省、国土交通省】</p>	<p>b 進捗中</p>	<p>山岳環境保全対策支援事業(山岳トイレ)</p> <p>特定民有地買上事業費</p>	<p>山岳環境保全対策支援事業(山岳トイレ)</p> <p>特定民有地買上事業費</p>	<p>環境省特別措置法</p>					
1-1-5	<p>国立・国立公園等の管理強化</p> <p>山岳環境保全対策支援事業(山岳トイレ)</p> <p>国立・国立公園等の管理強化</p> <p>特定民有地買上事業費</p>	<p>山岳環境保全対策支援事業(山小屋トイレ整備等)を行い、国立公園等の山岳地域の優れた景観の保持、衛生環境の維持及び自然環境の保全と適正利用を図る。【環境省】</p> <p>国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点から保護の必要性が高い民有地について、これらの地域の保護管理の強化を図る。【環境省】</p> <p>既存の保護地において、法令や制度等に基づき適切な管理、調査等を着実に実施するとともに、必要に応じて新たな指定や区域の見直し等を行う。【環境省、農林水産省、文部科学省、国土交通省】</p>	<p>b 進捗中</p>	<p>山岳環境保全対策支援事業(山岳トイレ)</p> <p>特定民有地買上事業費</p>	<p>山岳環境保全対策支援事業(山岳トイレ)</p> <p>特定民有地買上事業費</p>	<p>環境省特別措置法</p>					
1-1-6	<p>世界自然遺産の保全</p> <p>世界自然遺産の保全管理の充実</p>	<p>白神山地、屋久島の最初の世界自然遺産登録後、新たな候補地の検討を進め、知床、小笠原諸島が登録された。そして、2024年7月には、候補地として残されていた奄美大島、徳之島、沖繩島北部及び距離が世界遺産として登録された。これらの地域において、管理計画に基づきモニタリング調査を進める。地域連絡会議及び科学委員会での議論を通じて地域の合意を図りながら、ユネスコ世界遺産委員会で議論を進め、外來種対策、野生動物管理、観光管理、河川再生、森林管理、気候変動対応等の諸課題に取り組み、順応的な保全管理の充実を図る。【環境省、外務省、文部科学省、農林水産省】</p>	<p>b 進捗中</p>	<p>世界自然遺産の保全管理の充実</p>	<p>世界自然遺産の保全管理の充実</p>	<p>世界自然遺産条約</p>					
1-1-7	<p>天然記念物の保存・活用</p> <p>天然記念物の保存・活用</p>	<p>我が国にとって学術上価値の高い動植物等のうち重要なものを天然記念物に指定し、分布・生育環境の維持・復元、食害対策等に関する補助を実施している。また、地方公共団体が天然記念物の指定地を公有化する事業に対し、その一部の補助を実施している。【文部科学省】</p>	<p>a+既に達成済み</p>	<p>天然記念物の保存・活用</p>	<p>天然記念物の保存・活用</p>	<p>文化財保護法</p>					

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-1-8	海洋基本計画に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組の推進	かけがえのない海洋環境を保全するため、海洋基本計画に基づき、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、30by30目標の達成に向けて、海洋生物多様性の保全および生態系サービスを持続可能な利用を目的とした海洋保護区やOEOMの設置の推進と管理の充実・生官の場として重要な役割を果たす一方、気候変動等に対して脆弱な生態系の保全や再生に向けた取り組みを進める。【環境省、関係府庁】	○	b 進捗中	海洋OEOMの設置に向けて検討を進展する。また、サンゴ礁行動計画の取組の評価や、深海におけるモニタリング調査を実施する。	今後、モニタリング調査を実施する。	①沖合海底自然環境保全地域における延べ調査地点数 ②環境省等への情報提供回数	①現状値 9 目標値 14 (2030年) ②現状値 年1回 目標値 年1回以上	①9地点 (2025年6月時点) ②情報提供回数 (報告書1回) (2025年6月時点)	OEOMを活用した健全な生態系の回復及び持続可能な生態系保全の推進事業、サンゴ礁生態系保全対策推進費	海洋基本計画、30by30ロードマップ
1-1-9	沖合海底自然環境保全地域の基礎調査・モニタリング	沖合海底自然環境保全地域を適切に管理するため、海山・熱水噴出域、海溝等に存在する特異な生態系において、画像や環境DNA等の解析により、地域指定当初における自然環境の状況に関する基礎調査を行うとともに、保護区内の環境変化を把握するためのモニタリング調査を継続的に実施する。また、深海を対象とした生物多様性モニタリング技術開発を実施し、沖合海底自然環境保全地域の管理等に活用する。【環境省、文部科学省】	○	b 進捗中	沖合海底自然環境保全地域の取組状況を踏まえ、モニタリング調査を実施し、沖合海底自然環境保全地域の管理等に活用した。	今後、モニタリング調査を実施する。	①開発した技術が使用された事例数 ②環境省等への情報提供回数(委員等への出席数) ③科学論文数	①現状値 なし 目標値 1回以上 ②現状値 年1回以上 目標値 年1回以上 ③現状値 年1報以上 目標値 年1報以上	①モニタリング手法の使用回数 (2025年6月時点) ②情報提供回数 (報告書1回) (2025年6月時点) ③科学論文数 (2025年6月時点)	沖合海底自然環境保全地域管理事業費、沖合海底自然環境保全地域調査事業費	環境保全法
1-1-10	科学的な深海生態系モニタリング技術の開発	現在、大がかりな調査や高額経費を要する深海生態系モニタリング方法に対し、簡便な装置と最新の分析技術を取り入れたモニタリング方法を開発する。そして、沖合海底自然環境保全地域の管理等に活用する。【文部科学省】	○	b 進捗中	場合・水温・水深・水流・流速などの環境因子を計測する装置を開発し、自由落下で海底に設置するカメラシステム(フリーフォールランダーと呼ぶ)を開発し、実施番号1-1-1-9で記載する沖合海底自然環境保全地域のモニタリング調査にも活用した。	今後、モニタリング調査を実施する。	①開発した技術が使用された事例数 ②環境省等への情報提供回数(委員等への出席数) ③科学論文数	①現状値 なし 目標値 1回以上 ②現状値 年1回以上 目標値 年1回以上 ③現状値 年1報以上 目標値 年1報以上	①モニタリング手法の使用回数 (2025年6月時点) ②情報提供回数 (報告書1回) (2025年6月時点) ③科学論文数 (2025年6月時点)	環境保全法、環境省特別推進費【SII-7】	環境保全法
1-1-11	里海づくり活動の促進及び情報発信	瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について(管見)【(令和12年3月中央環境審議会)や2024年6月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)を基に、生物多様性や生物生産性が確保された地域主体の里海づくりを総合的に進める。また、里海ネット等の活用やシンポジウムなどを通して、国内のみならず世界に向け「里海」の考え方を情報発信する。【環境省】	○	b 進捗中	令和4年度から令和6年度まで「令和の里海づくり」モデル事業を実施し、これまでにのべ41件の取り組みを通じて里海づくりを支援した。また、令和7年3月31日までに、環境省が推進すべき里海づくりのあり方についてとりまとめ「今後の里海づくりのあり方」に関する提言を踏まえ、令和7年度からは補給的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業を実施している。提言において、里海づくりのあり方について、①漁場干潟の保全・再生・創出、②地域資源の活用、③多様な主体との連携の3点を意識して、地域で里海づくりに取り組む8団体と連携し、令和7年4月に選定し、真体の事業に取り組んでいる。	今後の里海づくりに関する提言を踏まえ、平成21年に作成された「里海づくりの手引書」を令和7年度中に改定するとともに、里海ネット等の更新も合わせて検討を進め、水辺の環境活動プラットフォームとの連携、里海づくりシンポジウム等を通じた情報発信を要する。	(目標)自然海浜保全地域の拡充、保全・再生と地域資源の活用、好循環を生み出す里海づくりの推進	自然海浜保全地区の拡充、地域の取り組みを支援することで、全国の里海づくりを推進。 (2025年6月時点)	里海づくりの推進	里海づくりの推進	瀬戸内海環境保全特別措置法

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-1-12	30by30アライアンスでの活動	関係省を含めた産民管21団体をコアメンバーとする有志連合である「30by30アライアンス」を通じ、30by30目標に係る充実的な取組を促進する。【環境省】	○	b 進捗中	2022年度より「30by30目標」の達成に向けた「30by30アライアンス」の各種施策を実行的に進めるための有志連合として、環境省が産官学民の団体とともに「生物多様性」のためのアライアンス参加者向けの定期的なメールマガジンによる生物多様性に関する最新情報の共有や、取組事例の発信等を通じて、各主体における30by30目標達成に向けた活動の要請を促している。30by30へのアライアンスへの参加者は2023年6月末時点で、1054者に達した。	アライアンス参加者に対する取組事例の発信と情報連携により、各主体における30by30目標達成に向けた活動の実施を促す。	①30by30アライアンス参加者数 ②自然共生サイト認定登録数	①現状値 337 ②目標値 500 (2025年) ③現状値 100か所 ④目標値 100か所 (2023年)	①1054者 (2023年6月時点) ②328か所 認定(2025年6月時点)	OECMを活用した健全な生態系の回復及び連携促進事業	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略、30by30ロードマップ
1-1-13	自然共生サイト認定の推進	民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」に認定する仕組みを2023年度から正式に開始し、2023年には、全国100か所以上を認定することを目指す。認定サイトは既存の保護地域との重複を除いてOECM国際データベースに登録する。また、一括認定と団体との連携協定、30by30アライアンスによる取組推進等によって認定を促進し、30by30目標達成に向けて可能な限り多くの自然共生サイト認定地を確保する。【環境省】	○	b 進捗中	令和5年度より自然共生サイト認定制度を開始し、令和6年度末までに全国328か所を認定した。	地域生物多様性推進法に基づき認定を2025年度から開始する。早期に500以上のネイチャーポイント活動を開始する。	①自然共生サイト認定登録数 ②我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合	①現状値 100か所 ②目標値 20.5% ③現状値 20.5% ④目標値 30%(2030年)	①328か所 認定(2025年6月時点) ②20.8% (2025年6月時点)	OECMを活用した健全な生態系の回復及び連携促進事業	地域生物多様性推進法、30by30ロードマップ
1-1-14	国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECMに該当する可能性のある地域を点検し、OECMとして整理する。【環境省】	国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECMに該当する可能性のある地域を点検し、OECMとして整理する。【環境省】	○	b 進捗中	国の制度等に基づき管理されている森林、河川、緑地等について、OECMの基準への適合状況について整理を行っている。	国の制度に基づいて管理されている地域のうちOECMの基準に適合する地域について、OECMとして整理するために引き続き検討を進める。	我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合	現状値 20.5% 目標値 30%(2030年)	20.8% (2025年6月時点)	OECMを活用した健全な生態系の回復及び連携促進事業	30by30ロードマップ
1-1-15	海域におけるOECMの設定に関する検討	多様な主体との連携による効果的な管理とモニタリングの実施を通じて、多面的な利用と生物多様性保全の両立が図られる海域をOECMとするため、生物多様性の観点から重要な高い海域や漁獲等の既存の科学的情報や海底鉱物資源の開採状況等を示し、OECMの候補となる海域を抽出し、海域におけるOECMの設定に関する検討を行う。加えて、OECM設定後の効果的なモニタリング手法に関する検討を行う。【環境省、農林水産省】	○	b 進捗中	生物多様性の観点から重要な高い海域や漁獲等の既存の科学的情報や海底鉱物資源の開採状況、水産関係の既存制度等の情報を収集し、OECMの候補となる海域の抽出に向けた検討を行った。	関係省庁が連携し、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域をOECMとするため、引き続き検討を進める。	我が国の管轄水域内における海洋保護区及びOECMの割合	現状値 13.3%(2021年) 目標値 30%(2030年)	13.3% (2025年6月時点)	OECMを活用した健全な生態系の回復及び連携促進事業	30by30ロードマップ
1-1-16	海洋保護区及びOECM設定の基礎となる生物多様性情報の整理	30by30目標の達成を含む海洋生物多様性の保全の推進と持続可能な利用に資するため、既存の「生物多様性の観点から重要な高い海域」を活用しつつ、海洋保護区及びOECMの効果的な設定の基礎となる生物多様性情報の収集と整理を行う。【環境省】	○	b 進捗中	海域OECM設定の推進に向けて、既存の「生物多様性の観点から重要な高い海域」を活用して検討を実施しているほか、OECMの効果的な設定の基礎となる生物多様性情報の収集を行っている。	引き続き「生物多様性の観点から重要な高い海域」を活用して検討し、また、海域OECM設定において重要な生物種や生態系の考え方の整理を行う。				OECMを活用した健全な生態系の回復及び連携促進事業	30by30ロードマップ
1-1-17	生物多様性の重要性や保全効果の見える化	嵐山から中山間地域、さらには都市部まで陸域の全域をカバーする生物多様性の現状や保全上効果的な地域を可視化したマップを提供する。さらに、更新可能なシステムを開発し、モニタリング機能とマップを連携させることで保全活動の効果や適宜把握できる仕組みとする等、必要な機能を付加・改善させる。本戦略の点検・評価の際には、健全な生態系や地域の保全が効果的かつバランスよく推進されるよう、見える化を活用して、様々な生態系の保全状況の把握に努める。【環境省】	○	b 進捗中	「生物多様性見える化システム」の運用を2025年4月に開始し、保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等を地図上で確認できる「生物多様性マップ」及び自然共生サイトの取組内容等が確認できる「自然共生サイト検索アプリ」を公開した。	自然共生サイトにおける活動やモニタリング記録や出入出力できる機能や、地域ごとの保全目標や現状を把握できる機能等の設計・開発を進め、2025年9月に第2回の機能として公開する予定としている。それ以降も、必要な機能の付加・充実させる予定としている。	我が国の陸域における保護地域及びOECMの割合	現状値 20.5% 目標値 30%(2030年)	20.8% (2025年6月時点)	令和6年度から令和10年度までの生物多様性見える化システム等の設計・開発及び運用・保守業務	30by30ロードマップ

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-2-5	森林生態系の保全及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理	・原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林等に適切に配慮し、自然の推移に委ねることを基本とし、国有林と民間林が連携して取り組む。 ・里山二次林等については、継続的な保全管理等を推進する。 ・自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、地域住民、NPO等と連携を図りながら、希少な野生生物の保護等に努める。【農林水産省】	a 進捗中 b 進捗中	・原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林を保護し、適切な回復を図る。 ・モニタリング調査の進捗を把握し、専門家の意見と今後の対応についてHPに公表した。自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等に際し、地域住民やNPO等と連携を図ること、希少な野生生物の保護等に努める。 ・地域住民等で構成される活動組織による里山の保全活動を支援している。 ・自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等に際し、地域住民やNPO等と連携を図ること、希少な野生生物の保護等に努めている。 ・林業事業者等に向けて、生物多様性を高めるための林業経営のあり方を示した「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を策定した(2024年3月時点)。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林等については、長年国有林と連携することにより森林生態系の保全に取り組む。自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等に際し、地域住民やNPO等の連携を図ること、希少な野生生物の保護等に努める。 ・森林の生物多様性を高めるための取組を位置付けた森林経営計画の作成を推進する。	引き続き、これらの計画に基づき、貴重な野生生物の保護に配慮した森林施策を推進する。	①現状値 6割 (2020年度) 目標値 10割 (2023年度) ②現状値 37% (2020年度) 目標値 5割 (2023年度)	3.1%(2023年度)	・里山林活性化による多面的機能発揮対策 ・地域連携推進対策 ・希少野生生物保護管理対策	森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定)、農林水産省、地球の活力創造プラン(令和3年12月24日改訂)	
1-2-6	多様な森林づくりの推進	・森林資源の利用や自然環境の回復に応じた間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、伐採後の確実な再造林を実施する。 ・環境整備については、計画、設計、施工すべての段階での周囲の国有林野の管理経営に当たって、自然維持タイプ、水源涵养タイプ等の機能類型に区分し、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持、間伐や薄層林への誘導等を推進するほか、森林資源の有効活用にも配慮し、公益林として適切な施策を実施する。【農林水産省】	a 既に達成済み	・森林整備事業等により、間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、再造林を支援し、地域の実情に応じた多様な森林づくりを推進している。 ・標準仕様書等において環境配慮の努力義務を定めることにより、段階整備にめざして、周囲の環境との調和を図った。 ・国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき、機能類型区分に応じた森林施策を推進している。また、地域の森林の現況に基づき、森林の王ザイク的配置等も念められた多様で健全な森林の整備、保全を推進するとともに、主伐や再造林等の実施現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいる。	引き続き、森林整備事業等により地域の実情に応じた多様な森林づくりを推進する。 ・引き続き、環境整備、施工すべての段階において、周囲の環境との調和を図る。 ・引き続き、国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき、多様な森林づくりや生物多様性に配慮した森林の創出(累計)	引き続き、これらの計画に基づき、貴重な野生生物の保護に配慮した森林施策を推進する。	①現状値 1.9% (2018年度) 目標値 2.9% (2023年度) ②現状値 0% (2023年度)	3.1%(2023年度)	森林整備事業等	森林法	
1-2-7	生物多様性に配慮した森林計画	・地域森林計画等により、貴重な野生生物の保護に配慮した施策方法の指針を示す。【農林水産省】	b 進捗中	国有林では地域森林計画(都道府県知事作成)・国有林では国有林の地域別の森林計画(や地管理経路計画(森林管理局作成))において、生物多様性の保全に必要な保護樹帯の設置等について記述した。	・引き続き、森林整備事業等により地域の実情に応じた多様な森林づくりを推進する。 ・引き続き、環境整備、施工すべての段階において、周囲の環境との調和を図る。 ・引き続き、国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき、多様な森林づくりや生物多様性に配慮した森林の創出(累計)	引き続き、これらの計画に基づき、貴重な野生生物の保護に配慮した森林施策を推進する。	①現状値 6割 (2020年度) 目標値 10割 (2023年度) ②現状値 37% (2020年度) 目標値 5割 (2023年度)	3.1%(2023年度)	地域森林計画編成事業費補助金	森林計画制度	
1-2-8	地域における森林の保全管理	・森林所有者自ら経営や管理ができない森林について、森林環境譲与枠も活用しながら、市町村が主体となつた経営や管理を実施することとし、森林所有者への働きかけを行う。【農林水産省】	b 進捗中	森林所有者自ら経営や管理ができない森林について、森林環境譲与枠も活用しながら、市町村が主体となつた経営や管理を実施することとし、森林所有者への働きかけを行う。【農林水産省】	・引き続き、森林整備事業等により地域の実情に応じた多様な森林づくりを推進する。 ・引き続き、環境整備、施工すべての段階において、周囲の環境との調和を図る。 ・引き続き、国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき、多様な森林づくりや生物多様性に配慮した森林の創出(累計)	引き続き、これらの計画に基づき、貴重な野生生物の保護に配慮した森林施策を推進する。	①現状値 6割 (2020年度) 目標値 10割 (2023年度) ②現状値 37% (2020年度) 目標値 5割 (2023年度)	3.1%(2023年度)	森林の集約化による地域実証事業	森林経営管理制度、森林・林業基本計画	
1-2-9	草地の整備・保全・利用の推進	・地域ぐるみでの草地の生産性・機能を維持するための放牧の推進や草地の整備、貴重な草地資源を有する公共牧場の放牧地の整備等。【農林水産省】	b 進捗中	放牧の推進及び公共牧場の整備を実施した。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林等については、長年国有林と連携することにより森林生態系の保全に取り組む。自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等に際し、地域住民やNPO等の連携を図ること、希少な野生生物の保護等に努める。 ・森林の生物多様性を高めるための取組を位置付けた森林経営計画の作成を推進する。	引き続き、これらの計画に基づき、貴重な野生生物の保護に配慮した森林施策を推進する。	①現状値 6割 (2020年度) 目標値 10割 (2023年度) ②現状値 37% (2020年度) 目標値 5割 (2023年度)	3.1%(2023年度)	草地関連基金整備事業、公共牧場機能強化等整備事業	農業競争力強化政策、森林・林業基本計画	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-2-10	農村環境における生態系ネットワークの保全	地域の農業分野だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	地域の農業分野だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援することにより、地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数は753万人、団体(2021～2023年度)となるとともに、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合が48%(2023年度)となった。	b 進捗中	地域の農業分野だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援することにより、地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数は753万人、団体(2021～2023年度)となるとともに、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合が48%(2023年度)となった。	①現況値 延べ1,301万人・団体(2021～2020年度) ②中山間地域等の農地面積の減少防止 ③農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動目標値 7.57万ha(2024年度) ③現況値 46%(2020年度) 目標値 60%(2025年度)	①753万人・団体(2021～2023年度) ②8.4万ha(2023年度) ③48%(2023年度)	・多面的機能支払交付金 ・中山間地域等直轄支払交付金	農地の着たる多面的機能の発揮の促進に関する法律	
1-2-11	湿地間ネットワークの構築	多様な動植物、特に渡り住水鳥の生息地となっている湿原や干潟等の湿地について、ラムサール条約や渡り鳥の重要生息地の国際的なネットワークである「東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ(EAAPF: East Asian-Australasian Flyway Partnership)」などの国際的な枠組みを通じて、湿地間のネットワークの構築及び連携協力を推進し、保全や地域住民への普及啓発を図る。【環境省】	b 進捗中	国際的な枠組みであるラムサールCOIP14、EAAPF MOI(パートナー条約)10.11に参加した。湿地間のネットワークの構築及び連携協力を推進し、保全や地域住民への普及啓発を図っている。	b 進捗中	ラムサールCOIP15及びEAAPF MOI12への参加と協力を通じ、引き続き湿地間のネットワークの構築及び連携協力を推進し、保全や地域住民への普及啓発を図る。					特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、自然公園法、河川法
1-2-12	生態系保全に資する用水確保	自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした、農業用水、環境用水等の取得に向けた調査・調整等を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした農業用水、環境用水等の取得に向け、必要な調査・調整等を行っている。	b 進捗中	自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした農業用水、環境用水等の取得に向け、必要な調査・調整等を行っている。				水利用調整事業	
1-2-13	生態系に配慮した道路整備	動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努める。【国土交通省】	b 進捗中	動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めた。	b 進捗中	動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努める。				・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
1-2-14	道路整備における動物の生息・生育環境の形成	地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などにより、動物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組む。【国土交通省】	b 進捗中	地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などにより、動物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組む。	b 進捗中	地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などにより、動物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組む。				・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
1-2-15	自然環境に関する調査・データの集積と必要に応じた路線選定・構造型式の採用	自然環境に関する詳細な調査、データの集積とともに、それを踏まえた上で、必要な自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造型式の採用に努める。【国土交通省】	b 進捗中	自然環境に関する詳細な調査、データの集積とともに、それを踏まえた上で、必要な自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造型式の採用に努めた。	b 進捗中	自然環境に関する詳細な調査、データの集積とともに、それを踏まえた上で、必要な自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造型式の採用に努める。				・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
1-2-16	露土のり面における自然と馴染した再緑化	道路事業に伴い発生した露土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も馴染した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元する。【国土交通省】	b 進捗中	道路事業に伴い発生した露土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も馴染した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元することに努めた。	b 進捗中	道路事業に伴い発生した露土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も馴染した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元することに努める。				・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-2-17	都市における生物多様性保全の推進	都市における生物多様性確保の取組を更に進展させ、地方公共団体や民間事業者への支援等を行う。また、2016年度に策定した「都市の生物多様性指針(簡易版)」の普及啓発を図り、都市における生物多様性保全の取組を一層推進する。【国土交通省】	○ b 進捗中	2024年の都市緑地法改正により創設した優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)により生物多様性確保計画認定された緑地の確保につながる取組を推進する。また、2016年度に策定した「都市の生物多様性指針(簡易版)」の普及啓発を図り、都市における生物多様性保全の取組を一層推進する。	優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)により生物多様性確保計画認定された緑地の確保につながる取組を推進する。また、2016年度に策定した「都市の生物多様性指針(簡易版)」の普及啓発を図り、都市における生物多様性保全の取組を一層推進する。	優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)により生物多様性確保計画認定された緑地の確保につながる取組を推進する。また、2016年度に策定した「都市の生物多様性指針(簡易版)」の普及啓発を図り、都市における生物多様性保全の取組を一層推進する。				都市緑地法	
1-2-18	都市緑化等の推進	緑化制度や緑地協定の締結や、市民緑地認定制度や2024年の都市緑地法改正により創設した優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)により、民間主体による緑化を推進している。	○ b 進捗中	緑が不足している市街地等において、緑化制度や地区計画等緑化促進制度等の活用により、緑化の取組を推進する。また、2016年度に策定した「都市の生物多様性指針(簡易版)」の普及啓発を図り、都市における生物多様性保全の取組を一層推進する。	緑が不足している市街地等において、緑化制度や地区計画等緑化促進制度等の活用により、緑化の取組を推進する。また、2016年度に策定した「都市の生物多様性指針(簡易版)」の普及啓発を図り、都市における生物多様性保全の取組を一層推進する。	緑化制度や地区計画等緑化促進制度等の活用により、緑化の取組を推進する。また、2016年度に策定した「都市の生物多様性指針(簡易版)」の普及啓発を図り、都市における生物多様性保全の取組を一層推進する。				都市緑地法	
1-2-19	都市緑地の保全、都市公園の整備等	良好な自然環境を有する緑地の保全・活用を図るため、特別緑地保全地区等の緑地保全制度の活用を促進するとともに、土地の買入や、緑地の保全に必要な施設の整備等に対する財政支援を通じて、都市における生物の生息地の確保の多様な機能の発揮に貢献する取組を進める。また、都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、緑地の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創出を進める。【国土交通省】	○ b 進捗中	2024年の都市緑地法改正により特別緑地保全地区に指定されることにより、特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入や、緑地の保全に必要な施設の整備等に対する財政支援を通じて、都市における生物の生息地の確保の多様な機能の発揮に貢献する取組を進める。また、都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、緑地の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創出を進める。	引き継ぎ、特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入や、緑地の保全に必要な施設の整備等に対する財政支援を通じて、都市における生物の生息地の確保の多様な機能の発揮に貢献する取組を進める。また、都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、緑地の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創出を進める。	引き継ぎ、特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入や、緑地の保全に必要な施設の整備等に対する財政支援を通じて、都市における生物の生息地の確保の多様な機能の発揮に貢献する取組を進める。また、都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、緑地の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創出を進める。	現状値:13.9㎡/人(2020年度) 目標値:15.2㎡/人(2025年度)	14.2㎡/人(2023年3月時点)		社会資本整備総合交付金	都市緑地法
1-2-20	下水処理施設等の施設空間における水辺の保全・創出	適度な水辺を有する都市における重要なオープンスペースである下水処理施設の一部や雨水渠などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や、雨水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携して提供します。【国土交通省】	b 進捗中	せせらぎ水路等の整備による水辺の保全・創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携して提供します。また、地方公共団体や個人、民間事業者等に対し雨水貯留浸透施設設置を支援します。	せせらぎ水路等の整備による水辺の保全・創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携して提供します。また、地方公共団体や個人、民間事業者等に対し雨水貯留浸透施設設置を支援します。	せせらぎ水路等の整備による水辺の保全・創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携して提供します。また、地方公共団体や個人、民間事業者等に対し雨水貯留浸透施設設置を支援します。	現状値 1.147ha(2023年度)	1116ha(2023年度)		社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	
1-2-21	下水処理水及び雨水の再利用等による水循環システムの構築	下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な観点からの健全な水循環システムの構築に向けて事業を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	再生水の供給コストが高く、再生水供給事業が事業化されないケースがあることが課題であるが、利用用途の整理を行い引き続き取り組む。	再生水の供給コストが高く、再生水供給事業が事業化されないケースがあることが課題であるが、利用用途の整理を行い引き続き取り組む。	再生水の供給コストが高く、再生水供給事業が事業化されないケースがあることが課題であるが、利用用途の整理を行い引き続き取り組む。	現状値 2件(2020年度) 目標値 2020年度以降累積22件(2030年度)	2件(2023年度) 2020年度以降累積22件(2030年度)		社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	水循環基本法
1-2-22	地域特性に応じた農業生態系等の動的運転管理の推進	豊かな湧き水を再生し生物の多様性を保全していくため、地域特性に応じ、季節別・下水放流水に含まれる栄養塩類を能動的に管理する季節別運転を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	豊かな湧き水を再生し生物の多様性を保全していくため、地域特性に応じ、季節別・下水放流水に含まれる栄養塩類を能動的に管理する季節別運転を推進する。	豊かな湧き水を再生し生物の多様性を保全していくため、地域特性に応じ、季節別・下水放流水に含まれる栄養塩類を能動的に管理する季節別運転を推進する。	豊かな湧き水を再生し生物の多様性を保全していくため、地域特性に応じ、季節別・下水放流水に含まれる栄養塩類を能動的に管理する季節別運転を推進する。					
1-2-23	河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成	湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進するとともに、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体の連携により、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組により、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成を推進する。【国土交通省】	○ a 既に達成済み	「多自然川づくり」や自然再生事業等により、湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進している。また、「生態系ネットワーク協議会」等の枠組みにより、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体と連携し、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組を推進している。	「多自然川づくり」や自然再生事業等により、湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進している。また、「生態系ネットワーク協議会」等の枠組みにより、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体と連携し、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組を推進している。	「多自然川づくり」や自然再生事業等により、湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進している。また、「生態系ネットワーク協議会」等の枠組みにより、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体と連携し、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組を推進している。	現状値 13(2020年度) 目標値 17(2030年度)	18(2025年7月時点)		治水事業等関係費の内数、社会資本整備総合交付金等の内数	
1-2-24	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を図り、全ての川づくりに資する。【国土交通省】	○ b 進捗中	河川整備に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を図り、全ての川づくりに資する。【国土交通省】	河川整備に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を図り、全ての川づくりに資する。【国土交通省】	河川整備に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を図り、全ての川づくりに資する。【国土交通省】	現状値 13(2020年度) 目標値 17(2030年度)	18(2025年7月時点)		治水事業等関係費の内数、社会資本整備総合交付金等の内数	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-2-25	健全な水循環に係る啓発促進	2014年の水循環基本法(平成26年法律第16号)の成立を機に、健全な水循環の維持・回復に関する啓発活動の推進や情報発信を行うとともに、地域の水辺の保全・活用を支援することにより、環境保全意識の高揚や水循環保全等の推進を図る。また、新しい時代の水循環の適正を行う。【環境省】		b 進捗中	民間の主体的・自発的取組の促進と官民連携の機会の場を創出する官民連携事業(ウォータープロジェクト)を通じて、水循環の重要性について国民の理解を求め、意識醸成を図る取組の一環として、地域づくりに資する総合的な水循環管理の取組を促進するため、良好な水環境創出のモデル事業により優良事例の形成・普及を図った。 「ウォータールプロジェクト」のリーディングサイトを行い、「水辺の環境活動」プラットフォームを令和7年6月に開設した。	令和6年5月に開催された「環境基本計画」等を含め、自然や水辺や星空、首の風景等、地域特有の自然や文化の保全により、地域住民のウェルビーイングの向上と観光等の地域活性化を実現する取組の観点も加え、充実を図る。	環境省ウォータープロジェクト・グッドプラクティス監への参加者数	現状値 575 (2022年度) 目標値 -	676 (2024年度)	良好な水循環の創出と健全な水環境推進費	水循環基本法、水循環基本計画
1-2-26	河川流域における土地の利用等による生態系への負荷軽減 →総合的な土砂管理の取組の推進	流域の源頭部から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を、自然環境との調和を図りながら、関係機関の連携のもと推進する。モニタリングにより土砂動態を把握するとともに、総合土砂管理計画を策定し、透過型砂防堰堤の整備、ダム堆積土砂の下流還元、サントハイパスによる海岸の侵食対策など、土砂移動の連続性を確保する。【国土交通省】		b 進捗中	流域の源頭部から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を、自然環境との調和を図りながら、関係機関の連携のもと推進している。モニタリングにより土砂動態を把握するとともに、総合土砂管理計画を策定し、透過型砂防堰堤の整備、ダム堆積土砂の下流還元、サントハイパスによる海岸の侵食対策など、土砂移動の連続性を確保する。【国土交通省】	総合的な土砂管理の取組をより一層推進していくため、流域内の関係者が土砂管理と治水、水利用、流域環境等の取組において連携を一層促進する必要がある。ダムからの堆積土砂や土砂還元による河川環境の改善や砂浜の回復など、生態系や景観の保全等を踏まえ、流域系全体で最適となる土砂管理対策に取り組む。	治水事業等関係費 ・海岸事業 ・社会資本整備 ・総合交付金等 ・農山漁村地域整備交付金		治水事業等関係費 ・海岸事業 ・社会資本整備 ・総合交付金等 ・農山漁村地域整備交付金	環境影響評価法	
	河川流域における土地の利用等による生態系への負荷軽減 →ダム整備等の環境配慮	ダム事業等の大規模な公共事業の実施に当たっては、事前の環境調査を実施し、ダム事業等が環境に及ぼす影響について検討し、検討結果に応じて回避・低減・代償措置等の適切な環境保全措置を講じる。【国土交通省】		b 進捗中	ダム事業等の大規模な公共事業では、事前の環境調査を実施し、ダム事業等が環境に及ぼす影響について検討し、検討結果に応じて回避・低減・代償措置等の適切な環境保全措置を講じた。	あらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上重要であることに鑑み、ダム事業等の大規模な公共事業を実施する場合は、事前の環境調査を実施し、ダム事業等が環境に及ぼす影響について検討する。検討結果に応じて、回避・低減・代償措置等の適切な環境保全措置を講じる。	治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数		治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	環境影響評価法	
	河川流域における土地の利用等による生態系への負荷軽減 →ダム弾力的管理	ダム下流の河川環境の保全等のため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部を有効に活用するダム弾力的管理及び弾力的管理試験を実施する。また、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なものとしていく。【国土交通省】		b 進捗中	ダム下流の河川環境の保全等のため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部を有効に活用するダム弾力的管理及び弾力的管理試験を実施してきた。	今後もダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を推進するとともに、下流河川関係者等と密に調整をはかりながら、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なものとしていく。	治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数		治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	環境影響評価法	
	河川流域における土地の利用等による生態系への負荷軽減 →水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復	水力発電に伴い河川の流量が著しく減少する減水区間の改善を図るため、発電サイトラインに基づき、減水区間の解消に努める。また、水利権更新の機会などを捉え、発電に伴う減水区間の清流回復に取り組む。【国土交通省】		b 進捗中	水力発電に伴い河川の流量が著しく減少する減水区間の改善を図るため、発電サイトラインに基づき、減水区間の解消に努める。また、水利権更新の機会などを捉え、発電に伴う減水区間の清流回復に取り組む。【国土交通省】	発電サイトラインに基づき、減水区間の解消に努める。また、水利権更新の機会などを捉え、発電に伴う減水区間の清流回復に取り組む。	発電サイトラインに基づき、減水区間の解消に努める。また、水利権更新の機会などを捉え、発電に伴う減水区間の清流回復に取り組む。			治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	環境影響評価法

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-2-27	水産生物の生活史に対応した水産環境整備	水産生物の生活史に対応した漁場・干潟から沖合域までの自然な生態環境空間を創出する水産環境整備を推進する。【農林水産省】		a 進捗中 b 進捗中	漁場・干潟の環境整備を推進している。	海水温の上昇をはじめとした漁場環境の変化により、漁場の衰退や干潟機能の低下等が懸念されていることから、引き続き、漁場環境整備長期計画に基づき、漁場・干潟の整備を推進する。	①水産資源の回復や生産量の向上のための漁場整備による水産物の増産量 ②漁場の保全・創出の取組を実施する海域において、漁場面積を維持・回復	①現状値 0t (2021年度) 目標値 65t (2026年度) ②現状値 約6千t (2020年度) 目標値 約7千t (2026年度)	12.0千t (2023年度) ② 6.593ha(2023年度)	水産基礎整備事業	
1-2-28	海の再生プロジェクトによる海環境の改善	都市再生プロジェクトの取組に向けて、東京湾、大阪湾及び伊勢湾における行動計画に基づき、各地施策を推進する。また、広島湾の行動計画に基づき各種施策を推進するとともに、閉鎖性海域における、全国海の再生プロジェクトを展開する。【国土交通省、農林水産省、環境省】		b 進捗中	東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾の閉鎖性海域の水質改善に向けて海の再生プロジェクトの施策を推進している。	引き続き、各海域において行動計画に基づく施策を推進していくとともに、海の再生全国会議を通じて各地の取組について情報共有及び意見交換を行う。 民間企業や市民等の多様な主体と連携、協働し、官民一体となって取組める体制の整備を進める。					
1-2-29	生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入推進	老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進する。【国土交通省】		a 既に達成済み b 進捗中	網走港及び須崎港等、各地の港湾にて整備した生物共生型港湾構造物においてモニタリングを実施し、水生生物の増加等の環境改善効果を確認した。	引き続き、老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進する。					
1-2-30	沿岸域の水質浄化対策の推進	自然と生物にやさしい海環境の創出と潮水性の高い海環境の創出を目的に、ヘドロの除去、覆砂等の水質浄化対策を推進する。【国土交通省】		b 進捗中	汚泥の浚渫を実施し、水質・底質の環境改善を推進し、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、海底にたい積した有機汚泥の浚渫や覆砂等による水質・底質の環境改善を推進する。		現状値 63% (2021年度) 目標値 100% (2030年度)	現状値 65% (2025年度) 目標値 100% (2030年度)	港湾整備事業費	港湾法 ・環境基本法 ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・タイオキーン対策特別措置法
1-2-31	浚渫土砂等を有効活用した干潟・漁場等の再生・深掘削の理め直し	浚渫土砂等を有効活用し、干潟・漁場等の再生を推進する。【国土交通省】		a 既に達成済み b 進捗中	尾道系干潟等、各地の港湾にて浚渫土砂を有効活用した干潟の再生や、三次湾において深掘削の理め直しを実施し、水生生物の増加や青潮の一因となる有機酸水塊の発生する場所の減少など、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、浚渫土砂を有効活用した干潟・漁場の再生・深掘削の理め直しを推進する。				港湾整備事業費	
1-2-32	海底にたい積した有機汚泥の浚渫の推進	黒川市街地や自然に優しい水環境の創出及び安全安心な水辺空間の創出等を目的に、海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進する。【国土交通省】		b 進捗中	汚泥の浚渫を実施し、水質・底質の環境改善を推進し、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、海底にたい積した有機汚泥の浚渫や覆砂等による水質・底質の環境改善を推進する。				港湾整備事業費	港湾法
1-2-33	劣化地の再生・回復に関する調査検討	2030年までに国土の30%を保全する国際目標「30by30」の達成に向けて、生態系回復が必要な劣化地調査を実施し、自然共生サイト申請のための再生マニュアルを作成する。また、劣化した生態系の再生手法の検討にあたっては、農業吸収ポテンシャルを把握し、副次的に農業中立へ貢献する。【環境省】		b 進捗中	劣化地の定義の検討や劣化した生態系の効果的な回復等に資するモデル事業等を実施し、自然共生サイト申請に当たり参照する地域生物多様性増進活動手引きにおいて生物多様性を回復する活動(回復タイプ)の考え方を整理した。	引き続き、劣化した生態系の回復に係る国際目標の達成に向け、「劣化した生態系」の定義や効果的な回復手法、適切な評価手法の検討を進める。				OEOMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	
1-2-34	劣化した生態系の再生の強化	自然再生事業や生態系維持回復事業等の推進を通じた、野鳥や外来種による被害を受けた自然再生や、開発や管理放棄等による生態系の消滅など影響を受けた生態系など、自然再生や生態系が劣化している場所において、その再生や回復に向けた取組を推進する。【環境省、農林水産省、国土交通省】		b 進捗中	自然再生事業や生態系維持回復事業等を実施している。また、令和7年4月に施行された地域生物多様性増進法に基づき、民間や地域による生物多様性を回復する活動を自然共生サイトでの活動として認定し促進している。	引き続き、自然再生事業や生態系維持回復事業等を推進するとともに、民間や地域を支援しつつ、生物多様性を回復する活動を通じて地域生物多様性増進法に基づく認定を進めることで、自然環境や生態系が劣化している場所において、その再生や回復に向けた取組を地域と連携して推進する。					

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-2-35	自然再生の推進	自然再生推進法(平成14年法律第149号)に基づき、NPOや地域住民、関係行政機関など多様な主体が連携して実施する自然再生活動を全国的に推進するため、自然再生専門委員会による自然再生専門委員会による学術的観点からの助言や現地指導の実施及び自然再生に係る情報収集、課題解決策の検討、普及啓蒙等を実施する。【環境省】	b 進捗中	進捗中	自然再生専門委員会や自然再生にかかわる全関係者の関係により、専門委員会による学術的観点からの助言や現地指導、自然再生に係る情報収集、課題解決策の検討、普及啓蒙等を実施している。	引き続き、自然再生専門委員会や全国会議を通じて、自然再生にかかわる技術や情報や情報や啓蒙等の取り組みを進め、自然再生協議会設置箇所数を増やす。また、自然再生協議会設置箇所数を増やす。また、自然再生協議会設置箇所数を増やす。	①現状値 27箇所(2024年度) ②55計画(2025年度) ③55計画(2024年度) ④55計画(2025年度)	127箇所(2024年度) 55箇所(2025年度)	自然再生生活推進費	自然再生生活推進費 第4条、第15条、第17条第2項	
1-3-1	鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の防止	2030年までに我が国の鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の発生をゼロとすることを旨とし、2025年度から全国的な鉛製銃弾の使用規制を段階的に導入できるように、鉛製銃弾への切替えが必要となった場合には、鉛製銃弾への移行体制の構築を検討する。【環境省】	○ 進捗中	進捗中	全国での鳥類鉛汚染のモニタリングを実施することにより、モデル地域において鉛製銃弾の効果測定、段階的導入の調査を実施した。	全国でのモニタリングから汚染の実態把握及び影響評価を進めるとともに、モデル地域での段階的規制、移行の調査を引き続き実施する。鉛製銃弾の確保やその対策の検討も行う。	現状値 5件(2021年度) 目標値 0件(2030年度)	0件(2024年度)	鳥類の鉛中毒をゼロに貢献する 鳥類保護管理推進事業(令和5年度新助成事業)	鳥類の保護及び管理並びに汚染の防止に関する法律	
1-3-2	化学物質の環境リスク初期評価	生態系への影響の観点を含めて化学物質の環境リスクに関する初期評価(スクリーニング)を行い、環境リスクの高い物質を抽出し、必要な措置の実施を促すことにより、化学物質による人や水生生物への影響を未然に防止する。【環境省】	b 進捗中	進捗中	化学物質管理制度の担当課からのモニタリング、関係機関との連携、専門家との議論等を実施し、モニタリングから抽出された物質について、環境リスクの高い物質から着実に評価を行った。	実際の環境中での物質の挙動や影響の状況などを考慮し、評価方法の検討も含めより実態に即したリスク評価を行う。	現状値 12物質(2022年度) ※2021年度末までに405物質/年程度 目標値 12物質/年程度	生態リスクに関して432物質を推進費	化学物質の環境リスク初期評価推進費		
1-3-3	化学物質管理の推進	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和49年法律第117号。以下「化審法」という。)に基づき、全ての化学物質(1)に対し、一定量以上の製造・輸入を行う事業者が実数報告の届出を義務づけることとし、必要に応じて有害性情報の届出を求め、また、鳥類等への影響を考慮した安全性評価を実施する。また、生態系等への影響を考慮した安全性評価を実施する。また、鳥類等を含む高次捕食動物に対する有害性評価方法の検討、化学構造式や物理化学的性状から生態毒性を予測する定量的構造活性相関(QSAR)の開発・試行を行う。【環境省】	b 進捗中	進捗中	化審法に基づき、事業者への実数報告の届出等を義務づけることにより、必要に応じて有害性情報の届出を求め、また、鳥類等への影響を考慮した安全性評価を実施する。また、生態系等への影響を考慮した安全性評価を実施する。また、鳥類等を含む高次捕食動物に対する有害性評価方法の検討、化学構造式や物理化学的性状から生態毒性を予測する定量的構造活性相関(QSAR)の開発・試行を行う。【環境省】	今後も、化審法に基づき、安全性評価を着実に実施する。鳥類を含む高次捕食動物に対する有害性評価方法を、化審法の関係についても、継続的に実施する。	(現状) 優先評価 化学物質 218物質(2022年3月時点) 優先評価 化学物質 221物質(2025年5月時点)	優先評価 化学物質 221物質(2025年5月時点)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、化学物質の環境リスク低減対策強化費	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-4	化学物質排出・移動量削減制度(PPTR制度)運用・データ活用事業	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上における化学物質の排出量の削減や、人の健康や生態系に有害な化学物質の排出量を削減する。【環境省】	特定化学物質の環境への排出量の削減等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上における化学物質の排出量の削減や、人の健康や生態系に有害な化学物質の排出量を削減する。【環境省】	b 進捗中	化学物質の排出・移動量削減制度(PPTR制度)運用・データ活用事業	化学物質の排出・移動量削減制度(PPTR制度)運用・データ活用事業	①(PPTR)削減率 ②(目標)PPTR削減率	①現状値 16,548 ②目標値 19,051	1,222,580 (2024年度) ②環境省HPIにて令和5年度データ公表した(2025年2月時点)	PPTR制度運用・データ活用事業	特定化学物質の環境への排出量の削減等及び管理の改善の促進に関する法律
1-3-5	化学物質の内分	化学物質の内分	化学物質の内分	b 進捗中	化学物質の内分	化学物質の内分	リスク管理が必要	現状値 10物質 目標値 10物質	10物質/年程度	環境汚染等健康影響基礎調査費	
1-3-6	環境中の医薬品	環境中の医薬品	環境中の医薬品	b 進捗中	環境中の医薬品	環境中の医薬品	リスク管理が必要	現状値 2物質 目標値 2物質	1物質/年程度	環境汚染等健康影響基礎調査費	
1-3-7	災害時の化学物質対策	災害時の化学物質対策	災害時の化学物質対策	b 進捗中	災害時の化学物質対策	災害時の化学物質対策	リスク管理が必要	現状値 2物質 目標値 2物質	1物質/年程度	PPTR制度運用・データ活用事業	
1-3-8	水銀による環境汚染の防止	水銀による環境汚染の防止	水銀による環境汚染の防止	b 進捗中	水銀による環境汚染の防止	水銀による環境汚染の防止	リスク管理が必要	現状値 10物質 目標値 10物質	10物質/年程度	水銀に関する水俣条約、水銀汚染防止法等	
1-3-9	既登録農薬における生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定	2018年に改正された農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬の影響評価の対象となる動植物を従来の水産動植物から、鳥類及び野生ハナハチ類等を含む水域、陸域の生活環境動植物に拡大するとともに、既登録農薬の再評価を開始したところであり、今後の評価を進め、必要に応じて生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を行い、農薬登録制度における生態リスク評価・管理の拡充を図る。【環境省】	2018年に改正された農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬の影響評価の対象となる動植物を従来の水産動植物から、鳥類及び野生ハナハチ類等を含む水域、陸域の生活環境動植物に拡大するとともに、既登録農薬の再評価を開始したところであり、今後の評価を進め、必要に応じて生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を行い、農薬登録制度における生態リスク評価・管理の拡充を図る。【環境省】	b 進捗中	2018年に改正された農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬の影響評価の対象となる動植物を従来の水産動植物から、鳥類及び野生ハナハチ類等を含む水域、陸域の生活環境動植物に拡大するとともに、既登録農薬の再評価を開始したところであり、今後の評価を進め、必要に応じて生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を行い、農薬登録制度における生態リスク評価・管理の拡充を図る。【環境省】	2018年に改正された農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬の影響評価の対象となる動植物を従来の水産動植物から、鳥類及び野生ハナハチ類等を含む水域、陸域の生活環境動植物に拡大するとともに、既登録農薬の再評価を開始したところであり、今後の評価を進め、必要に応じて生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を行い、農薬登録制度における生態リスク評価・管理の拡充を図る。【環境省】	(目標)2021年度末時点で登録済み農薬のうち、被害防止に係る農薬の割合を再評価を実施(2028年度)	6農薬の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の見直しを完了(再評価)完了(2025年6月時点)	農薬登録基準等設定費		

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-10	農薬登録審査における生活環境動植物に対する影響評価の強化	農薬取締法に基づく農薬登録審査を行う生活環境動植物に対する影響評価において、現在の評価対象としている短期的な農薬はく露の影響(急性影響)に加え、長期的な農薬はく露の影響(慢性影響)に関する評価を導入し、農薬登録制度における生態リスク評価の強化を図る。【環境省】	○	b 進捗中	2025年3月、長期的な農薬はく露の影響に関する評価の導入について、中央環境審議会水環境部会・工務環境部会で了承を得た。	今後、パブリックコメントや関係者とのリスクコミュニケーションの手続きを経て、実効性を担保しつつ、長期的な農薬はく露の影響に関する評価の導入を進める。	(目標) 魚類、鳥類に対する農薬の影響評価において慢性影響評価を導入(2025年度以降)		魚類、鳥類に対する長期的な農薬はく露の影響に関する評価の導入について、中央環境審議会水環境部会・工務環境部会での了承(2025年3月時点)	農薬影響対策費	
1-3-11	天敵農薬における生態リスクの評価の強化とモニタリング手法の検討	生きた状態で、その寄生性、捕食性を利用し、病害虫の防除を目的として使用する天敵農薬に関する生態リスクの評価の強化とモニタリング手法の検討を図る。【環境省、農林水産省】	○	b 進捗中	放飼地項における定着性や捕食性等の生物学的特性を考慮した評価手法を検討し、2023年12月に農林水産省とともに「天敵農薬の審査ガイドライン」を取りまとめた。また、天敵農薬の生態リスクを把握するため、農薬使用者等から情報収集を行うスキームを導入した。	今後とも引き続き、天敵農薬に係る評価等を着実に進めるとともに、天敵農薬の生態リスクの把握を進める。			農薬影響対策費		
1-3-12	農薬の適正使用の推進	農薬取締法に基づく農薬登録及び再評価を実施する。また、毎年、農薬危険防止運動を全国で実施する。また、農薬の適正使用の推進に係る取組の取書を作成し、農林水産省、環境省に提出する。【農林水産省、環境省】		b 進捗中	農薬取締法に基づく農薬登録審査や再評価を農薬危険防止運動に基づき着実に進めていく。また、農薬の適正使用の推進に係る取組を進めている。	今後とも引き続き、最新の科学的知見に基づき農薬登録審査や再評価を着実に進めるとともに、農薬の適正使用の推進を進める。					食品衛生法、農薬取締法、食品衛生法
1-3-13	ゴルフ場における農薬の適正な使用の推進	ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の把握に努めるとともに、その結果に基づき、ゴルフ場における農薬の適正使用や使用量の削減等の適切な改善措置を講ずることにより、ゴルフ場における農薬の適正な使用を推進し、ゴルフ場周辺の水域における水質汚濁及び水域の生活環境動植物の被害を未然に防止する。【環境省】		b 進捗中	水質汚濁及び生活環境動植物への被害が未然に防止されるよう、都道府県に対し、「ゴルフ場」で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針を策定した。	今後とも引き続き、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の把握に努めるとともに、その結果に基づき、適切な改善措置等に係る指導を進める。					
1-3-14	生態リスクが高いと考えられる農薬の河川水モニタリング	水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値と調査中予測値が近接しており、相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、農薬の使用状況を調査しつつ河川水中の農薬濃度のモニタリング調査を行い、リスク評価結果の妥当性及びリスク管理の実効性を検証する。【環境省】		b 進捗中	都道府県の協力を得ながら、相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、河川水中の農薬濃度のモニタリング調査を進めている。	今後とも引き続き、相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、河川水中の農薬濃度のモニタリング調査を行い、リスク評価結果の妥当性及びリスク管理の実効性の検証を進める。	(目標) 相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、毎年10農薬程度について河川水中の濃度をモニタリングする。		2024年度には、14農薬について河川水中の濃度のモニタリング調査を実施した。2025年度も、同取組について河川水中の濃度のモニタリング調査を実施中。(2025年6月時点)	農薬登録基準等 設定費	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-15	家畜排せつ物の適正管理	家畜排せつ物の不適切な管理に起因する水質汚染等の軽減への影響を防止するため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)に基づき家畜排せつ物の適正管理を行う。【農林水産省】	b 進捗中	2023年12月1日時点、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「家畜排せつ物法」といふ。)に基づき管理基準のうち、管理施設の構造設備基準については、ほぼ全ての対象農家が遵守されている。また、管理基準のうち管理方法基準についても多くの項目において概ね遵守されているが、家畜排せつ物の発生量等の記録については、対象農家の93.5%で遵守されている状況にある。このことを踏まえ、2025年4月、家畜排せつ物法に基づき定める「家畜排せつ物の利用促進を図るための基本方針」を変更するにあたって、家畜排せつ物の発生量等の記録について、都道府県から畜産農家への指導を引き続き徹底するよう追加した。	2023年12月1日時点、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「家畜排せつ物法」といふ。)に基づき管理基準のうち、管理施設の構造設備基準については、ほぼ全ての対象農家が遵守されている。また、管理基準のうち管理方法基準についても多くの項目において概ね遵守されているが、家畜排せつ物の発生量等の記録については、対象農家の93.5%で遵守されている状況にある。このことを踏まえ、2025年4月、家畜排せつ物法に基づき定める「家畜排せつ物の利用促進を図るための基本方針」を変更するにあたって、家畜排せつ物の発生量等の記録について、都道府県から畜産農家への指導を引き続き徹底するよう追加した。	家畜排せつ物法の本格施行から20年の経過の中で、施行までに整備した処理能力不足が生じたり、これらによる施設の更新・整備が必要であり、その費用の確保が全国的な課題となっている点に留意し、引き続き、都道府県と連携しながら、家畜排せつ物の適正管理を推進する。			環境保全型農業の美池による水質改善	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	
1-3-16	環境保全型農業の美池による水質改善	農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	都道府県が策定する「都道府県環境改善に関する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対する支援」を創設しており、現行の環境保全型農業直接支払交付金を単道し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討する。	2025年度には環境保全型農業直接支払交付金の見直しを行ったところ、引き続き、環境保全型農業の取組の普及・推進を実施する。また、2027年度を目標に新たな環境直接支払交付金を創設することを検討しており、現行の環境保全型農業直接支払交付金を単道し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討する。	環境保全型農業の取組の普及・推進を実施する。また、2027年度を目標に新たな環境直接支払交付金を創設することを検討しており、現行の環境保全型農業直接支払交付金を単道し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討する。			環境保全型農業の美池による水質改善	環境保全型農業の取組の普及・推進に関する法律	
1-3-17	農山村における排水施設の整備等による水質改善	漁業及び漁場の水環境と漁業集落の生活環境の改善を図るとともに、都道府県が策定する「都道府県構想」に基づき下水道、浄化槽と連携して、効果的に漁業集落排水施設の整備を進める。【農林水産省】	b 進捗中	都道府県が策定する「都道府県構想」に基づき下水道、浄化槽と連携して、効果的に漁業集落排水施設の整備を進める。【農林水産省】	2025年度には環境保全型農業直接支払交付金の見直しを行ったところ、引き続き、環境保全型農業の取組の普及・推進を実施する。また、2027年度を目標に新たな環境直接支払交付金を創設することを検討しており、現行の環境保全型農業直接支払交付金を単道し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討する。	環境保全型農業の取組の普及・推進を実施する。また、2027年度を目標に新たな環境直接支払交付金を創設することを検討しており、現行の環境保全型農業直接支払交付金を単道し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討する。	現状値 80% (2021年度) 目標値 約95% (2026年度)	86% (2023年度)	農山村における排水施設の整備	水質汚濁防止法	
1-3-18	下水道の高度処理等による水環境改善	公共用水域の水質保全のため、下水道の整備に加え、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する下水道処理場の高度処理化や合流式下水道の改善を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	湖沼や閉鎖性海域等における水質改善を図るため、下水道処理場の改善・更新等に関する高高度処理の導入に加え、既存施設の一部改善や運転管理の工夫等による段階的の高度処理の導入に関する取組を実施した。	2025年度には環境保全型農業直接支払交付金の見直しを行ったところ、引き続き、環境保全型農業の取組の普及・推進を実施する。また、2027年度を目標に新たな環境直接支払交付金を創設することを検討しており、現行の環境保全型農業直接支払交付金を単道し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討する。	環境保全型農業の取組の普及・推進を実施する。また、2027年度を目標に新たな環境直接支払交付金を創設することを検討しており、現行の環境保全型農業直接支払交付金を単道し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討する。	現状値 92.6% (2021年度) 目標値 95%以上 (2026年度)	93.3% (2023年度)	下水道の高度処理等による水環境改善	下水道法	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-24	水質総量削減等を通じた閉鎖性海域の水環境改善	2022年1月に策定した第2次の水質総量削減基本方針に沿って、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の水環境改善を着実に実施する。これまでも、重かなる海」を目指す上での課題は存在することから、場所や季節を考慮したきめ細やかな対策や、生物多様性・生物生産性の維持機能を有する藻場・干潟の保全・再生を含め、地域の実情を踏まえた総合的な取組を促進する。【国土交通省、環境省】	b 進捗中	第2次水質総量削減基本方針に基づき、関係都府県において総量削減計画の策定及び総量規制基準の策定が実施され、これらに基づき取組が進められた。 尾道糸崎港等、各地の港灣にて浚渫土砂を有効活用した干潟の再生を実施し、水生生物の増加等、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	水質総量削減の観点から、中央環境審議会水環境部会・工業農業部会総量削減専門委員会において、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理といった観点も含め、第10次水質総量削減の在り方について検討を進める。 引き続き、閉鎖性海域の水質改善のため、干潟の保全・再生などの施策を推進する。	①東京湾、伊勢湾、瀬戸内海におけるCOD ②東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における窒素含有量 ③東京湾、伊勢湾、瀬戸内海におけるりん含有量	①現状値 東京湾 154t/日 伊勢湾 131t/日 瀬戸内海 374t/日 目標値(2024年度) 東京湾 150t/日 伊勢湾 127t/日 瀬戸内海 372t/日 ②現状値 東京湾 162t/日 伊勢湾 106t/日 瀬戸内海 386t/日 目標値(2024年度) 東京湾 158t/日 伊勢湾 106t/日 瀬戸内海 369t/日 ③現状値 東京湾 12.1t/日 伊勢湾 8.0t/日 瀬戸内海 24.3t/日 目標値(2024年度) 東京湾 11.8t/日 伊勢湾 7.9t/日 瀬戸内海 24.6t/日	①東京湾 144t/日 伊勢湾 118t/日 瀬戸内海 339t/日 (2023年度) ②東京湾 155t/日 伊勢湾 102t/日 瀬戸内海 361t/日 (2023年度) ③東京湾 11.1t/日 伊勢湾 7.3t/日 瀬戸内海 22.9t/日 (2023年度)	水質総量削減の基本方針の検討、底層DO等の改善に向けた水環境改善方針策定、水環境改善方針策定、発生負荷等算定調査、広域総合水質調査	水質汚濁防止法	
1-3-25	底層浮存酸養素に関する環境基準の類型指定	環境基本法第16条に基づき定められる環境基準のうち、魚介類等の生育に与える直接的な影響を判断できる指標であり、底層を利用する生物の生育・再生に与える重要な要素となる底層浮存酸養素について、類型指定の検討を進める。【環境省】	b 進捗中	水質底層浮存酸養素に係る環境基準の達成率・達成期間について、5年単位において水環境型の指定を行った。指定済みの水質について、環境基準の達成期間・達成率を検討している。	底層浮存酸養素の環境基準の達成率・達成期間の共通の考え方について、本年度中に整理し、東京湾における達成率・達成期間を設定する。				水質汚濁防止推進費	環境基本法	
1-3-26	サンゴ礁生態系保全に関する緊急性が高い赤土等の土砂及び栄養塩・化学物質等の過剰な負荷への対策の推進	「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」で設定した特に緊急性が高い重点課題の一つとして、陸域からの土砂・栄養塩・化学物質等の過剰な負荷の軽減対策やその効果の検証を推進する。【環境省】	b 進捗中	「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」で設定した特に緊急性が高い重点課題の一つとして、陸域からの土砂・栄養塩・化学物質等の過剰な負荷の軽減対策やその効果の検証を令和6年度に設定した措置に基づいて推進している。	今後、「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」全体の評価を実施予定であり、その中で対策や効果の検証を実施する。				サンゴ礁生態系保全対策推進費	サンゴ礁生態系保全法 環境基本法 環境基本法施行令 環境基本法施行規則 環境基本法施行令 環境基本法施行規則 環境基本法施行令 環境基本法施行規則	
1-3-27	油流出事故への対応及び閉鎖性海域における漂流ごみの回収	大規模油流出事故が発生した場合の油回収体制としての大型遊漁兼回収船を配備するとともに、閉鎖性海域に海洋環境整備船を配備し、漂流ごみや浮遊油の回収を実施することにより、生物多様性に影響を与える海洋汚染の防止を行う。 油流出事故による野生鳥獣への油汚染が発生した場合に、関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるよう、連絡体制の整備や関係者への研修を実施する。【国土交通省、環境省】	b 進捗中	油回収体制としての大型遊漁兼回収船を配備するとともに、閉鎖性海域に海洋環境整備船を配備し、漂流ごみや浮遊油の回収を実施することにより、生物多様性に影響を与える海洋汚染の防止を行う。 油流出事故による野生鳥獣への油汚染が発生した場合に、関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるよう、連絡体制の整備や関係者への研修を行った。	引き続き油回収体制の確保に努め、漂流ごみや浮遊油の回収を実施し、生物多様性に影響を与える海洋汚染の防止を行う。				港湾整備事業費	港湾法	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-28	海洋ごみ対策の推進	2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大版ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国として、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する新たな法的枠組みのある国際文書(条約)の策定において、主要排出国を含むより多くの国が参加する実効的な枠組みの構築を推進する。国内においては、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律(令和3年法律第60号)に基づき、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の促進を図るとともに、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海洋漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第92号)以下「海岸漂着物処理推進法」以下、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて、総合的かつ効果的な海岸漂着物対策の支援・推進に努める。また、地方自治体、研究機関、業界団体等の関係主体等と連携した回収・処理や発生抑制対策の推進、広域・地域的な特種ごみ(二国間協力含む)における国際連携・協力の推進、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの環境中流出量等実態把握(データ収集、モニタリング手法)の調和、高度化)、生物生態系影響等の科学的知見の蓄積等を進める。【環境省】	b 進捗中	再開会が2025年8月に行われたが、各意に支らず引き続き協議を行っていくこととなった。海岸漂着物等地域対策推進事業においては、都道府県や市町村の事業を支援し、漂着ごみ約27,000kgを回収(令和3年度)。自治体や企業等の取組の検討も行って、自身体や企業等の取組への支援も更に組み進めていく。ブルー・オーシャン・ビジョンやプラスチック・マイクロプラスチックについて、アヤアフリカ、南アメリカ周辺のモニタリング・データが不足している。モニタリングデータの更なる収集に向け、データの利活用の重要性の理解促進が必要である。また、マイクロプラスチックの生物生態系への影響については、いまさらリスク評価手法の検討段階であり、引き続き有識者を変えて議論を進めていく予定である。国内のマイクロプラスチック対策については、引き続き、実態把握、影響評価や代替素材開発支援に加え、関係する業界団体や関係省庁等と連携しながら発生・流出抑制対策の検討を進める。	中期の海洋生分解性プラスチックの生分解性評価法のISO化提案を1件以上、安全性試験法のISO化提案を1件以上行う。また、新技術・新素材を1件以上開発する。	① 海洋漂着物等地域対策推進事業実施主体数(都道府県) ② 海岸漂着物処理推進法の基本方針に基づく地域計画の策定数	① 現状値 42(2021年度) 目標値 43(2023年度) ② 現状値 42(2021年度) 目標値 47(2023年度)	① 42(2023年度) ② 42(2023年度)	海洋漂着物等地域対策推進事業、海洋ごみに関する削減方策総合検討事業費、海洋プラスチックごみ総合対策費		
1-3-29	海洋生分解性プラスチックの開発	海洋生分解性プラスチックの海洋での生分解機構の解明を通じ、技術・安全性の評価手法確立に加え、革新的な技術・新素材の開発を行い、技術開発基盤を構築する。加えて、生分解のタイムラインやスピードをコントロールする海洋生分解性プラスチックの開発を実施する。【経済産業省】	a 既に達成済み	短期の海洋生分解性プラスチックに関する技術・安全性評価手法の確立を行い、新素材を開発するとともに国際標準化規格への提案、発行までを完了させた。2025年度からは長期の海洋生分解性プラスチックの技術、安全性評価手法の確立と新素材の開発を新たに開始した。	長期の海洋生分解性プラスチックの生分解性評価法のISO化提案を1件以上、安全性試験法のISO化提案を1件以上行う。また、新技術・新素材を1件以上開発する。			プラスチック有効利用高度化事業、ムービング・ト型研究開発事業			
1-3-30	環境に配慮した漁具等の開発	クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具の開発を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具を開発している。	引き続き、クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具の開発を行う。				海洋プラスチック影響調査事業		
1-3-31	特定外来生物等の指定、外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストの見直し	2022年の外来生物法改正を踏まえ、適宜特定外来生物、未判定外来生物の指定を進め、「外来種被害防止行動計画」及び生態系被害防止外来種リストの見直しを行う。【環境省、農林水産省、国土交通省】	b 進捗中	外来種被害防止行動計画については、2025年度中に改定を行う。生態系被害防止外来種リストについては、2023年度から分類ごとの見直しを開始する。	生態系被害防止外来種リストについては、2025年度中に改定を行う。行動計画は2024年度までに見直しを行い、リストは2023年度から分類ごとに見直しを開始する。			外来種被害防止行動計画については、2025年3月に行われた。生態系被害防止外来種リストについては、2023年及び2024年に改定に向けた検討を行った。【2024年度】	外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト	外来生物対策管理 外来生物法	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-32	特定外来生物の水際対策強化・初期防除強化	輸入された物品等に付帯して传入する事例が近年増加し、定着が非常に危惧されている状態であることありなどの取組を推進するとともに、輸入を早期に発見し防除対策を実施する体制を構築し、防除手法の開発を行い定着の可能性がある地域のモニタリングや定着地の地方公共団体と連携した防除事業を進め、国内での分布範囲の拡大を阻止する。【環境省、内閣官房、総務省、財務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】	○	b 進捗中	ヒアリについては、全国の港湾や空港、種物防除所として水際の調査・防除を徹底し、国内への定着を阻止することから追加し、国際連携や、新規技術の社会実装を進めていた。また、局地的に分布する特定外来生物であるツマアカスズメバチについて、列島における防除と九州地方各港湾でのモニタリングを継続し、分布範囲の拡大を阻止できている。	ヒアリの確認事例数は近年増加傾向にあるため、引き続き水際での調査・防除の徹底により国内への定着を防ぐことに加え、国際連携や新規技術の社会実装を進め、中長期的な侵入リスクの低減を図る必要がある。	現状値 0 (2024年度) 目標値 0	0 (2024年度)	外来生物対策費 理事業費、外来生物対策管理事業 地方事務費	外来生物法	
1-3-33	輸入植物検疫による侵入防止	農作物等の有用な植物に被害を与えるおそれのある病害虫を対象に、輸入される植物等について、植物検疫所が検査（輸入植物検疫）を実施する。【農林水産省】		b 進捗中	輸入された植物やその容器包装等について、植物検疫所が申請に基づき検査を実施するとともに、検疫有動物植物の侵入を防止している。	海外における検疫有動物植物の発生地域の拡大に対応した的確な植物検疫の実施に向け、定期的な検疫制度の見直しを実施する。	現状値 302件 (2024年度) 目標値 300件程度	419件 (2024年度)			植物防疫法
1-3-34	有害水バラスト処理設備の検査	2017年に発効したパラオ水規制管理条約に基づき、バラスト水に含有される外来種の海洋間の移動を防止するため、外航船舶に対して有害水バラスト処理設備の搭載が義務付けられている。日本籍船舶に搭載された装置が同条約に基づく要件に適合していることを確認するため、定期的な検査を行う。【国土交通省】		b 進捗中	日本籍船舶に搭載された装置が2017年に発効したパラオ水規制管理条約に基づく要件に適合していることを確認するため、定期的な検査を実施している。	日本籍船舶に搭載された装置が同条約に基づく要件に適合していることを確認するため、定期的な検査を実施する。	現状値 302件 (2024年度) 目標値 300件程度	419件 (2024年度)			海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
1-3-35	定着した特定外来生物の対応のための支援	外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)やアライグマ等について、効果的な被害防止対策をとっていただくための指針等を検討するとともに、特定外来生物に指定される予定のアメリザリガニ、アカミミガメを含めた定着した特定外来生物の対策強化のための地方公共団体等への支援や普及啓発を行う。【環境省、農林水産省】	○	b 進捗中	「オオクチバス等に係る防除の指針」について、外来生物法の改正等の動向や防除手法に関する最新の知見等を踏まえ改定を行った。また、「アライグマ防除の手引き(改訂版)」の公表を行った。条件付特定外来生物に指定されたアメリザリガニ、アカミミガメについては、船内窓や手拭きについて普及啓発を行うとともに、防除の手引きや防除マニュアルを作成し、技術的に支援した。【特定外来生物防除対策事業】交付金により、地方公共団体が主体となっており取り組む防除事業を財政的に支援した。	改定された指針等を基に、地方公共団体による特定外来生物防除事業について、引き継ぎ財政的・技術的支援を行い、被害の拡大を阻止する必要がある。	現状値 302件 (2024年度) 目標値 300件程度	419件 (2024年度)	外来生物対策管理事業費	外来生物法	
1-3-36	農地や水路における外来種まん延防止に資する技術開発	農業用水路の通水障害を引き起こす外来種(カワハシカゲ、タイワシジミ等)や侵入雑草(アレチウリ、ナガエツリノゲイトウ等)の防除・管理技術の開発促進する。【農林水産省】		b 進捗中	種群DNAを利用してカワハシカゲやタイワシジミを検知する技術を開発し、農業用水路施設での分布を推定できるようになった。農業排水中からナガエツリノゲイトウ、ミズヒマワリを採取し、その写真からAIで撮影した雑草群の技術を開発した。農業用水路施設の水田におけるカワハシカゲの駆除技術および水田内および水田除草箱を用いた防除体系を開発した。加えて、水田の給水程にネットを巻きつけ、農業水利系を通じたナガエツリノゲイトウの拡散を防止する方法も開発した。アレチウリによる畦畔や圃場での侵入を防ぐために、除草剤体系を確立した。	外来の水生動物2種および侵入雑草2種に対する防除・管理技術を開発した。侵略的外来種に対して開発した技術を含めた地域で実証した。これまで農地における侵略的外来種の防除技術を開発してきたが、侵略的外来種は農地内外を水系を通して移動し繁殖することから、農地に加え、水際・河川等を含む水系全体で防除が不可欠である。水系全体での防除に向けては、より広範囲を省力的に探索する技術や、環境に対して低リスクな防除技術が必要となる。また、化学薬剤が生息系や保護すべき種に与えるリスクの評価、社会的受容性等の評価が求められる。	現状値 302件 (2024年度) 目標値 300件程度	419件 (2024年度)	みどりの食料システム戦略実現 技術開発・実証事業のうち農林水産研究の推進	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-37	外来種による森林・林業被害の防止	現状の森林生態系への影響に配慮しつつ、順応的な駆除や生息域拡大の拡散防止対策を実施することにより、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種対策を地域で一体的に推進する。【農林水産省】		b 進捗中	日本の生物多様性の危機の一つとして、外来種による危険が挙げられる。小笠原諸島森林生態系保護地域には、アカサ、モクヅナツブ、キノムネ等の外来種が侵入し、小笠原諸島の固有森林生態系の修復が課題となっている。外来種駆除にあたり、希少な固有種等が多い区域などを優先して取組を進めているほか、補生・昆虫・陸産貝類・鳥類等の専門家や地元関係団体とともに、希少動植物への配慮や駆除方法について事前に検討を行っている。フクロワ等を捕獲した。希少な固有種やオガサワでは、林内が明るくなったことワラジロエノキ(在来種)の自然発生が確認されるなど、小笠原本来の種生が回復している。	地域固有の野生動植物を保全するため、保護制度の整備による規制、希少種の保護増殖事業の実施、外来種の駆除などを引き継ぎ進める。また、気候変動の影響とみられる生態系の変化や外来種の影響の拡大等に対し、予防的措置や防除事業、普及啓蒙等に努める。				森林整備事業 世界遺産の森林 生態系保全対策 事業	・公益的機能 維持増進協定 制度
1-3-38	外来種による農作物被害の防止	外来種のうち、農作物に被害を与える病害虫(クビアカツヤカミキリ、スクリムコガイ等)について、都道府県等と連携し、適時・適切な防除を推進する。【農林水産省、環境省】		b 進捗中	有用な植物に被害を与える病害虫について、は、都道府県等と連携し、防除の実施や防除指導を行い、農作物の被害防止に取り組んでいる。	引き継ぎ、左記の取組等を都道府県、関係省庁等と連携して実施し、農作物被害の防止に取り組む。				消費・安全対策 交付金	植物防疫法
1-3-39	河川における外来種被害防止の取組実施	外来種被害防止行動計画(2015年3月環境省、農林水産省、国土交通省作成)に基づき、河川における外来種対策の必要性の普及啓蒙等の取組を推進する。【国土交通省】		b 進捗中	河川における外来種対策について、「地域と連携した河川における外来種対策/ハンドブック(案)」等の手引きを作成し、普及啓蒙に努めている。	引き継ぎ、河川における外来種対策の必要性の普及啓蒙等の取組を推進する。				治水事業等関係 費の内敷 社会資本整備総合交付金等の内 敷	
1-3-40	特定外来生物による内水面漁業被害の防止	効果的な防除手法の開発・普及を行うとともに、水産業に被害を及ぼす特定外来生物(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)の防除に取組む内水面漁協等を支援し、外来魚による食害等といった内水面漁業被害の拡大防止を推進する。【農林水産省】		b 進捗中	2012年度から、(国研)水産研究、教育機構等に委託し、効果的な防除手法の開発を行うており、これまでに外来魚等の生息ステーションや魚種、生息水域、季節に応じた防除対策を、対策を実施する内水面漁業者等に参照しやすいよう取りまとめた4冊のマニュアルを作成して配布・周知している。これらのマニュアルは水産庁及び全国内水面漁業協同組合連合会のホームページでも公開しており、これらのマニュアルも活用して外来魚駆除に取り組む内水面漁協を支援し、内水面漁業被害の拡大防止を推進している。	今後とも知見を蓄積するとともに、特定外来生物(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)の防除をより効果的に実施できるよう、研究機関とも検討しながら対策を推進する。				内水面漁業・養殖業 業活性化総合 対策事業	外来生物法
1-3-41	生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物等の防除	奄美大島において希少種への脅威となっている外来種について、根絶に向け捕獲圧をかけ続けるとともに、根絶を確認する手法の開発を行い、根絶を達成させる。その他、小笠原諸島や沖縄県等、生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物の防除事業を進める。【環境省】		a 既に達成済み	奄美大島におけるフアイリマンダースについて、2024年9月3日に根絶を宣言した。	(目標)奄美大島のマンダース根絶確認について、2025年度までに実施を行う。				特定外来生物防除等推進事業	外来生物法
1-3-42	国立公園等における外来種対策	国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種について、捕獲などの防除事業を実施する。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、導入や悪影響を未然に防ぐための種の取扱い方針の策定やリスク評価手法の検討を行うとともに、特別保護地区などにおける外来種の放出現の抑制を行う。また、国立公園等で行われる緑化に当たっては、「自然公園における法面緑化指針」に基づき、適切な利根を防止するため、地質性種苗の利用等の必要に配慮を行うとともに、外国産在来緑化植物の利用は行わないものとする。【環境省】		b 進捗中	2024年度は、生物多様性保全上、特に対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園等において、グリーンアノールや外来カエル等の防除事業及び生態系被害状況の調査等を重点的に実施した。	国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼす外来種の捕獲事業を実施し、本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進する。			国立公園内生物 多様性保全対策 費 自然界自然遺産等 保全対策費		

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-3-43	セイヨウオオマルハナバチ対策	施設園芸において、花粉交配のために使用されているセイヨウオオマルハナバチを、在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会の開催等を行うとともに、在来種の生態圏へのセイヨウオオマルハナバチの拡散防止を行う等、適正な管理の必要性について周知徹底する。【農林水産省、環境省】		b 進捗中	セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換に必要な実証等を実施している。また、セイヨウオオマルハナバチの飼養管理の一部を抽出し、現地調査を行い、飼養管理状況を把握するとともに、適正飼養管理徹底の指導及び普及啓発を実施している。 【参考】総マルハナバチ出荷量に占めるセイヨウオオマルハナバチ出荷量の割合 2015年：約68% 2022年：約45%				養蜂等振興強化推進	外来生物法、セイヨウオオマルハナバチの飼養管理の利便性向上方針	
1-3-44	外来種の遊漁利用の在り方検討	漁業種に基づきオオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力して外来種に頼らない産業のあり方の検討を進める。【農林水産省、環境省】		b 進捗中	オオクチバス等の遊漁種を遊漁している湖沼/山中湖、河口湖、西湖については、国と関係自治体と連携して検討を進め、2023年に山梨県がオオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップを作成・公表した。	山梨県の3湖については、それぞれ毎回の検討会を実施し、新たな収入源としてオオクチバスに代わる漁業種対象種の選定に向け、引き継ぎ、検討する。また、戸ノ湖についても、国と関係自治体により、外来種に頼らない産業のあり方の検討を進める。				外来生物法、漁業法	
1-3-45	公共事業における外来種等の使用回避・拡散防止	公共事業においては、生態系被害防止外来種リストに配備された外来種の使用を選択することを基本とし、代替種が存在しない場合には、使用した場所から逸出しないよう適切な管理を推進する。また、在来種を用いた緑化に当たっても、運送時の乱れを防止するため、地域性種苗の利用等の必要な配慮を行うとともに、外国産在来種緑化種物の利用は行わないものとする。【農林水産省、国土交通省、環境省】	a 既に達成済み		森林整備事業における外国産緑化種物の配備は、あらかじめ林野庁長官の承認が得られたものとして、さらにその承認申請にあたっては、「生態系被害防止外来種リストへの掲載の有無、種数等」を踏まえ、国土交通省等と関係事項を確認することとし、関係自治体における外来種等の使用回避・適切な管理の更なる推進を図った。 また、「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化の手引き」を活用し、生物多様性保全に配慮した緑化の適用可能な場所においては、林道のり面緑化や荒廃地の復旧等にあっては、運送時の搬入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組んだ。	引き続き、森林整備事業における外来種種の適切な使用・管理を推進する。 引き続き、生物多様性保全に配慮した緑化の適用可能な場所においては、林道のり面緑化や荒廃地の復旧等にあっては、運送時の搬入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組む。			森林整備事業等	森林法	
1-3-46	飼養動物の適正な管理	飼養動物の自然県への放出・定着により、地域の生態系に影響を与えおそれがあることから、飼い主や動物取扱業者等の終生飼養の推進や飼養管理の適正化を図り、動物の個体管理を進める。特に、犬と猫の個体管理を進めるため、マイクロチップ装着を義務化し登録頭数を増加させるための施策等を実施する。【環境省】	b 進捗中		フリーダーやペトショップ等で販売に供される犬猫について、マイクロチップの装着と登録が義務化され、2022年6月の施行から同登録を行う登録システムを稼働させた。登録される犬猫の頭数は年間約60万頭の前ペースで着実に増加している。	より一層の登録頭数の増加や登録された情報上の正確性の向上のため、登録システムを継続的な改善とともに普及啓発等をさらに推進する。	現状値 40万頭 目標値 1,000万頭 (2025年6月時点)	207万頭 (2025年6月時点)	動物愛護及び管理事業	動物愛護管理法	
行動目標1-4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する											
1-4-1	気候変動影響の評価	我が国の気候変動及び気候変動影響に関する科学的知見を基とし、自然生態系をはじめとした、農林水産業や自然災害、沿岸域などの各分野における気候変動影響に関する総合的な評価に向けた検討を進める。【環境省】	○	b 進捗中	気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループ(5つのWG及び座談会)を開催し、次期気候変動影響評価に向けた科学的知見の収集・整理と重大性評価の尺度等に関する検討を行った。	2025年度に予定している次期気候変動影響評価に向けて検討を進める。			気候変動影響評価・適応推進事業		気候変動影響評価法
1-4-2	保護地域における気候変動による生態系への影響緩和	国立公園等の保護地域における自然生態系への気候変動影響を軽減するため、被害や影響の評価を進めるとともに、負の影響への対応の強化等の適応策の実施を推進する。【環境省】	b 進捗中		2024年に「モニタリングサイト1000第4期とりまとめ」報告書概要版を公表し、国立公園等の保護地域を含む自然生態系への気候変動の影響の把握を行うとともに、生物多様性分野における気候変動への適応のモニタリングを用いて、適応策の実施における生物多様性への負の影響の回避・最小化を含め、適応策の考え方の普及を図るとともに、生物多様性保全に係る各種施策を通じ、気候変動以外のストレスの低減に取り組む。	引き続きモニタリングサイト1000を通して、国立公園等の保護地域を含む自然生態系への気候変動の影響の把握を行うとともに、生物多様性保全に係る各種施策を通じ、気候変動以外のストレスの低減に取り組む。			生物多様性保全等のための基礎的的事业費など		

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-5-1	行動目標1-5 希少野生動物種の法令に基づく保護を実施するとともに、野生動物の生息・生育状況の改善を図る	希少野生動物種の生息・生育状況の改善を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	b 進捗中	これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	現況値 12% 目標値 15% (2030年度)	12.8% (2025年6月時点)	希少種保護対策費	絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律	
1-5-2	保護増進事業等による希少種の保全	絶滅のおそれのある野生動物種の生息・生育状況の改善を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	b 進捗中	絶滅のおそれのある野生動物種の生息・生育状況の改善を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	それらの種の特性や生息・生育状況を踏まえ、地方公共団体や保全団体、研究者、動物園等と連携し、2025年度末に公表し、種ごとの保護計画策定を行い、そのうち、事業の完了を目的とする種ごとの保護計画策定を完了し、生息・生育状況の改善を図る。【環境省】	2025年6月に公表された「絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律施行状況報告書」において、「保護増進の取組」は、種の特性や減少要因、生息・生育状況のレポート等により具体的な情報収集と個体数の回復が図られており、かつ実行性のある適切な対策が実施されていることが重要である。【環境省】	①現状値 0種 目標値 5種程度 (2030年) ②現状値 12種 目標値 24種 (2030年)	①0種 (2022年) ②12種 (2022年)	希少種保護対策費 外来生物対策費	絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律	
1-5-3	指定動物種による希少野生動物種の生息・生育環境の保全	指定動物種の生息・生育環境の保全を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	b 進捗中	指定動物種の生息・生育環境の保全を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	指定動物種の生息・生育環境の保全を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	指定動物種の生息・生育環境の保全を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	25公園にて指定動物の見直し作業が完了した(2025年6月時点)	国立公園内生物多様性保全対策費	国立公園内生物多様性保全対策費	自然公園法	
1-5-4	希少な野生動物種の適正な流通管理	希少な野生動物種の適正な流通管理を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	b 進捗中	希少な野生動物種の適正な流通管理を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	希少な野生動物種の適正な流通管理を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	希少な野生動物種の適正な流通管理を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】			国際希少野生動物種流通管理対策費	ワシントン条約、種の保存法	
1-5-5	身近な自然も含む野生動物の生息・生育環境の保全	身近な自然も含む野生動物の生息・生育環境の保全を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	b 進捗中	身近な自然も含む野生動物の生息・生育環境の保全を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	農地・農業水利施設等の整備に当たり、環境への負荷や影響の低減を図る。【農林水産省】	農地・農業水利施設等の整備に当たり、環境への負荷や影響の低減を図る。【農林水産省】			農業農村整備事業費	農業農村整備事業	農地改良法
1-5-6	普通種を含む身近な自然環境の保全	普通種を含む身近な自然環境の保全を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	b 進捗中	普通種を含む身近な自然環境の保全を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	普通種を含む身近な自然環境の保全を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】	普通種を含む身近な自然環境の保全を図る。環境省第5次レッドリスト(2024年度)において、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合し、科学的知見を基に、絶滅のおそれが高い種について可能な限り定量的なデータを収集し、また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドリストを作成し、広く普及を図る。特に絶滅のおそれが高い種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種への指定を推進する。【環境省】					

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-5-7	自然生態系の機能に着目した生物指標の検討	比較的出現率が低く個体数も多い普通種と呼ばれる昆虫類等について、環境指標となり得る種を選定し、その生態、形態等の特徴、近年の増減傾向や調査手法等の情報を整理する。また、その結果について、今後グリーンインフラやEco-DRR等の施策を進める際の生物多様性保全上の価値や具体的な機能の可視化につなげるとともに、OECMとして認定される場所の認定基準や、認定後のモニタリングへの活用を検討する。【環境省】	○	b 進捗中	環境指標となりうる代表的な昆虫類を選定した「都市緑地・里地里山の良好な環境」に見られる基礎的な情報を整理した。これらの指標昆虫を自然共生サイトの生物多様性の価値のモニタリングに活用できるよう、モニタリング手法を開発し、そのマニュアルや動画を制作した。	モニタリングマニュアル等の普及啓発を図る。				騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費	
1-5-8	光害対策ガイドラインの改定・普及	不適切な屋外照明灯の使用から生じる光害は、動植物の生態・生育に悪影響を及ぼすとともに、過度な明るさはエネルギーの浪費であり、地球温暖化の原因にもなる。このため、光害対策ガイドラインの内容については、照明関連技術の向上などに基づき、必要に応じて逐次ガイドラインを見直し、その充実を図るとともに普及啓発を図る。【環境省】	○	b 進捗中	光害対策ガイドライン(平成10年策定)については、平成18年に改定後、OE(国際照明委員会)により「屋外照明設備」による悪影響を軽減するための第2版発行(平成20年)や、EJ(照明の普及)等を踏まえた改定を令和3年に行い、普及啓発を行っている。	環境省第5次レッドリストについては、異なる分類群について、引き続き評価作業を進め、令和7年度以降に順次公表予定である。また、保護増進事業等による希少種の保全にあたっては、地方公共団体や動植物園等との連携を強化し、事業の必要な員直し・検討を行う。絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律については、「絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律施行状況」を令和6年7月にかけて同法の施行状況について報告書を作成した。	LED照明の急速な普及等により光環境は大きく変化している。引き続き光害対策ガイドラインを活用し、良好な光環境の形成に向け、普及啓発を図る。			騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費	絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
1-5-9	複合的な野生動物管理の推進	野生動物の保護管理に係る複合的な観点から、希少種保全や外来種対策、野生鳥獣の保護管理等の各分野の取組について見直し・検討を行い、必要な対策を実施する。【環境省】	○	b 進捗中	・希少種保全 最新版となる環境省第5次レッドリストの評価作業を進め、令和7年度に公表した。また、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律については、「絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律施行状況」を令和6年7月にかけて同法の施行状況について報告書を作成した。 ・鳥獣保護管理 クマ等(ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ)の人の日常生活圏への出没が増加しており、より予防的・迅速な対応を可能とする必要が増加して来たと認識され、鳥獣保護管理法が令和7年4月に改正され、市町村長の判断により緊急的な銃猟を可能とする制度改正を行った。 ・外来生物対策 外来生物法について、ヒアリ類の対策強化を念頭に、必要緊急対応として外来生物の検定を創設、広く顕著されたアメリカザリガニ等への対応として条件付外来生物の指定を創設する等の改正を令和5年4月(全面施行)に行っていた。	環境省第5次レッドリストについては、異なる分類群について、引き続き評価作業を進め、令和7年度以降に順次公表予定である。また、保護増進事業等による希少種の保全にあたっては、地方公共団体や動植物園等との連携を強化し、事業の必要な員直し・検討を行う。絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律については、「絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律施行状況」を令和6年7月にかけて同法の施行状況について報告書を作成した。				希少種保護対策費 ・外来生物対策費	絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律
行動目標1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する											
1-6-1	生物の放出に係る遺伝的多様性の確保の観点から、必要となる対策を講じる。【環境省】	生物の放出に係る遺伝的多様性の確保の観点から、必要となる対策を講じる。【環境省】	○	b 進捗中	絶滅危惧種については、2024年3月に設置した「絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律施行状況」において、令和6年から7年にかけて同法の施行状況の把握を行い、令和7年6月にその結果をとりまとめた報告書を公表した。	2025年6月に公表された「絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律施行状況」においては、「保全の取組に伴って生じうる様々なリスク(例えば、飼育下繁殖個体を用いた野生復帰の取組における遺伝的攪乱や病病原菌等の持ち込みのリスク)の管理についても検討する必要がある。」などと指摘されているところであり、今後、同報告書の指摘等も踏まえ検討する必要がある。				希少種保護対策費	絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
1-6-2	遺伝子組換え技術等を利用した生物多様性への影響の防止	カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなどの生物多様性の確保を図る。また、ゲノム編集技術等を利用した生物多様性への影響の防止に関する情報の収集を図るため、当面の間、情報の収集を行う。さらに、カルタヘナ法規制や遺伝子組換え生物等に関する書及啓蒙を図る。【環境省、経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】	a 既に達成済み b 進捗中	現状、我が国における遺伝子組換え技術等を利用した生物多様性への影響は報告されていない。このことから、引き続きカルタヘナ法の適切な施行や、ゲノム編集技術等を利用した生物多様性への影響の防止に関する情報の収集を図る。また、カルタヘナ法規制や遺伝子組換え生物等に関する書及啓蒙を図る。【環境省、経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】	現状、我が国における遺伝子組換え生物等を利用した生物多様性への影響は報告されていない。このことから、引き続きカルタヘナ法の適切な施行や、ゲノム編集技術等を利用した生物多様性への影響の防止に関する情報の収集を図る。また、カルタヘナ法規制や遺伝子組換え生物等に関する書及啓蒙を図る。【環境省、経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】	現状、我が国における遺伝子組換え技術等を利用した生物多様性への影響は報告されていない。このことから、引き続きカルタヘナ法の適切な施行や、ゲノム編集技術等を利用した生物多様性への影響の防止に関する情報の収集を図る。また、カルタヘナ法規制や遺伝子組換え生物等に関する書及啓蒙を図る。【環境省、経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】	現状値 0 目標値 0	0(2025年6月時点)	遺伝子組換え生物対策事業	カルタヘナ法	
1-6-3	希少種の遺伝的多様性の維持・確保	保護増殖事業対象種を中心に、遺伝的多様性の評価に基づく個体群ごとの保全(生息域内保全)を推進する。また、生息域内保全の補完として、動物園・水族館・植物園・昆虫館等と連携し、種の状況と特性に応じた動物的な生息域外保全を組み合わせることにより、希少種の遺伝的多様性の維持・確保を図る。【環境省】	b 進捗中	保護増殖事業対象種において、遺伝的多様性の評価に基づく個体群ごとの保全(生息域内保全)がなされている。2022年時点で18種である。	今後、動物園・水族館・植物園・昆虫館等と連携し、種の状況と特性に応じた動物的な生息域外保全を組み合わせることにより、希少種の遺伝的多様性の維持・確保を図っていく。	現状値 18種 目標値 36種(2030年)	18種(2022年)	希少種保護対策費		絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	
1-6-4	新宿御苑における植物多様性の保全の推進	新宿御苑は、2006年から公益社団法人日本植物園協会(以下、「日本植物園協会」という。)の植物多様性保全拠点ネットワークに参加し活動を行っている。引き続き新宿御苑が保有する温室等の施設を活用し、日本植物園協会及び加盟植物園と連携して、日本国内の野生植物の生息域外保全と有用植物資源の系統保存の中枢として貢献する。【環境省】	b 進捗中	新宿御苑では、(公社)日本植物園協会及び植物園等と連携して、絶滅危惧植物の種子収集及び生息域外保全の取組を進めている。	引き続き(公社)日本植物園協会及び各種植物園等と連携して施策を推進する。						
1-6-5	絶滅危惧種の生細胞・種子保存	絶滅危惧種の生細胞について、国立研究開発法人国立環境研究所、公益社団法人日本動物園水族館協会、大学等関係機関とも連携し、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存を図る。また、2006年から新宿御苑において、生細胞の凍結保存等を進めている。新宿御苑において、その機能の拡充を図り、日本植物園協会と連携を強化する。これにより更なる絶滅危惧種の絶滅リスクの低減と遺伝資源の確保に努める。【環境省】	b 進捗中	保護増殖事業対象種のうち、生細胞等の保存がされている動物のうち22年時点で5種、日本産絶滅危惧種のうち生細胞情報を持つ種は2種、絶滅危惧種のうち生細胞情報を持つ種は2種となっている。植物については2022年時点で475種となっている。絶滅の恐れのある野生動物の種の保存を図るため、国内の専門家からヒアリングを行い、必要な施設及び設備について導入の検討を行っている。	2025年6月に公表された「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書」において、生息域外保全などにも活用し、生息域外保全に参画する動物園等も拡大を図るため引き続き連携を進めるとともに、生細胞保存や種子・胞子の保存及びそれらの活用に向けた技術開発も並行して進める必要がある。上記指摘されているところであり、今後、動物園・公益社団法人日本動物園水族館協会、大学等関係機関とも連携し、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存を図る。【環境省】	①保護増殖事業対象種のうち生細胞等の保存がされている動物の種の数 ②日本産絶滅危惧種のうち生細胞情報を持つ種の数	①現状値 5種(2022年) 目標値 10種・個体群(2030年) ②現状値 日本産絶滅危惧種の475種について生細胞情報を持つ種・胞子を持つ種・胞子を保存している種について2025年6月時点)	希少種保護対策費		絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決											
2-1-1	気候変動対策と生物多様性保全の一体的な取組	気候変動と生物多様性の損失の回復等が気候変動への適応及び緩和に重要な役割を果たすことを踏まえ、気候変動と生物多様性の保全と持続可能な利用や土地利用に関する計画等への位置づけや、計画に基づく事業の実施の進捗を、また、健康や地域経済への貢献など、より広い観点でのNBSを推進するための地域における自然と関係する取組を進める。【環境省】	○	b 進捗中	気候変動適応計画に引き続きNBSを適応策としても活用することの意義や調査・研究・実践総合推進費等を活用した調査研究を進めた。	引き続き調査研究を進めるとともに、NBSの基本的考え方や具体的な取組事例等をとりまとめた自治体・企業向けツールを公表し普及することで地域実装を進める。				生物多様性保全等のための基礎的取組費など	
2-1-2	自然を活用した解決策の地域実装	NBSの実装に向け、生態系が有する機能の可視化及び効果的な生態系管理に必要となる技術的情報やデータの提供等を通じ、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用や土地利用に関する計画等への位置づけや、計画に基づく事業の実施の進捗を、また、健康や地域経済への貢献など、より広い観点でのNBSを推進するための地域における自然と関係する取組を進める。【環境省】	○	b 進捗中	Eco-DRRのポテンシャルがあると考えられる場所以を可視化することの意義や調査・研究・実践総合推進費等を活用した調査研究を進めた。	NBSの基本的考え方や具体的な取組事例等をとりまとめた自治体・企業向けツールを公表し普及することで地域実装を進める。				生物多様性保全等のための基礎的取組費など	
2-1-3	Eco-DRRの推進	NBSの効果、特にEco-DRRについて、生態系保全上の効果と防災・減災の効果が期待できる区域を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成を通じた取組の推進を図る。とりわけ、地方公共団体や地域の団体によるマップを用いた計画策定や、現場における取組の実施の強化を図る。【環境省】	○	b 進捗中	速やかな生態系保全・再生による流域全体での生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)を推進するため、Eco-DRRのポテンシャルがあると考えられる場所を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成・活用方法を年度に公表し、自治体等に活用する計画策定等や取組への技術的な支援を進めた。	生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成・活用方法を活用した防災・減災対策を位置づけている都道府県の数	現状値 0 (2022年度) 目標値 47都道府県(2030年)	51自治体(2024年度)		生物多様性保全等のための基礎的取組費など	
2-1-4	グリーンインフラの推進	産官学の多様な主体が参加するグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおけるグリーンインフラの社会的な普及、グリーンインフラ技術に関する調査研究、資金調達手法等の検討等の活動の拡大を通じて、分野横断・官民連携によるグリーンインフラの社会実装を推進する。また、グリーンインフラの計画・整備・維持管理等に関する技術開発を推進するとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を推進する。さらに、グリーンインフラ等の民間資金調達手法の活用により、グリーンインフラの拡大を図る。【国土交通省】	○	b 進捗中	令和5年度に、国土交通省の取組をまとめた「グリーンインフラ推進戦略2023」や、自治体による取組促進に向けた「グリーンインフラ実践ガイド」を作成し、また2024年には企業等による取組や投資促進に向けた「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」を公表した。グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員数は2025年6月末時点で2,046名となり、設立時の5倍まで増加した。	これまでのグリーンインフラ官民連携プラットフォームを通じて、官民を挙げた取組等により、その拡大の機運が高まってきたが、女性となるメンバーとして、これまでに段差のついたグリーンインフラの目的の拡大・推進の目標を、特に、①国民的な機運・理解の醸成、②多様な効果の実現化、③官民の取組を促進する環境整備、④資金調達の円滑化、⑤新技術・DXの活用、⑥国際展開の促進に重点を置いた柱として、関連施策を強力に推進していく。	グリーンインフラ官民連携プラットフォーム(2021年)登録している地方公共団体のうち、グリーンインフラの取組を推進している自治体の数	現状値 16自治体(2024年度) 目標値 70自治体(2025年度)	51自治体(2024年度)	・社会資本分野における環境政策の推進 ・グリーンインフラ創出促進事業	
2-1-5	2027年国際園芸博覧会を通じたグリーンインフラの推進	国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らしの創造等を目的に各国で開催され、2027年国際園芸博覧会では、グリーンインフラを推進し民間資金を活用した持続可能なまちづくりのモデル等を国内外に発信する具体的な機会とし、SDGs達成やグリーンインフラの推進は、グリーンインフラを国内外に普及し、多様な主体による技術開発等を誘発し、開催後も日本モデルとして国内外への普及を推進する。【国土交通省、農林水産省】	○	b 進捗中	SDGs達成やグリーンインフラの推進に向けた取組を推進するため、(公社)2027年国際園芸博覧会が実施する会場建設に係る費用の一部を補助するとともに、グリーンインフラを国内外に普及し、多様な主体による技術開発等を誘発し、開催後も日本モデルとして国内外への普及を推進する。【国土交通省、農林水産省】	グリーン社会の構築に向けた取組を推進する具体的な機会となるよう、2026年度末からの開催に向けて、引き続き必要となる補助及び検討調査を実施する。	①2027年国際園芸博覧会における参加者数(CO2活用や地域連携など)の多様な参加形態を含む ②2027年国際園芸博覧会における有料来場者数 (2027年国際園芸博覧会における参加者数の内数)	①現状値 - 目標値 1,500万人 ②現状値 - 目標値 1,000万人	2027年国際園芸博覧会事業、2027年国際園芸博覧会検討調査、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業(2027年国際園芸博覧会)・回遊公園等事業調査費(2027年国際園芸博覧会対策所出展調査)	令和9年に開催される国際園芸博覧会との連携及び必要となる特別措置に関する法律	
2-1-6	治山対策の推進	保安林等における治山施設の設定、機能の低下した森林の整備、海岸防災林等の整備を推進する。【農林水産省】	○	b 進捗中	頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、保安林等における治山施設の設定、機能の低下した森林の整備、海岸防災林等の整備を推進した。	今後とも、治山施設の設定等の治山対策を推進する。	現状値 96% (2018年度) 目標値 100% (2023年度)	98% (2023年度)	治山事業	森林法	
2-1-7	保安林の指定の計画的な推進	水源涵養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林の指定を計画的に推進する。魚つき保安林など、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進する。【農林水産省】	○	b 進捗中	保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多様な機能の発揮に貢献した。	森林の持つ多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させる保安林の面積	現状値 1,225万ha(2020年度) 目標値 1,301万ha(2033年度)	1,229万ha(2023年度)	保安林等整備管理費	森林法	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-2-5	国立公園満喫プロジェクトの推進 国立公園満喫プロジェクト 国立公園満喫プロジェクト	日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現する国立公園満喫プロジェクトの取組を全国に展開し、国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図り、来訪者の感動体験を目指す。【環境省】		b 進捗中	「国立公園満喫プロジェクト」の2021年以降の取組方針に基づき、国立公園満喫プロジェクトの取組を全国に展開し、国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図り、来訪者の感動体験を目指す。【環境省】	2025年度末までに2030年を目標年とした選奨プロジェクトの中期取組方針を策定予定であり、当該方針に基づき引き続き国立公園満喫プロジェクトの取組を進める必要がある。	①国立公園を訪問した訪日外国人利用者数 ②国立公園区域内における日本人延べ宿泊者数 ③(目標)2025年度までに訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前の水準に回復させる。 ④(目標)2025年度までに、日本人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前の水準に回復させるとともに、質の高いツーリズムを目指す。	①現状値 - 目標値 607万人 (2025年度) ②現状値 1,952.6万人 (2021年度) 目標値 3,205万人 (2025年度) ③2019年(コロナ禍前) 607万人に達して、2024年844万人 ④2019年(コロナ禍前) 3,204.9万人に達して、2024年2,924.1万人 ※日本人の国立公園利用者数は、日本人宿泊者数を	1,944万人 (2024年12月時点) ①現状値 1,952.6万人 (2021年度) 目標値 3,205万人 (2025年度) ③2019年(コロナ前) 607万人に達して、2024年844万人 ④2019年(コロナ前) 3,204.9万人に達して、2024年2,924.1万人 ※日本人の国立公園利用者数は、日本人宿泊者数を	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	自然公園法
	国立公園満喫プロジェクトの推進 国立公園満喫プロジェクトの推進 国立公園満喫プロジェクトの推進	国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、モデル地域を選定し、民間提案による高付加価値な宿泊施設を中心とした国立公園利用拠点の面的な魅力向上に取り組む。【環境省】		b 進捗中	宿舎事業を中心とした国立公園の利用拠点の面的な魅力向上の取組として、国立公園における滞在体験の向上のための先端モデル事業を4つの国立公園(十和田八幡平、中部山岳、大山隠岐、やんばる)で実施しており、集中的に取り組む利用拠点の選定や利用拠点マスタープランの策定を進めている。	先端モデル事業の対象4地区において選定された利用拠点4地区において、引き続き利用拠点マスタープランの策定とこれに基づく各種取組を進める必要がある。また、先端モデル事業で得た知見を踏まえ、2031年までに全国の国立公園において、地域の理解と環境保全を前提に民間活用による魅力向上の取組を進める必要がある。	モデル事業の実施箇所数	4地区 (2025年6月時点)	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	自然公園法	
	国立公園満喫プロジェクトの推進 国立公園満喫プロジェクトの推進 国立公園満喫プロジェクトの推進	地域の多様な主体と一体となって国立公園満喫プロジェクトに取り組むため、各公園における地域協議会の設置を推進する。また、公園計画及び管理運営計画に利用の方針を位置づけるとともに、その行動計画としてステップアッププログラム等の策定を推進する。【環境省】		b 進捗中	地域の多様な主体と一体となって国立公園満喫プロジェクトに取り組むため、各公園における地域協議会の設置及びステップアッププログラム等の策定を推進した。	2025年度末までに2030年を目標年とした選奨プロジェクトの中期取組方針を策定予定であり、当該方針に基づき引き続き取組を進める必要がある。	国立公園満喫プロジェクト地域協議会の設置公園数	12 (2025年6月時点)	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	自然公園法	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-2-6	自然とのふれあいや生活の豊かさの向上につながる取組	自然とのふれあいは、日常体験し得ない感動を得られ、ストレスの緩和にもつながるとされている。また、「青少年の体験活動の推進に関する調査研究報告書」(2020年度)によると小学生の頃に体験活動を多くしていた子供は、その後、自尊心が高くなる傾向が見られる。このため、国立公園等において、インタープリテーションを伴った自然を五感で体験するプログラムを提供する。【環境省】		b 進捗中	国立公園における自然体験アクティビティの企画・実施を促進し、これに基づいたアクティビティ等の開発、普及を促している。また、人材育成事業を実施し、自然とふれあいうちあいを提供する人材を育成した。	自然体験アクティビティや人材育成は概ね目標値を達成しており、今後は、利用に際する計画を充実させることが課題である。	①ビジョン・利用体験活動計画が記載された公園計画数 ②高付加価値な自然体験コンテンツ数 ③人材育成事業に参加地域数	①現状値 0 目標値 全国34国立公園において計画を記載(2030年) ②現状値 383 (2022年2月時点) ※騰き上げたコンテンツ数。ガイドラインを満たすかどうかは定かでない。 ③現状値 全国34国立公園で展開(2025年) ※ガイドラインを満たす高付加価値な自然体験コンテンツを満す自然体験コンテンツ	①8地域(計画)(2025年6月時点) ※利用体験活動計画の数は、自然体験活動計画の数を上した。 ②668 (2025年6月時点) ※ガイドラインを満たす高付加価値な自然体験コンテンツ ③現状値 49地域(2021年度) 目標値 70地域(2025年度) ④119地域(2024年度)	ロングトレイル(強化等推進事業)	自然公園法
2-2-7	長距離自然歩道(ロングトレイル)の推進	日本の豊かな自然、歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、自然保護に対する意識を高めるため、ロングトレイル(長距離自然歩道)の整備、利活用を推進する。【環境省】		b 進捗中	2024年は東海自然歩道開通50周年を記念し、沿線自治体や関係者を対象に記念式典を開催するとともに、「東海自然歩道の活性化の復興性」を公表。また、真日本憲法からの復興に向けた「三陸復興国立公園を移したグリーン復興プロジェクト」の取組のひとつである、みちのく湖風トレイルは、全開通5周年を記念した式典やウォークイベント等を開催し、関係者との連携強化や、同トレイルの更なる盛り上げを図った。	東海自然歩道において、基本運営計画や憲章とシンボルマーク利用規定の策定等業務を推進し、官民が協働した持続可能な運営体制を構築するための取組を進める必要がある。	トレイル利用者数	現状値 5,053万人(2020年) 目標値 7,758万人(2024年)	6,682万人(2023年12月時点)	ロングトレイル(強化等推進事業)	自然公園法
2-2-8	ユネスコエコパークの取組の推進	生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークの取組の活性化のために、国際的な動向や国内の優良事例の共有、ワークショップの開催や、国立公園等の各種取組との連携を図りながら、我が国におけるユネスコエコパークの活動による自然を活かした地域づくりを促進する。【文部科学省、農林水産省、環境省】		b 進捗中	これまでに新規公募等の情報発信や委託参加を通じてユネスコエコパークの取組の活性化を推進しており、2022年度は定期報告として「宮城県」(岩手県、福島県)及び「南アルプス」(山梨県、静岡県及び長野県) 拒強登録として「志賀高原」(長野県及び群馬県)の申請を行った。	2025年9月のMAB国際調整理事会で南アルプス、只見、志賀高原に関する審議が行われる。引き続き我が国におけるユネスコエコパークの活動による自然を活かした地域づくりを促進する。				ユネスコ未来共同プラットフォーム事業	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-2-9	ジオパークの取組推進	国際的な地質学的重要性を有する地質遺産を保護し、科学・教育・地域振興等に活用することにより自然と人間の共生及び持続可能な開発を実現することを目指す。我が国におけるユネスコ世界ジオパークの取組の活性化のために、我が国におけるユネスコ世界ジオパークのユネスコへの推薦及び審査に係る協力や情報発信等を行う。【文部科学省】	b 進捗中	b 進捗中	これまで7月に情報発信等を通じてジオパークの取組を推進しており、2023年度は「アホイ」(北海道)、洞爺湖有珠山(北海道)、「聖戸」(高知)、「ジオパーク」2024年度は「山陰海岸」(宮城)、「兵衛及び鳥取」ジオパークについて、再認定審査を受け、無事認められた。また、「mine 秋吉台」をユネスコ世界ジオパークへ推薦した。	2025年7月に「mine 秋吉台」及び44件の再認定案件の現地審査、9月のユネスコ世界ジオパークカンファレンスでそれらの審査が行われる。引き続き我が国におけるユネスコ世界ジオパークのユネスコへの推薦及び審査に係る協力や情報発信等を行う。	ユネスコ未来共同プログラム事業	10/2025年6月(時点)	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進のうちのジオパークと連携した地形・地質の保全活用推進事業	ユネスコ未来共同プログラム事業	
2-2-10	持続可能な観光の推進	「持続可能な観光の実現に向けて、地球環境に配慮した旅行を促進するため、観光事業者の取組や旅行者の意識・行動を改善する取組を推進するほか、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等の取組の全国展開を図るとともに、オーバートーリズム等の弊害を生じさせないための受人環境整備や地域の資源を活かしたコンテンツ造成等に取組む。【国土交通省】	b 進捗中	b 進捗中	「持続可能な観光推進モデル事業」において国内約45の地域におけるモデル形成に取り組み、着実に成果を積み重ねてきた。2025年度は6月時点で2地域を採択し、地域の持続可能性の向上に資するモデル実証を行っている。これらに取組む地域数は77まで増加した。 ・観光利用と地域資源の保全を両立するため、コンテンツ料金に地域還元や資源保全費用を組み込む等により地域の自然・文化等の保全に繋げる好循環の仕組みづくりを支援した。なお、2024年度でサステナブルな観光コンテンツ強化事業は終了した。	引き続き、地域が観光地として自らの価値を磨き上げながら成長を続け、次世代に受け継がれていくべく、環境、文化、社会、経済面での持続可能性を追求するための支援方法等を検討し、持続可能性を高める必要がある。 ・地域の経済・社会・環境の持続可能性の向上に資する。自然・文化等の地域資源を活用した観光コンテンツの造成や、地域の魅力を伝えるローカルガイド人材の確保・育成等を通じ、持続可能な観光地づくりを推進する。	参事官(外受委託人)「持続可能な観光推進モデル事業」	10/2025年6月(時点)	引続き、地域が観光地として自らの価値を磨き上げながら成長を続け、次世代に受け継がれていくべく、環境、文化、社会、経済面での持続可能性を追求するための支援方法等を検討し、持続可能性を高める必要がある。 ・地域の経済・社会・環境の持続可能性の向上に資する。自然・文化等の地域資源を活用した観光コンテンツの造成や、地域の魅力を伝えるローカルガイド人材の確保・育成等を通じ、持続可能な観光地づくりを推進する。	参事官(外受委託人)「持続可能な観光推進モデル事業」	観光立国推進基本法第17条等
2-2-11	エコツーリズムの推進	「エコツーリズム推進全体構想認定地域に係る情報発信の支援等のほか、エコツーリズムに関する特に優れた取組に対する表彰を行うとともに、自然資源を活用して地域活性化に取り組む地域を対象にガイドやコーディネーター等の人材育成を行う。 ・エコツーリズム推進法の基本理念 ①自然環境への配慮、②観光振興への寄与、③地域振興への寄与、④環境教育への活用」を踏まえた、地域におけるエコツーリズムの推進を図る。【環境省】	b 進捗中	b 進捗中	環境省ホームページにおいてエコツーリズム推進全体構想認定地域に関する情報を発信し、エコツーリズム大賞による表彰を実施している。また、地域の自然を守り活かしながら地域活性化に取り組むガイド等の方を対象とした人材育成事業を実施している。 ・エコツーリズム推進全体構想作成等の地域におけるエコツーリズム推進の取組を支援している。	必要な情報にアクセスしやすしい情報発信と、エコツーリズム大賞や人材育成事業の参加者拡大に取り組み。 ・エコツーリズム推進全体構想の認定を目指す地域以外でのエコツーリズムに関する協議会の活動や、インバウンド対応の取組への支援についても推進する。	エコツーリズム推進全体構想認定府県数	現状値 15 目標値 47(2028年度)	19/2025年6月(時点)	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進のうちのエコツーリズムを通じた地域の観光向上事業及びエコツーリズム推進事業 国立公園湖沼公園ロケット推進事業	エコツーリズム推進法

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-2-12	野生生物の保全に資する観光の促進	地域に生息する野生生物の観光資源としての利用が持続可能であり、野生生物の保全に資するものとなるよう、地域におけるルール作りや利益の一部を保全に活用する仕組みづくりに関する情報提供を行うとともに、ツアー運営やプロモーションを支援する。【環境省】	b 進捗中	野生生物観光の取組を創る。国内・海外20の事例を公表し、情報提供を行っている。地域における野生生物観光のルールとして、「ライチョウ観察ルーラルハンドブック」を作成した。	引き続き優良事例の収集と情報提供に努める。	野生生物観光の取組を創る。国内・海外20の事例を公表し、情報提供を行っている。地域における野生生物観光のルールとして、「ライチョウ観察ルーラルハンドブック」を作成した。	引き続き優良事例の収集と情報提供に努める。			国立公園等の自然を活用した滞在型観光事業	
2-2-13	サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進	「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、過剰な利用や不適切な利用の抑制とともに、自然や地域の文化に関する認識を高めるような、持続可能なツーリズムのモデル事例の構築や保全への理解を深める。【環境省】	b 進捗中	「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」のモデル事例の候補先について検討しヒアリングを実施した。	今後も、モデル事例の構築等を推進する。	「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」のモデル事例の候補先について検討しヒアリングを実施した。				サンゴ礁生態系保全対策推進計画2022-2030	
2-2-14	自然等の地域資源を活用した温泉地活性化推進事業	温泉入浴に加え、周辺の自然・歴史・文化・食などの地域資源を差し込み、身も心もリフレッシュする新しい温泉地の過こし方である「新・湯治」を推進し、温泉地の活性化を図る。【環境省】	b 進捗中	「新・湯治」を推進するため、温泉地全体の課題を把握するための全国の温泉地に連携した調査、温泉地における自然資源を把握した。地域資源の活用を目的としたモデル調査、温泉をとりまく多様な運搬プラットフォームである「チーム・新・湯治」におけるセミナー、全日本大会の開催等を行い、温泉地活性化に向けた交流促進、情報発信等を行った。	温泉地に滞在することで得られる健康効果を把握するため、指標型のデバイスを活用した密着型エビデンスの収集に取り組みはじめ、引き続き「チーム・新・湯治」における交流促進、情報発信等により、温泉地活性化に向けた取り組みを推進する。	「新・湯治」を推進するため、温泉地全体の課題を把握するための全国の温泉地に連携した調査、温泉地における自然資源を把握した。地域資源の活用を目的としたモデル調査、温泉をとりまく多様な運搬プラットフォームである「チーム・新・湯治」におけるセミナー、全日本大会の開催等を行い、温泉地活性化に向けた交流促進、情報発信等を行った。	現状値 1地域・1個人(2021年度末) 目標値 前年度比10%増加	462団体・個人(2025年6月時点)	温泉の保護及び安全・適正利用推進費	温泉法	
2-2-15	地熱共生型の地熱利用を通じた地域づくり	温泉モニタリングによる科学的データの収集・調査や周辺の自然環境及び景観への影響低減等の検討、地域への伝達・啓蒙により地域の自然や社会と共生した地熱利用を推進することを通じた地熱活性化を図る。【環境省】	b 進捗中	地熱共生型の地熱利用を促進するため、IoTを活用した地熱共生型モニタリングの実施によるデータの集約、適切な管理・評価や公開の仕組みの構築の検討等を行い、温泉モニタリングの構築をとりまとめた。	地熱利用が検討されている国立・国定公園内及び周辺の地熱地帯では、多岐的な情報の提供等により地域の不安解消と地元意識の活用化が求められているため、引き続き、IoTを活用した地熱共生型モニタリングの実施等により、地域共生型の地熱開発や温泉地活用を推進する。	現状値 1地域・1個人(2021年度末) 目標値 20地域・50基(2024年度)	現状値 1地域・1個人(2021年度末) 目標値 20地域・50基(2024年度)	20地域・24基(2025年6月時点)	環境保全と利用の適正化による地熱共生型再導入型地熱活用推進事業	温泉法、地熱法、地熱法による地熱活用推進法	
2-2-16	自然を活かしたワーケーション・サテライトオフィスの推進	国立公園や豊田池地帯におけるワーケーション等新たな利用の促進など、自然を活かしたワーケーション等の取組を推進する。【環境省、農林水産省】	b 進捗中	コロナ禍で各国立公園での宿泊施設を中心にワーケーションという新たな利用の促進が図られた。アフターコロナにおいても、働き方が変わり、働き方だけでなく、国立公園を訪れ、自然を感じるだけでなく、仕事をすることで効果性も向上する等の効果も見られた。	引き続きワーケーション等の取組を推進する。自然を活かしたワーケーション等の取組を推進するため、豊田池地帯の整備や経費の強化、真や景観の観光コンプレックスとしての磨き上げ、古民家を活用した滞在施設の整備など、ソフトとハードの取組を一体的に支援した。	現状値 16公園(2022.2時点) 目標値 28公園(2025年)	現状値 16公園(2022.2時点) 目標値 28公園(2025年)	27公園(2025年3月時点)	国立公園泊まりパークエール推進事業 農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型)	自然公園法	
2-2-17	山村地域の活力維持に向けた取組	林業の新規就業者の確保・育成に向け、就業ガイダンス及び林業作業士(フォレストワーカー)研修等に必要な経費を支援。健康・観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を実施する。【農林水産省】	b 進捗中	「緑の雇用」担い手確保支援事業を通じて、新規就業者の確保・育成・キャリアアップを支援している。 ・森林サービス産業の創出・推進に向けて、森林サービス産業に取り組み地域を「森林サービス産業推進地域」として登録し、林野庁ウェブページ等で広く情報発信を行った。また、推進地域と森林の体験プログラムに関心がある企業等とが交流できる場として「山村と企業をつなぐフォーラム」を開催した。	引き続き、新規就業者の確保・育成・キャリアアップを支援する。 ・引き続き、「森林サービス産業」の創出・推進の取組を進める。	①安全かつ効果的な技術を持つ新規就業者数 ②森林サービス産業に取組む地域数	①現状値 720人(2021年度) 目標値 1,200人(2025年度まで毎年) ②現状値 21地域(2021年度) 目標値 48地域(2025年度)	①708人(2024年度) ②58地域(2025年6月時点)	・森林・林業担い手育成総合対策(令和3年6月15日閣議決定) ・林業・木材産業循環成長対策のうち森林総合活用対策(森林生活(もりかた)プロジェクト)	森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定)	
2-2-18	里地里山の未来拠点形成の推進	重要里地里山等の生物多様性保全上重要な地域において、環境的課題と社会経済的課題の統合的解決に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、里地里山の資源を活用したスマートビジネスを創出するなど、里地里山の保全・活用に資する先進的・効果的な活動の支援等を行う。【環境省】	b 進捗中	生物多様性保全推進支援事業により地域における生物多様性の保全再生に資する先行的・効果的な活動を支援し、地域における生物多様性の保全・再生を推進している。	引き続き、生物多様性保全推進支援事業による生物多様性の保全再生に資する先行的・効果的な活動を支援し、地域における生物多様性の保全・再生を推進している。				生物多様性保全推進支援事業(里山未来拠点形成支援事業)		

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-2-19	里山林への働きかけの推進	・森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域の活性化を図るため、地域住民等による活動組織が実施する森林の保全管理等の取組を支援する。 ・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進める。【農林水産省】		b 進捗中	・森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、地域住民等と連携した活動組織による里山林の保全活動を支援している。 ・チップ製造施設等の施設整備や、地域一体で木質バイオマスを活用する「地域内エコシステム」の構築等に対する支援を行い、森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進めた。	・今後も継続して里山林の保全活動を支援する取組を進める。 ・引き続き、森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進める。	①各支庁・ミニユールに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合 ②木材の燃料利用量	①現状値 80% (2023年度) 目標値 80% (2024年度) ②現状値 700万m ³ (2019年) 目標値 800万m ³ (2025年)	196% (2023年度) ②約1,132万m ³ (2023年)	・里山林活性化による多面的機能発揮対策 ・林業・木材産業の振興成長対策 ・木材需要の創出・輸出力強化対策	森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定)
2-2-20	農山村の活性化に向けた多岐にわたる生物多様性保全の取組	・農業者の多面的機能発揮を継承し、その便益を国民が幅広く享受できるように、集落内外の多様な人材・土地改良区等の組織と協力しながら、地域の共同活動への参加者を増加させる。 ・地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を促して、地域ぐるみで農業用水等の資源を保全管理するとともに、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援する。 ・世界農業遺産及び日本農業遺産に関する取組を支援する。【農林水産省】		b 進捗中	・地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理するとともに、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援することなどにより、地域により、農業用水等の保全管理への参加者が753万人・団体(2021～2023年度)となっており、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合が48%(2023年度)となった。 ・世界農業遺産及び日本農業遺産に係る認知向上のため、大阪・関西万博等において地域の魅力や農林水産業システムについて紹介する展示等を行った。	・人口減少・高齢化に伴い、共同活動の継続が困難となる懸念がある。 ・活動組織の更なる体制強化に向け、多様な人材の参画及び活動組織の広域化を推進する。 ・異なる認知度向上・理解醸成を図るため、引き続き情報発信を継続する。	①現状値 延べ1,301万人・団体(2021～2020年) 目標値 延べ1,400万人・団体(2021～2025年度) ②現状値 7.2万ha(2020年度) 目標値 7.5万ha(2024年度) ③現状値 46% (2020年度) 目標値 60% (2025年度)	①753万人・団体(2021～2023年度) ②8.4万ha(2023年度) ③48%(2023年度)	①多面的機能を支え、私交付金 ②中山間地域等直接支払交付金 ③農山漁村振興交付金(農山漁村情報発信事業)	農業者の多面的機能の発揮の促進に関する法律	
2-2-21	農業生産活動維持に向けた中山間地域等への支援	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の維持を支援する。【農林水産省】		b 進捗中	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の維持を支援することによって、減少防止される中山間地域等の農用地の面積を8.4万ha(2023年度)と算定している。	人口減少・高齢化による協定参加者の減少等により、取組面積の減少が懸念されている。このため、集落協定の体制強化を図る取組を推進し、将来にわたって、農業生産活動の継続に取り組む農地の維持・拡大を図る。	現状値 7.2万ha 目標値 7.5万ha(2024年度)	9.4万ha(2023年度)	中山間地域等直接支払交付金	農業者の多面的機能の発揮の促進に関する法律	
2-2-22	水産業・漁村の多面的機能の発揮への取組の支援	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する取組を支援する。【農林水産省】		b 進捗中	漁業者が行う環境・生態系の維持・回復に資する取組を支援しており、活動場所における生物量は全国平均で約4%増加した。	気候変動・環境変化による漁場の減少等に対し、漁業者等が行う環境・生態系の維持・回復に資する取組を支援する必要がある。	現状値 0% (2021年度) 目標値 20%増加(2025年度まで)	4%増加(2023年度)	水産多面的機能発揮対策事業	漁業法	
2-2-23	かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出	人と水とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づくための環境整備や、水や生物に親しむ空間や、水や生物に親しむ空間を創出し、地域活性化を促進することにより、かわまちづくり等の地域特長の景観、歴史、文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出する。【国土交通省】		b 進捗中	人と水とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づくための環境整備や、水や生物に親しむ空間を創出し、地域活性化を促進することにより、かわまちづくり等の地域特長の景観、歴史、文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出している。	引き続き、人と水とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づくための環境整備や、水や生物に親しむ空間を創出し、地域活性化を促進することにより、かわまちづくり等の地域特長の景観、歴史、文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出する。	現状値 433市区町村(2020年度) 目標値 658市区町村(2025年度)	530市区町村(2024年度)	治水事業等関係費の内数 ・社会資本整備総合交付金等の内数		
2-2-24	風致地区を活用した都市における風致の維持	風致地区(住・樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物の生息・生育の場を提供していることから、今後も制度的な運用を図る。【国土交通省】)		b 進捗中	樹林地・水辺地など、良好な自然環境の維持・創出に資する風致地区の指定を推進し、連続性のある生きもの生息・生育空間を確保した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組を推進する。					都市計画法
2-2-25	生物多様性にも貢献する歴史的風土の保存	我が国の歴史・意匠を有する建造物、遺跡等が周囲の自然環境と一体となって古都(歴史的風土)を形成している土地の状況である「歴史的風土」を保存するために地方公共団体が行う行為の規制に伴う損失補償や土地の買入れ、施設の整備・景観改善物件の除去に対し、国の補助による支援を行う。【国土交通省】		b 進捗中	歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一帯の行為を規制することで、生きものの生息・生育空間を確保した。	2024年の都市緑地法改正により都市の緑地の保全及び緑化の推進を図る制度の充実が図られ、それらを含めた各種施策の総合的な展開により一層推進することが必要になる。			社会資本整備総合交付金	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-2-26	自然的な景観の保存・活用の推進	我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高い原風景・自然環境を構成要素とする名勝を指定し、保護に関する取組を推進する。具体的に、調査などに関する補助や、地方公共団体が指定された名勝を公有化する事業に対し、その一部の補助を実施している。【文部科学省】	a+ 既に達成済み	a+ 既に達成済み	2024年度は、新たに2件の名勝を指定し、特別名勝、名勝は合計43件となった。また、同年度中には96件の事業に補助を実施した。2025年度についても現状97件の事業に補助を実施しつつ、新たに名勝に指定する名勝地を検討中である。	引き継ぎ名勝の指定を進め、指定された名勝地への補助を実施する。				名勝調査、史跡等買上げ、史跡等保存活用計画策定、歴史活き活き！史跡等総合活用整備	文化財保護法
2-2-27	文化財保存活用推進計画の作成支援	2018年の文化財保護法(昭和25年法律214号)の改正により新たに制定された、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープラン(以下「プラン」)の作成支援を行うことである。【文部科学省】	a+ 既に達成済み	a+ 既に達成済み	2024年度は、計56件(新規55件、第2期1件の計画)を認定し、認定自治体数は104市町村となった。また、同年度中には121件の作成事業に補助を実施した。2025年度についても現状88件の作成事業に補助を実施し、作成を支援している。	引き継ぎ地域計画の作成を推進し、作成事業にあたっては補助を実施する。				地域文化財総合活用推進事業(文化財保存活用地域整備計画作成)	文化財保護法
2-2-28	文化的景観の保存・活用	自然と人間とが関わりながらはぐくまれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられていて重要な文化的景観を対象として、重要な文化的景観の選定を推進する。また、選定された地域について修理・修繕を行う整備事業や普及啓発に係る取組に対する補助を実施している。【文部科学省】	a+ 既に達成済み	a+ 既に達成済み	2024年度は、新たな重要な文化的景観として大分の奇岩群と探石産業の文化的景観を選定し、重要な文化的景観は合計73件となった。また、同年度中には39件の事業に補助を実施した。2025年度についても現状36件の事業に補助を実施しつつ、新たに重要な文化的景観を選定する景観地を検討中である。	引き継ぎ重要な文化的景観の選定を進め、選定された景観地への補助を実施する。				文化的景観保護推進事業	文化財保護法
2-2-29	種鳥グリーン復興プロジェクト	種鳥グリーン復興プロジェクトは、魅力の向上や周遊の仕組みづくりを通じて自然公園利用者の回復を図りながら、自然の恵みや持続可能な活用等を次世代に継承することを目的に福岡県と進める福岡グリーン復興プロジェクトを推進する。【環境省】	b 進捗中	b 進捗中	2019年4月に福岡県と共同策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、優れた自然環境を有する国立・国定公園の魅力向上や、自然資源、歴史や文化、景観、食、温泉等の地域資源を取り入れた国立・国定公園間を広域的に周遊する仕組みづくりなどの取組を進め、また、これらにより、自然環境の保全と調和を図る適正な利用を推進し、交流人口の拡大を目指す。	引き継ぎ、必要に応じた当該技術的指針の周知を図る。					
2-2-30	復興まちづくりに資する公園緑地の整備	「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」を周知し、復興まちづくりに資する公園緑地の整備に地域生態系の復元・保全を行う取組を推進する。【国土交通省】	b 進捗中	b 進捗中	被災都市における復興まちづくり計画、事業計画等の検討・実現の参考となるよう、当該指針の周知を図り、地域生態系の復元・保全を行う取組を推進した。	引き継ぎ、必要に応じた当該技術的指針の周知を図る。					
行動目標2-3	気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・適応効果も高める生態系を活用した適応策(EbA)や生態系機能の回復や可視化に関する取組を進めるとともに、地方公共団体等の実務者向けの引き継ぎの普及・活用を通じて地域における取組を推進する。【環境省】	生態系を活用した適応策(EbA)や生態系機能の回復や可視化に関する取組を進めるとともに、地方公共団体等の実務者向けの引き継ぎの普及・活用を通じて地域における取組を推進する。【環境省】	b 進捗中	b 進捗中	生態系を活用した気候変動適応策(EbA)計画と実施の手引き、並びに「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の手引き」及び「Eco-DRRのポータルサイト」があること等が認められる。また、「生態系保全・再生ポータルマップ」の全国版のホームページを令和4年度に公表し、生態系が有する機能を活かした気候変動対策について普及を図った。	生態系を活用した気候変動適応策(EbA)計画と実施の手引き、並びに「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の手引き」、「生態系保全・再生ポータルマップ」の普及・活用を引き続き推進する。				生物多様性保全等のための基礎的取組	
2-3-2	森林吸収源対策	適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林において伐つて、使つて、構える循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、エリートツリー等の風海林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していく。【農林水産省】	b 進捗中	b 進捗中	森林の経営管理の森林集約を加速する。また、2025年5月に「森林経営管理法」を改正した。森林整備事業や「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく支援措置等により、間伐や再造林等の森林整備を推進するとともに、建築廃棄物等の木材利用を促進した。	引き継ぎ森林吸収源対策を着実に推進する。また、森林資源の循環利用を確立し、成長の旺盛な若い森林の造成に取り組む。				森林整備事業等	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-3-8	自然環境が有する多様な機能を活かした流域治水の推進	流域治水の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を活かした流域治水の活用を推進し、以下の取組を推進する。 ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。【国土交通省、農林水産省、環境省】	○	b 進捗中	遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・河川整備にあたっては、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・土砂災害防止にあたっては、都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。	・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・河川整備にあたっては、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・土砂災害防止にあたっては、都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。	①気候変動影響を軽減し、取り込んだ海岸線の数 ②海面上昇等の影響にも適応可能な順応的な砂浜の管理が実施されている海岸線の数	①現状値 0 目標値 39 (2025年) ②現状値 1 目標値 20 (2025年)	①3 (2025年3月時点) ②5 (2025年3月時点)	海岸事業費、社会資本整備総合交付金、防災、安全交付金、沖縄県公共投資交付金、農山漁村地域整備交付金	流域治水関係 法(特定都市法) 河川治水関係 法(河川法) 河川整備関係 法(河川整備法)
2-3-9	気候変動への適応と自然環境に配慮した海岸保全に係る整備・検討	気候変動に伴う長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸に与える影響を軽減し、適応策の検討を行うことにより、生態系ネットワークの形成を推進する。また、遊水地等の活用を推進し、以下の取組を推進する。 ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。【国土交通省、農林水産省、環境省】	○	b 進捗中	気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の策定・検討等を進めている。あわせて、養魚、遊漁やエロージョンの抑制などにより、海岸の保全を図る。あわせて、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めている。	①気候変動影響を軽減し、取り込んだ海岸線の数 ②海面上昇等の影響にも適応可能な順応的な砂浜の管理が実施されている海岸線の数	①現状値 0 目標値 39 (2025年) ②現状値 1 目標値 20 (2025年)	①3 (2025年3月時点) ②5 (2025年3月時点)	海岸事業費、社会資本整備総合交付金、防災、安全交付金、沖縄県公共投資交付金、農山漁村地域整備交付金	流域治水関係 法(特定都市法) 河川治水関係 法(河川法) 河川整備関係 法(河川整備法)	
2-3-10	ブルーカーボン生態系の利活用によるCO2吸収源の拡大に向けた取り組みの加速	海洋における炭素隔離・貯留(ブルーカーボン)を利用した気候変動への適応策の検討を行うことにより、生態系ネットワークの形成を推進する。また、遊水地等の活用を推進し、以下の取組を推進する。 ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。【国土交通省、農林水産省、環境省】	○	b 進捗中	海洋における炭素隔離・貯留(ブルーカーボン)を利用した気候変動への適応策の検討を行うことにより、生態系ネットワークの形成を推進する。また、遊水地等の活用を推進し、以下の取組を推進する。 ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。【国土交通省、農林水産省、環境省】	①気候変動影響を軽減し、取り込んだ海岸線の数 ②海面上昇等の影響にも適応可能な順応的な砂浜の管理が実施されている海岸線の数	①現状値 0 目標値 39 (2025年) ②現状値 1 目標値 20 (2025年)	①3 (2025年3月時点) ②5 (2025年3月時点)	海岸事業費、社会資本整備総合交付金、防災、安全交付金、沖縄県公共投資交付金、農山漁村地域整備交付金	流域治水関係 法(特定都市法) 河川治水関係 法(河川法) 河川整備関係 法(河川整備法)	
2-3-11	革新的な省CO2実現に向けた自然由来の素材(セルロースナノファイバー:GNF)の活用による省CO2削減の促進	GNF活用製品等の市場化を目指す事業者を支援し、製品と材料のマッチングや気候変動対策・資源確保のLOA評価を行う。また、ライオンの素材(セルロースナノファイバー:GNF)の活用を推進し、以下の取組を推進する。 ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。【国土交通省、農林水産省、環境省】	○	b 進捗中	GNF活用製品等の市場化を目指す事業者を支援し、製品と材料のマッチングや気候変動対策・資源確保のLOA評価を行う。また、ライオンの素材(セルロースナノファイバー:GNF)の活用を推進し、以下の取組を推進する。 ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。【国土交通省、農林水産省、環境省】	①気候変動影響を軽減し、取り込んだ海岸線の数 ②海面上昇等の影響にも適応可能な順応的な砂浜の管理が実施されている海岸線の数	①現状値 0 目標値 39 (2025年) ②現状値 1 目標値 20 (2025年)	①3 (2025年3月時点) ②5 (2025年3月時点)	海岸事業費、社会資本整備総合交付金、防災、安全交付金、沖縄県公共投資交付金、農山漁村地域整備交付金	流域治水関係 法(特定都市法) 河川治水関係 法(河川法) 河川整備関係 法(河川整備法)	
行動目標2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する											
2-4-1	地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化促進事業に関する制約の緩和	地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化促進事業に関する制約の緩和を図る。また、遊水地等の活用を推進し、以下の取組を推進する。 ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。【国土交通省、農林水産省、環境省】	○	b 進捗中	地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化促進事業に関する制約の緩和を図る。また、遊水地等の活用を推進し、以下の取組を推進する。 ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。【国土交通省、農林水産省、環境省】	①気候変動影響を軽減し、取り込んだ海岸線の数 ②海面上昇等の影響にも適応可能な順応的な砂浜の管理が実施されている海岸線の数	①現状値 0 目標値 39 (2025年) ②現状値 1 目標値 20 (2025年)	①3 (2025年3月時点) ②5 (2025年3月時点)	海岸事業費、社会資本整備総合交付金、防災、安全交付金、沖縄県公共投資交付金、農山漁村地域整備交付金	流域治水関係 法(特定都市法) 河川治水関係 法(河川法) 河川整備関係 法(河川整備法)	地球温暖化対策推進法
2-4-2	再生可能エネルギー導入における環境影響評価の推進	再生可能エネルギーの導入にあたり、適正な環境配慮が確保されるよう、環境影響評価の推進を図る。また、遊水地等の活用を推進し、以下の取組を推進する。 ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。【国土交通省、農林水産省、環境省】	○	b 進捗中	再生可能エネルギーの導入にあたり、適正な環境配慮が確保されるよう、環境影響評価の推進を図る。また、遊水地等の活用を推進し、以下の取組を推進する。 ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。 ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生物の生息・生育繁殖環境を保全し、生態系ネットワークの形成を推進する。 ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。【国土交通省、農林水産省、環境省】	①気候変動影響を軽減し、取り込んだ海岸線の数 ②海面上昇等の影響にも適応可能な順応的な砂浜の管理が実施されている海岸線の数	①現状値 0 目標値 39 (2025年) ②現状値 1 目標値 20 (2025年)	①3 (2025年3月時点) ②5 (2025年3月時点)	海岸事業費、社会資本整備総合交付金、防災、安全交付金、沖縄県公共投資交付金、農山漁村地域整備交付金	流域治水関係 法(特定都市法) 河川治水関係 法(河川法) 河川整備関係 法(河川整備法)	環境影響評価法

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-4-3	再生可能エネルギー発電設備の立地選択における生物多様性配慮の主流化	生物多様性の保全及び生態系サービスの持続的な導引と、再生可能エネルギー発電設備の導入とトレードオフを回避するため、地図上で情報の見える化を含め、適切な立地選択の方法をまとめた指針をとりまとめることにも、見える化に必要となるデータとなる。また、トレードオフの回避に係る情報を事業者だけでなく投資家等に提供すること、投資を通じた生物多様性保全と気候変動対策の両立を促進する。【環境省】	b 進捗中	再生可能エネルギーを最大限導入するには、地域と共生する形での立地の確保が必要であり、風力発電施設におけるハートストライク対策は生物多様性保全上の観点から重要な課題の一つとなっている。事業者も含めた関係機関の連携体制を確保して知見を集約し、累積的影響の把握を含むより効果的なハートストライク対策を明らかにしていく。【環境省】	再生可能エネルギー発電設備の導入に際しての適切な立地選択に係る内容を含むガイドライン等の策定に向けた検討を行うとともに、生物多様性に関する情報を関係者へ共有し、事業者、投資家を促して広く一般に普及を図る。4月に開始した。	再生可能エネルギー発電設備の導入に際しての適切な立地選択に係る内容を含むガイドライン等の策定を促す。再生可能エネルギー発電設備の導入に際しての適切な立地選択に係る内容を含むガイドライン等の策定を促す。再生可能エネルギー発電設備の導入に際しての適切な立地選択に係る内容を含むガイドライン等の策定を促す。	①ハートストライク対策に関するガイドラインの作成や手引きの改定 ②鳥類にとつて風力発電施設設置への脆弱性を示すセンシティブエリアマップの環境影響評価図書(風力発電施設)への引用割合	①現状値 1 (2022年) 目標値 3 (2030年) ②94% (2022年)	再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業(エネルギー対策特別会計)	環境影響評価法、種の保存法	
2-4-4	風力発電施設のハートストライク対策	再生可能エネルギーを最大限導入するには、地域と共生する形での立地の確保が必要であり、風力発電施設におけるハートストライク対策は生物多様性保全上の観点から重要な課題の一つとなっている。事業者も含めた関係機関の連携体制を確保して知見を集約し、累積的影響の把握を含むより効果的なハートストライク対策を明らかにしていく。【環境省】	b 進捗中	再生可能エネルギーを最大限導入するには、地域と共生する形での立地の確保が必要であり、風力発電施設におけるハートストライク対策は生物多様性保全上の観点から重要な課題の一つとなっている。事業者も含めた関係機関の連携体制を確保して知見を集約し、累積的影響の把握を含むより効果的なハートストライク対策を明らかにしていく。【環境省】	最新の知見を踏まえ、ガイドラインや手引きの改定を行っていく必要がある。	最新の知見を踏まえ、ガイドラインや手引きの改定を行っていく必要がある。	①ハートストライク対策に関するガイドラインの作成や手引きの改定 ②鳥類にとつて風力発電施設設置への脆弱性を示すセンシティブエリアマップの環境影響評価図書(風力発電施設)への引用割合	①現状値 1 (2022年) 目標値 3 (2030年) ②94% (2022年)	再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業(エネルギー対策特別会計)	環境影響評価法、種の保存法	
行動目標⑤-5 野生鳥獣との取組強化に向けた取組を強化する											
2-5-1	鳥獣被害防止対策の推進	農林水産業や生態系等へ鳥獣が及ぼす深刻な被害の一層の低減に向け、鳥獣被害防止対策に基づく市町村による被害防止計画の作成を推進し、関係者の整備による生態系環境管理、防護柵の設置による被害防止、鳥獣被害防止対策の推進、ICT等の活用による効果的な被害防止策の推進、ICT等の新技術の活用等による効果的な被害防止策の推進。【農林水産省、環境省】	○ b 進捗中	市町村が作成する被害防止計画に基づき鳥獣被害の軽減に向けた取組を推進する。また、効果的な被害防止策の推進、ICT等の新技術の活用等による効果的な被害防止策の推進、ICT等の新技術の活用等による効果的な被害防止策の推進。【農林水産省、環境省】	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先進的なスマート鳥獣被害対策の普及、PDCAの実践による効果的な効果的な捕獲、集落単位での効果的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先進的なスマート鳥獣被害対策の普及、PDCAの実践による効果的な効果的な捕獲、集落単位での効果的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先進的なスマート鳥獣被害対策の普及、PDCAの実践による効果的な効果的な捕獲、集落単位での効果的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先進的なスマート鳥獣被害対策の普及、PDCAの実践による効果的な効果的な捕獲、集落単位での効果的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先進的なスマート鳥獣被害対策の普及、PDCAの実践による効果的な効果的な捕獲、集落単位での効果的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先進的なスマート鳥獣被害対策の普及、PDCAの実践による効果的な効果的な捕獲、集落単位での効果的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。	
2-5-2	シカ等による森林被害の防止	シカ被害を効果的に抑制するため、都道府県による広域的な捕獲の取組を推進するとともに、林業関係者によるシカの捕獲効果向上対策の成果の検証を図る。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。【農林水産省、環境省】	b 進捗中	シカ等による森林被害を効果的に抑制するため、都道府県による広域的な捕獲の取組を推進するとともに、林業関係者によるシカの捕獲効果向上対策の成果の検証を図る。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。【農林水産省、環境省】	シカ等による森林被害を効果的に抑制するため、都道府県による広域的な捕獲の取組を推進するとともに、林業関係者によるシカの捕獲効果向上対策の成果の検証を図る。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。【農林水産省、環境省】	シカ等による森林被害を効果的に抑制するため、都道府県による広域的な捕獲の取組を推進するとともに、林業関係者によるシカの捕獲効果向上対策の成果の検証を図る。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。【農林水産省、環境省】	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先進的なスマート鳥獣被害対策の普及、PDCAの実践による効果的な効果的な捕獲、集落単位での効果的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先進的なスマート鳥獣被害対策の普及、PDCAの実践による効果的な効果的な捕獲、集落単位での効果的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。	シカ等による森林被害を効果的に抑制するため、都道府県による広域的な捕獲の取組を推進するとともに、林業関係者によるシカの捕獲効果向上対策の成果の検証を図る。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。【農林水産省、環境省】	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先進的なスマート鳥獣被害対策の普及、PDCAの実践による効果的な効果的な捕獲、集落単位での効果的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。	
2-5-3	カワウの害害による内水面漁業被害の軽減	カワウの害害による内水面漁業被害の低減のため効果的な個体数管理手法や防除手法の開発、普及とともに、農林水産省、環境省、都道府県等と連携して効果的な被害防止策の実施を図る。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。【農林水産省、環境省】	b 進捗中	カワウの害害による内水面漁業被害の低減のため効果的な個体数管理手法や防除手法の開発、普及とともに、農林水産省、環境省、都道府県等と連携して効果的な被害防止策の実施を図る。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。【農林水産省、環境省】	カワウの害害による内水面漁業被害の低減のため効果的な個体数管理手法や防除手法の開発、普及とともに、農林水産省、環境省、都道府県等と連携して効果的な被害防止策の実施を図る。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。【農林水産省、環境省】	カワウの害害による内水面漁業被害の低減のため効果的な個体数管理手法や防除手法の開発、普及とともに、農林水産省、環境省、都道府県等と連携して効果的な被害防止策の実施を図る。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。【農林水産省、環境省】	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先進的なスマート鳥獣被害対策の普及、PDCAの実践による効果的な効果的な捕獲、集落単位での効果的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先進的なスマート鳥獣被害対策の普及、PDCAの実践による効果的な効果的な捕獲、集落単位での効果的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。	カワウの害害による内水面漁業被害の低減のため効果的な個体数管理手法や防除手法の開発、普及とともに、農林水産省、環境省、都道府県等と連携して効果的な被害防止策の実施を図る。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。また、効果的な被害防止策の実施としていく上で特に有効なICT等を活用した新たな被害防止策の実施について、都道府県において国産林業の振興が重要な役割を担っている。【農林水産省、環境省】	鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。このため、ICT等を活用した先進的なスマート鳥獣被害対策の普及、PDCAの実践による効果的な効果的な捕獲、集落単位での効果的な侵入防止柵の整備・点検活動の徹底、継続的な生息環境管理の啓発・効果的な実施等を推進する。	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-5-4	トドによる漁業被害の軽減	トドによる漁業被害の軽減に当たって、生物多様性に配慮しつつ、その科学的知見に基づき未遊個体群の管理を行う等の対策を推進する。【農林水産省】		b 進捗中	トドによる漁業被害の軽減及びトド資源の保全の両立を目指す個体群管理の基本的な考え方や個体群管理基本方針を策定し、トドの採捕頭数などを定めている。 2024年7月に本方針の見直しを行い、対象水域の拡大や従来の10年後に日本海来遊群の個体数を60%まで減少させる考えから、個体群の維持・回復を可能とする人為的死亡数の許容上限であるPBR法(Potential Biological Removal)生物学的問題引き可能量を基に採捕頭数を算出し、科学的根拠に基づき管理を実施している。	本方針は5年後(2030年)に見直しとなっているものの、本方針に即して制度必要な修正などを行い、漁業とトドの共存を推進する。	(目標) 2014年比80%まで個体数を削減し、その水準を維持		有重生物漁業被害防止総合対策事業		
2-5-5	ゼニガタアザラシの保護管理	希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、種の保全に十分配慮しながら総合的な保護管理を推進する。特に、しるも地域、ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画に基づき、えりも地域、ゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を旨とした地域社会との将来にわたる共存を図るため、地域個体群の持続可能性に留意しつつ、生息数モニタリング、個体群管理(個体数調整)、漁業被害の低減に向けた被害防除事業等を継続実施する。【環境省】		b 進捗中	漁業被害を軽減しつつ、絶滅危惧種に属することがないよう計画的に採捕を実施し、個体数を80%程度に低減するという管理計画(第2期)の目標は達成されている。 非致死防除施設についても漁業者の意見を取り入れながら対策を実施、継続して効果確認を行いながら改良を進めている。	(目標) 2014年比80%まで個体数を削減し、その水準を維持		現状報告 個体数が概ね600頭前後であることから、個体数を80%程度に低減するという管理計画(第2期)の目標は達成され、個体群動態モニタリングに基づき100年以上に絶滅する確率が10%未満となる維持管理を実施している。 (2024年)	環境省自然環境局 鳥獣生物保護課 特定野生生物保護対策費	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
2-5-6	基本指針を踏まえ、鳥獣保護管理施策の推進	野生鳥獣との軋轢を緩和し、人と鳥獣との適切な関係を構築するため、鳥獣の保護・管理の状況の変化や社会的変化に応じて、5年ごとに鳥獣保護管理法に基づき基本指針の見直しを行うとともに、国、地方公共団体、研究機関、民間団体等が連携・協力して、基本指針を踏まえた施策を総合的に推進する。【環境省】		b 進捗中	現行の基本指針を踏まえ、鳥獣保護管理施策を推進するとともに、5年ごとの次期見直しに向けて、見直すべき事項、課題等の整理を行った。	来年度(2026年度)中に基本指針の次期見直しを行うために、地方公共団体、研究機関、民間団体、有識者等にヒアリング等を行い、課題の調整と見直し事項の検討を行う。			鳥獣保護管理関係予算	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
2-5-7	指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の適正管理の推進	農林産業や生態系等に深刻な影響を及ぼすニホンジカ及びイノシシについては、2023年度の半減目標の達成に向け、指定管理鳥獣捕獲等事業等により、引き続き捕獲の強化を図るとともに、それまでの取組状況等を踏まえ、2024年度以降の目標の在り方を検討し、広域的かつ集中的な管理の継続・強化を図る。【環境省、農林水産省】		b 進捗中	2023年度の半減目標の達成に向け、指定管理鳥獣捕獲等事業等により、捕獲の強化を図っていたが、2023年度の目標達成は難しいことから、目標の達成時期を2026年度まで延長した。2023年度の捕獲頭数は合計124万頭で、前年とほぼ同じ水準であった。ニホンジカの捕獲頭数は72万頭となり、過去最多だった2021年度とほぼ同じ水準を維持した。イノシシの捕獲頭数は52万頭となり、2022年度よりやや減少した。	ニホンジカについて、人材の育成・確保やICTを活用しつつ、個体数を効果的・効率的に減少させるため、高密度地域での集中捕獲や県境をまたぐ広域捕獲を推進する。	①ニホンジカの個体数 ②イノシシの個体数	①現状値 285万頭(2022年) ②78万頭(2022年)	指定管理鳥獣捕獲等事業、鳥獣保護管理強化総合対策事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-5-8	特定鳥獣の科学的・計画的な保護管理の強化	ニホンザル、イノシシ、サル、クマ、カワウ等の特定鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適切な管理の強化とともに、環境を越えて広域に移動する鳥獣については、関係機関が連携し広域的な管理の強化を図る。また、近年増加するクマ、イノシシ等の市街地等への出没に対応するための体制構築等を行う。【環境省】	○	b 進捗中	特定鳥獣による被害が拡大していることから、特定計画を作成し、対策に取り組む都道府県は増加した。また、クマ類の出没について、マニュアルを改定し出沒への備えや出沒しだの際の対応方針等を整理するとともに、クマ類の出没に対応する体制を構築するよう、技術的支援を行う。	イノシシについては特定計画で定めた措置目標に対し豚熱の発生等により生息数が減少し、目標達成に影響を与えている。引き続き特定計画作成のためのガイドラインを改定しつつ、クマ等の出没に対応する体制構築等を行う。また、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル及びイノシシ)の目標を達成出来た都道府県の割合は各年度で大きくはなっていない。長期的には増加傾向となり目標を達成出来るように取り組む。	①第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル及びイノシシ)の目標を達成した都道府県の割合 ②ニホンザル、イノシシの生息状況 ③クマ類の出没状況	①現状値 二ホンザル:67%、イノシシ:19% 目標値 二ホンザル:67%、イノシシ:100% (2030年度) ②ニホンザル:67%、イノシシ:100% クマ類:68% (2024年度) ③クマ類4カワウ5 (2024年度))	鳥獣保護管理強化総合対策事業、特定管理鳥獣捕獲等事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
2-5-9	鳥獣の捕獲等の適正化	狩猟は、鳥獣の個体数管理に一定の役割を果たしており、適正な鳥獣保護管理の推進の観点から、狩猟者及び狩猟免許持主等の在り方について検討を行う。また、ニホンザル、イノシシ等の鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念されることから、錯誤捕獲される鳥獣の種類、数等について情報収集し、対策の検討を行う。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種を保護する観点で重要であるとともに、鳥獣の計画的な管理にも寄与するものであることにも留意し、錯誤捕獲の防止に効果が見込まれる場合には、わなの形状の見直しや使用規制等の措置を検討する。【環境省】		b 進捗中	錯誤捕獲の状況把握、防止の方法や罠の形状の見直しについて情報収集を行った。	基本指針の見直しの一課題として錯誤捕獲対策について検討を行う。	錯誤捕獲の発生状況と、活用している都道府県数	現状値 25年度 目標値 47(2030年度)	鳥獣保護管理強化総合対策事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
2-5-10	鳥獣の保護・管理におけるデジタル化の推進	政府全体のデジタル化に対応しつつ、科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を進めるため、鳥獣保護管理法に基づき手続的なオンライン化を進めるとともに、都道府県等が収集する捕獲情報を「捕獲情報収集システム」により一元的に収集・管理し、活用し、やまいちいオンラインシステムとして提供することで、鳥獣の保護・管理の効率化・省力化を推進する。【環境省】		b 進捗中	手続的なオンライン化、一元的な情報収集・管理、活用しやすいオープンデータなどの提供等を促すことにより、都道府県等が収集する捕獲情報、管理の効率化・省力化を推進するため、引き続き検討を進める。	調査の結果把握した現状を踏まえて、都道府県等のユーザー目線に即した解決策を提案することや課題となったこと、鳥獣の保護・管理の効率化・省力化を推進するため、引き続き検討を進める。	現状値 68%(2022年度) 目標値 94%(2024年度)	94%(2024年度)	鳥獣捕獲情報収集システム経費	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
2-5-11	地域資源として捕獲鳥獣の利活用に向けた取組	生産資源管理、個体数管理、被害防除等の対策への支援と併せて、捕獲された個体の処理加工施設の整備や衛生管理の高度化、処理加工施設と流通販売関係者が連携して取組等を支援し、地域資源としての捕獲鳥獣の利活用を推進する。【農林水産省】		b 進捗中	シビエ未利用地域への処理加工施設整備等の支援、安定供給体制の構築に向けたシビエ業者や関係者の連携強化、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」の遵守による野生鳥獣肉の安全の確保、国産シビエ認証制度等の普及や加工・流通・販売段階の衛生管理の高度化等の取組を推進した。なお、2025年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、2029年度のKPIとして、シビエ利用量4,000tを掲げている。	捕獲個体のうちシビエとして処理加工施設で解体処理された個体の割合(いわゆる利用率)は全国平均で1割程度と低く、利用率向上が課題となっており、捕獲鳥獣のシビエ利用の更なる拡大が必要である。このため、捕獲から消費までの各段階での対策を重点的に講ずる。	現状値 1810t (2020年度) 目標値 4000t (2025年度)	2,729t (2023年度)	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
2-5-12	次世代の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成	狩猟者や鳥獣保護管理の担い手の確保・育成を促すため、鳥獣保護管理に必要な人材育成の検討を行う。また、体系的な確保・育成の方策の検討を行う。また、目的達成のため、それぞれが地方公共団体職員や狩猟者、認定鳥獣保護事業者等や対象とした技術研修の実施、大学や学芸会等と連携した専門人材の育成、専門的知識及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業の活用、狩猟免許取得を促すイベントの企画・コンテンツ制作等の各種事業を推進する。【環境省、農林水産省】	b 進捗中	狩猟者や鳥獣保護管理の担い手の確保・育成を促すため、鳥獣保護管理に必要な人材育成の検討を行う。また、体系的な確保・育成の方策の検討を行う。また、目的達成のため、それぞれが地方公共団体職員や狩猟者、認定鳥獣保護事業者等や対象とした技術研修の実施、大学や学芸会等と連携した専門人材の育成、専門的知識及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業の活用、狩猟免許取得を促すイベントの企画・コンテンツ制作等の各種事業を推進する。【環境省、農林水産省】	各種取り組みを通じて、一定程度の担い手確保につながっている。引き続き、研修会やイベントの開催等を通じて鳥獣の保護管理に必要な人材の育成・確保に取り組む。	①40代以下の狩猟免許所持者数 ②夜間銃撃等の認定を受けている認定鳥獣保護事業者の割合 ③都道府県当たり専門的知識を有する職員の平均数	①現状値 5.5万人(2018年度) 目標値 6.6万人(2030年度) ②現状値 12%(2024年度) 目標値 14%(2025年度) 25%(2030年度) ③現状値 3.7人(2024年度) 目標値 5.0人(2030年度)	106.0万人(2024年度) ② 12%(2024年度) ③ 4.5人(2024年度)	鳥獣保護管理強化総合対策、指定管理鳥獣捕獲等事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
2-5-13	鳥獣被害防止対策の担い手の確保・育成	鳥獣被害防止対策実施隊の設置・体制強化を推進する。また、体系的な研修による人材育成の充実を図る。【農林水産省、環境省】	b 進捗中	鳥獣被害防止対策実施隊の設置・体制強化を推進する。また、体系的な研修による人材育成の充実を図る。【農林水産省、環境省】	・市町村による被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進している ・高齢化が進む捕獲人材の育成・確保に向けて、セーフティーの開催を支援しているほか、OJT研修等の実施を支援している ・2024年4月時点における鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村数は1,256市町村、同僚員数は4万2千人となった。	鳥獣被害対策実施隊の隊員数	現状値 42,063人(2022年度) 目標値 43,800人(2025年度)	42,172人(2024年4月時点)	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	
2-5-14	野生鳥獣に関する感染症への対応	野生鳥獣に関する感染症は、人の健康や社会経済活動のみならず、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、そのリスクを評価するとともに、早期に感染症の発生を確認し、ワイルド・アブローチの観点も踏まえ関係者が連携して迅速に対応するための体制等の整備を行う。また、生物多様性の保全の観点のほか、家畜衛生の観点から大きな影響を及ぼす、高病原性鳥インフルエンザや豚熱については、関係省庁・都道府県が連携してサーベイランスを実施し、ウイルスの早期発見と発生時の迅速かつ円滑な対応に努める。ウイルスを運ぶ可能性のある渡り鳥の飛来状況や関係機関への情報共有を行う。さらに、野生インシシシの豚熱感染は農場での豚熱発生要因となることから、野生インシシシでの豚熱の感染状況について国民への分かりやすい情報提供を行うとともに、経口ワクチンの散布により野外ウイルス濃度の低減を図る。加えてアフリカ豚熱の野生インシシシへの侵入防止と侵入時の防疫体制の強化を図る。【環境省、厚生労働省、農林水産省】	b 進捗中	生物多様性保全の観点から、早期に感染症の発生を確認し、239の感染症について生物多様性の保全上リスクを評価している。また、家畜衛生等の分野でも大きな影響を及ぼす野鳥における高病原性鳥インフルエンザについて、関係省庁・47都道府県が連携してサーベイランスを実施する整備している。ウイルスを運ぶ可能性のある渡り鳥の飛来状況や感染症発生状況等については、国民への分かりやすい情報提供や関係機関への情報共有を行っている。さらに、野生インシシシでの豚熱の感染状況について国民への分かりやすい情報提供を行うために農林水産省HPにおいて地図を用いた情報の発信を行っている。豚熱については経口ワクチンの散布により野外ウイルス濃度の低減を図っている。加えてアフリカ豚熱の野生インシシシへの侵入防止と侵入時の防疫体制について、関係省庁で申合せを作成し体制を整備している。	高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱以外の野生鳥獣の感染症についても、リスク評価は一定程度完了したものの、当該種の感染症に対して行われているような具体的な対策の検討は完了しておらず、今後も続ける。	①野生鳥獣に関する感染症により、種の存続を脅かす野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響が確認された数 ②関係機関が連携して全国的なサーベイランスや対策を実施している、生物多様性保全上重要な野生鳥獣に関する感染症数 ③生物多様性保全上のリスク評価において優先度が高いとされた感染症のうち、具体的な対策の検討等を行った感染症の数	①現状値 1(2022年度) 未時点) 目標値 0(毎年) ②現状値 3(2021年度) 目標値 3(毎年) ③現状値 2/30(2021年度) 目標値 10/30(2023年度)	①0(2025年6月時点) ②3(2025年6月時点) ③3/30(2025年6月時点)	鳥獣感染症対策事業費	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
2-5-15	野生動物に関する感染症への対応	飼い主等への普及啓発において、ワイルド・アブローチの観点も踏まえ、野生動物と遊玩動物、人の間における共通感染症の感染防止を周知すること、生物多様性保全に寄与すること。【環境省、厚生労働省、農林水産省】	b 進捗中	飼い主等への普及啓発において、ワイルド・アブローチの観点も踏まえ、野生動物と遊玩動物、人の間における共通感染症の感染防止を周知すること、生物多様性保全に寄与すること。【環境省、厚生労働省、農林水産省】	今後も、引き続き自治体・動物園等や有識者から意見を伺いつつ、指針の更新を行う予定である。				動物の愛護及び管理事業	動物愛護管理法	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
基本戦略3	ネイチャーポジティブ経済の実現										
3-1-1	国際的なルール形成への参画及び国内企業の巻き込み	行動目標3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づいた目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投資意欲を促進する基盤を整備し、投資家の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する TNFD, SBTs for Nature, ISO TC331(国際標準化機構)に設立された生物多様性に関する専門委員会等)における民間イニシアチブにおける議論に関して、我が国のビジネスセクターの事情に即した格好になるよう積極的に議論に参画する。あわせて、国内のイニシアチブ(JBB, 経団連自然保護協議会等)とも連携し、企業による生物多様性配慮の経営への盛り込みや目標設定・情報開示を促進するためのガイドラインの作成と普及等を行う。【環境省】	○ b 進捗中	2024~2025年度にかけてTNFDに約50万ドル相当の拠出を実施し、自然データプラットフォームNDPEの立ち上げに向けた共同研究やTNFD管理運営協議会への参加等を進め、関係先における国際ルールメイキングに参画してきた。また、生物多様性分野における国際標準規格に関するISO/TC331について、2021年度に国内審議委員会を設置し、産学官が連携して規格開発に関する対応方針の検討等を実施してきた。	日本が技術力で強みを持つ技術・ツール等について、TNFDやSBTN, IPBES, ISO/TC331等のルールメイキングの場で発信(地球観測衛星や遠隔DNA等を活用した自然関連のモニタリング手法や、流域全体の水リスク評価ツールなど)を進める。	①国際的なイニシアチブ(SBTs for Nature, TNFD等)及び国内のイニシアチブ(JBB, 経団連自然保護協議会等)に参加・賛同・設定を促している企業の数又は割合 ②生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数又は割合 ③生物多様性の配慮に関する目標設定及び情報開示を行っている企業の数又は割合	①現状値 企業数 218(2022年度) 目標値 企業数 300(2025年度) ②現状値 75%(2018年度) 目標値 80%(2025年度) ③現状値 目標設定 55% 情報公開 74% 目標値 目標設定 60% 情報公開 80%(2025年度)	①18%(2023年度) ②77% ※2022年度から段階的に増え、2025年度時点と比較するに及ばないが、段階的な改善は必要と見られる。 ③定額目標を設定している企業割合:35% 定性目標を設定している企業割合:42% (2023年度)	ネイチャーポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際法・ルール先導推進費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略	
3-1-2	ネイチャーポジティブ経済研究会	2022年3月に立ち上げたネイチャーポジティブ経済研究会を通じて、ネイチャーポジティブとビジネスに関する国際及び国内の状況分析及びそれを踏まえた我が国としてのビジョンや戦略の策定を行い、民間企業による生物多様性・自然資本の保全及び持続的利用に関する取り組みを促進する。【環境省】	○ b 進捗中	自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることを示し、企業と金融機関、投資家などに要請に促すために関係4省庁で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定した(2024年3月)。また、国の施策を主軸としつつ、各ステークホルダーに期待するアクションを整理するべく、同戦略のロードマップの後継も行なった(2025年7月策定・公表予定)。	ネイチャーポジティブ経済移行戦略及び同戦略ロードマップに盛り込まれた施策を推進する。	(目標)2023年度内にネイチャーポジティブ経済の実現に向けたビジョン及び道筋を示したネイチャーポジティブ経済移行戦略(仮称)の検討・策定を行うほか、同配慮指針等を活用した、官民連携によるネイチャーポジティブの先行モデルの創出及び調達の促進を図る。	現状値 - 目標値 -	環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国交省、通商省、名「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定(2024年3月時点)	ネイチャーポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際法・ルール先導推進費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略	
3-1-3	サブライチエーション対応、指標・見える化、データ整備	国際的な民間イニシアチブによるルールメイキングの動向を踏まえ、サブライチエーション対応、指標・見える化、データ整備を進めることにより、国内企業が生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な経営を推進するための支援を行う。【環境省】	○ b 進捗中	サブライチエーションにおける生物多様性への影響把握、負荷低減に関する企業の具体的な行動支援として、データ・ツール等の体系整理や資料作成・広報を進めてきたほか、企業の事業活動におけるサブライチエーション全体の環境負荷を「見える化する」ネイチャーフットプリントを開発している。	調達におけるネイチャーポジティブ配慮指針等(仮称)の検討・策定を行うほか、同配慮指針等を活用した、官民連携によるネイチャーポジティブの先行モデルの創出及び調達の促進を図る。	サブライチエーション対応、指標・見える化、データ整備を実施している企業数	現状値 - 目標値 -	- (2025年6月時点)	ネイチャーポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際法・ルール先導推進費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-1-4	情報開示・定量的目標及び定量目標設定の支援	国際的な民間イニシアチブによるリール・メイキングの動向を踏まえ、TNFD やSBTs for Nature等に関するガイドラインを策定し、国内企業が生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な経営を推進するための支援と普及啓蒙を行う。【環境省】	○	b 進捗中	開示・目標設定等に関するワーキンググループやサテライト事業等の実施を通じてネイチャー・ポジティブ経営に関する能力養成を実施してきた。TNFDアダプター・日本企業は既に160以上に達している(2025年6月時点)。	ビジネス分野別の自然関連リスク・機会ロングリストや、ネイチャー・ポジティブを通じた企業価値向上までのストーリー集「(仮称)の検討・策定を進める。また、これらの成果物も活用し、ネイチャー・ポジティブ経営移行に向けた能力養成や技術開発・支援(スタートアップ、特に優先対象分野の中堅・中小企業関連含む)を実施する。	①生物多様性に關する事項を経営方針に組み込んでいる企業割合: 39% (2021年) ②環境価値16件/年(2021年) 目録値 80件 (2025年度累積)	①現状値 75%(2019年度) 目標値 80% (2025年度) ②現状値 16件/年(2021年) 目録値 80件 (2025年度累積)	①生物多様性に關する事項を経営方針に組み込んでいる企業割合: 77% (2023年度) ②37件/年 (2025年6月時点集積)	ネイチャー・ポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力の推進費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略
3-1-5	生物多様性・自然資本に関する情報開示、グリーンファイナンスの促進	企業の生物多様性や自然資本に関する情報開示を進めるとともに、当該分野におけるグリーンファイナンスを推進する。また、グリーンファイナンスの社会実装に向け、グリーンボンド等の民間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス、ESG投資の拡大を図る。【環境省、国土交通省】	○	b 進捗中	・TNFDフォーラムメンバー数は2025年6月時点で日本企業が31社となり、国際的なグリーンファイナンス(SBTs for Nature, TNFD等)及び国内のインテグレーション(JBIB、経団連自然保護協議会等)に参加・賛同・認定を受けている企業の数又は割合「1」の大幅な目録値である300社を達成した。また、一部の大手金融機関・機関投資家が自然資本に着目した投資商品を開発している。 ・地域金融機関によるTNFD提言に基づく情報開示を促進するため、2025年3月31日、「TNFD提言」に基づいた自然関連情報分析ガイダンス(金融機関向け)2024年度版「」を公表した。 ・グリーンボンド等を通じてグリーンファイナンスの拡大に向けて、グリーンプロジェクトとして整理され得るものを明示したグリーンリストの拡充等を実施した。	・国内外のネイチャー・ファイナンスの拡大・質を向上させるための、投資家におけるネイチャー・ポジティブ配賦指針案(仮称)の検討・策定を行う。また、同指針も活用した、官民連携によるネイチャー・ファイナンスの発行モデルの創出を行う。さらに、ネイチャー・フィットメントの開発と金融セクター向け活用ガイダンス(仮称)の開発・支援も進める。 ・地球金融機関向けガイダンスやグリーンリストの拡充等を継続的に検討する。	TNFDアダプター数 166社 (2025年6月時点)	現状値 45/年 (2025年度) 目標値 90 (2025年度)	TNFDアダプター数 166社 (2025年6月時点)	適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド等促進体制整備支援事業	
3-1-6	環境に配慮した不動産へのESG投資促進	環境に配慮した不動産へのESG投資が促進される不動産投資市場の形成に向けた環境整備を推進する。【国土交通省】		b 進捗中	生物多様性など環境に配慮した優良な不動産へのESG投資が促進される不動産投資市場の形成に向けた環境整備を推進する。【国土交通省】	不動産へのESG投資促進のため、ガイダンス普及・啓蒙を図る。				ESG投資関連情報の充実に向けた環境整備	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-2-1	バイオチャー・ボジティブに依るビジネス分野の取組支援	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	○	進捗中	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	① 現状値 75%※ 目標値 80% ※2019年度の数字	① 77% (2023年度) ※2022年度から期間が一部変更されており、点検値と現状値を単純比較することはできないが、設問の趣旨に大きな変更はない。 ② 9.3兆円 (2023年)			
3-2-2	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	我が国企業への有する生物多様性保全に係る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	○	進捗中	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	① 現状値 75%※ 目標値 80% ※2019年度の数字	① 77% (2023年度) ※2022年度から期間が一部変更されており、点検値と現状値を単純比較することはできないが、設問の趣旨に大きな変更はない。 ② 9.3兆円 (2023年)			
3-2-3	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	我が国企業への有する生物多様性保全に係る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	○	進捗中	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	① 現状値 75%※ 目標値 80% ※2019年度の数字	① 77% (2023年度) ※2022年度から期間が一部変更されており、点検値と現状値を単純比較することはできないが、設問の趣旨に大きな変更はない。 ② 9.3兆円 (2023年)			
3-2-1	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	我が国企業への有する生物多様性保全に係る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	○	進捗中	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	① 現状値 75%※ 目標値 80% ※2019年度の数字	① 77% (2023年度) ※2022年度から期間が一部変更されており、点検値と現状値を単純比較することはできないが、設問の趣旨に大きな変更はない。 ② 9.3兆円 (2023年)			
3-2-2	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	我が国企業への有する生物多様性保全に係る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	○	進捗中	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	① 現状値 75%※ 目標値 80% ※2019年度の数字	① 77% (2023年度) ※2022年度から期間が一部変更されており、点検値と現状値を単純比較することはできないが、設問の趣旨に大きな変更はない。 ② 9.3兆円 (2023年)			
3-2-3	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	我が国企業への有する生物多様性保全に係る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	○	進捗中	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	バイオチャー・ボジティブに依る技術・製品・サービスに関する情報共有を促進する。【環境省】	① 現状値 75%※ 目標値 80% ※2019年度の数字	① 77% (2023年度) ※2022年度から期間が一部変更されており、点検値と現状値を単純比較することはできないが、設問の趣旨に大きな変更はない。 ② 9.3兆円 (2023年)			

3-2-4	3-2-4	スマート農業技術の社会実装の推進	スマート農業技術の活用促進法に基づき計画認定制度による金融・税制措置等を活用しながら、センシング等センサーを活用したスマート農業技術の確立・普及を引き続き推進する。	スマート農業技術プロジェクト(2019～2024)により、衛星画像を活用した可変施肥技術等、スマート農業技術の導入効果を確認した。スマート農業技術活用促進法を施行(2024年10月～)、重点開発目標に「衛星やドローン等を用いた農産物の生育、土壌及び病害虫等のセンシングの結果等に連動した農作業の省力化又は高度化に係る技術」を位置づけ、センシング等センサーを活用した効率的な農業・肥料散布技術の開発と普及を推進した。	スマート農業技術活用促進法に基づき計画認定制度による金融・税制措置等を活用しながら、センシング等センサーを活用したスマート農業技術の確立・普及を引き続き推進する。	データを活用した農業を実施する農家の担い手の割合	現状値 49% 目標値 ほぼ全て(2025年)	59.5% (2024年)	カドリの食料シ、ステラ戦略実現技術開発・実証事業のうちスマート農業の総合推進対策、スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	関係制度・法令名称 農業の生産性の向上のため農業技術の活用促進に関する法律
3-3-1	3-3-1	名古屋農産物の国内流通の促進	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	指針第5章の規定に基づき、経済産業大臣が遵守するよう促すため、引き続き遺伝資源取得者に対してABS指針等について普及啓蒙を行う。また、海外の遺伝資源にアクセスする際の留意点、注意事項等をまとめた、「遺伝資源へのアクセス手引」をまとめ、普及啓蒙に努めている。	遺伝資源の提供国のABSに関する国内制度を遵守するよう促すため、引き続き遺伝資源取得者に対してABS指針等について普及啓蒙を行う。	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】
3-3-2	3-3-2	名古屋農産物の国内流通の促進	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	指針第5章の規定に基づき、経済産業大臣が遵守するよう促すため、引き続き遺伝資源取得者に対してABS指針等について普及啓蒙を行う。また、海外の遺伝資源にアクセスする際の留意点、注意事項等をまとめた、「遺伝資源へのアクセス手引」をまとめ、普及啓蒙に努めている。	遺伝資源の提供国のABSに関する国内制度を遵守するよう促すため、引き続き遺伝資源取得者に対してABS指針等について普及啓蒙を行う。	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】
3-3-3	3-3-3	名古屋農産物の国内流通の促進	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	指針第5章の規定に基づき、経済産業大臣が遵守するよう促すため、引き続き遺伝資源取得者に対してABS指針等について普及啓蒙を行う。また、海外の遺伝資源にアクセスする際の留意点、注意事項等をまとめた、「遺伝資源へのアクセス手引」をまとめ、普及啓蒙に努めている。	遺伝資源の提供国のABSに関する国内制度を遵守するよう促すため、引き続き遺伝資源取得者に対してABS指針等について普及啓蒙を行う。	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	名古屋農産物の国内流通の促進に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓蒙を推進する。これに当たり、これまで技術的な課題への対応も進め、農産物の流通・販売の促進を図る。【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-4-7	病害虫の総合防除の推進	化学農薬のみに依存せず、病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備(予防いや、病害虫の発生予測(予察)に重点を置いた「総合防除」の取組を推進する。【農林水産省】)	b 進捗中	2024年4月までに、全ての都道府県において、国の総合防除基本指針に則した、地域の実情に応じた総合防除計画の策定が完了した。	農業者へよりわかりやすく、使いやすい形での総合防除を推進する。	(目標) 植物防疫法(昭和25年法律第151号)の改正に基づき国が策定する基本指針に即して、都道府県が総合防除の実施に関する計画を策定することにより、総合防除を推進。	47都道府県が総合防除計画を策定(2024年度)	国・安全対策費交付金、食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築、みどりの食料システム戦略のうちみどりの食料システム戦略推進交付金のうちクワリーナ戦略推進交付金の取組サポート	植物防疫法		
3-4-8	家畜排せつ物の利活用の推進	耕種農業のニーズにあった高品質な堆肥の生産や、ペレット化を通じた広域流通等、地域の実情に応じた家畜排せつ物の利活用の推進。家畜排せつ物の4分の1がエネルギー利用や、発酵残渣の液肥利用を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	・堆肥の高品質化やペレット化のための施設整備や広域流通のための取組に対して支援を実施した。 ・メタン発酵バイオガスプラントの整備や、発酵残渣の肥料利用を促進するための取組に対して支援を実施した。	・引き続き堆肥の高品質化等への取組を支援することにより家畜排せつ物の利活用を推進する。 ・引き続き地域のバイオマス(家畜排せつ物等)の利活用の取組を推進する。	・国内肥料資源の活用拡大対策事業、畜産クワリーナ事業、農山漁村地域整備交付金(畜産環境総合整備事業)脚型酪農・肉用牛産地支援	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、悪臭防止法、水質汚濁防止法、みどりの食料システム戦略				
3-4-9	GAPの普及推進	我が国共通の国際水準GAPの取組基準である国際水準GAPガイドラインに基づき都道府県との連携による普及活動や、GAPに取り組み農業者のメリットの明確化、指導体制の強化や面的取組の拡大、実需者・消費者のGAPの認知度向上等の取組を進め、国際水準GAPの取組の拡大を図る。【農林水産省】	b 進捗中	・都道府県と連携した国際水準GAPの推進に向けて、都道府県に対して、国際水準GAPガイドラインに基づき指導の実施を求めるとともに、都道府県GAPを存続する場合には、本ガイドラインに即して国際水準に引き上げることを求めた結果、ほぼ全ての都道府県において国際水準への引き上げが完了した。 ・都道府県GAP指導員による指導活動等について、都道府県向け交付金により支援を行い、高い水準で指導できることを推進し、実需者4,146人に増加した。 ・GAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAPパートナー」として募集し、買回を得た71社をホームページに掲載する等、実需者及び消費者の理解促進と需要喚起し、実需者と産地の関係構築を推進した。	・都道府県においてGAP指導員は増加傾向にあるものの、地域での面的なGAP普及を図るため、産業者団体や農協等の組織での取組を拡大する必要があることから、地域で中核的な役割を果たすGAP指導員の育成等を推進するほか、団体への取組取得を促すとともに、団体運営の円滑な実施に向けた取組を推進する。 ・一部の農業者においてGAP農産物の取扱いを拡大する動きがあるが、さらにGAP認証農産物の調理に取組む実需者等を増加させる必要があることから、SDGsへの貢献の観点からGAPの情報発信を行うことにより、実需者等のGAPへの理解や活用の促進を図る。	国際水準GAPを奨励する農業者数	現状値 24,653経営体(2021年度) 目標値 24万経営体(2030年度)	44,647経営体(2023年度)	GAP拡大推進加速化事業	持続可能性配慮型畜産推進交付金	
3-4-10	畜産GAP取得推進	適正な廃棄物等の保管・処理等による環境負荷の低減につながる畜産GAPの認証取得への支援など、取組の拡大を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	畜産GAPの認証審査推進のための審査員養成等への支援、都道府県による畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための指導員の養成、畜産GAP認証取得者の取組支援を行い、2024年8月末現在で269の畜産GAP認証取得経営体を維持するなど畜産GAPの取組が拡大した。	・都道府県により畜産GAP認証取得の取組に温度差があることから、引き続き都道府県での取組が拡大されるよう、持続可能性配慮型畜産推進交付金等の活用を促す。 ・実需者・消費者へのGAP畜産物の理解醸成のための情報発信等を行い、農業者側の畜産GAP認証取得への取組拡大が図られるよう努める。					持続可能性配慮型畜産推進交付金	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-4-11	適切な生産活動を推進した木材の需要拡大への取組	・木材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を推進する。 ・CLTや木質耐火材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材等の利用拡大を推進する。 ・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進する。 ・木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等の化石資源由来製品代替となる新素材の研究・技術開発及びその普及を促進する。【農林水産省】		b 進捗中	・木材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を推進する。 ・CLTや木質耐火材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材等の利用拡大を推進する。 ・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進する。 ・木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等の化石資源由来製品代替となる新素材の研究・技術開発及びその普及を促進する。【農林水産省】	・木材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を推進する。 ・CLTや木質耐火材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材等の利用拡大を推進する。 ・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進する。 ・木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等の化石資源由来製品代替となる新素材の研究・技術開発及びその普及を促進する。【農林水産省】	①国産材の供給・利用量の増加 ②新素材の開発・実証件数	①現状値 3,400万㎡(2021年度) ②目標値 4,200万㎡(2030年度まで)	①現状値 3,400万㎡(2023年度) ②目標値 4,200万㎡(2030年度まで)	・林業・木材産業の成長産業化促進対策 ・森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業 ・CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 ・木材需要の創出・輸出力強化対策 ・戦略的技術開発・実証	森林・林業基本法、森林・林業基本計画
3-4-12	森林施策の適切な実施に向けた新技術の導入や人材育成	・適切な森林整備に向けて、森林経営計画の作成の中核を担う森林経営プランナーや持続経営を奨励する森林経営プランナーを育成する。 ・森林施策の適切な実施に向けて、成長に優れた苗木や機械を活用した新たな森林技術の導入を推進する。【農林水産省】		b 進捗中	・森林プランナー育成制度等を通じて、森林経営プランナー及び森林技術プランナーの育成を支援している。 ・成長に優れた苗木や機械を活用した造林技術など、新たな森林技術の導入を推進している。 ・森林技術の導入・普及を推進している。	・森林プランナー育成制度等を通じて、森林経営プランナー及び森林技術プランナーの育成を支援している。 ・成長に優れた苗木や機械を活用した造林技術など、新たな森林技術の導入を推進している。 ・森林技術の導入・普及を推進している。	①認定森林経営プランナーの現役人数 ②認定森林経営プランナーの現役人数	①現状値 2,206人(2024年度) ②目標値 3,500人(2030年度)	①現状値 2,206人(2024年度) ②目標値 3,500人(2030年度)	・森林・林業向け手養成総合対策 ・開発技術の実装・環境整備	
3-4-13	合法伐採木材等の流通及び利用の促進	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第49号)に基づき、全ての事業者が合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められている。同法が目指す合法伐採木材等の流通及び利用拡大のため、情報提供サイト「クワン・ウッド・ナビ」を立ち上げた。関係者の参加による協議会を通じて普及啓発活動への支援を実施。【農林水産省、国土交通省】		b 進捗中	合法伐採木材等の流通及び利用拡大の取組を強化するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第49号)に基づき、全ての事業者が合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められている。同法が目指す合法伐採木材等の流通及び利用拡大のため、情報提供サイト「クワン・ウッド・ナビ」を立ち上げた。関係者の参加による協議会を通じて普及啓発活動への支援を実施。【農林水産省、国土交通省】	改正法の有効性向上のために引き続き、木材関連事業者等への研修の実施、関係者との意見交換会の開催、イベント出展等の合法伐採木材等の普及啓発を実施する。事業者の負担軽減に資する「クワン・ウッド・ナビ」をより分かりやすく情報提供できる形にリニューアルした。 全国各地で実施する木材関連事業者等に対する研修、幅広い関係者の参加による意見交換会を実施した。	第一種登録木材関連事業者が取り扱う合法木材の量	現状値 3,035万㎡(2019年度) 目標値 4,350万㎡(2025年度)	木材需要の創出・輸出力強化対策	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クワン・ウッド・ナビ)	
3-4-14	脆弱な生態系の保護と持続的な漁業の共存	我が国が加盟している地産漁業管理機関の和歌山委員会による公海産漁業が海山等に関する脆弱な生態系に与える影響に係る評価を実施し、各加盟国等と協力しつつ、持続的な漁業との共存が可能な適切な管理措置の導入に取り組む。【農林水産省】		b 進捗中	地産漁業管理機関において、各加盟国等と協力しつつ、脆弱な生態系への影響評価を踏まえ、漁獲上限や禁漁区域の設定等の適切な管理措置の導入や実施に取り組んでいる。	引き続き、資源評価対象魚種の拡大と、対象魚種の資源調査・評価を推進する。併せて、海洋環境の変動等による水産資源への影響を把握するための海洋観測網の充実を推進する。我が国が加盟している公海産漁業管理機関の和歌山委員会による水産資源への影響を調査・評価する。海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し、脆弱な生態系に与える影響を把握する。我が国が加盟している公海産漁業管理機関の和歌山委員会による水産資源への影響を調査・評価する。海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し、脆弱な生態系に与える影響を把握する。我が国が加盟している公海産漁業管理機関の和歌山委員会による水産資源への影響を調査・評価する。	国際分担金		国際分担金	CCAMLR(南極海洋生物資源保存委員会)、SIOFA(南インド洋漁業協定)、SEAFO(南東大西洋漁業機関)	
3-4-15	水産資源調査・評価の充実・精度向上	資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始する。我が国周辺海域の主要魚種(マイワシ、マサバ等)や公海等で漁獲される国際漁業資源(サケ、カンパチ、マグロ等)について、調査・評価を実施する。海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し、脆弱な生態系に与える影響を把握する。我が国が加盟している公海産漁業管理機関の和歌山委員会による水産資源への影響を調査・評価する。海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し、脆弱な生態系に与える影響を把握する。我が国が加盟している公海産漁業管理機関の和歌山委員会による水産資源への影響を調査・評価する。		b 進捗中	2024年度時点で、我が国周辺の資源評価対象魚種は192種、調査データが活用された国際漁業資源の調査・評価は79種であった。当該魚種については資源調査・評価の実施の拡充を推進する。我が国が加盟している公海産漁業管理機関の和歌山委員会による水産資源への影響を調査・評価する。海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し、脆弱な生態系に与える影響を把握する。我が国が加盟している公海産漁業管理機関の和歌山委員会による水産資源への影響を調査・評価する。	引き続き、資源評価対象魚種の拡大と、対象魚種の資源調査・評価を推進する。併せて、海洋環境の変動等による水産資源への影響を把握するための海洋観測網の充実を推進する。我が国が加盟している公海産漁業管理機関の和歌山委員会による水産資源への影響を調査・評価する。海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し、脆弱な生態系に与える影響を把握する。我が国が加盟している公海産漁業管理機関の和歌山委員会による水産資源への影響を調査・評価する。	水産資源調査・評価の充実・精度向上		水産資源調査・評価の推進事業	漁業法	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-4-16	MSVベースの水産資源管理に基づくTAC管理の推進	漁業法(昭和24年法律第67号)の改正においては、TAC(漁獲可能量)による管理が基本とされており、2021年漁期から魚種ごとの改正漁業法に基づくTAC管理が開始されている。引き続き、ロードマップ及びTAC魚種拡大に向けたスケジューリングに従い、TAC魚種の拡大を推進し、2023年度までに漁獲量ベースで6割をTAC管理とする。【農林水産省】	a 進捗中 b 進捗中	新たな資源管理の推進に向けたロードマップ(2021年9月公表)及びTAC魚種拡大に向けたスケジューリング(2021年3月公表)に基づき、2023年度までに漁獲量に占めるTAC魚種の割合を8割とすることを目標値として設定してきた。2023年度末時点、6.5割まで拡大した。しかしながら未達であることから、引き続き拡大に取り組む必要があり、2024年3月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」において、2025年度までに8割とすることを目標としている。2024年度末時点、7.2割まで拡大した。	資源計画の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、新たなTACの重要性の拡大は絶えず進め、管理の漁業者との丁寧な交渉を踏まえ、管理の段階的導入(ステップアップ方式)により課題解決を図りながら進める。	現状値 60.5% 目標値 80%(2023年度)	71.9%(2024年度)	新ロードマップに基づく資源管理の推進事業	漁業法、水産基本計画、資源管理の推進のための新たなロードマップ		
3-4-17	水産資源管理におけるIQ管理の導入	IQ(漁獲動当)による管理については、ロードマップに併し、2023年度までに、TACの削減を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)に原則導入する。【農林水産省】	a 既に達成済み	2023年度末時点でTAC資源を主な漁獲対象とする1漁法・資源の大臣許可漁業にIQ管理を導入した。	2024年3月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に沿って、IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の問題を後と運用面の課題について解決を図る。			新ロードマップに基づく資源管理の推進事業	漁業法、資源管理の推進のための新たなロードマップ		
3-4-18	水産資源管理における資源管理協定の移行	国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的な取組の組合せによる資源管理推進の枠組みは今後も存続し、自主的な取組を定める資源管理協定は、改正漁業法に基づき資源管理協定に移行することになっており、2023年度までに、現行の資源管理計画から、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了させた。【農林水産省】	a 既に達成済み	2023年度末時点で、資源管理協定への移行を完了した。	2018年の漁業法改正において、悪質な密漁が行われていたアフリカ、ナマコ等の採捕禁止違反の罪を新設するなど、大幅に罰則を強化した。また、全国で発生した漁業関係法令違反の件数は、2023年において1,653件となっている。			新ロードマップに基づく資源管理の推進事業	漁業法、水産資源管理の推進のための新たなロードマップ		
3-4-19	水産資源管理のルールへの遵守	アフリカ、ナマコ等の沿岸域の密漁や我が国周辺海域における外国漁船の違法操業に対する取締りを強化するとともに、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)に基づく特定の水産動植物の国内流通及び輸出入の適正化を図る。【農林水産省】	b 進捗中	地域漁業管理機関等を通じて、遼東(中国)ハルビン等に対し、科学的な規制に基づいた高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理への理解促進及び地域漁業管理機関において定められている保存管理措置の適切な遵守のための研修等の支援を実施した。	罰則強化が効果を発揮するよう、引き続き関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、ロードマップ等の密漁対策を行うことで、総合的な密漁対策を推進する。				漁業法、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律		
3-4-20	国際水産資源の持続的利用	持続可能な漁業の達成に向け、FAOが行う、遼東(中国)へのIUU(違法、無報告、無規制)漁業対策支援、フシントン条約の科学的助言の提供等に必要経費を支援する。さらに、漁業補助金規律の適切な運用・実施のため、WTOを通じて、遼東(中国)ハルビンに対し、漁業当局の即連会への参加、補助金等の通報の改善等を支援するもの。また、資源状況の悪化、補助金等の通報の改善等を支援するもの。また、資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理について、我が国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の取組、科学的根拠に基づき、WTOに漁業補助金を通報する。【農林水産省】	b 進捗中	科学的な規制に基づいた高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理への理解促進及び地域漁業管理機関において定められている保存管理措置の適切な遵守のための研修等の支援を実施した。	引き続き、地域漁業管理機関等を通じて、遼東(中国)ハルビン等に対し、科学的な規制に基づいた高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理への理解促進及び地域漁業管理機関において定められている保存管理措置の適切な遵守のための研修等の支援を実施する。	①違法漁業防止(PSM協定の)の批准国数 ②我が国及びFAO専門家等の知見を活かした生物多様性の確保と水産資源の持続的利用の両立への貢献 ③世界の全漁獲量の約90%を占める漁獲量上位国(33か国・地域)のうちの上位20か国全てがWTOに漁業補助金を通報する	①183カ国(2025年6月時点) ②- (2025年6月時点) ③11カ国(2025年6月時点) ④WCPFC 7 ICCAT 15 (2024年度)	カツオ・マグロ資源管理強化支援事業	漁業法、水産資源管理の推進のための新たなロードマップ		

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-4-21	捕鯨対策	鯨類の資源管理に必要な科学的データの取組を推進するとともに、国際機関と連携しつつ、資源管理を推進する。【農林水産省】		b 進捗中	・非致死的調査等の取組、特種利用を支援する国の連携や情報発信等への支援、違法漁獲の国内流通を防止するための調査等を実施している。 ・捕鯨業者が実施する分布状況調査等の漁場探査や販路確保、流通の効率化、コスト削減等の構造改革に必要な取組等を支援している。 ・これらの実施等を通じて、安定的な捕鯨業の実施と国際的な資源管理の推進に寄与している。	引き続き、非致死的調査等の取組等を実施する国内流通を防止するための調査等を実施する。引き続き、捕鯨業者が実施する漁場探査や販路確保の取組等を支援する。	指標可能量 379頭/年 現状値 379頭/年 目標値 379頭/年	現状値 437頭/年 (2023年6月時点)	特種利用調査等事業、円滑化実証等対策事業	鯨類の特種的な利用の確保に関する法律(平成29年法律第76号)	
3-4-22	人工育苗生産技術の開発・普及	二ホンウナギ、クロマグロ、ブリ、カンパチの養殖において、人工育苗生産技術の開発・普及を推進し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を目指す。【農林水産省】		b 進捗中	ブリの人工育苗が、早期の種苗生産技術の開発もあり、徐々に普及していることから、実績は増加している。	クロマグロ、カンパチ及び二ホンウナギについては、近年、種苗生産技術が確立したことであり、人工育苗の普及には更なる技術開発、人工育苗の増産が必要である。引き続き、人工育苗の普及に向け、より効率的な種苗生産技術の開発、遠播育苗による優良系統の開発を推進するとともに、人工育苗の普及に向けた機器整備を支援する。	現状値 1.9% (2019年) 目標値 100% (2050年)	4.7%(2023年)	・養殖業成長産業 ・養殖推進事業 ・ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実用化事業		
3-4-23	さけ、ます増殖事業の推進	国立研究開発法人水産研究、教育機構が実施するふ化放流のモニタリングや技術開発の結果等を踏まえて、野生魚を活用したふ化放流技術の研究などを進め、人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系や生物多様性に配慮したさけ、ます増殖事業を推進する。【農林水産省】		b 進捗中	水産研究、教育機構が実施するふ化放流のモニタリングや技術開発の結果等を踏まえて、野生魚を活用したふ化放流技術の研究などを進め、人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系や生物多様性に配慮したさけ、ます増殖事業を推進する。	さけ、ます増殖事業が、現在の海洋環境の悪化に十分に対応できておらず、ふ化放流のモニタリングやふ化放流技術の開発など、更なる調査・検証を行う必要がある。くわいて、講習会等で新しい知見について普及を行うことで、増殖事業全体の高度化を図る。			さけ、ます増殖事業 増対象資源対策事業		
3-4-24	環境・生態系と調和した栽培漁業の推進	人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針にに基づき、生態系や資源の持続性に配慮した栽培漁業を推進する。【農林水産省】		b 進捗中	さけ、ます増殖対象資源対策事業により、種苗放流の効果や再生産への寄与を検証し、放流計画に反映した、栽培漁業の現場では、指針に準拠した種苗生産・放流を推進するとともに、指針の周知、理解の醸成を図ることを目的とした研修会を実施した。	種苗放流が生態系や遺伝的多様性へ与える影響やリスクについて調査を継続する。また、栽培漁業の各現場へのリスク低減が可能になること、多様性保全へのリスク低減が可能になることから、引き続き研修会等の充実により普及啓発を行う。			さけ、ます増殖事業 増対象資源対策事業		
3-4-25	養殖における環境負荷の軽減	・養殖現場ごとに漁場改善計画を定めて漁場環境を管理するとともに、海洋環境への負荷軽減が可能な養殖業を推進する。 ・伝染性疾患の発生予防及び発生時における指導や、特定疾病のまん延防止措置を支援する。 ・ワクチン等の開発支援や、組織的なワクチン接種の推進等による防疫体制整備の支援を行い、養殖場における疾病被害を低減する。 ・薬剤耐性菌の監視、動向調査の結果を踏まえ、薬剤耐性に関する研修会等の実施により、知識・技術の普及啓発を行い、養殖場における薬剤耐性菌の発生を低減する。【農林水産省】		b 進捗中	・漁場改善計画に基づく漁場環境の管理等に、海洋環境への負荷軽減が可能な養殖業を推進している。 ・近年は、気候変動に伴い、水産業に重大な影響を及ぼす新たな疾病が世界各地で確認される一方で、我が国に輸入される水産動物が多様化する。また、新たに輸入される水産動物が、我が国に侵入、まん延するリスクが従来よりも高まっている。このため、疾病侵入を防止し、我が国に侵入した場合は、疾病検査・調査や疾病の防疫指導等を確実に実施する体制を整え、迅速かつ効果的に被害を最小限に抑える。 ・薬剤耐性菌の監視、動向調査及び食品安全委員会による「養殖水産動物に抗菌性物質を併用した際の薬剤耐性菌の食品影響評価」の結果を踏まえ、養殖水産動物に対する抗菌性物質の適正使用を推進し、引き続き研修会等の実施により普及啓発を行う。	引き続き、漁場改善計画に基づく漁場環境の管理等に、海洋環境への負荷軽減が可能な養殖業を推進する。 ・近年は、気候変動に伴い、水産業に重大な影響を及ぼす新たな疾病が世界各地で確認される一方で、我が国に輸入される水産動物が多様化する。また、新たに輸入される水産動物が、我が国に侵入、まん延するリスクが従来よりも高まっている。このため、疾病侵入を防止し、我が国に侵入した場合は、疾病検査・調査や疾病の防疫指導等を確実に実施する体制を整え、迅速かつ効果的に被害を最小限に抑える。 ・薬剤耐性菌の監視、動向調査及び食品安全委員会による「養殖水産動物に抗菌性物質を併用した際の薬剤耐性菌の食品影響評価」の結果を踏まえ、養殖水産動物に対する抗菌性物質の適正使用を推進し、引き続き研修会等の実施により普及啓発を行う。	現状値 3.0% 目標値 3.0%	2.5%(2022年)	消費・安全対策 交付金(養殖準備)、水産防疫対策事業、生産資材安全確保対策事業委託費、動物用医薬品対策事業 ・漁業構造改革 総合対策事業	特種的養殖生産確保法	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
3-4-26	漁業における混獲の削減	サメ類や海鳥、ウミガメの混獲を回避する技術の開発や漁業者への普及・啓発を通じ、混獲の削減を図る。【農林水産省】	サメ類や海鳥、ウミガメの混獲を回避する技術の開発や漁業者への普及・啓発を通じ、混獲の削減を図る。【農林水産省】	b 進捗中	サメ類や海鳥、ウミガメの混獲防止について漁業者への普及・啓発を目的とする「海草混獲削減」や「サメ類や海鳥、ウミガメの混獲削減」に係る保存管理措置を分析し、混獲回避技術の開発及び漁業者への普及・啓発を推進する。また、研究者と連携しつつウミガメ救出装置の実用化に向けた研究を実施した。	引き継ぎ、地域漁業管理機関等により提供されたウミ類や海鳥、ウミガメの混獲回避に係る保存管理措置を分析し、混獲回避技術の開発及び漁業者への普及・啓発を推進する。			漁獲量改善推進事業のうち海産物生産者に対する全国展開調査	漁獲量改善推進事業	
3-4-27	魚粉代替原料の開発、普及	生餌から環境負荷が少なく経費効率の良い配合飼料の良質配合飼料の開発、普及を推進する。【農林水産省】	生餌から環境負荷が少なく経費効率の良い配合飼料の良質配合飼料の開発、普及を推進する。【農林水産省】	b 進捗中	生餌から配合飼料への転換や成長性等に優れた飼料の開発が進み、実績値は増加している。	引き継ぎ、配合飼料の普及に向け、低価格かつ高効率飼料の開発、魚粉代替原料の開発、自動給餌機等の資材・器材の導入を推進する。	養殖業における配合飼料使用比率	現状値 44% (2019年) 目標値 100% (2050年)	49% (2023年)	養殖業成長産業化推進事業	
3-4-28	赤潮、貧酸素水塊、栄養塩類不足への対応	海域ごとの赤潮、貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化を実施する。【農林水産省】	海域ごとの赤潮、貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化を実施する。【農林水産省】	b 進捗中	有明海・八代海・瀬戸内海等において、赤潮・貧酸素水塊の近年の発生状況も踏まえ、予防・被害軽減等の技術の開発・実証・高度化を実施している。また、瀬戸内海、伊勢湾、三河湾、東京湾における栄養塩類等の水質環境について、水産資源との関係やそれらに及ぼす影響の解明等を行い、海域ごとの特性に応じた栄養塩類管理方策の検討・策定・提供を実施している。	引き継ぎ、海域ごとの赤潮・貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化を実施する。	我が国の養殖生産量	現状値 970千トン (2020年度) 目標値 970千トン (各年度)	801千トン (2024年度)	豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類対策推進事業	有明海及び八代湾等を再生するための特別措置に関する法律、瀬戸内海環境保全特別措置法
3-4-29	漁村地域における新規就業者の確保	漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、漁技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援する。【農林水産省】	漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、漁技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、漁技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援している。	引き継ぎ、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、漁技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援する。	新規就業者数	現状値 1,744人 (2021年度) 目標値 各年度 2000人	1,733人 (2023年度)	経営体質育成総合支援事業、漁業・漁業関係緊急支援事業	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
基本戦略4 行動目標4-1	生活・消費活動における生物多様性に関する環境教育の推進	学校や地域で環境教育を実施・推進するリーダークラスの育成、自然体験活動等を提供する「体験の場の形成、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境保全に関する専門的な知識等を有する環境カウンセラーの登録、環境教育の推進に関する情報発信、学校、家庭等における環境教育を普及し、持続可能な社会づくりの基盤形成を行う。【環境省】	学校や地域で環境教育を実施・推進するリーダークラスの育成、自然体験活動等を提供する「体験の場の形成、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境保全に関する専門的な知識等を有する環境カウンセラーの登録、環境教育の推進に関する情報発信、学校、家庭等における環境教育を普及し、持続可能な社会づくりの基盤形成を行う。【環境省】	b 進捗中	学校や地域で環境教育を実施・推進するリーダークラスの育成、自然体験活動等を提供する「体験の場の形成、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境保全に関する専門的な知識等を有する環境カウンセラーの登録、環境教育の推進に関する情報発信、学校、家庭等における環境教育を普及し、持続可能な社会づくりの基盤形成を行う。【環境省】	環境教育の推進に関する情報発信、学校、家庭等における環境教育を普及し、持続可能な社会づくりの基盤形成を行う。【環境省】	①教職員等環境教育・学習推進リーダークラスの参加者数 ②「体験の場の形成」に関する参加者数 ③人材認定等事業登録制度の登録事業数 ④地方公共団体における環境教育関係者数	①現状値 458 (2021年度) 目標値 600 (2030年度) ②現状値 16,557 (2021年度) 目標値 30,000 (2030年度) ③53 (2024年度) ④現状値 51 (2021年度) 目標値 70 (2030年度) ⑤現状値 970 (2021年度) 目標値 1,400 (2030年度)	環境教育強化総合対策事業	「環境教育等による環境保全に関する法律」 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本法」 「群が国」における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)」	
4-1-2	持続可能な開発のための教育(ESD)の推進	ESD活動支援センター(全国・地方)及び地域ESD推進拠点によるネットワークの形成や連携により、各地域で行われている持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)の事例の共有や情報発信、人材の育成支援などを通じて、地域に根ざしたESDを全国に普及する。 ・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業におけるユネスコスクール取組の活性化や、SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業におけるカリキュラムの開発・実践や教師教育の推進等を通じて、「第2期ESD国内実施計画」に基づきユネスコエコハブやユネスコ世界シオハブの活用や様々なプラットフォームと連携しながら、国内におけるESDの推進を行う。【文部科学省、環境省】	ESD活動支援センター(全国・地方)及び地域ESD推進拠点によるネットワークの形成や連携により、各地域で行われている持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)の事例の共有や情報発信、人材の育成支援などを通じて、地域に根ざしたESDを全国に普及する。 ・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業におけるユネスコスクール取組の活性化や、SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業におけるカリキュラムの開発・実践や教師教育の推進等を通じて、「第2期ESD国内実施計画」に基づきユネスコエコハブやユネスコ世界シオハブの活用や様々なプラットフォームと連携しながら、国内におけるESDの推進を行う。【文部科学省、環境省】	b 進捗中	ESD活動支援センター(全国・地方)をハブとしたネットワークを構築することにより、持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)の事例の共有や情報発信、人材の育成支援などを通じて、地域に根ざしたESDの普及を推進している。 ・2023年度からは、全国各地で実施されている優良な実践事例を紹介することにより、新たにESDに取組もうと考える者の参考となるよう「ESD実践動画100選」の公募・公開を行っている。 ・ユネスコ未来共創プラットフォームにおいて、ESDをテーマとした多様なステークホルダーが集うイベントの実施、ESD推進に係る事例収集、発信等を行うことで、令和6年度はポータルサイト等を通じて295回の情報発信を行った。	・現状値を定めた2021年当時は、イベント開催形態がWebのみであったところ、現状では対面でのWebの併用で開催されている。簡易に参加できるWebに比し、対面参加により明確なモチベーションが影響するため、それらの参加者の確保、増加が今後の課題である。 ・引き続き、イベントの実施、情報収集、発信等を行う。	①全国ESDフォーラム参加人数 ②地方ESDフォーラム参加人数	①現状値 478 (2021年度) 目標値 525 (2025年度) ②現状値 4,711 (2021年度) 目標値 5,182 (2025年度)	・地域開発事業に資するESD推進費 ・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業、SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業	「環境教育等による環境保全に関する法律」 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本法」 「我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)」	
4-1-3	博物館等の機能強化の推進	動物園 水族館 自然史博物館等の博物館が、身の回りの自然や生物多様性について楽しみながら学ぶ機会を提供し、生物多様性の保全や、持続可能な人と自然との関係性を考えるための教育実践の場として機能するよう、活動の充実を図る。【文部科学省】	動物園 水族館 自然史博物館等の博物館が、身の回りの自然や生物多様性について楽しみながら学ぶ機会を提供し、生物多様性の保全や、持続可能な人と自然との関係性を考えるための教育実践の場として機能するよう、活動の充実を図る。【文部科学省】	b 進捗中	2024年度は37件の事業に補助を実施したうち自然系の博物館は5件であった。2025年度についても、残存28件の事業を採択している。うち、動物園、水族館、自然系の博物館は3件である。	博物館機能強化推進事業				博物館機能強化推進事業	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-1-4	下水道を活用した環境学習の推進	都市内の水循環や公共水圏に排出する汚濁負荷の軽減など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生徒・児童・学生などにも資する下水道の役割を明確に位置づけ、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらおうほか、処理場見学会を開催するなど下水道施設を学びの場として積極的に活用する。また、地域住民や教育関係者、NPO等と連携し、多様な生徒・児童・学生・生員場所の創出を図る場としての下水道施設の利用などについて、積極的に情報発信し、国民への理解に努める。(国土交通省)	b 進捗中	水運や下水道の役割や重要性などについて、国民の理解と関心を深めることを目的に、6月の「水道週間」や9月の「下水道の日」において、全国の地方公共団体とともに、処理場見学会などの関連行事やポスターの展示等による情報発信を実施した。また、国土交通大臣賞「循環のみち下水道」にて、広報等の優れた取組を実施している地方公共団体やNPO団体を表彰することにより、国民の下水道に対する理解・関心の向上を図った。	広報活動はすぐに関心する効果が出るものではなく、継続的に取り組むことで住民の認知が広がっていくものであるため、引き続き積極的な情報発信を行うことで、下水道への理解・関心の向上を図る。	(目標) ・小中高生を対象とした環境教育に関する展示の実施や、9月10日の「下水道の日」に関連する国、地方公共団体等の行事を通じて、国民の下水道に関する理解・関心の向上を図る ・国土交通大臣賞「循環のみち下水道」にて広報等に際しての優れた取組を実施している地方公共団体やNPO団体を表彰することにより、国民の下水道に対する理解・関心の向上を図る			環境教育に関する展示の展開や「下水道の日」に関連する行事、「循環のみち下水道」による広報等の取組の表彰等を通じ、国民の下水道の理解・関心の向上を図っている。(2025年6月時点)		
4-1-5	河川における環境教育の推進	「川に学ぶ社会の実現を目指して、子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また地域の子どもの体験活動の充実を図る」「子どもたちの水辺」再発見プロジェクトや川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進める。また、地域と連携し、河川を活かした学習・自然体験活動や、学校教育関係者と連携した学校教員への教材提供等を進める。(国土交通省、文部科学省、環境省)	b 進捗中	「子どもたちの水辺」再発見プロジェクトを進めるとともに、指導者育成や水難事故防止に向けた講座等を開催している。また、河川環境教育、水難事故防止啓発のための教材を作成し、公表することの取組を実施している。	安全に川で学び、遊ぶためには、河川への理解を深めることも、正しい知識が不可欠であることから、引き続き、河川における環境教育の取組を進める。	(目標) ・NPO等の団体、指導者育成や水難事故防止に向けた講座(実地) ・河川環境教育、水難事故防止啓発のための教材作成、情報発信を充実させる			・NPO等の団体と連携し、指導者育成や水難事故防止に向けた講座(実地) ・河川環境教育、水難事故防止啓発のための教材作成、情報発信等を開催した。 ・河川環境教育、水難事故防止啓発の教材として令和4年4月に「うんこドリル」川の安全」を作成し、公表した。また、河川水難事故防止ポータルサイトを刷新すること、情報発信を充実させた。(2025年6月時点)	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
4-1-6	水辺における体験活動等の指導者養成を目的としたセミナーを、地域連携の推進	水辺における体験活動等の指導者養成を目的としたセミナーを、地域連携の推進	b 進捗中	NPO法人「海に学ぶ」体験活動協議会が毎年開催している「GNAIG海あそび安全講座指導者養成セミナー」について、オブザーバーとしてハックアップした。	引き続き、企画の段階からオブザーバーとしてハックアップする。						
4-1-7	環境教育の場となる都市公園の整備の推進	利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を行う。(国土交通省)	b 進捗中	国営公園において、利用者・地域・学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成や機会を提供するとともに、地方公共団体の都市公園等の整備に対する補助等を行った。	引き続き、国営公園において指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、都市公園等の整備を進める。				現状値：13.9㎡/人(2020年度) 目標値：15.2㎡/人(2025年度)	社会資本整備総合交付金、国営公園等事業費	

実施番号	実施名	実施の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-1-8	環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進	環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を推進し、整備された施設を環境教育にも活用する。【文部科学省】	b 進捗中	環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を推進するため、関係市庁と連携協力し、エコスクール・プラスとして整備する学校を、エコスクール・プラスとして、2025年に32校認定した。2017年度からエコスクールハイロット・モデル事業を改称した。2017年度からの合計は343校で、エコスクールハイロット・モデル事業(平成9年度～平成28年度)は、合計1663校認定している。							
4-2-1	自然とのふれあいの機会の提供	自然とのふれあいの機会の提供	b 進捗中	自然とのふれあいの機会の提供							
4-2-2	森林における体験活動の提供	森林における体験活動の提供	b 進捗中	森林における体験活動の提供							
4-2-3	新着街の緑や施設を活用した生物多様性や再生可能エネルギーに関する普及啓発	新着街の緑や施設を活用した生物多様性や再生可能エネルギーに関する普及啓発	b 進捗中	新着街の緑や施設を活用した生物多様性や再生可能エネルギーに関する普及啓発							
4-2-4	国立公園等における保護と利用のための施設整備	国立公園等における保護と利用のための施設整備	b 進捗中	国立公園等における保護と利用のための施設整備							

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-2-5	国内外への国立公園等の情報発信	2022年4月に旅行された改正自然公園法により国立公園等に関する情報発信が強化されたことに加え、国立公園等の魅力を国内外に発信し、観光促進、自然への関心を喚起、環境配慮意識の醸成を促進する。また、国立公園オアシス・パートナーシップと連携して国立公園の魅力を世界に向けて発信する。【環境省】	b 進捗中	国内外向け情報発信サイトでは、訪問者（アグリエンジャー）数が2023年度から2024年度にかけて39%増加し、海外向け情報発信サイトの訪問者（ユニークユーザー）数は2023年度から2024年度にかけて41%増加した。また、国立公園オアシス・パートナーシップと連携して発信した、オアシス・パートナーは2023年度から17社増加し、合計146社となった。	国立公園等の魅力を国内外向けに発信し、観光促進、自然への関心を喚起、環境配慮意識の醸成を促進する。また、国立公園オアシス・パートナーシップと連携して発信した、オアシス・パートナーは2023年度から17社増加し、合計146社となった。	引き続き、国立公園への観光の推進等に関する国内外向け情報発信に力を入れ、また、各種関係機関等と連携した国内外向け情報発信を行うほか、国立公園オアシス・パートナーと連携した国立公園の美しい景観の魅力の発信に取り組む。	①目標値 667万人(2024年度) ②現状値 1,230件(2021年度) ③目標値 3,000件(2024年度) ④現状値 2,237件(2024年度)	1,944万人(2024年度)	国立公園巡回プロジェクト等推進事業	自然公園法	
4-2-6	日光国立公園「那須平成の森」管理運営事業	那須平成の森フィートセンター、那須高原センターを中心に、カイトツアーの実施等自然体験活動を実施している。【環境省】	b 進捗中	自然環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須高原センターを中心に、カイトツアーの実施等自然体験活動を実施している。	引き続き、環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須高原センターを中心に、カイトツアーの実施等自然体験活動を実施している。	引き続き、環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須高原センターを中心に、カイトツアーの実施等自然体験活動を実施している。	現状値 96% (2021年度) 目標値 7段階評価の上位2段階の合計が100%以上	96% (2024年度)	日光国立公園「那須平成の森」管理運営事業		
4-2-7	子ども農山漁村交流プロジェクト	子どもたちを対象とした農山漁村体験、自然体験を通じて、自然、文化等の魅力について学び、生物多様性への理解を促進させる。また、こうした体験活動の推進は、農山村に与える地域活性化にも資するため、本取組を実施する都道府県、市区町村をモデル団体として委託し、成果を全国の都道府県、市区町村へ周知を図るとともに、国立公園等受入地域でのプログラム開発の支援等により本取組を推進する。【総務省、内閣府、文部科学省、農林水産省、環境省】	b 進捗中	モデルとなる農山漁村体験の事例・ノウハウの全国的周知や国立公園等受入地域でのプログラム開発の支援等を実施している。【総務省、内閣府、文部科学省、農林水産省、環境省】	引き続き、環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須高原センターを中心に、カイトツアーの実施等自然体験活動を実施している。	引き続き、環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須高原センターを中心に、カイトツアーの実施等自然体験活動を実施している。	現状値 2016年度小学生32万人 中学生37万人 高校生15万人 目標値 2024年度小学生65万人 中学生75万人 高校生30万人	— (2025年6月時点) ※2025年度に2回、ローアープローアを調査を実施する予定	968万人(2023年度)	・都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進事業、特別交付税 ・国立公園等に自然体験活動推進事業 ・自然公園等利用ふれあい推進事業経費	
4-2-8	都市農業の推進、農産物情報発信等を通じた都市と農山漁村の交流・定住の促進	・市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の農産物消費の理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進する。 ・農泊に取組む地域における、農産物・観光コンテナの開発、滞在施設等の整備等の一体的な取組を実施する。 ・農泊に取組む地域と国立公園との連携により自然体験コンテナの取組を推進する。 ・世界農業遺産及び日本農業遺産を通じた認知度向上等の取組を推進する。 ・農泊やワーケーション等による都市農産物の交流・定住の促進	b 進捗中	・市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の農産物消費の理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進する。 ・農泊に取組む地域における、農産物・観光コンテナの開発、滞在施設等の整備等の一体的な取組を実施する。 ・農泊に取組む地域と国立公園との連携により自然体験コンテナの取組を推進する。 ・世界農業遺産及び日本農業遺産を通じた認知度向上等の取組を推進する。 ・農泊やワーケーション等による都市農産物の交流・定住の促進	引き続き、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組への支援を継続する。 ・引き続き、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組への支援を継続する。 ・引き続き、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組への支援を継続する。 ・引き続き、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組への支援を継続する。	引き続き、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組への支援を継続する。 ・引き続き、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組への支援を継続する。 ・引き続き、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組への支援を継続する。 ・引き続き、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組への支援を継続する。	現状値 1,540万人(2025年度)	968万人(2023年度)	農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮促進事業) 農山漁村振興交付金(農山漁村振興交付金(地域資源活用)価値創出対策のうち農泊推進) 農山漁村振興交付金(農山漁村情報発信事業)		
4-2-9	海辺の環境教育の推進	海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育に関する取組を地方公共団体やNPO等と連携しながら全国各地で展開する。【国土交通省】	a+ 既に達成済み	毎年、児童や親子を対象に自然体験プログラム(「海辺の自然学校」を、地域の自治体、教育機関、NPO等と連携して開催している。	引き続き、「海辺の自然学校」を開催し、地域の自治体、教育機関及びNPO等が連携・海洋に広がる環境保全の大切さを理解し、良好な環境作りを積極的に取り組み、主体的に参画できる体制づくりを進める。	海辺の自然学校開催実績数	現状値 13件(2020年度) 目標値 21件以上	32件(2024年度)			
4-2-10	港湾における自然・社会教育活動の場の整備	港湾の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会を図るため、地方公共団体やNPOなどが行う自然・社会教育活動の場となる干潟等での整備を行う。【国土交通省】	b 進捗中	徳山下松港の浚渫工事で発生した土砂を有効活用して整備した大干潟を活用し、地元小学生を対象とした環境体験型学習を毎年実施している。	引き続き、自然・社会教育活動の場となる干潟等の保全、再生等の施策を推進する。	引き続き、自然・社会教育活動の場となる干潟等の保全、再生等の施策を推進する。					

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-2-11	港湾緑地整備の推進	多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備を推進する。【国土交通省】		b 進捗中	港湾緑地の整備により、良好な港湾空間の維持・創出に寄与した。	引き継ぎ多様な生物の生息空間、住民が自然に親しめる空間となる港湾緑地の整備を推進する。				港湾整備事業費	関係制度・法令名称 港湾法
4-2-12	国立青少年教育振興機構における自然体験活動の推進	国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設における青少年の自然体験活動等の機会と場の提供、指導者の養成及び研修の向上、民間団体が実施する自然体験活動に対する支援等を通して、青少年の自然体験活動を推進する。【文部科学省】		b 進捗中	国立青少年教育振興機構が提供する28の国立施設において、自然体験をはじめとした多様な体験活動を提供した(2024年度総利用人数約244万人)。また、自然体験活動指導者や体験活動安全管理研修を実施した。1千ともゆめ基金(助成事業)により、民間団体が実施する自然体験等の活動への支援を行った(2024年度採択数3,899件)。	引き継ぎ、青少年の体験活動の機会と場の提供の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成する。				独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金	独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金
4-2-13	体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	体験活動の機会や場を充実するとともに、体験活動に関する調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業を実施する。【文部科学省】		b 進捗中	2024年度は教育の効率的な高い自然体験活動の構築・普及事業(8件)、全国的な自然体験活動の普及啓発事業(1件)、青少年の体験活動の推進に関する調査研究事業(1件)、青少年の体験活動推進企業表彰(1件)を実施した。	次代の社会を担う者として新たな価値を創造する力、対立等を克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにリアルな体験活動が重要であり、引き継ぎ、地域や企業等と連携して、青少年のリアルな体験活動の機会を充実を図る。				体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト
4-2-14	全国「みどりの愛護」のつどいの開催	全国「みどりの愛護」のつどいについて、全国の都市公園を会場として開催し、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図る。【国土交通省】		b 進捗中	2025年6月1日に第30回全国「みどりの愛護」のつどいを秋篠宮皇嗣同妃両殿下の臨席のもと、千葉県松戸市の森のホール21及び21世紀の森と広場で開催した。同式典では、緑の保全活動に顕著な功績のあった民間の94団体を表彰する等、緑化意識の高揚を図っている。	2025年は東京駅周辺区で第17回全国「みどりの愛護」のつどいを開催する予定となっており、緑化推進活動の喚起となる活動団体の表彰等を通して引き継ぎ、広く都市緑化意識の高揚を図る。				動物の愛護及び管理事業	動物の愛護及び管理法
4-2-15	人と動物の共生する社会の実現	飼養動物の飼育やふれあいなどの啓蒙を通して、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に位置づけられる、動物を愛護する気持や、人と動物の共生に係る理解が醸成されるきっかけのひとつとなる。これにより、野生動物を含む人と動物の適切な関係に係る考え方や態度の改善を促し、生物多様性の保全に寄与する。【環境省】		b 進捗中	動物の愛護及び管理に関する法律(1978年法律第105号)において動物愛護週間(9月20日～28日)が設けられており、国・地方公共団体と関係団体が協力して、全国各地で各種行事を実施している。環境省では、関係団体とともに、1977年から「動物愛護週間中央行事」を実施している。	本年度(2025年度)は、ペット防災をテーマに、災害を未然に防ぐ準備や備蓄、災害時の避難行動や対応についての理解を醸成し、人と動物がより良く共生する社会を目指す。				動物の愛護及び管理事業	動物の愛護及び管理法
行動目標4-3 国民に緑地かつ自主的な行動を促す											
4-3-1	国内での社会変革を促すため、国民、経済界、NGO・NPO、地方公共団体などの主体間の連携、協力を進めるためのマルチステークホルダー型のプラットフォームの設置等、以下の事業を実施する。 ・多様な主体が情報交換、認識共有等を行う委員会の設置・運営を実施 ・生物多様性に関する普及啓発ツールの作成・活用による普及啓発を実施 ・セクター横断的な取組を進めるためのフォーラム等の開催 ・ナッジ等を活用した行動変容に関する議論や実装 【環境省】			o 進捗中	産官学民の総力をもち「マルチステークホルダー」からなるプラットフォーム、「2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)」において、2回委員会の幹事会、総会、行動要請WG(年2回)、地域連携フォーラム、ビジネスフォーラムを実施した。 2023年10月からJ-GBFによる「ネイチャーボジティブ」の呼びかけを開始し、2025年6月末現在で延べ952者、団体が宣言を実施した。	引き継ぎ、ネイチャーボジティブ宣言を各ステークホルダーに呼び掛けていくとともに、総会及び各種フォーラム、イベント等の開催、企業及び各様の連携、ネイチャーボジティブ宣言者同士の横連携を促す。	①プラットフォーム関係会議開催数 ②生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	①現状値 年5回以上 目標値 年5回以上 ②現状値 90% 目標値 90% (2030年度)	①現状値 年5回以上 目標値 年5回以上 ②現状値 90% 目標値 90% (2030年度)	生物多様性保全等のための基盤的な事業費のうち、生物多様性推進業務費	生物多様性保全のための基盤的な事業費のうち、生物多様性推進業務費

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-3-5	森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進	企業・NPO等のネットワーク化・緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進、森林環境教育や木育の推進、林業体験学習等の促進等を推進する。【農林水産省】		b 進捗中	NPO・企業等が行う森林づくり活動に対するサポート体制構築への支援を行うとともに、全国植樹祭等の緑化行事の開催を支援した。また、国有林におけるフィールドや情報提供の提供、技術指導等を推進した。さらに、幼児期からの森林を活用した森林環境教育を推進する。また、行政機関、専門家等による発表や意見交換を行う「子ども森づくりフォーラム」を開催した。本頁に関して、本製品等に触れ合う機会提供や関連の活動を支援した。		①画産材の供給・利用量 ②森林ボランティア団体数	①現状値 3,400万㎡(2021年度) 目標値 4,200万㎡(2030年度)まで ②現状値 4,474団体(2021年度) 目標値 4,582団体(2025年度)	①3,444万㎡(2023年度) ②4,144団体(2024年度)	林業・木材産業 総務院長対策の推進(令和3年15日) 関係者社等の実現に資するための建設物等における木材の利用の促進に関する法律	
行動目標4-4	食品ロスの削減	食品事業者における高慣習の是正に向けた検討・調査やフードバンク活動の支援を通じた食品ロス削減を目指す。食品廃棄ゼロを目指す先行エリアの創出や飲食店における食べ残しの持ち帰り(motHECO)、フードドライブなどの食品ロス削減対策を通じて、消費者等の行動変容を促進する。【農林水産省、消費者庁、経済産業省】		b 進捗中	・事業系食品ロスは2022年度の実績値に比べ、半減目標を8年前倒しで達成した。さらなる事業系食品ロスの削減に向けて、2025年3月に食品ロス削減の基本方針において2030年までに2000年度比で6割減とする新たな目標を設定した。 ・2025年3月に食品ロス削減の法令を改正し、食品関連事業者が食品廃棄物の発生抑制を実施するにあたり、未利用食品の香附、賞味期限の延長、納品期限の緩和等について努力義務を課した。 ・毎年10月の「食品ロス削減月間」に高慣習の見直しを食品関連事業者に呼びかけてきた結果、納品期限緩和を行う事業者は339事業者まで拡大した。 ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動“テコ活”を通じて、自治体や食品関連事業者等の地域関係主体と連携、普及啓発のみならず、motHECO、フードドライブ等の体系的な食品ロス削減の行動を通じて、消費者等の行動変容を促進した。 ・食品ロス削減に取り組んでもなお発生した食品廃棄物のリサイクルも徹底し、食品廃棄ゼロエリアを形成した。 ・フードバンク等に対し、その立ち上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポートを実施した。 ・自治体等の支援(計画策定支援、対策事例・手引き等)を通じて、地域力を活かした対策を強化した。		①画産材の供給・利用量 ②森林ボランティア団体数	①現状値 2,75万トン(2020年度) 目標値 2,73万トン(2030年度)まで ※2000年度比で半減 (※注)更なる削減に向けて、目標値は2025年3月に、下記のとおり修正している。 219万トン(2030年度) ※2000年度比で60%減 ②現状値 2,47万トン(2020年度) 目標値 2,16万トン(2030年度) ※2000年度比で半減	①231万トン(2023年度) ②233万トン(2023年度)	・食品ロス削減 総合対策事業 食品ロス削減 及び食品廃棄物等の3R推進事業費	・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 ・食品ロスの削減に関する法律

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-4-2	プラスチック資源循環の推進	・2022年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのプラスチックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進する。 ・プラスチック資源循環の取組全体(メーカー・リタイマー・ユーザー・リサイクラー)の連携を支援する。【環境省、経済産業省】	・飲料用PETボトルの有効利用を促進する取組等食品産業が実施するプラスチック資源循環の取組を支援する。 ・使用済み農業用プラスチックの排出抑制と適正処理の推進、生分解マルチの利用促進、被覆肥料の被覆膜の流出防止等に取組み、プラスチック資源循環の取組を推進する。【環境省、経済産業省、農水省】	b 進捗中	2022年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのプラスチックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進した。	・リサイクル事業の促進のため、プラスチック資源循環促進法に基づき自治体・事業者の認定件数を増やす活動を継続している。徐々に認定数は増えているが、まだ十分ではないため、引き続きプラスチック資源循環の取組に関係する全体(メーカー・リタイマー・ユーザー・自治体・リサイクラー)の連携の支援を強化している。 ・また、6つの指標のうち、順調に推移しているものと、目標の達成までギャップがあるものなどがあるが、ギャップがある項目については、さらに対応を検討していく。	①ワンウェイプラスチックの排出抑制 ②プラスチック製容器包装のリユース・リサイクル率 ③プラスチックの再生利用量 ④使用済みプラスチックの有効利用 ⑤バイオマスプラスチックの導入量 ⑥プラスチック製の容器包装の回収率 ⑦リサイクル可能なものへの転換(2025年度まで)	①現状値 - 目標値 25%(累計)(2030年度) ②現状値 - 目標値 60%(2030年度) ③現状値 - 目標値(倍増)(2030年度) ④現状値 - 目標値 100%(2035年度) ⑤現状値 - 目標値 200トン(2030年度) ⑥現状値 - 目標値 - (2025年度まで)	① 20.2%(2023年度) ② 34.5%(2023年度) ③ 再生利用率 5.4%(2023年度) ④ 89%(2023年度) ⑤ 17.7トン(2023年度) ⑥ - (2025年6月時点)	プラスチック資源循環促進法	
4-4-3	サステナブルファッションの推進	・社会全体で、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」から脱却し、「適量生産・適量購入・循環利用」に転換していく。 ・「サステナブルファッション」の実現に向けて、事業者の取組の推進(環境配慮設計・サプライチェーンの透明性の確保・環境負荷の把握)や生活者の理解と行動変容等の実現に向けたラベリングや情報発信等を促進する。 ・リユース、リペア、メンテナンス、シェアリング、サブスクリプションなどの取組によって、使用済み製品等を有効活用しながら、サーキュラーエコノミー実現に向けた新たなビジネスモデルの取組を推進する。 ・衣料品は、繊維品が多く、染色や高機能付加のための表面加工がされ、さらにファスナーなどの副資材などにより、リサイクルが困難なものも多い。素材毎の分離・選別やリサイクル技術の高齢化に向けた技術開発を進めるとともに、社会実装に向けて、衣類回収のシステム構築に向けた実態把握を進める。 ・「サステナブルファッション」の実現に向けて、関係省庁が一丸となつて取り組む。 【環境省、経済産業省、消費者庁】	・飲料用PETボトルの回収率は9割以上であり、欧米と比較しても高水準で推移している。 ・農産物においては、廃プラスチックの排出抑制・資源循環利用に向けて、都道府県協議会等の活動や農業用廃プラスチックのリサイクル事業者の現状・課題点等を調査し、課題の整理や優良事例の発信に努めている。	b 進捗中	我が国においては、経済産業省と環境省で2023年1月に「繊維製品における資源循環システム検討会」を立ち上げ、国内における繊維製品の回収方法、回収した繊維製品の選別・分離技術の開発、設計・製造時の環境配慮設計、販売時における生活者への理解促進等についての課題と取組の方向性を検討し、同年9月に報告書を取りまとめた。また、企業と家から排出される衣類の量の把握、使用済み衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の実施、リサイクル技術の開発等の取組を進めている。	・飲料用PETボトル以外の食品容器包装についても、食品等事業者による再生プラスチックの利用拡大等の取組により、食品産業におけるプラスチック資源循環を推進する。 ・農産物においては、引き続き排出抑制・資源循環利用に係る実証調査を実施し、優良事例の模倣開通を通じた新たなリサイクルの導入等のリサイクル率向上に向けた取組を推進する。	①飲料用PETボトルの有効利用(回収率) ②農産分野におけるプラスチック排出量に対する再生処理量(熱回収を含む) ③現状値 - 目標値 96.7%(2020年度) ※ (2030年度) ④現状値 - 目標値 100%(2030年度) ⑤現状値 - 目標値 97.0%(2022年11月公表) ⑥現状値 - 目標値 100%(2035年度)	① 92.5%(2023年) ② 70%(2022年度)	農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業	資源有効利用促進法 容器包装リサイクル法 プラスチック資源循環促進法	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-4-4	有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保	<ul style="list-style-type: none"> 国産の有機食品をとり扱う小売や飲食関係の事業者と連携し、生物多様性の保全や地球温暖化防止など、SDGsの達成に貢献する有機食品の取組の持つ価値や特徴を消費者に広く発信することにより国産の有機食品の需要喚起の取組を推進する。 国産有機農産物等と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要を喚起し、事業者間のマッチングを促進する取組を支援する。 有機農業をきっかけとして地域振興につなげる地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう支援する。【農林水産省】 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗中 	<ul style="list-style-type: none"> 国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者と連携し、消費者が学ぶことと環境方法や地域資源の有効活用)及び生物多様性保全等SDGs達成への貢献に係る社会的、経済的効果について、消費者が学ぶことが出来る取組を支援し、消費者の需要喚起を図った。 全国単位で産地と事業者を連携させ、有機農産物のロットをまとめた上で効率的に運送する体制構築に向けて生産者と事業者のマッチング促進や、加工・流通業者の有機JAS規格取得に向けた取組を支援し、国産有機農産物等の市場創出を図った。 有機農業を活かして地域振興につなげている自治体や、これらから取り組みたいと考えている自治体、民間企業、民間団体の情報交換等の場として「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を設置し、自治体間の情報共有等を促進した。2025年6月時点で、132市町村24県8団体が参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 消費・安全対策交付金(地域での食育の推進)、食育活動の全国展開委託事業 	<ul style="list-style-type: none"> 1)2026年(2022年度) 2)30.1千ha(2022年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 61.3%(2024年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業推進総合対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> みずりの食料システム戦略、環境と調和のとれた食料システムのための取組のための地球負荷低減事業活動の促進等に関する法律、有機農業の推進に関する法律 	
4-4-5	環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「第4次食育推進基本計画」に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効果的に推進するとともに、食育全国大会の開催や環境との調和の視点を加味したフードガイドの普及啓発を行い、食育の全国展開を図る。【農林水産省】 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗中 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した農林水産物、食品への理解向上に向けたセミナーの開催など、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援し、全国的な食育の全国展開を図るとともに、持続可能な食を支える食育の推進に向けて、環境と調和の視点を加味して、フードガイドの普及啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 消費・安全対策交付金(地域での食育の推進)、食育活動の全国展開委託事業 	<ul style="list-style-type: none"> 61.3%(2024年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した農林水産物、食品を運ぶ国民の割合 	<ul style="list-style-type: none"> 消費・安全対策交付金(地域での食育の推進)、食育活動の全国展開委託事業 	<ul style="list-style-type: none"> 食育基本法(第4条、第9条、第14条、第22条) 	
4-4-6	脱炭素の意識と行動要答の発信・展開	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素行動と暮らしにおけるメリトを「ゼロカーボンアクション30」として整理し、積極的に発信することでより多くの国民の具体的な取組の実施につなげる。また、幅広い層を対象に各対象のニーズに応じた教材やコンテンツ等を作成し、各取組とも連携させながら効果的に提供する。【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗中 	<ul style="list-style-type: none"> 企業・自治体・団体等が連携して「ゼロカーボン」の効率的な実施につなげていくための「ゼロカーボン」(官民連携協議会(2,466主体(企業1,446、自治体343、団体289)が参加)を開催した。 ※「ゼロカーボンアクション30」は「COOL CHOICE」におけるコンテンツとなっておりませんが、2022年10月に「ゼロカーボン」(脱炭素)に関する新しい章が追加されたことにより、移行しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 2024年2月に策定した「くらしの10年ロードマップ」に基づき、生活のあらゆる領域において国民連携の実践プロジェクトを補助金も活用しつつ、戦略的かつ効果的に実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> CO2排出量削減推進効果 	<ul style="list-style-type: none"> 現況値 228.8万t-CO2(2020年度) 目標値 597万t-CO2(2030年度) ※2030年46%削減 	<ul style="list-style-type: none"> 「ゼロカーボン」(脱炭素)に関する新しい章が追加されたことにより、移行したため、策定時の算出方法では点検値を出すことが困難。新たな目標値設定について今後検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ゼロカーボン」(脱炭素)に関する新しい章が追加されたことにより、移行したため、策定時の算出方法では点検値を出すことが困難。新たな目標値設定について今後検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律第3項、地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定、令和3年10月22日改訂) 	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-4-7	生物多様性の保全に取組む生産者からの優先調達を支援する認証制度の活用	水産エコラベルの国内外への認知度向上及び森林認証材の普及を図る。森林認証材取得に向けた合意形成及び森林認証材の普及を図る。【農林水産省】	b 進捗中	進捗中	<p>指標とする水産エコラベル認証の取組数は、2023年3月末時点で、141件となっている。水産エコラベルの認知度向上に向けては、イベントへの積極的な出席・参加を行い、来場者への周知を図るとともに、SNS等を活用し広範囲に向けた情報発信等の取組については、水産エコラベル認証取得の促進に向けては、水産エコラベル認証取得の促進に係る複雑な事前準備に対し、コンサルティングによる支援を行う。</p> <p>引き続き、森林認証取得に係る川上から川下の関係者の合意形成や、消費者の森林認証に対する認知度の向上等に向けた活動への支援等を実施する。</p> <p>森林認証面積は、2024年12月末時点で約258万haとなっている。森林認証の取得や森林認証材の普及に向けて、認証取得に係る川上から川下の関係者の合意形成や、消費者の森林認証に対する認知度の向上等に向けた活動への支援等を実施している。</p>	<p>水産エコラベル認証の一般消費者認知についてはいまだ限定的であるため、引き続きイベントへの積極的な出席・参加を行い、来場者への周知を図るとともに、SNS等を活用し広範囲に向けた情報発信等の取組については、水産エコラベル認証取得の促進に係る複雑な事前準備に対し、コンサルティングによる支援を行う。</p> <p>引き続き、森林認証取得に係る川上から川下の関係者の合意形成や、消費者の森林認証に対する認知度の向上等に向けた活動への支援等を実施する。</p>	<p>国内における全国的に適用する水産エコラベルの生産段階認証の取組</p> <p>現状値 93(2021年度) 目標値 225(2025年度)</p>	141(2023年3月時点)	日本発の水産エコラベル普及推進事業、水産エコラベル認証取得支援事業、建築用木材供給強化促進事業	水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定)、森林・林業基本法	
行動目標4-5	伝統文化や地域知・伝統工芸も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する	伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化の価値を有する区域について「自然共生サイト」として認定を進める。【環境省】	b 進捗中	進捗中	<p>2023年度より自然共生サイト認定制度を開始し、2024年度までに「伝統工芸や伝統行事」といった地域の伝統文化の価値を有する自然資源の場としての価値を有するサイトとして30か所を認定した。</p> <p>生物多様性保全推進支援事業により地域における生物多様性保全推進に資する先行的・効果的な活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進している。</p>	<p>地域生物多様性増進法に基づき認定を2025年度から開始した。引き続き「伝統工芸や伝統行事」といった地域の伝統文化の価値を有する自然資源の場としての価値を有する計画を認定する。</p> <p>「伝統工芸や伝統行事」といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値を選択するサイト数</p>	30箇所(2024年度)	OECOMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	地球生物多様性増進法、30by30ロードマップ		
4-5-2	地域における生物多様性の保全に貢献する活動の促進	地域における生物多様性の保全再生に資する先行的・効果的な活動を支援することにより、国土全体の生物多様性の保全・再生を進める。【環境省】	b 進捗中	進捗中	<p>引き続き、生物多様性保全推進支援事業による支援数を増加し、地域における生物多様性の保全・再生を推進している。</p>	<p>「自然共生サイト」認定の(3.ア)生物多様性の価値、(5)「伝統工芸や伝統行事」といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値を選択するサイト数</p> <p>生物多様性保全推進支援事業(2021年度)の支援数(累計)</p>	676件(2024年度)	生物多様性保全推進支援事業	地球生物多様性増進法、特定外来生物の侵入防止等に関する法律、自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護管理法、自然再生推進法、種の保存法、地球自然遺産法		

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
4-5-3	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画の策定、地域連携保全活動支援センターの設置及びその活用を支援し、行政、地域住民、農林漁業者、NPO、学校、大学、企業等の地域における多様な主体の連携による生物多様性保全活動を促進する。【環境省】	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画の策定、地域連携保全活動支援センターの設置及びその活用を支援し、行政、地域住民、農林漁業者、NPO、学校、大学、企業等の地域における多様な主体の連携による生物多様性保全活動を促進する。【環境省】	b 進捗中	地域生物多様性活動計画は、令和7年9月に第1回認定予定であるため、現時点で策定されているものはないが、同法の前身となる生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画は17地域で策定。同法に基づき地域生物多様性増進活動支援センターについては、11の施設が登録され、地域生物多様性増進活動の促進に繋がっている。	地域生物多様性増進活動の促進に当たっては、生物多様性に関する情報の取集やこれらに基づき動員等を行うことができる中間支援組織の設置の拡充を図っていくことが課題とされている。ついでには、旧法に基づき地域連携保全活動支援センターからの移行登録や増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターの新規登録の増加に向けた取組みを進める。	①現状値 16地域(2022年9月) 目標値 32地域(2030年度) ②地域連携保全活動支援センターの数の数	①現状値 16地域(2022年9月) 目標値 32地域(2030年度) ②地域連携保全活動支援センターの数の数	17地域(2025年6月時点) (※注)点検値は、生物多様性地域連携促進法(2025年4月施行)に基づく地域連携保全活動計画の策定数、及び地域連携促進法の施行数、並びに生物多様性増進活動支援センター11施設(2025年6月時点)	地球環境パートナーシッププラザ	地球生物多様性増進法	
4-5-4	パートナーシップによる生物多様性保全の取組の支援	各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供や様々な主体の交流の場のデザインなどを実施する。【環境省】	b 進捗中	地域の環境問題の解決に取り組む多様なステークホルダーのネットワーク構築し、環境保全のための情報収集や情報発信を行い、環境パートナーシップの形成を促進した。	引き続き環境パートナーシップの促進を図る。			地球環境パートナーシッププラザ 活動等支援事業	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		
4-5-5	国立公園等における生物多様性を通じた暮らしと自然との自然や文化との関わりの把握と活用	働きききなどを通じて、国立公園で暮らす人たちに、自分たちの暮らしと自然や文化との関わりについて、地域の租いやエピソード、ストーリーをまとめる。これらを地域の魅力発信や自然体験コンテンツの造成等に資するインテグレーションに生かすとともに、地域が国立公園や自然の価値を再認識することとし、国立公園に対する誇りや保全意識の向上を図る。【環境省】	b 進捗中	同業関係国立公園において働ききき「自然のぬも」が作りを制作したほか、国立公園制度100周年記念事業の一環として、2031年までにすべての国立公園において働ききき「国立公園のぬも」が作りを制作することとし、2024年度は4つの国立公園において制作した。	引き続き 各国立公園における働ききき「国立公園のぬも」の作りを制作し、地域の国立公園に対する誇りや保全意識の向上を図る。	現状値 1(2022年度) 目標値 20(2030年度)	5(2024年度)	国立公園関係事業	自然公園法		
4-5-6	食文化の保護・継承による農山漁村の活性化	各地固有の伝統的な食品等の食文化の保護・継承に取り組むことにより、農山漁村の活性化を図る。【農林水産省】	a+既に達成済み	2022年度から、地域固有の多様な食文化の保護・継承や輸出促進を目的に、伝統食のデータベース化を推進した。こうした取組の成果として、2024年度には郷土料理や伝統料理を1月1日以上に食べようという国民の動員が56.1%に達し、食文化の定着が進んでいる。これにより、農山漁村の活性化や生物多様性の保全にも貢献している。	国内では、食の嗜好やライフスタイルの変化により、和食文化や伝統食の継承が難しくなっている。共働き世帯の増加等の将来的な社会構造の変化を考慮すると、家庭における子や孫世代への継承は、現在以上に困難になることが見込まれる。このため、伝統ある優れた地域の食文化を次世代に継承していくため、各地域・団体で選定された伝統食のデータベース化を推進し、目録の完成を目指す。また、世界農業遺産・日本農業遺産は、伝統的な農林水産業を通じて生物多様性保全への貢献や、地域固有の食文化が継承されており、その保全を推進する。	現状値 61.7%(2024年度) 目標値 50%以上(2025年度)	56.1%(2024年度)	持続可能な地域の食文化の継承支援事業			
4-5-7	地域の暮らしと生物多様性のつながりの構築	「サンゴ礁生態系保全活動計画2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、多様なステークホルダーの協働による地域主体のサンゴ礁生態系の保全活動や、保全活動に関する普及啓発、持続的な利用の促進等の取組を推進する。【環境省】	b 進捗中	各所のサンゴ礁生態系の保全活動についてとりまとめ環境省HPで公表している。	今後、とりまとめられた情報の精査や普及啓発に努める。			サンゴ礁生態系保全活動計画2022-2030	サンゴ礁生態系保全活動計画2022-2030		

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-1-3	鳥獣保護法調査	鳥獣の生態や移動経路・生息状況等を把握するための基礎データを収集・蓄積を通じ、野生鳥獣の保護管理を推進するため、鳥獣観察ステーションにおいて、継続的に確認調査を実施します。【環境省】		b 進捗中	本調査により、鳥獣の生息状況や繁殖状況等の基礎的な生態を把握するとともに、鳥獣の保護・管理及び生物多様性保全施策に資する基礎資料を整備している。	指標/目標で掲げられている「全国の鳥類・哺乳類調査の年間実施回数」の目標達成を予定させる。	全国の鳥類・哺乳類調査の年間実施回数	現状値:283回(2021年度) 目標値:280回以上を維持	271回(2024年度) ※達成状況は、各年度の天候等により目標値を中心に変動する。	鳥獣保護法調査費	
5-1-4	ガンカモ類の全国一斉生息調査	ガンカモ類の生息状況に関する全国的な一斉調査が、1970年に各都道府県で開始され、毎年継続的に調査が実施されている。報告書を作成等を行い、わが国におけるガンカモ類の生息状況を把握し、野生動物保護管理行政の基礎資料とする。【環境省】		b 進捗中	ガンカモ類の生息状況に関する全国的な一斉調査を毎年1月に実施し、ガンカモ類の個体数等の集計結果は、調査結果を公表している。調査結果は、二国間渡り鳥条約会議での情報提供や、環境アセスメントの参照データとして活用されている。	引き継ぎ、全国的な一斉調査を、各都道府県の協力を得て、毎年継続的に実施する。	①全国でのガンカモ類の生息数等の概況調査 ②ガンカモ類の生息調査のウェブサイトのアクセス数	①現状値 全国47都道府県において年に1回の調査を実施(2024年度) ②現状値:8.351件(2021年度) 目標値:前年度実績以上	①全国47都道府県において年に1回の調査を実施(2024年度) ②7,934件(2024年度)		生物多様性基本法第24条
5-1-5	森林資源のモニタリングの推進	木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水質の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に依るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進する。【農林水産省】		b 進捗中	全国の森林の状態と変化の動向を把握するため、定点において立木調査や衛星調査等を行う森林生態系多様性基礎調査を1989年度から継続的に実施している。その調査結果は、国内での活用のみならず、モントリオール・プロセス等の持続可能な森林経営や生物多様性に関する国際的な枠組における報告にも活用している。	現在の取組を継続して進める。				森林生態系多様性基礎調査	森林・林業基本法、全国森林計画、森林法
5-1-6	河川水辺の国勢調査	河川水辺の国勢調査については原則5年、それ以外については原則10年でこれらによる調査を行う。国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握する。また、今後更にも調査データの利活用の推進を図る。【農林水産省】		b 進捗中	河川水辺の国勢調査を計画的に実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況などの分析・とりまとめを行い、公表している。また、更に調査データの利活用の推進を図っている。	河川環境マネジメントにおいてはデータの有活用が必要であることから、引き続き河川水辺の国勢調査を計画的に実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握し、利活用の推進を図る。	水辺の国勢調査の実施河川数・ダム数	現状値(2020年度) 河川 138 ダム湖 144 目標値(2025年度) 河川 138 ダム湖 144	河川 136 ダム湖 279 (2023年度)	治水事業等関係費の内数、社会資本整備総合交付金等の内数	
5-1-7	湖沼調査	自然環境把握のための基礎情報として、湖沼の地形データを「保全・利用のニーズを勘案しつつ最新測量技術を用いて順次更新・高度化する」とともに、電子国土基本図を通じて広く提供する。【国土交通省】		b 進捗中	近き湖沼・湖沼の地形データの更新・高度化を2023年度から2025年度にかけて実施するとともに、これまでに整備・更新した湖沼等の湖沼の地形データを広く一顧に提供するなど、推進に取組を進めている。	引き継ぎ、ニーズも動向しつつ、湖沼の地形データを更新・高度化を順次進めるとともに、整備・更新した湖沼の地形データを広く一般に提供をす。	(目標) 湖沼地形データを整備・更新して、電子国土基本図を通じて提供		2湖沼(2025年6月時点) ※2023年度からの三箇年で実施中	電子国土基本図整備・高度化経費	
5-1-8	有明海・八代海等水産資源の回復	2017年3月の有明海・八代海総合調査評価委員会報告(平成28年度委員報告)で設定された再生目標の達成に向けた再生方針等に取組むこととして、2022年3月の中間取りまとめ整理された課題の解決に向けた検討・取組を行う。【環境省、経済省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】		b 進捗中	2026年度委員報告に向けて、有明海・八代海再生特措法に基づき総合調査評価委員会において、有明海・八代海等の再生に係る評価が進められている。	中間取りまとめでは、養殖・干潟における生態系の機能の回復や気候変動影響等、科学的知見を基に必要とすることが必要とされており、2026年度委員報告の取りまとめに向けて、これらの科学的知見の充実を図る。				有明海・八代海等再生評価支援事業	有明海及び八代海等再生評価支援事業の特別措置法
5-1-9	水産資源動向等のデータの蓄積	資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始し、我が国周辺水域の主要魚種(マイワシ、マサバ等)や公海等で漁獲される国際漁業資源(サケ、カツオ、マグロ等)について、調査・評価等を実施する。【農林水産省】		b 進捗中	2024年度時点で、我が国周辺の資源評価対象魚種数は192種、調査データが活用された国際漁業資源の魚種数は79種である。併せて、海洋環境の変動等による水産資源への影響を把握するための海洋観測網の充実を推進する。当調査対象魚種(サケ、カツオ、マグロ等)による水産資源への影響を調査し、資源動向を把握する取組や、漁獲形成及び漁獲状況をリアルタイムに把握する取組等を支援する。【農林水産省】	引き継ぎ、資源評価対象魚種の拡大と、対象魚種の資源調査・評価を推進する。併せて、海洋環境の変動等による水産資源への影響を把握するための海洋観測網の充実を推進する。当調査対象魚種(サケ、カツオ、マグロ等)による水産資源への影響を調査し、資源動向を把握する取組や、漁獲形成及び漁獲状況をリアルタイムに把握する取組等を支援する。				水産資源調査・評価推進事業	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-1-10	海洋におけるプラスチック汚染の分布動態を把握し、ホットスポットにプラスチックのみが集積する場所と量を把握するとともに、その集積プロセスを説明する。得られた情報は、国際ネットワークIMDOS (Integrated Marine Debris Observing System) や環境省等に提供される。【文部科学省】	日本の沖合表層および深海底におけるプラスチックの分布動態を把握し、ホットスポットにプラスチックのみが集積する場所と量を把握するとともに、その集積プロセスを説明する。得られた情報は、国際ネットワークIMDOS (Integrated Marine Debris Observing System) や環境省等に提供される。【文部科学省】		b 進捗中	日本近海を中心に海洋表層から深海底に至るまでの海洋プラスチックの分布動態の把握を行い、集積プロセスの解明を含めた結果を科学論文として公表した。また、委員会やシンポジウムで情報提供を行うとともに、関連するデータを環境省のデータベースであるAOMIに提供した。	今後日本近海を中心に海洋プラスチックの調査を行い、科学論文として公表するとともに、委員会等での情報提供やデータベースへの提供を継続する。	①科学論文数 ②環境省等への情報提供数(委員会等への出席数) ③国際学会・シンポジウムにおける情報提供数	①現状値 年2報以上 目標値 年2報以上 ②現状値 年1回以上 目標値 年1回以上 ③現状値 年1回以上 目標値 年1回以上	①科学論文数 6編(2025年6月時点) ②委員会等 5回(2025年6月時点) ③シンポジウム等で情報提供 9回(2025年6月時点)	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金
5-1-11	最終的にプラスチックが集積する深海底においてプラスチックが海洋生物と与える影響やプラスチックに起因する生態系の変動に関する科学的な情報を創出する。得られた情報は、国際ネットワークIMDOS (Integrated Marine Debris Observing System) や環境省等に提供される。【文部科学省】	最終的にプラスチックが集積する深海底においてプラスチックが海洋生物と与える影響やプラスチックに起因する生態系の変動に関する科学的な情報を創出する。得られた情報は、国際ネットワークIMDOS (Integrated Marine Debris Observing System) や環境省等に提供される。【文部科学省】		b 進捗中	日本近海を中心に海洋表層から深海底に至るまでの海洋プラスチックの分布動態の把握を行い、集積プロセスの解明を含めた結果を科学論文として公表した。また、委員会やシンポジウムで情報提供を行うとともに、関連するデータを環境省のデータベースであるAOMIに提供した。	今後日本近海を中心に海洋プラスチックの調査を行い、科学論文として公表するとともに、委員会等での情報提供やデータベースへの提供を継続する。	①科学論文数 ②環境省等への情報提供数(委員会等への出席数) ③国際学会・シンポジウムにおける情報提供数	①現状値 年2報以上 目標値 年2報以上 ②現状値 年1回以上 目標値 年1回以上 ③現状値 年1回以上 目標値 年1回以上	①科学論文数 1編(2025年6月時点) ②委員会等 1回(2025年6月時点) ③シンポジウム等で情報提供 1回(2025年6月時点)	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金
5-1-12	サンゴ礁の健全・回復	水産資源の産卵場、餌場、幼体生息場の育成場となっているサンゴ礁の面的な健全・回復のための技術の開発に取り組み、【農林水産省】		b 進捗中	サンゴ礁への幼生供給力を高める面的な保全・回復技術の実証及び海洋環境変化等に対応した遺伝的適応性を有するサンゴ種苗生産技術の開発に取り組み、2023年度に沖ノ島島海域においてサンゴ幼生放流実証等を実施し、幼生着床率2.3%の成果が得られている。	沖ノ島島海域の海洋環境や浮遊幼生の移動特性を踏まえ、サンゴ幼生放流実証の拡散予測に基づき基礎的配流手法を検討するとともに、効果的な幼生放流技術の開発に取り組み、引き続きサンゴ礁の面的保全・回復技術開発のための効果的な実証調査を実施する。	現状値 年1回以上 目標値 年1回以上 ②現状値 年1回以上 目標値 年1回以上 ③現状値 年1回以上 目標値 年1回以上	①科学論文数 39編(2025年6月時点)	新しい環境条件下におけるサンゴの面的保全・回復技術開発実証事業費		
5-1-13	サンゴ群集に関する科学的知見の充実と継続的モニタリング・管理の強化	「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、サンゴ礁の状態や保全活動のモニタリングやその情報を収集・整理・発信する取組等を推進する。【環境省】		b 進捗中	各地のサンゴ礁生態系の保全活動についてとりまとめて環境省HPで公表している。	今後、とりまとめた情報の精査や普及啓発に努める。				サンゴ礁生態系保全対策推進費	サンゴ礁生態系保全対策推進費 画2022-2030
5-1-14	海産環境データベースへのデータの充実	東京湾等の閉鎖性水域や沿岸海域の環境情報を取得し、海産環境データベースへのデータの充実を図る。【国土交通省】		a 既に達成済み	東京湾環境情報センター等のホームページによりインターネット上に環境情報を公開し、データベースの内容の充実化について実施中である。	引き続き環境情報の蓄積及び内容の充実化を実施する。				海産環境データベース構築費	港湾整備事業費
5-1-15	資源における研究の推進	世界最大規模の干潟水層(モノクスム)の活用や現存する自然干潟、造成した干潟・藻場における生物調査や物質循環の調査研究から得られる知見を基礎として、沿岸域の生態系サービスの開発を行いながら沿岸域の豊かな生物多様性を維持するための研究を推進する。【国土交通省】		b 進捗中	・干潟における物質循環の解明に寄与している。 ・干潟・藻場における生態系の機能と構造を調べ、多様性のある生態系を保全する手法を提案している。 ・調査で得られた生物ハラムータをうまく活用し、生物多様性の予測を念頭に置いた数値シミュレーションを開発している。	・鳥の食性に關する実験など、引き続き干潟水層を用いた調査・研究を推進する。 ・ブルーインフラス等を活用した干潟・藻場造成の実務に役立つような、設計やモニタリングを含む一連の順応的管理手法の提案を行う。					

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-1-24	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)	東アジア地域の13か国が参加する東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)では、2022年時点で10カ国31地点地域の森林、11カ国19地点の湖沼・河川について、酸性雨や大気汚染による生態系への早期把握・実態解明のためのモニタリングを実施している。今後、東アジアにおける酸性雨等大気汚染による影響を未然に防止するため、同ネットワークの活動を推進する。【環境省】		b 進捗中	日本では国が法律の制定(改正)、環境/排出基準の策定、科学的知見の収集とガイドラインやマニュアルの策定を行い、地方公共団体が大気汚染常時監視を含む法律の運用を行っている。また、大気汚染には越境性があること鑑み、国・地方公共団体ともに国際協力を実施している。環境省ではEANETやそのほか主にアジア太平洋地域において活動するパートナーシップ等を通じて人材育成支援や能力開発を行っている。特にEANETでは2001年から継続して大気汚染の監視を行い、データの蓄積とその支援を行っている。				超算大気汚染対策推進、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク刺出金	長距離越境大気汚染条約(ECE条約)、ヘルシンキ議定書、窒素化合物、ソフィア(議定書)	
5-1-25	環境研究の総合的な推進	環境研究総合推進費を活用し、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとり不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施する。【環境省】		o b 進捗中	2025年度新編課題公募では新たに19課題(暫時的に研究開発2プロジェクトを含む)を採択し、2025年6月時点で環境省の研究課題数は104課題となっている。気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保等、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施している。				環境研究総合推進費	独立行政法人環境再生保全機構法第三十条、第十条	
5-1-26	環境DNA分析技術を用いた調査手法の標準化・一般化	近年発展している環境DNA分析技術を用い、水域に生息する淡水魚類・両生類の分布情報的高效かつ効果的な収集や希少種・外来種の標準化・一般化の推進を行う。【環境省、文部科学省】		b 進捗中	環境DNA分析技術の標準化のため、環境DNA分析技術を用いた淡水魚類及び両生類の調査手法の手引き等の作成・改訂を行った。				里地里山及び湿地における絶滅危惧種分布重要地域抽出調査費		
5-1-27	生物多様性・自然資本の価値評価	生物多様性・自然資本の定量的な価値評価手法の確立を図る。【環境省】		b 進捗中	・地域において、水資源をはじめとする生態系サービスや、そのサービスの保全管理活動について、経済的価値評価を行うモデルケースを創出し、こうしたサービスの利用者による支払いを促すための方法論を一定程度整理した(2024年度までの実績例)うきは市、那須塩原市)。 ・生物多様性の価値取引制度等の社会経済的な仕組みの構築を見据えた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価手法の検討を2025年度から開始した。				①現状値:9,387件(2021年度)以上(2025年度) ②「調査手法の手引き」の累計ダウンロード数	生物多様性保全等のための基礎的・事業費の本格的な整備費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略
5-1-28	生物多様性及び生態系サービスに関する総合的な評価・予測	我が国の生物多様性及び生態系サービスの現状を総合的に評価し、生物多様性国家戦略に基づく取組の効果を分析するため、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価(JBO)」の取りまとめを行う。また、社会経済活動・生物多様性損失の間の影響や、気候変動対策との統合的な解決策の策定を促すため、生物多様性・生態系サービスに係る評価・予測を実施する調査研究を推進する。【環境省】		o b 進捗中	2030年イチャヤボツティの取組に向けた方向性を「生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価(JBO)」の第4版(JBO4)の中間報告として2025年中に取りまとめられるべく検討している。また、環境総合推進費により、生物多様性及び社会経済的要因の統合評価モデルの構築と社会適用に関する研究を開始・推進している。						
5-1-29	ESG投資を促進する生態系サービスに関する総合的な評価・予測	野牛昆虫類を活用した果樹・野菜類の花粉媒介サービスや土着天敵昆虫による病害虫防除等の生物的コントロール等の生態系サービスを適切に抽出・分析・モニタリングするための技術開発及び生態系サービスを定量的に示すための指標を決定する。【農林水産省】		b 進捗中	・野牛昆虫類による花粉媒介サービスのうち、果樹および野菜類における主要な送粉昆虫10種類の識別が可能でAI画像判別器を開発した。 ・果樹の葉上から環境DNAを採取する技術の確立し、土着天敵のカリリダ類の園地内での生息を検知する技術を開発した。						

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-2-13	海洋生物ビッグデータ活用技術高度化	海洋生物・生態系の保全・利用を促進するため、海洋生物・生態系研究と情報科学の融合を図り、海洋生物に関するデータ収集・選別技術及びビッグデータの生成・解析技術の高度化等を行い、社会的成果の創出をステークホルダーとの連携により目指す。【文部科学省】	○	b 進捗中	海洋生物に関する多様なデータの収集・選別技術やビッグデータ生成・解析技術の高度化を推進し、ビッグデータの活用に関する課題を克服する。また、社会実装の在り方などの検討を進め、引き続き社会実装に向けて研究開発などを取り組む。	①本事業で整備されたデータや解析技術を用いた論文数、学芸発表数(累積) ②構築したデータベースのデータ数	①現状値 6 目標値 500 (2030年度) ②現状値 121 目標値 130 (2025年度)	1)114 (2025年5月時点) 2)1805 (2025年5月時点)	海洋生物ビッグデータ活用技術高度化	海洋生物ビッグデータ活用技術高度化	
5-2-14	海洋状況表示システム「海しる」の運用	我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化のため、関係府省及び政府機関等が保有している気象、海象、防災、海洋生物・生態系等にかかる広域性・リアルタイム性の高い海洋情報を集約・共有・提供し、「海洋状況表示システム」(海しる)を運用する。【内閣府、国土交通省】		b 進捗中	「海洋状況表示システム」(海しる)の運用を行い、気象、海象、防災、海洋生物・生態系等にかかる情報の集約・共有・提供を行っている。	海洋政策を初率的に推進するため、海洋情報の集約・共有・提供をより一層図り、「海洋状況表示システム」(海しる)の運用を行う。					
5-2-15	日本海洋データセンターの運用	日本海洋データセンターへの海洋環境に関する基礎データの集約を推進し、海洋調査機関との連携を一層強化します。【国土交通省】		b 進捗中	日本海洋データセンターでは、海洋環境を示す重要な指標である水温について、これまでに700万点を超える収集を行っており、そのほか塩分、pH等の観測項目についても、年々その数を着実に増加させている。また、日本国内の主要な海洋調査機関との連携を図り、海洋環境に関するデータの提供を受けている。	これまで実施してきた海洋環境データ収集を、今後も着実に継続していき、また国内の主要な海洋調査機関との連携を維持し、これまでと同様にデータの提供を受ける。					
5-2-16	効率的・効果的なマイクロプラスチック分析技術開発	現在ボトルネックとなっているマイクロプラスチックの材質や量の計測に対し、採集から計測まで効率的・効果的に計測する技術を開発する。得られた情報は、国際ネットワークIMDOS (Integrated Marine Debris Observing System)や環境省等に提供される。【文部科学省】		b 進捗中	マイクロプラスチックの材質や量の計測に対し、採集から計測まで効率的・効果的に計測する技術を開発し、データの取得、試料の保管まで一気通貫で行う自動分析装置を民間企業と共同で開発した。また、委員会やシンポジウムで情報提供を行った。	今後自動分析装置の改良を継続するとともに、委員会等での情報提供を継続する。	①開発した技術が使用された事例数 ②理研等への情報提供数(委員他各種学会等への出席数) ③国際学会・シンポジウムにおける情報提供数	①開発した技術が使用された事例数 ②理研等への情報提供数(委員他各種学会等への出席数) ③国際学会・シンポジウムにおける情報提供数	①開発した技術が使用された事例数 ②理研等への情報提供数(委員他各種学会等への出席数) ③国際学会・シンポジウムにおける情報提供数	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費 金・文部科学省海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発情報把握技術開発	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費 金・文部科学省海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発
5-2-17	微生物資源の「持続可能な利用」の促進	独立行政法人製品評価技術基盤機構において、資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転・我が国企業への海外の微生物資源の利用機会などを促し、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図っている。【経済産業省】		b 進捗中	ベトナム、タイ、中国、モンゴル、韓国、台湾の6か国・地域と協力関係を構築し、微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施し、我が国企業への海外微生物資源の利用機会を提供している。	今後も引き続きアクセスルートの確保を行うとともに、各国の微生物資源へのアクセスに関する法令等の情報を把握し、我が国の企業等に対し、微生物資源の利用の機会を提供する。					
5-2-18	有用微生物資源の保存及び提供	独立行政法人製品評価技術基盤機構において、国内外から収集した有用な微生物資源の保存及び研究開発や産業利用のための提供を継続する。【経済産業省】		b 進捗中	微生物資源を保存・管理し、研究開発や産業利用のために分譲を行っている。	有用な微生物資源の収集及び提供を行い、利活用促進を進める。					
5-2-19	生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化	生物多様性センターでは約65,000点の生物標本及び965,000点の資料を所蔵しており、生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進めます。【環境省】		b 進捗中	生物多様性センターでは生物標本・資料の収集を進め、約77,000点の生物標本及び約29,000点の文献資料合計106,000点の資料を所蔵している。	引き続き生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進める。					

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-2-20	マルチステークホルダーによる連携取組	国民、事業者、NPO、地方公共団体、国等が連携して取組を進めることで、新たな知見の導入や、異なるセクターによる客観的な評価等を通じたより効果的な取組の構築や取組の促進、広範な意識啓発等を実施する。【環境省】	○	b 進捗中	生物多様性戦略実現日本会議(L-CBF)における連携やネイチャー・ボトニクス推進プラットフォームにおけるフロンティアマッチングを進めるとともに、各種認証制度の活用も促進する。傾向にある。	引き継ぎ、L-CBFを通じて連携を強化し、ネイチャー・ボトニクス推進プラットフォームにおけるフロンティアマッチングを進めるとともに、各種認証制度の活用も促進する。	①L-CBFの活動(プラットフォームフォーラム)の開催回数 ②30by30アライアンスの参加者数 ③森里川海の活動(広報等の国民へのアプローチ数)(HPアクセス数) ④グリーンインフラフォーラムに登録している地方公共団体のうち、グリーンインフラの取組を推進した地方公共団体数	①現状値:337以上 ②現状値:500 ③現状値:25,324pv(2022年2月時点)78,320pv(2025年6月時点) ④現状値:16 ⑤現状値:70(2025年)	①2024年(度) ②1055(2025年6月25日時点) ③52996pv(2024年3月時点)78,320pv(2025年6月時点) ④24自治体(2022年)	生物多様性保全等のための基礎的・生物多様性推進業務費	
5-2-21	全国水生生物調査	河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通じて身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高める良い機会となることから、市民参加型の全国水生生物調査を引き続き実施する。【環境省、国土交通省】		b 進捗中	過年度の調査結果および経年データの調査を実施し、市民参加型の全国水生生物調査を実施してきた。	引き継ぎ、市民参加型の全国水生生物調査を実施、推進する。				水質汚濁防止法 進費	
5-2-22	流域関係者連携による水質調査の推進	地域住民と協働して、水生生物等の簡易的な指標を用いた水質調査による水質評価を実施することにより、地域の河川環境保全に対する関心・理解を醸成する。【国土交通省】		b 進捗中	地域住民と協働して、水生生物等の簡易的な指標を用いた水質調査や、水のにおいやゴミの量などによる水質評価を実施し、多くの住民に参加を促すことにより、地域の河川環境保全に対する関心・理解を醸成した。	引き続き、地域住民と協働して、水生生物等の簡易的な指標を用いた水質調査や人の感覚による水質評価を実施し、多くの住民に参加を促すことにより、地域の河川環境保全に対する関心・理解を醸成する。			治水事業等関係費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数		
行動目標5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定を強化する											
5-3-1	ランドスケープアプローチの推進	ランドスケープアプローチの観点から、地域ごとに多様なスケールで生物多様性と他の社会課題との間のシナジーとトレードオフを明確化した上で、自然的条件と社会的条件を統合的にとらえ、地域の多様な主体の参画を得て様々な取組を協働することにより、望ましい土地利用の実現を目指す。また、そのために必要な空間計画の策定やデジタル化等の見える化を進めるとともに、ランドスケープアプローチを取り入れた各種計画や戦略の策定等を支援する。【環境省】		b 進捗中	「生物多様性見える化システム」において、地方公共団体等が作成した生物多様性保全上重要な場や生態系ネットワーク構築上重要な場に係るマップを収集、見える化する体制を構築した。	生物多様性見える化システム」の運用により、自然共生サポーターズによるネイチャー・ボトニクス地域づくりの支援等を通してモデル事例の創出を図る。			令和16年度から令和10年度までの生物多様性見える化システム等の設計・開発及び運用・保守業務	30by30ロードマップ	
5-3-2	生物多様性地域戦略の策定促進	生物多様性基本法第13条第1項の規定により地方公共団体が策定に努めることとされる生物多様性地域戦略について、地域の実情を踏まえつつ本戦略の目標達成に貢献する生物多様性地域戦略が多くの地方公共団体に策定されるよう、技術的助言等の方策を講じる。【環境省】	○	b 進捗中	自治体が自然の有する多様な機能を活用し、地域課題の解決及び国家戦略の達成に向けて、地味の実践的な地域戦略を策定・改定することにより、必要となる情報の提供や専門家派遣等の技術的支援・伴走支援を行った。	引き継ぎ、生物多様性地域戦略策定支援業務による支援を継続し、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定数増加に向けて取組を進める。	①生物多様性地域戦略策定地方公共団体の割合 ②本戦略の策定を踏まえ、生物多様性地域戦略を改定した地方公共団体の割合 ③生物多様性国家戦略2030-2030年2月時点で生物多様性地域戦略を策定済みの地方公共団体のうち、80% (2030年度) 策定済みの地方公共団体数	①都道府県100% 市区町村9.2% (2024年度) ②都道府県100% 市区町村30% (2024年度) ③現状値:0 目標値:30(2025年度末)	①都道府県100% 市区町村9.2% (2024年度) ②21.2% (2024年度) ③19件 (2024年度)	生物多様性国家戦略推進費、生物多様性保全推進支援業務	生物多様性基本法第13条第1項

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-3-3	国土利用計画及び国土の適切な利用・管理の推進	国土利用計画(全国計画)において、OECDによる保全地域の拡大等の自然環境の保全・再生・活用を含む国土の適切な利用・管理に関する基本的な方向性を示すとともに、その方向性の実現に向けて、国土利用計画(市町村計画)及び市町村計画の策定・改定と、それらの実行計画となる都道府県、市町村及び地域の各レベルの管理構想の取組を一体的に推進する。【国土交通省】	○	b 進捗中	1. 第六次国土利用計画(全国計画)を2023年7月に策定し、国土利用の基本方針として「健全な生態系の確保によりつつながら、都市内泉、市町村及び地域の管理構想の取組の普及促進を図る。」 2. 国土利用計画(市町村計画)策定の引き継ぎを2025年4月に策定し、市町村計画の策定・改定を促進した。 3. 国土利用計画(市町村計画)策定の引き継ぎを2025年4月に策定し、市町村計画の策定・改定を促進した。 4. 国土利用計画(市町村計画)策定の引き継ぎを2025年4月に策定し、市町村計画の策定・改定を促進した。	取組意欲の確保等が課題となっており、引き続き、国土利用計画(都道府県計画、市町村計画)の策定・改定を促すとともに、都市内泉、市町村及び地域の管理構想の取組の普及促進を図る。	引き継ぎ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進すること、生物多様性の確保に配慮した公園緑地等の整備や維持管理を推進する。	現状値 53%(2020年度) 目標値 60%(2027年度)	65%(2023年度)	市町村管理構想・地域管理構想・地域推進対策	国土利用計画 法
5-3-4	緑の基本計画の策定等の推進	市町村が定める緑の基本計画の策定や改定に当たり、「生物多様性に配慮した緑の基本計画の策定」等の活用を促し、生物多様性の確保に配慮した公園緑地等の整備や維持管理を推進する。【国土交通省】	○	b 進捗中	2024年度の都市緑地法改正を踏まえ同年12月に策定した「都市における緑地の保全及び緑地の推進に関する基本方針(緑の基本方針)」にて緑の基本計画における生物多様性の確保に関する目標を設定し、生物多様性に配慮した公園緑地等の整備や維持管理を推進している。	引き継ぎ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進すること、生物多様性の確保に配慮した公園緑地等の整備や維持管理を推進する。	生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	①現状値 22%(2021年度) 目標値 40%(2025年度) ②現状値 12.3%(2023年1月時点) 目標値 30%(2030年度)	①14.4%(2025年6月時点) ②12.5%(2025年6月時点)		都市緑地法
5-3-5	意思決定プロセスにおける女性参加の推進	生物多様性の保全に関わる、広範なステークホルダーの意見を統合し、より効果的な取組を行うため、生物多様性に関する会議における、女性の参加比率を向上させる。加えて、多様な主体が意思決定プロセスに参加しやすいよう、開催形態や参加方法を配慮する。【環境省】	○	b 進捗中	生物多様性に関する会議における、女性の参加比率の向上に努めるとともに、検討会等の開催形態や参加方法について配慮を進める。	引き継ぎ生物多様性に関する会議における、女性の参加比率の向上に努めるとともに、検討会等の開催形態や参加方法について配慮を進める。	①生物多様性保全に関する審議会の女性委員の比率 ②生物多様性保全に係る環境省の管理担当ポストのうち、女性が含まれる割合	①現状値 22%(2021年度) 目標値 40%(2025年度) ②現状値 12.3%(2023年1月時点) 目標値 30%(2030年度)	①14.4%(2025年6月時点) ②12.5%(2025年6月時点)		
行動目標5-4 生物多様性に関するインセンティブの特定・重しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う											
5-4-1	生物多様性への資源動員の強化	国内外における生物多様性に係る取組全体を底上げするため、生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する施策の実施に必要な法制・体制上の取組を講ずるとともに、国際的な資源動員への貢献を強化する。その際、気候変動対策などの他の施策との相乗効果等、資源配分の効果性に配慮する。【環境省、関係府省】		b 進捗中	我が国はGPF基金に拠出を行っているほか、生物多様性日本基金を通じて生物多様性条約事務局長及び国連開発計画への継続的な拠出、またSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ事務局長への継続的な拠出を行い、これらの資金を通じて、生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進した。これらの資金による活動は、気候変動に対する強靱性の構築等や地域住民の生計向上等にも貢献している。	我が国からの継続的な拠出を行うべく国民及び関係者の理解促進を図ること、また民間を含めた全てのソースからの資源動員を推進することが課題であり、今後も、拠出の効果について積極的な情報発信を推進する。					
5-4-2	「生態系サービスへの支払い」の推進	生態系サービスの受益者が、その恩恵に対する資金負担を行う(生態系サービスへの支払い)の事例に関する情報提供等を通じて、国内での普及を推進する。【環境省】		b 進捗中	環境省HP内に掲載しているほか、生態系サービスへの支払い〜日本の優良事例の紹介〜」のページを活用し、地方公共団体や企業等に対して事例紹介等を実施した。 また、生物多様性の価値取引制度等の社会的・経済的な仕組みの構築を見据えた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価手法の検討を2025年度から開始した。	今後とも同ページを活用した普及啓発を実施する。 ・生物多様性の価値評価及びその活用に関する検討を進める。				生物多様性保全等のための基礎的・自然的環境整備費	生物多様性基本法、生物多様性国家戦略
5-4-3	乾燥地の保全、砂漠化対策	乾燥地等の自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを進める。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組む。【環境省】		b 進捗中	引き続き、モンゴルの自然資源・支援事業を推進するとともに、砂漠化対策条約COP16(2024年)に専門家を派遣するなど、世界の砂漠化問題に積極的に取り組む。	引き続き、モンゴルの自然資源・支援事業を推進するとともに、砂漠化対策条約COP16(2024年)に専門家を派遣するなど、世界の砂漠化問題に積極的に取り組む。				ネイチャーボジティブ(NPT)の裏面に向けた生物多様性保全等のための国際協力の推進	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-4-4	生物多様性保全等に資する優遇措置等	生物多様性の保全を旨とする自然環境の保全活動などを行う特定公益増進法人に対する寄付金の優遇措置や、自然公園や保安林などに指定された区域内の土地に係る所得税・法人税・地方税の特例などの税制上の措置を講じる。【環境省、農林水産省】		a 順に進捗あり	2023年度から2024年度までに、税制上の特例措置1種特別地域の国有地約88haを拡大した。生物多様性維持協定が締結された一定の土地について、相続税及び贈与税の20%減額を行った。自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域特別地域内の一定の土地等を、特別目的のため譲渡した場合の所得税及び法人税の特例措置を講じている。	現在の取組を継続して進めていく。				OEOMを活用した健全な生態系回復及び連結促進事業	自然環境保全法
5-4-5	自然共生サイト認定に係るインセンティブの検討	自然共生サイトの認定を受けた土地の生物多様性の価値を証書化等し、取引されるような特許権の検討を進めるとともに、それ以外の税制等の経済的なインセンティブについての導入可能性や実効性等の検討を行う。【環境省】	○	b 進捗中	増進法17が2025年4月から施行され、自然共生サイトに対して支援を行った者に対して「支援証明書」を国が発行する制度の本格運用を2025年8月から開始した。支援証明書および自然共生サイトは、民間企業がTINFD情報開示に活用することも念頭に制度設計しており、より多くの民間企業等の参画を促すことが期待されている。健全推進支援事業「について予算も拡充した。また、土地所有に係る負担軽減については、長期的な保全を奨励するべく、「生物多様性維持協定」が締結された一定の土地について、相続税・贈与税の評価額を20%減額することになった。	国内企業に対する支援証明書の制度の普及と並行して、健全活動が継続的かつ効果的に実行されるためのインセンティブについての検討を行う。					30x30ロードマップ
5-4-6	生物多様性に有害・有益な奨励措置に係る対応	国内の補助金を含む各種奨励措置について、生物多様性に有害なもの等を特定し、該当する奨励措置の在り方を見直す。有害な奨励措置の特定作業に当たっては、生物多様性への影響を見極めるため、関係省庁と十分に検討・協議の上で実施する。また、見直しについては、奨励措置の利用者に十分配慮し、対処する。あわせて、有害な奨励措置の増加に取組む、優良事例については横展開すべく情報発信等に取組む。【環境省】	○	b 進捗中	有害な奨励措置の特定及びそのあり方の見直しの方向性については、関係省庁、OECD等との意見交換を含め検討を行った。・有益な奨励措置についても、OECDとの意見交換を通じ、OECDのPINEデータベースの活用を含め、奨励措置の特定等に関する検討を行った。	・OECDによる有害補助金の特定に関するワイドライン(作成中)の内容も含め、有害な奨励措置の特定及びそのあり方の見直しの方向性を検討する。・有益な奨励措置については、OECD PINEデータベースへの日本の取り組み追加について働きかけを行うとともに、国内における特定に向けた検討を行う。	①現状値 - 目標値 - ②現状値 - 目標値 -	①-(2024年度) ②-(2024年度)			
行動目標5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める											
5-5-1	SATOYAMAイニシアティブの推進	生物多様性条約COP10~14までの決定を踏まえ、二次的自環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用を目指す。【環境省】 「SATOYAMAイニシアティブ」を世界規模で推進する。【環境省】		b 進捗中	国連大学サステナブルリテラシー高等研究所とともに、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップを推進するとともに、生物多様性日本基金第2期を通じCSATOYAMAイニシアティブ推進プログラム(COMDEKS)フェーズ4を国連開発計画、経団連自然保護協議会とともに2023年に開始し、SATOYAMAイニシアティブの現場におけるランドスケープレベルのプロジェクトを推進した。	SATOYAMAイニシアティブの考え方を、生物多様性条約を始めとする生物多様性に係る国際的な議論にインプットしていただくことと、種々の実施者、各種会議やサイドイベント等を活用して効果的にインフラットする。	現状値 458件 目標値 600件 (2028年)	472 (2025年6月時点)	国連大学聖地牙哥(SATOYAMAイニシアティブ)国際パートナーシップ(シニアアドバイザー)	生物多様性条約	
	SATOYAMAイニシアティブの推進	COP10期間中に設立されたSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加を広く呼びかけるとともに、参加団体間の情報共有や協力活動を促進する。【環境省】		b 進捗中	SATOYAMAイニシアティブの参加国数、団体数及び協力活動数はいすも伸びており、各国へのSATOYAMAイニシアティブの普及が進んでいる。他、メーリングリスト、SATOYAMAイニシアティブテーマ別レジュメ、IPSI-9等の機会を活用して参加団体間の情報共有が進んでいる。	二次的自環境の持続可能な利用と保全に関する国際的な議論の醸成については一定の進捗はあり、引き続き継続的な取組が必要であり、各種会議等の場を通じて二次的自環境の持続可能な利用と保全の重要性についてインプットを行うとともに、各国政府に対して個別に働きかけを行う。	①現状値 73 目標値 100 (2030年) ②現状値 283団体 目標値 400団体 (2030年)	①80(2025年6月時点) ②337 (2025年6月時点)	国連大学聖地牙哥(SATOYAMAイニシアティブ)国際パートナーシップ(シニアアドバイザー)	生物多様性条約	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-2	SATOYAMA-2 シアティフ ▶ GEF、CEPFによる国際支援	地球環境アソシエーション(GEP)やクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金(CEPF)等を通じて、SATOYAMA-2プロジェクトに関する活動に対する支援の機会を促進する。【環境省】	b 進捗中	b 進捗中	生物多様性日本基金第2期を通じて開始されたCOMDEKSエース4において、GEF小規模プロジェクトプログラム(SGP)を通じてSATOYAMA-2プロジェクトの取組を支援している。また、CEPFの取組に対し、SATOYAMA-2プロジェクトの考え方を考慮した事業執行が行われるよう適切なインプットを実施した。	GEFのSGP以外の資金を通じてSATOYAMA-2プロジェクトを推進するランドスケープアプローチを基にした地域の自然資源の持続可能な利用と保全を推進するプロジェクトが行われるようにすることが課題であり、COMDEKSの有効性について効果を示し広報していくとともにGEF評議会等の機会を通じて適切にインプットする。	現状値 - 目標値 自然環境保全を担う途上国機関の体制強化、人材育成 1229人(2024年)			生物多様性条約 拠出金	
5-5-3	国際協力大綱(第3)に基づく生物多様性分野への支援	途上国において、技術協力、有償資金協力を活用し、政策、計画策定の能力向上、科学的情報基盤の整備、地域住民との協働等を進め、沿岸域の持続可能な自然資源管理の取組を実施した。	b 進捗中	b 進捗中	技術協力、有償資金協力を活用し、開発途上国における、生物多様性の維持、温室効果ガスの排出抑制、自然災害の軽減化等に資する取組を実施した。	開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を言めた環境分野における国際協力を推進した。	現状値 自然環境保全を担う途上国機関の体制強化、人材育成 1229人(2024年)			JICA運営費交付金の内数	
5-5-4	クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金(CEPF)	世界銀行、地球環境フアンダシオン及び国際NGOコンサベーション・インターナショナルが2000年8月に共同設立したクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金(CEPF)を通じて、途上国における生物多様性ホットスポットの効果的な保護を支援する。【財務省】	b 進捗中	b 進捗中	2024年6月末までに、25か所の生物多様性ホットスポットの保全戦略が実施され、支援対象団体数は2,770団体に上った。	引き続き同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援する。					
5-5-5	JICAを通じて国際協力の推進	二国間協力としては、国際協力機構(JICA)を通じて技術協力を要し、開発途上国における持続可能な森林経営や生物多様性保全への取組を推進する。JICAにおいても、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2022年1月改訂)」を踏まえ、適切な環境社会配慮条件形成・実施に努める。【財務省】	b 進捗中	b 進捗中	JICAによる技術協力を通じ、開発途上国における持続可能な森林経営や生物多様性保全への取組を推進した。	JICAにおいて、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2022年1月改訂)」を踏まえ、適切な環境社会配慮条件形成・実施に引き続き努める。					
5-5-6	途上国の森林減少・劣化の抑制と持続可能な森林経営の促進	開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出削減等(REDD+ (レッドプラス))の促進と森林の防災、減災機能の強化に関する技術開発や人材育成等を支援する。【農林水産省】	b 進捗中	b 進捗中	緑の気候基金(GCF)のREDD+成果払いやUN-REDD+における議論に貢献し、REDD+の国際的な連携・協力を推進した。また、我が国の民間企業等が途上国での森林プロジェクトに参入するために必要な環境整備を図ることにより、民間事業者によるREDD+を含む森林保全の取組を促した。途上国の森林の防災・減災等の機能強化に治山技術を適用する手法を開発するとともに、これらの技術の普及や我が国の森林技術者の育成等を実施した。	持続可能な森林経営を通じて地球温暖化防止対策の推進のため、引き続き、これらの取組を実施する。特に、民間企業等の参画により促進されるよう、我が国の技術の活用による森林保全手法の開発や成果の可視化に取り組む。				国際林業協力事業 ・森林技術国際展開支援事業 ・グローバルサウス諸国における森林を活用した防災・減災技術展開促進事業	
5-5-7	途上国の森林保全・造成等のための国際的支援	途上国における森林保全・造成に関する技術・資金協力、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築、及び森林の整備・保全による山地流域の強靱化に関する二国間の国際協力や国際機関を通じた多国間の支援をする。【農林水産省、財務省】	b 進捗中	b 進捗中	国連食糧農業機関(FAO)への拠出を通じ、森林の整備・保全等による山地流域の強靱化に向けて、災害等のリスク評価や管理に係る課題の調査や分析、能力開発の支援を実施し、追加して、森林減少・劣化を抑制する一時的なアプローチをまとめたガイドラインの作成を支援している。また、国際熱帯木材機関(ITTO)への拠出を通じ、熱帯木材生産国における持続可能な木材サプライチェーン構築・展開に関するプロジェクトを支援している。	今後も引き続き、森林の整備・保全等を通じて国際的支援を推進する。				国連食糧農業機関(FAO)拠出金 国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-8	国際熱帯木材機関(ITTO)プロジェクト支援	国際熱帯木材機関(ITTO)加盟国における、合法で持続可能な熱帯木材の貿易及び熱帯林の持続可能な経営を促進するため、森林認証制度の普及を促す。また、違法伐採対策や森林経営能力開発プロジェクト等の実施を支援し、熱帯林をばしめとする森林の保全に貢献する。【外務省、農林水産省】		b 進捗中	熱帯木材生産加盟国におけるプロジェクト等を通じて、合法で持続可能な熱帯木材の貿易、法制度設計、能力開発及び地域住民の生活向上等を支援するとともに、熱帯林の保全に貢献している。	引き続き、熱帯木材生産加盟国におけるプロジェクト等を通じて、合法で持続可能な熱帯木材の貿易及び熱帯林の持続可能な経営を促進するための、法・制度設計や能力開発等を支援するとともに、熱帯林をばしめとする森林の保全に貢献する。	①持続可能な森林経営の促進(ITTO)加盟国において持続可能な経営が実施されている森林面積 (FSCとPEFCの合計) ②合法的に採択された木材貿易の促進(ITTO)加盟国におけるCoC(Chain of Custody)認証取得数	①現状値:26.4百万ha(2021年度) 目標値:50百万ha(2030年) ②現状値:5,484(2021年度) 目標値:8,000(2030年)	142.8百万ha(2024年度)	国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金(任意拠出金)	国際熱帯木材機関協定、外務省設置法
5-5-9	国際熱帯木材機関(ITTO)と生物多様性(OBD)条約事務局との共同イニシアティブ支援	生物多様性の保全における熱帯林の役割を認識し、ITTO-CBDの覚書(MoU)に基づき、熱帯林の生物多様性に係る共同イニシアティブを通じた取組を実施する。【農林水産省、外務省】		b 進捗中	国際熱帯木材機関(ITTO)への拠出を通じ、食料生産等と調和した持続可能な森林経営を促進するため、生態系回復、保全のためのガイドラインの作成や関係者の能力開発等、熱帯林の生物多様性の保全に貢献するプロジェクトを支援している。	現在の取組を継続して進める。			国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金		
5-5-10	国際熱帯木材協定(ITTA)実施	合法的に採択された熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化、及び熱帯木材生産林の持続可能な経営を促進することを目的とする国際熱帯木材機関(ITTO)事務局の活動を支援するとともに、関連国と積極的に参加し、加盟国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、国際熱帯木材協定(ITTA)を適切に実施するもの。【外務省、農林水産省】		b 進捗中	ITTOの最高意思決定機関である理事会の開催をはじめとするITTO事務局の活動を支援するとともに、理事会や新たな「国際熱帯木材協定(ITTA)」の作成に向けた作業委員会を含む関連委員会に積極的に参加し、他の加盟国との協議や情報交換等も通じて、ITTAの適切な実施に向けた取組を行っている。	引き続き、ITTO事務局の各種活動を支援するとともに、理事会をはじめとする関連委員会に積極的に参加し、他の加盟国との協議や情報交換等も通じて、ITTAの適切な実施を行う。			国際熱帯木材機関(ITTO)分担金	国際熱帯木材機関協定、外務省設置法	
5-5-11	IPBESの活動促進	政策決定プロセスにおける科学的知見の活用を促進し、科学と政策のインターフェースを強化するため、IPBES(Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services)に対して科学的根拠に基づき効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加・貢献し、そのための国内体制を整備する。【環境省】		b 進捗中	IPBESが効果的、効率的な枠組みとなるよう、IPBES総会への出席やアセスメント文書へのインプット等を実施した。また、学際的情報者パネル(MEP)やアセスメント報告書執筆等、有識者の英議出席を支援するとともに、TSUのホストレポートの翻訳や一般向けセミナーの開催等、日本国内における普及啓発を実施した。	引き続き、IPBES総会への出席やアセスメント文書へのインプット、有識者の会議出席や英議の日本におけるホスト、日本国内における普及啓発を推進し、IPBESの活動に貢献する。	現状値 0 目標値 3名(2025年度) 目標値 6名(2030年度)	3名(2025年度) 6名(2030年度)	生物多様性及び生態系サービスに関する政府科学政策プラットフォーム推進戦略 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進戦略 ・ネイチャー・ポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費		

実施番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-12	GESOS構築のための取組の推進	地球観測に関する政府間学会(GEO)に参画し、気候変動、災害、生物多様性等の地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献するため、幅広いユーザーに対して、各国の衛星、海洋、地上等の地球観測データ及びそれらを活用し得られた情報等を提供する全球地球観測システム(GEOS)の構築・発展に関する国際協力を推進する。 【文部科学省】	生物多様性	b 進捗中	本学会や執行委員国会議等の各種学会への出席や拠出金の負担、2024年9月に東京で開催された第16回アジア・オセアニア地域GEO(AOGEO)シンポジウム等を通じて、GESOSの構築・発展に関する国際協力の推進に貢献している。	2023年11月の第19回GEO本学会で採択された「2026年以降のGEO戦略」において、地球観測データをはじめとする多様なデータを統合し、それをモデルや予測、シナリオ分析等と組み合わせ、課題解決に向けた政策判断や行動に必要な知識や洞察を提供する「地球インテリジェンス」の創出が新たなテーマとして位置づけられた。今後は、GESOSの構築・発展に加え、地球インテリジェンスの創出に向けた国際協力も推進する。	(目標) 生物多様性を含む地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献するため、各国の地球観測データ及びそれらを活用し得られた知見等を共有するための基盤であるGESOSの構築・発展に関する国際協力を推進する。また、GEO次期戦略ミッションにおいて、生物多様性に関する取組を重点的取組事項として位置づける。		本学会や執行委員国会議等の出席や拠出金の負担、2024年9月に東京で開催された第16回アジア・オセアニア地域GEO(AOGEO)シンポジウム等を通じて、GESOSの構築・発展に関する国際協力の推進に貢献している。また、2025年5月の第20回本学会にて採択された「2026年以降のGEO戦略」において、生物多様性に関する取組が重点的取組の一つに位置づけられた。(2025年6月時点)	地球観測政府間学会拠出金	
5-5-13	アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク(APBON)	アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、各国の現状についての情報交換などを通じ、同地域における生物多様性モニタリングの観測ネットワークの活動を支援し、地域の連携を深める。アジア太平洋地域においても同様の取組を行う(AP-MBON)。 【環境省、文部科学省】	生物多様性	b 進捗中	アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、国際フォーラムやワークショップを開催し、生物多様性モニタリングの観測ネットワークの活動を支援し、地域の連携を深めた。	引き継ぎ国際ワークショップやウェブセミナーを開催することにより、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングの観測ネットワークの活動を支援し、地域の連携を深める。アジア太平洋地域においても同様の取組を行う(AP-MBON)。 また、より多くの国又は地域からの参加を促すため、メーリングリストを活用する。	(目標) 生物多様性情報収集、提供を行う場であるアジア太平洋地域生物多様性観測ネットワークのメンバー国あるいは地域の国、ウェブセミナーに出席した研究者の国あるいは地域の割合が7割以上を維持		アジア太平洋地域生物多様性観測ネットワークのメンバー国あるいは地域の国、ウェブセミナーに出席した研究者の国あるいは地域の割合：40%(2024年度)	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	生物多様性基本法第23条
5-5-14	アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク(APN)	アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク(APN)を通じて、地域研究者との共同研究や能力開発、ワークショップ開催等を通じ、地域の政策担当者と連携強化を促進する。 【環境省】	生物多様性	b 進捗中	研究支援等を通じ、生物多様性に関する専門的知識や能力開発、地域政策の科学的根拠を向上に貢献する。あわせて、生態系、生物多様性を重点分野の一つに据え、戦略的に取り組む、各種関連会議への情報交換の促進を推進していく。	研究支援等を通じて、生物多様性に関する専門的知識や能力開発、地域政策の科学的根拠を向上に貢献する。あわせて、生態系、生物多様性を重点分野の一つに据え、戦略的に取り組む、各種関連会議への情報交換の促進を推進していく。	研究支援等を通じて、生物多様性に関する専門的知識や能力開発、地域政策の科学的根拠を向上に貢献する。あわせて、生態系、生物多様性を重点分野の一つに据え、戦略的に取り組む、各種関連会議への情報交換の促進を推進していく。		APNの第5次戦略計画(2020年～2026年)に沿って進めている。(2025年6月時点)	地球規模生物多様性モニタリング推進事業拠出金	

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-15	生物多様性条約関連委員会への参加 対応 ➢生物多様性条約関連委員会への参加	生物多様性条約関連委員会への参加を通じて、効果的な条約実施の推進、我が国の知見・取組の共有など、地球規模での生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献していく。【環境省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省】		b 進捗中	生物多様性条約関連委員会(代重面登壇)に求められる公式合同には、すべて日本政府代表団が参加した。効果的な条約実施の推進、我が国の知見・取組の共有など、地球規模での生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献した。	今後、生物多様性条約関連委員会(代重面登壇)に求められる公式合同に、主要議題に関する交渉等、議論への積極的な関与等を通じて、効果的な条約実施の推進等に貢献する。	生物多様性条約関連委員会(代重面登壇)が求められる公式合同のうち、日本政府代表団等が参加した割合	現状値 100% 目標値 100%	100%(2025年6月時点)		生物多様性条約
	生物多様性条約関連委員会への参加 対応 ➢生物多様性条約関連委員会への参加	生物多様性条約の締約国会議や、関連する科学技術補助機関(SBSTTA: Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice)などにおける議論の状況を国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促す。【環境省】		b 進捗中	生物多様性条約COP16や関連委員会において、プレスリリースのみのならず、記者ブリーフやSNS(IX)を通じた周知、一般向け報告書等を通じて、国民への周知や条約実施に向けた国民の協力を促進した。	今後の生物多様性条約COP16においても、同様 の周知・発信を促す。	(目標) 概ね2年に一度のCOP16開催後、結果概要をとりまとめた資料を作成するとともに、一般向けの結果報告を行う。また、国民をまとめた国民向けの資料等を作成・公開する。		生物多様性条約COP16開催後、結果概要をとりまとめた資料を作成するとともに、一般向けの結果報告を行った。(2025年6月時点)		生物多様性条約
	生物多様性条約関連委員会への参加 対応 ➢国際会議等への専門家の派遣	生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約関連委員会や国際機関への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を行う。【環境省】		b 進捗中	IPBES関連会議・生物多様性条約関連委員会専門家に、IPBESアセスメント執筆者の公募等を通じて、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を推進した。	引き続き、IPBES関連会議や生物多様性条約関連委員会専門家に、IPBESアセスメント執筆者の公募等を通じて、国内の生物多様性分野の専門家のさらなる発掘・支援・育成を推進する。	①生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)への専門家派遣人数 ②生物多様性に係る条約関連専門家委員会に派遣した専門家の数	①現状値 0 ※コロナにより会議開催がなかつたため 目標値 5(2030年) ②現状値 0 ※コロナにより会議開催がなかつたため 目標値 3(2030年)	1)3名(5-11と同) 2)2025年6月時点 3)2030年6月時点		生物多様性条約 ・生物多様性条約の締結 ・生物多様性条約の締結 ・生物多様性条約の締結 ・生物多様性条約の締結
5-5-16	生物多様性条約の適切な実施	生物多様性条約の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。生物多様性条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連委員会に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じて積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施するもの。【外務省】		b 進捗中	意見提出等の非金銭的貢献及び義務的貢献の積極的な実施、生物多様性条約の事務局の活動を支援し、生物多様性条約の締約国に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じて積極的な情報交換を行った。ホランティニアヒューへの参画を表明した。これらに取り組み等を通じて条約の適切な実施に貢献した。	引き続き、意見提出等の非金銭的貢献及び義務的貢献の積極的な実施、生物多様性条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連委員会に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じて積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。	生物多様性条約の目的の達成に向けた国際的な努力作りの推進(生物多様性条約締約国会議における決定の数)	現状値 35本 (2022年度) 目標値 30本 (2030年度)	36本※ COP16開催(2025年2月)時点		生物多様性条約 ・生物多様性条約 ・生物多様性条約 ・生物多様性条約

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-17	生物多様性日本基金	途上国がCOP15で採択される昆明・モントリオール生物多様性枠組を達成するための国際協力を推進する。【環境省】	b 進捗中	生物多様性日本基金第2期を通じて、生物多様性国家戦略及び行動計画(NBSAP)タイプAグループの開成を実施し、昆明・モントリオール生物多様性枠組の途上国等における実施に貢献した。	生物多様性日本基金第2期(2024年)に締結を迎える中で、昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標年である2030年まで途上国へ継続的な支援を行うこと及び2030年以降の枠組に向けた議論に貢献していくことが課題であり、必要な予算を確保できるよう関係者の理解を促進する。	①生物多様性日本基金を通じた生物多様性枠組の推進 ②現行の生物多様性枠組の目標年である2030年以降の枠組に向けた議論に貢献していくことが課題であり、必要な予算を確保できるよう関係者の理解を促進する。	①現状値 - 目標値 5(2030年) ②現状値 - 目標値 170(2030年) ③現状値 - 目標値 10(2028年)	1)5.10(2025年3月時点) 2)179(2025年3月時点) 3)27(2025年6月時点)	生物多様性条約 拠出金		
5-5-18	生物多様性条約カルタヘナ議定書実施	現代のバイオテクノロジーにより改変された生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるもの(遺伝子組換え生物)の安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を目的とする。生物多様性条約カルタヘナ議定書の事務高の活動を支援するとともに、条約関連委員会に積極的に参加し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。【外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】	b 進捗中	条約関連委員会に積極的に参加し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施している。	引き続き、条約関連委員会に積極的に参加し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。	現状値 14本(2022年度) 目標値 18本(2030年)	12本(2025年6月時点(GP/MOP11))	生物多様性条約カルタヘナ議定書、外務省有設置法			
5-5-19	生物多様性条約名古屋議定書実施	遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を目的とする。生物多様性条約名古屋議定書の事務高の活動を支援するとともに、条約関連委員会に積極的に参加し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】	b 進捗中	意見提出等の非金銭的貢献及び義務的拠出金の拠出を継続し、生物多様性条約の事務局による名古屋議定書に關する活動を支援した。締結委員会に積極的に参加し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行った。ボランテニアアプレビューへの参加を表明した。これらに貢献した。	引き続き、意見提出等の非金銭的貢献及び義務的拠出金の拠出を継続し、生物多様性条約の事務局による名古屋議定書に關する活動と併せて、他のABS関係の条約と必要に応じた積極的な情報交換を行い、これらをもって条約を適切に実施する。	現状値 12本(2022年度) 目標値 16本(2030年度)	14本※COP16開催(2025年2月)時点	生物多様性条約名古屋議定書、外務省設置法			
5-5-20	日中韓生物多様性政策対話	日中韓生物多様性政策対話において、昆明・モントリオール生物多様性条約の実施に向けた3カ国間の知見の共有を進める。【環境省】	b 進捗中	2023年は中国、2024年は日本で日中韓生物多様性政策対話が開催された。昆明・モントリオール生物多様性条約の実施に向けた3カ国間の知見の共有、協力体制の強化等を進める。	2025年は韓国にて開催され、その後、年1回程度の頻度で開催される本対話に参加し、さらなる3カ国間の知見の共有、協力体制の強化等を進める。	現状値 年1回 目標値 年1回	年1回の頻度で開催されている(2025年6月時点)	生物多様性保全等のための基礎的的事业費			
5-5-21	ラムサール条約及び条約湿地の保全、賢明な利用及び普及啓発	ラムサール条約湿地において生息・生育する動植物の保全及びワイルドスペース(賢明な利用)を促進するとともに、条約湿地の質をより向上させていく観点から、これまで登録された全ての湿地について最新状況を把握し、ラムサール条約(RIS)の更新発行を行う。そのため、関係省庁、地方公共団体や地域住民、NGO、専門家、地域住民、ユネスコなどと連携し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生、優良事例の共有、湿地教育を含む普及啓発活動等を推進する。国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであれば、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地を進める。加えて、特に我が国に選定された水鳥の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、湿地の現状調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発等を進めることにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約の履行や、渡り鳥及び湿地保全への国際協力を進める。【環境省、外務省、農林水産省、国土交通省】	b 進捗中	ラムサール情報基(RIS)について現在9箇所の更新作業を完了している。ラムサール条約登録湿地候補地を市町村会議等を通じて、国内外の選定委員会に係る最新動向の共有に加え、関係自治体間で、ワイルドスペース(賢明な利用)の取組事例や湿地教育をはじめとする普及啓発活動等(CEPA)の情報共有と連携が進められている。	RIS情報精度及び内容について、過去のRISに比較して高い精度と量を要求されており、更新の承認のために最新の更新状況把握に加え、更新作業を進める。引き続きワイルドスペース(賢明な利用)の取組事例や湿地教育をはじめとする普及啓発活動等(CEPA)の情報共有と連携を進める。	現状値 12(2022年) 目標値 53(2030年)	18(2025年6月時点)	アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費			特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法律、自然公園法、河川法

施策番号	施策名	施策の概要	重点	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	指標/目標	当初の値と目標値	点検値	予算事業名	関係制度・法令名称
5-5-27	ワシントン条約(MIKE)の密猟監視プログラム支援	アフリカにおけるゾウの密猟の根絶や関係者の監視能力向上等に資するプロジェクト(レンジャーの育成や密猟監視ポストの建設等)を支援し、野生動物植物違法取引対策の強化を通じ、我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進している。(外務省)	b	進捗中	アフリカにおけるゾウの密猟の根絶や関係者の監視能力向上等に資するプロジェクト(レンジャーの育成や密猟監視ポストの建設等)を支援し、野生動物植物違法取引対策の強化を通じ、我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進している。2025年度は、地域委員会を開催する。	引き続き、アフリカにおけるゾウの密猟の根絶に向け、野生動物植物違法取引対策への能力強化を目的とした関係者の監視能力向上等に資するプロジェクト(レンジャーの育成や密猟監視ポストの建設等)への支援を介し、我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。なお、2025年度は、地域委員会を開催し、関係者間の知識共有と能力向上に貢献する。	途上国における多数国間協定(ワシントン条約、外務省設置法)の遵守実施支援プログラム拠出金(任意拠出金)	1事業(2025年度)	東南アジア地域持続的水産業推進事業	ワシントン条約、外務省設置法	
5-5-28	東南アジアにおける密猟監視プログラムの推進	東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)への資金拠出及び専門家派遣による、ASEAN地域における国際資源管理の推進と環境・安全配慮型養殖手法の開発の推進を通じ、水産生物資源利用分野におけるASEAN諸国との協力関係の強化を図る。(農林水産省)	b	進捗中	ASEAN地域における国際資源管理の推進と環境・安全配慮型養殖手法の開発の推進を通じ、水産生物資源利用分野におけるASEAN諸国との協力関係の強化のため、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)への資金拠出及び専門家派遣を行った。	引き続き、東南アジアにおける持続的水産業の推進に係る取組を支援し、ASEAN諸国との協力関係を強化する。	東南アジア地域持続的水産業推進事業				
5-5-29	国際的なサンゴ礁生態系保全への貢献	国際的に劣化及び損失の著しいサンゴ礁生態系の保全のため、ICRI等の国際会議への参加や国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターの取組を通じて、情報収集、我が国の取組の発信を行う。また、東アジア地域におけるサンゴ礁保全に貢献するため、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を行うとともに、地域解析のためのGCRMN東アジアの国と地域間の各モニタリングデータについて、管理及び利用方法について整理し、	b	進捗中	ICRI等の国際会議への参加や国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターの取組を通じて、情報収集、我が国の取組の発信を行う。また、東アジア地域におけるサンゴ礁保全に貢献するため、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を行うとともに、地域解析のためのGCRMN東アジアの国と地域間の各モニタリングデータについて、管理及び利用方法について整理した。	引き続き、東南アジアにおける持続的水産業の推進に係る取組を支援し、ASEAN諸国との協力関係を強化する。			サンゴ礁生態系保全推進計画2022-2030		
5-5-30	天保ブルーオーシャン・ビジョンの実現に向け、海洋環境を含むプラスチック汚染の削減に向けた国際的な取組の推進	天保ブルーオーシャン・ビジョンの実現に向け、海洋環境を含むプラスチック汚染の削減に向けた国際的な取組の推進を支援し、我が国の取組の発信を行う。また、東アジア地域におけるサンゴ礁保全に貢献するため、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を行うとともに、地域解析のためのGCRMN東アジアの国と地域間の各モニタリングデータについて、管理及び利用方法について整理し、適切なデータベースを構築する。(環境省)	o	進捗中	2017年9月に設立した「アフリカの青い大街」を支援し、天保ブルーオーシャン・ビジョンの取組を推進し、我が国の取組の発信を行う。また、東アジア地域におけるサンゴ礁保全に貢献するため、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を行うとともに、地域解析のためのGCRMN東アジアの国と地域間の各モニタリングデータについて、管理及び利用方法について整理した。	引き続き、東南アジアにおける持続的水産業の推進に係る取組を支援し、ASEAN諸国との協力関係を強化する。	約30,000人(2023年)		海洋ごみに係る削減対策推進計画(2025年度)		
5-5-31	ハラスメント水管理規約に関する国際的議論への積極的関与	2022年9月に締結したハラスメント水管理規約に関する国際的議論への積極的関与を支援し、我が国の取組の発信を行う。また、東アジア地域におけるサンゴ礁保全に貢献するため、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を行うとともに、地域解析のためのGCRMN東アジアの国と地域間の各モニタリングデータについて、管理及び利用方法について整理し、適切なデータベースを構築する。(環境省)	b	進捗中	IMOの海洋環境保護委員会における条約の見直しに向けた議論に参加している。	IMOの海洋環境保護委員会における議論に引き続き積極的に関与し、合理的な条約の見直しを図る。				海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	
5-5-32	世界遺産条約の履行に向けた国際的議論への積極的関与	2022年9月に締結したハラスメント水管理規約に関する国際的議論への積極的関与を支援し、我が国の取組の発信を行う。また、東アジア地域におけるサンゴ礁保全に貢献するため、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を行うとともに、地域解析のためのGCRMN東アジアの国と地域間の各モニタリングデータについて、管理及び利用方法について整理し、適切なデータベースを構築する。(環境省)	b	進捗中	ユネスコ日本信託基金を運用し、国際的な貢献を継続している。	引き続き、ユネスコ日本信託基金を運用し、国際的な貢献を継続する。				世界遺産条約第16条1	

第3部 総括

第1部では、国家戦略2023-2030において取組の柱として位置付けている5つの基本戦略、並びに基本戦略の下に掲げた状態目標及び行動目標（国別目標）のそれぞれについて、進捗状況の中間評価を行った。

基本戦略1「生態系の健全性の回復」については、生態系の健全性は回復に向かっているとは言えないが、生物多様性を保全するとともに生物多様性の損失の直接的な要因に対処するための多くの取組に進展があった。JB04中間提言では、生態系タイプによって傾向が異なるとされ、例えば、森林生態系のうち二次林や、農地生態系のうち畑・果樹地・牧草地などで回復傾向にあると考えられる一方、農地生態系のうち二次草原・草地及び里地里山、サンゴ礁生態系などでは損失傾向にあると考えられるとしている。特に二次草原・草地及び里地里山といった人の手が加わることで維持される生態系については、多様な主体の参画の下で自然環境を保全・再生・創出する活動を促進していくことが必要である。

基本戦略2「自然を活用した社会課題の解決」については、その基盤となる生態系サービスは上向いているとまでは言えないが、生態系が有する機能を持続的かつ効果的に活用するための取組や、地域が抱える諸課題との統合的な対処に関する取組はそれぞれ進展しており、とりわけ生態系が有する機能の可視化等は顕著に進展した。一方、再生可能エネルギーの導入時に生物多様性への配慮を促す取組については更に進める必要がある。自然の恵みを活かして気候変動対策や防災・減災などの多様な社会課題の解決に役立てようとするNbSの考え方や取組が世界的に広まりつつあることも踏まえながら、農林水産業、気候変動対策、防災・減災、観光業など、生態系がもたらす供給、調整及び文化的なサービスに依存するあらゆる分野の取組や事業活動に、生物多様性の保全と持続可能な利用を組み込むことが必要である。

基本戦略3「ネイチャーポジティブ経済の実現」については順調な出だしを切っているものと考えられ、特に、事業活動における生物多様性への影響等の情報開示やそれを踏まえた投融資を促すための取組や、持続可能な農林水産業の拡大に向けた取組等は着実に進んでいる。ただし、ネイチャーポジティブ経営への移行に取り組んでいる事業者は日本全体の中ではまだ一部に留まることから、こうした取組をより多くの事業者及び産業分野に浸透及び拡大させていくことが必要である。

基本戦略4「生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）」については、生物多様性の重要性に対する知識の不足・無関心や、生物多様性の価値が統合されていない社会構造を変えることにはまだ結びついていないが、生物多様性を重視する価値観を持った人づくりや、生物多様性に正の貢献をする行動を後押しするための多くの取組に進展があった。一人一人が生物多様性の重要性を認識し、日々の暮らしの中で生物多様性に配慮した又は保全に資する行動をすることが重要であり、そのような行動変容につながる取組の強化が必要である。

基本戦略5「生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進」については、特に国内の情報基盤の充実化が図られつつあり、また、世界的な資金の確保や国際連携の側面でも前進している。特に、我が国の知見を活かした国際協力の取組は着実に進んでおり、国内での長期的なモニタ

リングの実施や、地域における計画策定への支援、国内外での資源動員の強化等に関する取組についても進展があった。一方、国内における専門人材の育成等については更に取り組む必要がある。また、今回の中間評価全体において、技術的に評価が困難であった項目も一部あることから、引き続き関連するデータの収集・蓄積や評価手法の確立に努める必要がある。

進捗状況の評価結果は、全 40 の国別目標のうち、8 つが「目標達成に向けて順調」、22 が「進展したが、その程度は不十分」、9 つが「大きな進展なし」、1 つが「不明」との評価となった（表 3-1 参照）。国家戦略 2023-2030 の策定から 2 年余りで「目標達成に向けて順調」となった国別目標が複数あったことは特筆に値する。目標年である 2030 年までに向けては、「進展したが、その程度は不十分」、「大きな進展なし」となった国別目標についてはもちろんのこと、「目標達成に向けて順調」となった国別目標についても、達成に至らせるべく、さらに取組等を推進することが必要である。また、「進展したが、その程度は不十分」、「大きな進展なし」となった国別目標については、関連指標群のうち特に後退傾向にあったものについて改善させることが重要である。

進捗状況の評価結果を状態目標・行動目標の別に見ると、状態目標については全 15 のうち、3 つが「目標達成に向けて順調」、4 つが「進展したが、その程度は不十分」、7 つが「大きな進展なし」、1 つが「不明」との評価となった。行動目標については全 25 のうち、5 つが「目標達成に向けて順調」、18 が「進展したが、その程度は不十分」、2 つが「大きな進展なし」との評価となった。全体的には、行動目標に比べて、状態目標では進展しているものが限られるという結果となった。その理由としては、行動が状態に作用し効果が発現するまでに一定程度の時間を要することや、行動の規模等が状態を進展させるに十分ではないこと等が考えられる。

第 2 部では、行動目標毎に掲げた計 392 の具体的施策について、進捗評価、取組状況と成果、課題と今後の方針等を点検した結果を掲載した。

具体的施策の進捗状況の評価については、未着手であり「検討中」の施策は一つとしてなかった。一定の取組が行われている「進捗中」の施策が大多数であり、基本戦略別ではいずれにおいても 90% 以上を占めた。また、わずかではあるが「既に達成済」の施策もあった。

達成時期を 2030 年頃に設定している施策も多く、目標達成に至った施策はまだ限られているが、国家戦略 2023-2030 の策定後に新たに開始された施策も少なくないなど、多くの施策で着実な進捗が認められた。

以上から、国家戦略 2023-2030 の目標とする「2030 年ネイチャーポジティブ」の達成に向けた進捗状況を総括すると、新枠組の採択後、世界の中でも早期に生物多様性国家戦略を策定してから 2 年余りで、既に目標を達成した施策をはじめとして多くの施策で着実な進捗が見られ、ほとんどの行動目標が進展した一方、状態目標では進展のあったものは半数弱に留まった。

特に状態目標に係る評価結果を踏まえると、我が国の生物多様性の状態は全体として損失し続けており、生態系サービスの状態も回復するまでには至っていないと考えられる。ただし、前向きな

兆しも一部あり、生物多様性の損失の背景に位置付けられる社会経済状況については、部分的であるが改善していると考えられる。

2030年ネイチャーポジティブの実現に向けては、歩みが捗々しくない国別目標はもとより、達成に向けて順調と考えられる国別目標についても、更なる進展が求められる。生物多様性の保全と持続可能な利用が一層進められ、それらが社会経済活動の中に組み込まれるよう、引き続き多角的な取組を実施・加速化し、生物多様性の損失の直接要因と間接要因の双方に働きかけていくことが必要である。そのためには、国をはじめ、地方公共団体、事業者、研究・教育機関、民間団体、国民などの各主体が、参加、連携、協力、協働、行動していくことが欠かせない。

表 3-1 国別目標の進捗状況の概要

国別目標の評価結果		
① 達成		0
② 目標達成に向けて順調	行動目標 2-1(生態系機能の可視化) 状態目標 3-2(負の影響の低減等) 状態目標 3-3(持続可能な農林水産業) 行動目標 3-1(企業の情報開示) 行動目標 3-2(貢献技術・サービス支援) 行動目標 3-4(環境保全型農林水産業) 状態目標 5-1(情報基盤の整備等) 行動目標 5-5(国際協力)	8 (内訳) 状態目標: 3 行動目標: 5
③ 進展したが、その程度は不十分	行動目標 1-1(陸と海の 30%以上保全) 行動目標 1-2(劣化地の 30%以上再生) 行動目標 1-3(汚染削減・外来種防止) 行動目標 1-4(気候変動影響の最小化) 行動目標 1-5(希少種保護・状況改善) 行動目標 1-6(遺伝的多様性保全) 行動目標 2-2(自然活用地域づくり) 行動目標 2-3(気候変動関連自然再生) 行動目標 2-5(鳥獣との軋轢緩和) 状態目標 3-1(ESG 投融資の推進等) 行動目標 3-3(遺伝資源 ABS) 状態目標 4-2(消費行動における配慮) 行動目標 4-1(環境教育の推進) 行動目標 4-2(ふれあい機会の提供等)	22 (内訳) 状態目標: 4 行動目標: 18

	<p>行動目標 4-3(自主的行動変容促進)</p> <p>行動目標 4-4(消費行動・選択肢提示)</p> <p>行動目標 4-5(地域保全再生活動促進)</p> <p>状態目標 5-2(生物多様性資金の確保)</p> <p>状態目標 5-3(途上国支援能力構築等)</p> <p>行動目標 5-1(学術研究・基礎調査等)</p> <p>行動目標 5-3(地域戦略等策定支援)</p> <p>行動目標 5-4(資源動員の強化)</p>	
④ 大きな進展なし	<p>状態目標 1-1(生態系の健全性の回復)</p> <p>状態目標 1-2(種の絶滅リスクの低減)</p> <p>状態目標 2-1(生態系サービスの向上)</p> <p>状態目標 2-2(気候変動対策による生態系影響減)</p> <p>状態目標 2-3(鳥獣被害の緩和)</p> <p>行動目標 2-4(再エネ導入時の配慮)</p> <p>状態目標 4-1(自然重視の価値観形成)</p> <p>状態目標 4-3(保全活動への積極的な参加)</p> <p>行動目標 5-2(データ活用の人材育成)</p>	<p>9</p> <p>(内訳)</p> <p>状態目標: 7</p> <p>行動目標: 2</p>
⑤ 該当なし/適用不可		0
⑥ 不明	<p>状態目標 1-3(遺伝的多様性の維持)</p>	<p>1</p> <p>(内訳)</p> <p>状態目標: 1</p> <p>行動目標: 0</p>

注) 太字は状態目標を示す。各国別目標の () 内は省略した内容で記載している。各国別目標の全文については第 1 部を参照。